



# 山形県公報

令和4年6月10日(金)

号外(13)

## 目次

### 公 告

○包括外部監査結果に関する報告の公表……………(監査委員) … 1

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、山形県包括外部監査人柴田真人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月10日

山形県監査委員	森	谷	仙一郎
山形県監査委員	星	川	純一
山形県監査委員	松	田	義彦
山形県監査委員	海老	名	信乃

令和4年6月10日印刷  
令和4年6月10日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

令和4年6月10日（金）  
山形県公報 号外（13）

令和3年度  
包括外部監査の結果報告書

（テーマ） 県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）  
の実施状況について

令和4年3月

山形県包括外部監査人

柴田真人



<b>第1章</b>	<b>包括外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件を選定した理由について	1
4	包括外部監査の実施期間	2
5	包括外部監査の対象期間	2
6	包括外部監査の方法	2
7	包括外部監査人および補助者の氏名・資格	3
8	利害関係	3
<b>第2章</b>	<b>包括外部監査対象の概要</b>	<b>4</b>
第1	県有財産の状況	4
1	財産の分類・定義	4
2	令和2年度末の公有財産及び物品の状況	6
3	直近10年間の推移	7
第2	基本方針に基づく取組み	9
1	基本方針の前提	9
2	基本方針における県の課題認識	10
3	基本方針の目的達成のための3つの取組みの柱	13
4	これまでの取組み	14
5	県有施設の更新に要する費用の試算	18
6	推進体制及び工程	19
7	基本方針の見直しについて	21
8	基本方針における対象財産と包括外部監査の対象財産	22
第3	監査の対象とした施設等	23
1	抽出基準	23
2	抽出件数	24

3	監査の対象とした施設等 .....	24
<b>第3章</b>	<b>包括外部監査手続の概要 .....</b>	<b>26</b>
1	基本方針等に係る全般的な取組みの検討のために実施した監査手続 .....	26
2	個別の施設等の検討のために実施した監査手続 .....	31
3	過年度包括外部監査結果の措置状況の確認のために実施した監査手続 .....	37
<b>第4章</b>	<b>包括外部監査の結果 .....</b>	<b>38</b>
1	監査の結果及び意見について .....	38
2	監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布 .....	39
3	監査の結果及び意見（各論）の要約リスト .....	40
<b>第5章</b>	<b>監査の結果（各論） .....</b>	<b>77</b>
第1	FM基本方針.....	77
1	目標の達成状況 .....	77
2	「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取組み .....	84
3	「県有財産の有効活用」のための具体的な取組み .....	92
4	「県有財産の総量縮小」のための具体的な取組み .....	94
第2	施設アセスメントと個別施設計画 .....	95
1	施設アセスメント .....	95
2	山形県県有建物長寿命化計画（公共施設） .....	103
3	山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等） .....	110
4	山形県県有建物長寿命化計画（職員公舎） .....	116
5	山形県立学校施設長寿命化計画 .....	122
6	山形県警察施設長寿命化計画 .....	131
7	山形県県営住宅長寿命化計画 .....	137
第3	未利用財産の利活用・売却と普通財産 .....	146
1	未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス .....	146
2	未利用財産・普通財産の売却 .....	149

3	普通財産の貸付け	154
第4	地方公会計制度の活用	162
第5	物品管理	168
第6	個別の施設等	171
1	山形県郷土館	171
2	山形県県民の海・プール	187
3	県民の森（森林学習展示館）	197
4	置賜文化ホール	204
5	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館	219
6	山形県青年の家	230
7	山形県立博物館	240
8	山形県神室少年自然の家	248
9	山形県職員会館あこや会館	256
10	産業技術短期大学校庄内校	265
11	庄内総合支庁（分庁舎を含む）	274
12	栽培漁業センター	281
13	工業技術センター	288
14	内水面水産研究所	304
15	高度技術研究開発センター	309
16	教育センター	316
17	山形第16号職員アパート	324
18	山形警第9号職員アパート	334
19	山形東高等学校	344
20	遊佐高等学校	353
21	新庄神室産業高等学校	366

22	米沢養護学校	374
23	山形県総合交通安全センター	382
24	天童警察署	391
25	県営五十鈴アパート	397
26	県営飯塚住宅	404
27	元蔵王西部牧場	411
28	元三川第3号職員アパート	416
29	警察職員福祉施設パラシオもがみ	420
30	酒田北港地区	423



## 第1章 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）の実施状況について

### 3 特定の事件を選定した理由について

「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」（平成29年12月改訂）（以下、「基本方針」という。）によれば、県が保有する財産は行政サービスの向上に伴って増加してきた経緯から膨大な量となっており、特に、1970年代以降に整備された多くの施設がこれから更新・大規模改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にある。

県は、今後、人口減少・少子高齢化等により公共施設等の利用需要の変化が予想される中で、将来にわたって県民に対する行政サービスの維持向上を図るため、経営的な視点を重視する管理手法としてファシリティマネジメントを導入し、当該基本方針を策定・運用することにより、県有財産の総合的な管理に取り組んでいる。

令和3年3月に県が策定した「山形県行財政改革推進プラン2021」においても、行財政改革に係る取組みの二つ目の柱である「リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立」のための施策の一つとして「県有財産の総合的な管理・運用」を掲げており、基本方針に基づき、県が保有する財産等を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に立ち、計画的な予防保全による長寿命化や、県有施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保などを推進することとしている。

こうした状況を踏まえると、県のファシリティマネジメントに関する取組みは重要であり、また、令和3年3月に基本方針に基づく個別施設計画の策定が完了したところであることから、ファシリティマネジメントの実施状況について、行政コストの収支分析を踏まえて有効性、効率性及び経済性等の観点で監査することは意義が大きいと考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

#### 4 包括外部監査の実施期間

令和3年4月から令和4年3月までの期間、監査を実施した。

#### 5 包括外部監査の対象期間

原則として令和2年度分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とした。）

#### 6 包括外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

- ① 県のファシリティマネジメントの取組みは、効果的・効率的に実施されているか
- ② 行政コストの発生状況を踏まえて、県が財産を保有する意義、県民のニーズはあるか
- ③ 施設の老朽化・利用状況・同種施設の設置状況等を踏まえて、規模や配置の状況は適切か
- ④ 今後の更新計画が、基本方針に基づく個別施設計画等において具体化されているか
- ⑤ 財産に係る使用料の受益者負担の水準は適正か
- ⑥ 未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組み又は普通財産への移管・処分等が適切に行われているか
- ⑦ 財産（公有財産、物品）の取得、貸付け（減免を含む）、処分及び管理に係る事務手続きは適切か

##### (2) 監査手続

- ① 基本方針及び個別施設計画の策定・管理状況、地方公会計制度のファシリティマネジメントへの活用状況、未利用財産に関する取組みの状況等について事前ヒアリングを行い、監査対象を抽出した。
- ② 抽出した監査対象についてアンケート調査を実施し、行政コスト（建設コスト及び今後の更新費用を含む）の発生状況、利用状況、使用料の決定根拠等について把握した。
- ③ 対象施設を視察し、アンケート調査に対する回答を踏まえて、監査要点に基づくヒアリング及び資料の閲覧を実施した。
- ④ 過年度に県有財産をテーマとした包括外部監査の結果及び意見について、措置後に発生した同様の状況においても考慮されているか確認した。

⑤ その他監査の過程で必要と判断した手続を実施した。

## 7 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 柴田 真人

### (2) 補助者

公認会計士 吉沢 公人

公認会計士 富樫 研輔

公認会計士 松田 卓也

公認会計士 浅野 和宏

公認会計士 齋藤 翔太

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 包括外部監査対象の概要

### 第1 県有財産の状況

#### 1 財産の分類・定義

財産は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項において規定されており、「公有財産」、「物品」及び「債権」並びに「基金」に分類される。

今回の監査においては、このうち「公有財産」を主な監査対象とした上で、対象とした施設内で管理されている「物品」についても監査手続の対象としているため、当報告書第2章第1ではこの2種類の財産の状況について説明する。

#### (1) 公有財産

公有財産は、地方自治法第238条第1項において、次のとおり、その範囲が規定されている。

地方自治法より抜粋

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 1 不動産
- 2 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 3 前2号に掲げる不動産及び動産の従物
- 4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 6 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 7 出資による権利
- 8 財産の信託の受益権

公有財産は、地方自治法第238条第3項及び第4項で、「行政財産」と「普通財産」に分類され、さらに行政財産は「公用財産」と「公共用財産」に分類される。

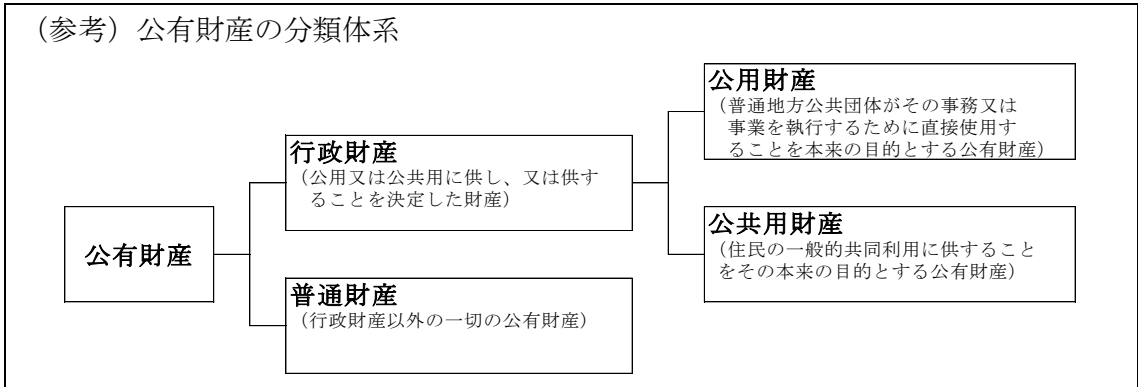
地方自治法より抜粋

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 （省略）

- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。



(出典：基本方針 p. 3)

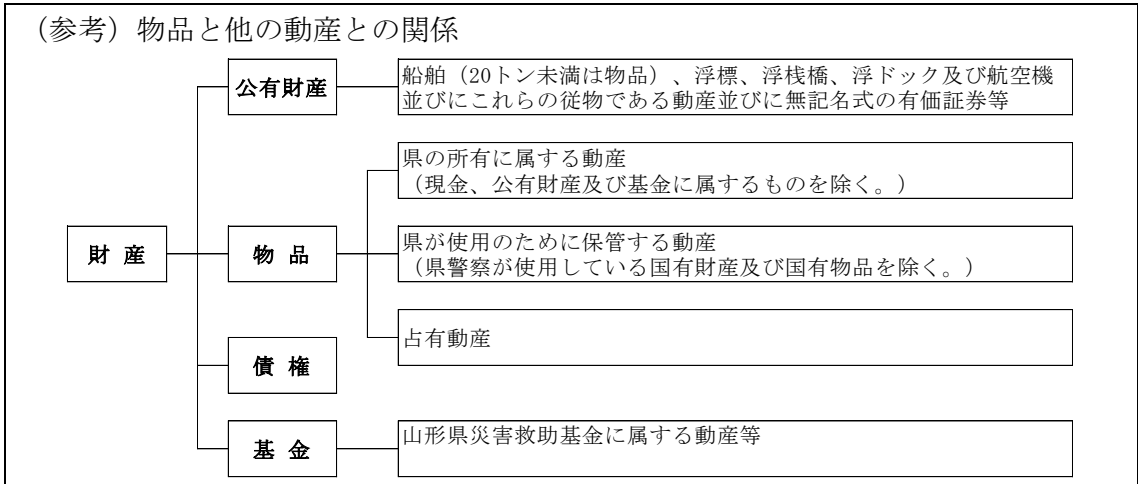
(2) 物品

物品は、地方自治法第 239 条第 1 項において、次のとおり定められている。

地方自治法より抜粋  
(物品)

第 239 条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 1 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 2 公有財産に属するもの
- 3 基金に属するもの



(出典：山形県「会計事務の手引」)

## 2 令和2年度末の公有財産及び物品の状況

県が令和2年度末に保有する公有財産及び物品は、次のとおりである。

### (1) 公有財産

(単位：㎡、%)

分類	区分		土地		建物	
			地積	構成比	延面積	構成比
行政財産	公用財産	本庁舎	81,163.68	0.39	38,292.17	2.07
		県議会議事堂		0.00	13,128.38	0.71
		警察施設	378,175.41	1.83	106,797.64	5.76
		公舎		0.00		0.00
		その他公用施設	6,285,179.14	30.40	358,367.40	19.34
	公共用財産	学校	3,304,058.94	15.98	783,895.66	42.30
		公営住宅	335,980.02	1.62	255,096.99	13.77
		その他公共用施設	3,655,222.59	17.68	111,951.99	6.04
	山林	4,200,736.31	20.32	343.60	0.02	
	計	18,240,516.09	88.22	1,667,873.83	90.00	
普通財産	その他の財産		1,430,512.77	6.92	64,874.40	3.50
	一般公舎		86,564.52	0.42	52,906.50	2.85
	警察公舎		105,635.12	0.51	67,524.55	3.64
	山林		56,408.07	0.27		0.00
		計	1,679,120.48	8.12	185,305.45	10.00
土地取得事業特別会計財産			757,458.45	3.66		0.00
	合計	20,677,095.02	100.00	1,853,179.28	100.00	

(出典：令和2年度「財産に関する調書」)

### (2) 物品 (備品)

(単位：個・台他、千円)

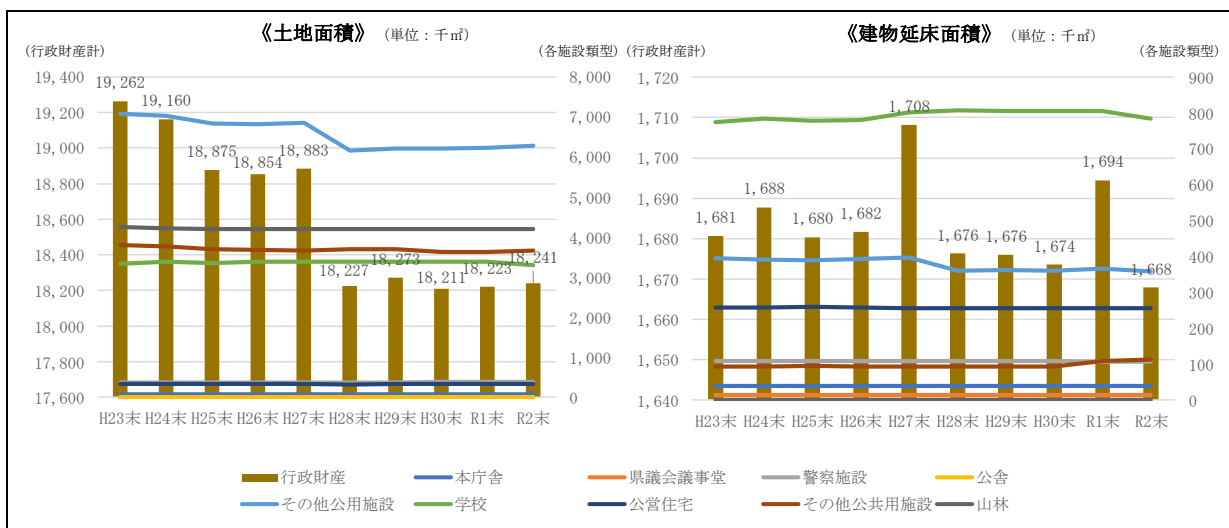
分類	数量	取得額又は評価額
庁用器具	138	697,726
事務用器具	18	157,659
船・車及び同用具	1,718	14,302,863
標本及び見本品	7	31,981
教養・体育用品	102	716,443
機械・器具	1,436	10,820,365
図書	0	0
その他	17	57,128
動物	10	9,596
計	3,446	26,793,763

(出典：令和2年度「財産に関する調書」)

### 3 直近 10 年間の推移

県が平成 23 年度末から令和 2 年度末までの 10 年間に保有する公有財産（行政財産、普通財産）の面積及び物品取得額等は、次のとおりである。

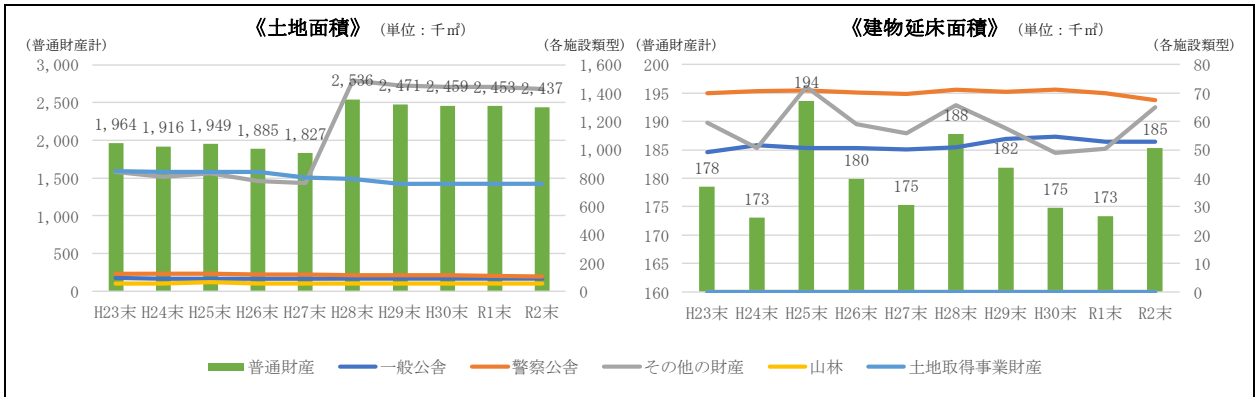
#### (1) 行政財産



土地については、平成 28 年度に県立障がい者等施設 6 施設の運営を見直し、山形県社会福祉事業団に移譲したことに伴い、行政財産としての用途廃止が行われ、730 千㎡減少している。

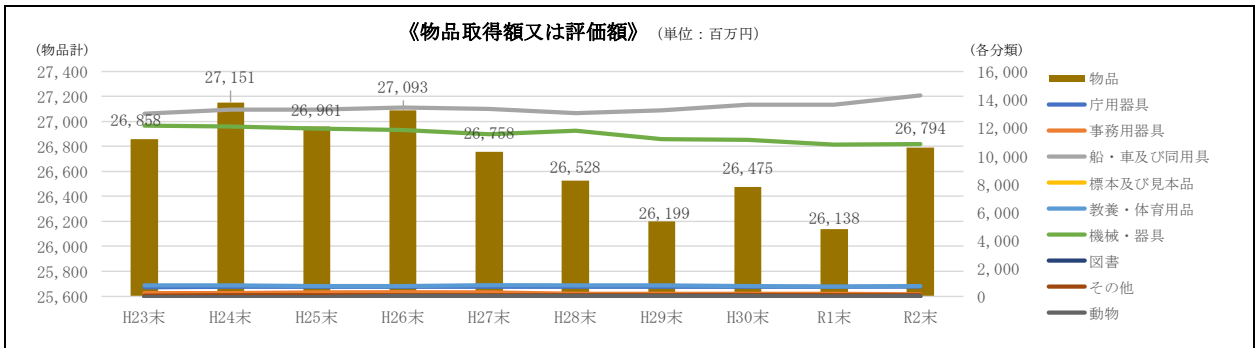
建物については、平成 27 年度に山形県立東桜学館中学校・高等学校の新築により 18 千㎡、令和元年度に山形県総合文化芸術館の新築により 15 千㎡増加している。一方で、平成 28 年度に上記県立障がい者等施設 6 施設の運営見直しに伴う用途廃止により 35 千㎡、令和 2 年度に旧山形県立楯岡高等学校の用途廃止により 11 千㎡減少している。

(2) 普通財産等



平成 28 年度の土地・建物の増加については、(1)行政財産の説明のとおりである。その他に、建物について令和 2 年度に県民会館の用途廃止により 9 千㎡増加している。

(3) 物品



物品取得額又は評価額については、減少傾向にあったが、令和 2 年度に各総合支庁で使用する特殊自動車（除雪車 18 台）を新たに購入したことにより、増加している。



## 第2 基本方針に基づく取組み

### 1 基本方針の前提

(出典：基本方針 p. 1-2 「はじめに」)

#### (1) 作成の目的

当基本方針は、県民に対する必要な行政サービスを将来にわたって維持向上させていくため、経営的な視点から県有財産の総合的な管理・活用を図ることを目的として策定された。

当初、平成 26 年 12 月にインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する省庁連絡会議決定）に基づき、県のインフラ長寿命化計画（行動計画）である「公共施設等総合管理計画」を兼ねるものとして策定され、3 年経過後の平成 29 年 12 月に、この間の取組状況や情勢の変化等を踏まえて改訂されたものである。

#### (2) 対象財産

基本方針では、公有財産である全ての県有地・県有施設及びその従物並びに県が管理・借用している土地・施設（一般財産、インフラ資産、公営企業資産）を対象としている。

一般財産	庁舎、学校、福祉施設等（山形県公有財産規則適用財産）
インフラ資産	道路、河川、空港、港湾及び漁港等
公営企業資産	企業局事業（電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業）及び病院事業に係る資産

#### (3) 目標指標

分野	指標	数値目標
歳入	県有財産の売却、有効活用による歳入	3 億円／年
トータルコスト	一般財産施設に係る県民 1 人当たりの負担額	平成 25 年度実績（15,900 円）以下を維持

#### (4) 計画期間

平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間

## 2 基本方針における県の課題認識

(出典：基本方針 p. 8-12 「(2) 課題」)

### (1) 施設の老朽化

#### ① 一般財産（建物）

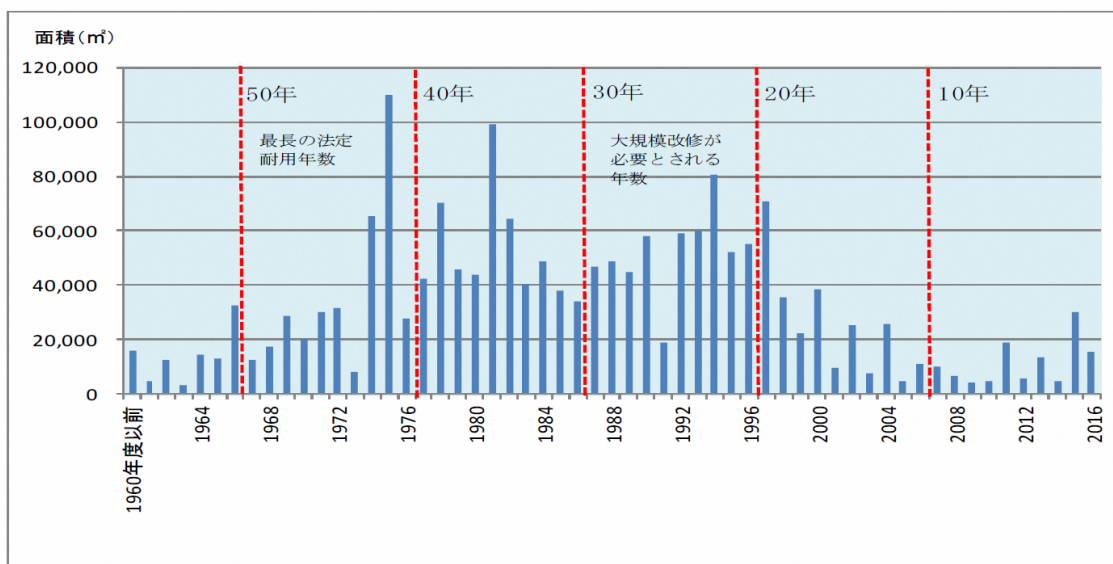
県が保有する一般財産の建物は、1970年代（昭和45年）から1990年代（平成11年）までに整備されたものが約79%を占め、1975年、1980年代前半及び1995年前後に建築のピークが到来している。

公有財産台帳に登録されている建物4,220棟の平均築年数は31年で、一般的に大規模な改修工事が必要とされる建築後30年を経過した建物が、延床面積割合で全体の約52%に達するなど老朽化が進行している。仮に平成28年度末現在の延床面積をそのまま保持した場合、10年後には、建築後30年を経過した建物が全体の約80%に急増するほか、1970年代に建築された建物が、最長法定耐用年数である50年に到達することになる。

このままでは将来の大規模改修や建替えに係る費用が増大し、大きな財政負担となることが予想されるとともに、適切な対策を講じないと、建物の安全性や運営、県民サービスの提供に支障が生じることが危惧される。

【建物（一般財産） 建築年度別延床面積】

平成29年3月末現在



#### ② インフラ資産

1955年（昭和30年）から1975年（昭和50年）頃の高度経済成長期に整備された多くの施設がこれから更新時期を迎える。

例えば、橋梁については、2,378橋のうち建設後50年以上を経過した橋梁が、

20年後には全体の6割に達する見込みである。

【インフラ資産】（主なもの）

平成29年3月末現在

区分	施設等	施設数等	建設後50年以上経過する施設の割合			備考
			H29.3月末	10年後	20年後	
道路	橋梁	2,378橋	21.0%	47.9%	68.8%	施設数割合
	トンネル	58本	8.6%	17.2%	43.1%	施設数割合
都市公園 (公園・緑地)	運動施設、トイレ、柵、照明灯等	6,968施設	0.0%	0.0%	14.7%	施設数割合
河川	ダム	12基	25.0%	33.3%	58.3%	施設数割合
	水門・樋門・排水機場等	496施設	8.3%	41.3%	76.0%	施設数割合
海岸	護岸	12.011km	46.0%	58.0%	98.0%	施設延長割合
砂防	砂防えん堤、床固工	1,533基	22.2%	44.4%	61.4%	施設数割合
下水道施設	管渠	161.9km	0.0%	0.0%	14.5%	施設延長割合
港湾施設	港湾	420施設	17.6%	43.3%	64.0%	施設数割合
空港施設	空港	2空港、1ハブポート	33.3%	33.3%	33.3%	施設数割合
漁港施設	漁港	6漁港	12.8%	29.7%	67.1%	施設延長割合

・施設数については、建設年度不明の施設数を除く。

③ 公営企業資産

1960年（昭和35年）代から1970年（昭和45年）代に整備された県立病院が更新時期を迎えている。

【公営企業資産】（主なもの）

平成29年3月末現在

区分	施設等	施設数等	建設後50年以上経過する施設の割合			備考
			H29.3月末	10年後	20年後	
水道用水供給事業施設	広域水道	4事業	0%	0%	59.8%	管路延長割合
病院事業	県立病院	4病院	建設後30年以上経過する施設の割合			面積割合
			35.3%			

(2) 厳しい財政状況

県の財政は、社会保障関係経費（一般行政費を含む）の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、今後も財源不足額が見込まれ、引き続き厳しい状況が想定される。

このような状況においては、財政負担を軽減させるため、土地・建物などの県有財産の総量を縮小し将来にわたる資産保有に要するコストを縮減するとともに、効率的な管理・効果的な利活用を行うなどの取組みが一層求められる。

### (3) 人口減少・少子高齢化への対応

県は、今後予測される人口の動向について、「山形県人口ビジョン（令和2年改訂版）」において、次のとおり分析している。

「山形県人口ビジョン（令和2年改訂版）」より抜粋

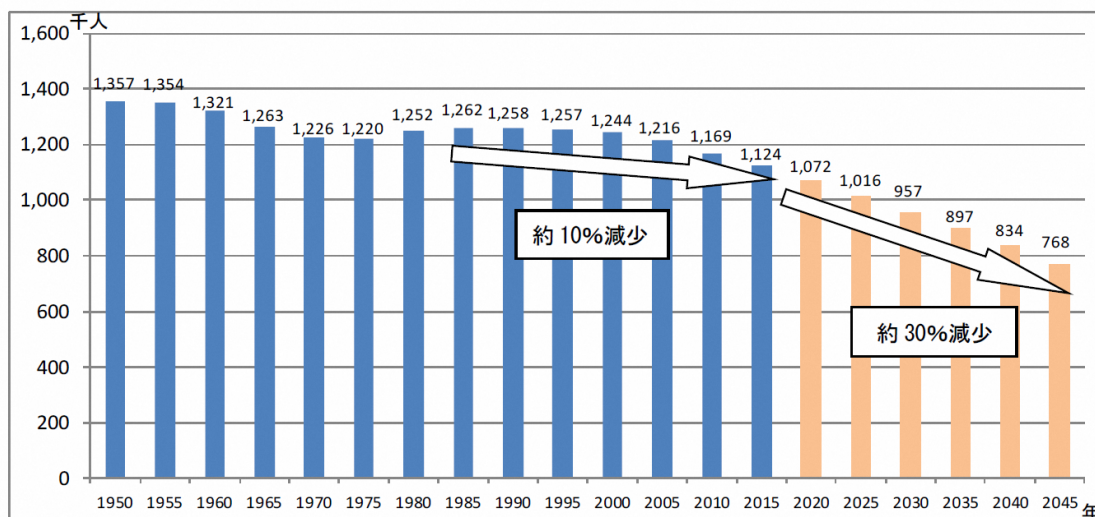
#### 2 今後予測される人口の動向

##### (1) 人口の将来推計

本県の総人口は、1985年（昭和60年）から2015年（平成27年）の30年間で約10%減少してきた。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2015年（平成27年）から2045年（令和27年）の30年間で、総人口が約30%減少すると推計されている。

【図表10 人口の将来推計（山形県）】



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（H30）

県においては、全国に先んじて高齢化が進行しているが、今後、さらに少子高齢化を伴う人口減少が進むことが予想されている。

人口増や施設ニーズの拡大に合わせて整備されてきた様々な県有施設（建物）は、人口減少に伴いその量が余剰となる可能性があり、個々の施設用途について不足する場合はあっても、全体数が増加する状況にはない。今後は、人口構成の変化に合わせた施設の機能やあり方の見直しも必要になる。

一方、インフラ資産及び公営企業資産については、人口減少が進展する状況においても、県民生活や地域社会を守るための機能維持や新たな整備が必要な面もある。

(4) 環境配慮・省エネ要請に対する対応

地球温暖化をはじめ環境問題による将来の深刻な事態が危惧されている中で、県有施設に関しても再生可能エネルギーの導入など環境に配慮した整備や適切な維持管理による省エネルギーの徹底、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制など、環境負荷の低減に向けた対策が求められている。

(5) 全庁的なマネジメントの必要性

県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用するファシリティマネジメントの取組みを全庁的に推進するために、平成 25 年 5 月に「山形県県有財産総合管理推進本部」を設置するとともに、翌平成 26 年 12 月には「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」を策定した。

今後はこうした枠組みを活かし、全庁的なマネジメントを進めていく必要がある。

3 基本方針の目的達成のための 3 つの取組みの柱

県では、認識している課題を踏まえ、次の 3 つを基本方針の目的達成のための取組みの柱としている。

取組みの柱		施策の概要	目的
1	県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減	計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図る	トータルコストの縮減 財政負担の平準化
		個別施設計画を策定し、これに基づく戦略的な維持管理・更新等を推進する	
2	県有財産の有効活用	未利用施設や庁舎（一般財産）の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用	収入確保
		企業広告の拡大	
3	県有財産の総量縮小	未利用地の積極的な売却、施設（一般財産）の転用・集約、利活用が見込めない施設の解体等を進める	収入確保 施設の維持管理費等の削減
		インフラ資産・公営企業資産（土地を除く）については、県民の暮らしや産業・経済活動、地域社会を支える基盤として、予防保全型の管理による機能維持・向上に取り組む	

(出典：基本方針 p. 18)

4 これまでの取組み

(1) 県有施設の長寿命化

インフラ資産及び公営企業資産については、次の表のとおり、平成 19 年度より施設ごとに長寿命化計画を策定し、計画に基づく維持管理を実施している。

【インフラ資産及び公営企業資産の長寿命化に係る計画策定状況】 (平成 29 年 3 月末時点)				
対象	計画名(策定年度)	対象施設数	取組事項	
道 路	舗装	山形県道路舗装長寿命化修繕計画(H23)	2,819km	路面性状調査、試験舗装等の各種調査により舗装状況を把握し、計画的かつ効率的な舗装修繕を実施。
	橋梁	山形県橋梁長寿命化修繕計画(H19策定、毎年改訂)	2,378 橋	平成 27 年度末時点における要対策橋梁 535 橋について計画的な補修を実施。
	トンネル	山形県道路トンネル長寿命化基本方針(H24)	58 箇所	平成 23 年度から長寿命化のための定期点検(平成 25 年度末まで完了)と調査・対策を実施。長寿命化計画は点検結果に基づいて更新。
都市公園	山形県公園施設長寿命化計画(H21策定、H25見直し)	9 公園	公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、公園施設の適切な修繕(改築)や長寿命化対策など、計画的な維持管理を実施。	
河川管理施設	山形県河川管理施設長寿命化計画(H21～)	496 施設	社会影響度や健全度等による総合的評価に基づき、優先度の高い施設から順次、修繕・更新を実施。	
	ダム長寿命化計画(H26～)	12 ダム	点検整備基準に基づき施設の点検・診断と対策工事を実施。 H28 年度末：策定済 8 ダム	
海岸保全施設	山形沿岸海岸保全施設老朽化対策計画(H28～)	14 地区海岸	施設の健全度評価に基づき、優先度の高い施設から順次、修繕・更新を実施。	
砂防関係施設	山形県砂防関係施設機能保全計画(H23策定、H26改定)	4,459 施設	施設の損傷の状況や土砂流出等による機能への影響等を的確に把握し、計画的な施設の改築・補修等を実施。	
下水道施設	山形県流域下水道長寿命化計画(H23～)	4 処理区	汚水処理設備等について、健全度等による評価に基づき、優先度の高いものから更新を実施。	
港湾施設	維持管理計画(H21～)	420 施設	優先度の高い施設から補修を実施。 H28 年度末：策定済 245 (国所有 36 施設、県所有 384 施設)	
空港施設	長寿命化修繕計画(H26～H27)	2 空港	平成 24 年度から空港土木施設(滑走路、誘導路等)の状況調査を実施。 平成 27 年度より、計画に基づき点検を行い、優先度の高い施設から修繕を実施。	
農業水利施設	機能保全計画(H19～)	1,511 施設	基幹水利施設の計画的な機能診断・機能保全計画策定に取組んでおり、その調査結果に基づき必要に応じた補修・更新等を行う対策工事を実施。 H28 年度末：策定済 330 施設。	
漁港施設	機能保全計画(H22～)	6 漁港	県管理の 6 漁港において機能保全計画を策定済。今後は機能保全計画に基づき、対策工事を実施。	
公営企業資産 (企業局事業)	山形県企業局中期経営計画(H22～)	13 水力発電所 5 浄水場 等	アセットマネジメントの実践等による効率的な維持管理と施設の長寿命化を実施。	
公営企業資産 (病院事業局事業)	山形県病院事業局中期経営計画(H27～)	4 病院	施設長寿命化のための計画的な更新・修繕等を実施。	

(出典：基本方針 p. 13)

一般財産については、各所管省庁からの技術的な助言等に従い、次のとおり、令和2年度までに個別施設計画の策定や既存計画の見直しを行っている。

対象施設類型	計画名	対象施設数	策定年度
大学・各種学校	山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)	5校	令和2年6月 令和3年3月改訂
福祉施設		7施設	
集客施設		24施設	
行政施設	山形県県有建物長寿命化計画 (その他庁舎等)	29施設	令和3年3月
試験研究施設		19施設	
研修施設		6施設	
県職員公舎	山形県県有建物長寿命化計画 (職員公舎)	43施設	令和3年3月
警察職員公舎		53施設	
県立中学校・高等学校	山形県立学校施設長寿命化計画	45校	令和2年6月
特別支援学校		13校	
警察施設	山形県警察施設長寿命化計画	17施設	令和2年6月
県営住宅	山形県県営住宅長寿命化計画	76団地	平成22年11月 令和2年3月改訂

## (2) 県有財産の有効活用

これまで、次のとおり、県有財産を活用した歳入確保や施設サービスの維持・向上の取組みを実施している。

手法	開始年度	取組みの内容
一般財産の貸付け	平成23年度	県有施設に設置する自動販売機について、原則として一般競争入札による貸付契約を実施
ネーミングライツ	平成19年度	県有施設命名権者の募集
県庁舎等への企業広告	平成21年度	エレベーターホール壁面に有料広告掲示
	平成24年度	総合支庁へ掲出箇所を拡大

(3) 県有財産の総量縮小

① 直近 10 年間の主な統廃合の取組み

(単位：m<sup>2</sup>)

年度	取組み	取組みの成果	
		土地面積	建物延床面積
平成 22 年度	知事公舎・公館の廃止・売却 (平成 20 年度用途廃止)	△4,709.81	△853.08
平成 27 年度	職員アパートへ集約された戸建公舎の売却 (平成 26、27 年度公舎指定解除)	△2,592.12	△830.18
平成 28 年度	職員アパートへ集約された戸建公舎の売却 (平成 27 年度公舎指定解除)	△2,682.66	△955.37
平成 29 年度	職員アパートへ集約された戸建公舎の売却 (平成 28 年度公舎指定解除)	△1,610.61	△766.24
令和 2 年度	再編整備された旧楯岡高等学校の売却 (令和 2 年 4 月用途廃止)	△36,564.77	△11,026.74

② 直近 10 年間の未利用財産の売却処分の実績

(単位：m<sup>2</sup>、百万円)

年度	処分件数	土地面積	建物延床面積	処分金額
平成 23 年度	15	11,004.12	200.95	165
平成 24 年度	11	17,396.21	86.77	81
平成 25 年度	11	6,359.05	0.00	131
平成 26 年度	6	16,202.55	0.00	293
平成 27 年度	14	8,075.51	917.53	287
平成 28 年度	20	21,889.55	858.49	152
平成 29 年度	15	32,056.86	797.65	313
平成 30 年度	9	73,911.98	6,940.61	180
令和元年度	11	14,808.62	894.06	217
令和 2 年度	14	43,515.30	11,026.74	158
計	126	245,219.75	21,722.80	1,981

③ これまで実施した売却促進策

開始年度	取組みの内容
平成 18 年度	県ホームページ「県有地売却物件情報」やパンフレット、チラシの作成・配布等による情報発信
	一般競争入札における予定価格の公表
平成 21 年度	インターネットオークションの活用



(4) その他

県では、次のとおり、県有施設の耐震化に取り組んでいる。

施設の種類	取組み状況
防災活動の拠点となる県有施設 (構造・規模：木造以外の2階建以上又は 延べ面積200㎡を超える建築物)	平成22年度末までに耐震改修工事完了
重要な緊急輸送道路上の橋梁(架替除く)	平成28年度末で81橋のうち79橋について耐震補強工事完了
孤立集落アクセスルート上の橋梁	平成28年度末で33橋のうち24橋について耐震補強工事完了

(出典：基本方針 p. 14)

## 5 県有施設の更新に要する費用の試算

県では、平成 26 年度から 30 年間の一般財産の建替え及び大規模改修に要する費用並びにインフラ資産の修繕・更新費用の額を試算している。

一般財産・インフラ資産の更新費用及び計算方法並びに一般財産の計算に使用した更新時期及び単価は次のとおりである。

### (1) 一般財産及びインフラ資産の更新費用及び計算方法

	一般財産	インフラ資産
H26 年度から 30 年間に必要となる更新費用	2,657.7 億円	3,018.7 億円
1 年当たり平均額	88.6 億円/年	100.6 億円/年
平均的な予算規模との比較	平成 28 年度までの 5 年平均 63 億円/年を 40% 上回っている。	平成 28 年度までの 5 年平均 94.1 円/年を 7% 上回っている。
更新費用の計算方法	平成 28 年度末現在で公有財産台帳に登録されている建物のうち、すでに廃止となっているもの以外は、棟数や延床面積を今後も保持すると仮定し、更新時期を迎えた建物面積又は戸数に、単価を乗じて計算した。	各施設の更新時期や修繕・更新単価は、施設類型ごとの長寿命化計画等に基づいて計算した。

(出典：基本方針 p. 15-p. 16)

### (2) 一般財産の計算に使用した更新時期及び単価

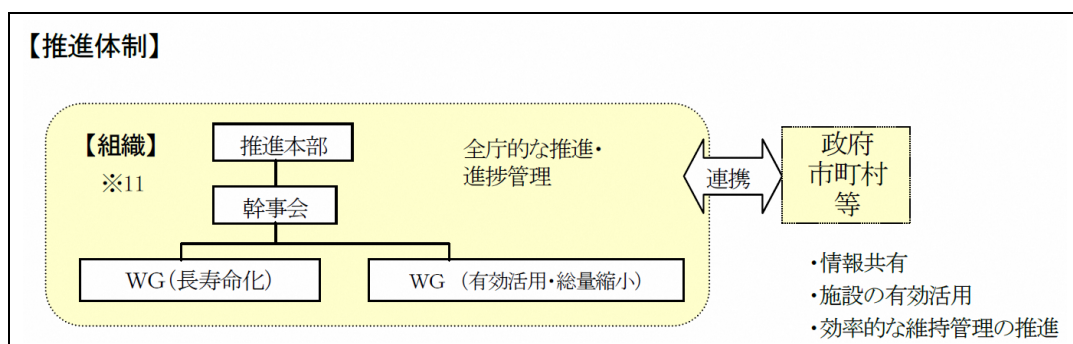
	学校施設、公共施設、警察施設、職員公舎、その他庁舎等(延床面積 200 m <sup>2</sup> 超)		県営住宅	
	建替え	大規模改修	建替え	大規模改修
更新時期	65 年	30 年	耐火構造 70 年 準耐火構造 45 年 木造 30 年	建替えの 1/2
単価	325 千円/m <sup>2</sup>	143 千円/m <sup>2</sup>	18 百万円/戸	8 百万円/戸
単価の根拠	過去 5 年間の実績平均	(一財) 建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」より	北新町建替工事の実績額	川南団地改修工事の実績額

(出典：基本方針「別紙 4 施設類型別個票」)

## 6 推進体制及び工程

### (1) 推進体制

県では、「基本方針に基づく取組みを全庁的な合意の下に推進するため、山形県県有財産総合管理推進本部を中心として、PDCAサイクルを活用し、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら、継続的な取組みを行う」こととし、次の図のとおり、組織体制を構築している。



(出典：基本方針 p. 27)

このうち、推進本部及び幹事会の役割及びメンバーは次のとおりである。

#### 《山形県県有財産総合管理推進本部》

所掌事項	(1) 県有財産の総合的な管理・活用に関する基本方針の策定及び推進 (2) その他、県有財産の総合的な管理・活用に関する重要事項
本部長	総務部長
副本部長	総務部次長
本部員	みらい企画創造部次長、防災くらし安心部次長、環境エネルギー部次長、しあわせ子育て応援部次長、健康福祉部次長、産業労働部次長、観光文化スポーツ部次長、農林水産部次長、県土整備部次長、会計局次長、村山総合支庁総務企画部長、最上総合支庁総務企画部長、置賜総合支庁総務企画部長、庄内総合支庁総務企画部長、東京事務所長、企業局長、病院事業局長、教育次長、警察本部警務部長

#### 《山形県県有財産総合管理推進本部幹事会》

役割	本部会議に付すべき事案の検討調整を行う
幹事長	総務部次長
副幹事長	総務部管財課長 総務部行政改革課長

幹事	総務部財政課長、みらい企画創造部企画調整課長、防災くらし安心部防災危機管理課長、環境エネルギー部環境企画課長、しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課長、健康福祉部健康福祉企画課長、産業労働部商工産業政策課長、観光文化スポーツ部観光復活戦略課長、農林水産部農政企画課長、県土整備部管理課長、県土整備部建築住宅課営繕室長、会計局会計課長、村山総合支庁総務企画部総務課長、最上総合支庁総務企画部総務課長、置賜総合支庁総務企画部総務課長、庄内総合支庁総務企画部総務課長、東京事務所副所長、企業局総務企画課長、病院事業局県立病院課長、教育庁教育政策課長、警察本部警務部施設装備課長
----	--

(出典：「山形県県有財産総合管理推進本部設置要綱」(令和3年4月14日改正))

## (2) 推進工程

県では、「山形県行財政改革推進プラン」の推進期間である令和2年度までの期間について、次の推進工程のとおり取組みを行うこととしている。

具体的取組み	行 革 プ ラ ン 推 進 期 間 の 工 程			
	29年度	30年度	31年度	32年度
長 寿 命 化 ・ 維 持 管 理 コ ス ト 低 減	①長寿命化対策の推進	一般財産(建物)の個別施設計画策定 各インフラの長寿命化計画策定・計画に基づく取組み	学校施設 公共施設 警察施設 その他庁舎 職員公舎	計画に基づく取組
	②維持管理・保全業務の適正化	日常点検管理の手引きの作成 複数施設の一括発注に向けた調査検討 指定管理者制度等、民間活力の導入を推進 ベンチマーキングの実施	周知と運用 試行 順次試行拡大	
	③環境等への配慮	省エネ指導と定期点検の連携 再生可能エネルギーの導入促進		
	④施設情報の一元化	県庁関係課における運用	各施設管理者に対する保全マネジメントシステムの活用方法の周知と運用	
有 効 活 用	①余裕スペース等の有効活用	余裕スペース等の貸付等		
	②企業広告の導入拡大	対象施設の拡大等の検討・実施		
総 量 縮 小	①未利用県有地の売却推進	未利用県有地の積極的な売却 施設アセスメントの実施		
	②施設の集約化・転用等の推進	公舎相互利用の推進	集約化等に向けた具体的な検討	

(出典：基本方針「別紙3 各取組み推進工程」)

## 7 基本方針の見直しについて

総務省では、令和3年1月26日に自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出した。

その内容は次のとおりであり、県は、これに対応するため、令和3年度中に基本方針の改訂を予定している。

<p><b>1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方</b></p> <p>総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。</p>	
<p><b>2 計画の見直しに当たって記載すべき事項</b> ※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること</p>	
<p><b>1 必須事項</b></p> <p>① 基本的事項          ・計画策定年度及び改訂年度 ・計画期間 ・施設保有量 ・現状や課題に関する基本認識 ・過去に行った対策の実績          ・施設保有量の推移 ・有形固定資産減価償却率の推移</p> <p>② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)          ・現在の維持管理経費 ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み ・長寿命化対策を反映した場合の見込み          ・対策の効果額          ※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間</p> <p>③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方          ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針          ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針</p>	<p><b>3 団体の状況に応じて記載する事項</b></p> <p>① 広域連携の取組          ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方</p>
<p><b>2 記載が望ましい事項</b></p> <p>① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標          ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針          ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方          ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</p>	
<p><b>3 財政措置</b></p> <p>令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講ずることとしたこと(措置率0.5)。</p>	
<p>14</p>	

(出典：総務省ホームページ)

## 8 基本方針における対象財産と包括外部監査の対象財産

県の基本方針における対象財産は、一般財産、インフラ資産、公営企業資産の全てを対象としている。このうちインフラ資産及び公営企業資産は、県民の生活・産業及び経済活動等に必要不可欠の基盤であり、多くが平成 20 年代に施設ごとに長寿命化計画を策定し、計画に基づき予防保全型の管理による機能維持・向上に取り組んでいる。

これに対して、今回の監査の要点では、施設の老朽化・利用状況・同種施設の設置状況等を踏まえて県有財産として保有する意義、未利用財産に係る利活用の取組み等を検討することに焦点を当てている。また、県では、令和 2 年度末までに、一般財産（公共施設、その他庁舎等、公舎、学校施設、警察施設）に係る個別施設計画の策定を完了したところである。

以上を踏まえて、今回の包括外部監査においては、基本方針における一般財産に焦点を当てて、監査手続を実施する。

### 第3 監査の対象とした施設等

#### 1 抽出基準

##### 《施設アセスメント等実施対象施設》

施設アセスメント評価結果、住棟別事業手法の選定結果（県営住宅）、維持管理コストの状況及び事前ヒアリングにより把握した取組み状況を踏まえ、監査実施期間を考慮した上で、次の基準により抽出した。

- (1) 一次評価と二次評価で利活用等の方向性が異なる施設のうち、施設アセスメントにおいて細分化したグループごとに比較して、建築後の経過年数が最も古い又は利用状況や管理効率の評価が最も低い施設で、監査人が行政コストの発生状況を明らかにすると判断した施設
- (2) 県にとって代表的又は典型的な施設であり監査人が行政コストの発生状況を明らかにすると判断した施設
- (3) 事前ヒアリングにおいて、効率的な維持管理やコスト縮減に向けた施設利活用の取組み等を実施していることを把握した施設
- (4) 同じ機能を有する民間や市町村が運営する施設がある施設
- (5) 県有施設で指定管理者が市町村となっている施設
- (6) ただし、次の施設を除く。
  - ① 平成 30 年度山形県包括外部監査（テーマ：指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について）で現地視察を実施した施設
  - ② 監査実施時点で用途廃止されている施設

##### 《上記に含まれない普通財産》

監査計画時に入手した普通財産土地・建物明細のうち公舎以外の施設等から、監査実施期間を考慮した上で、次の基準により抽出した。

- (1) 面積が大きい土地・建物
- (2) 用途廃止・公舎指定解除等の日が平成 20 年度以降の土地・建物
- (3) 平成 12 年度山形県包括外部監査（テーマ：普通財産の管理について）において監査結果の対象となり、平成 20 年度山形県包括外部監査で県の措置状況について監査された土地・建物
- (4) 監査時点で貸付されていない土地・建物

## 2 抽出件数

当報告書における 施設類型	施設アセスメント実施対象施設		現地視察 実施施設数
	施設類型細分化グループ	施設数	
公共施設	集客施設	29	9
	大学・各種学校	5	1
	福祉施設	8	0
その他庁舎等	行政施設	29	2
	試験研究施設	18	2
	研修施設	6	2
職員公舎	県職員公舎	49	1
	警察職員公舎	61	1
県立学校施設	普通科系の高校	32	2
	産業系の高校	13	1
	特別支援学校	13	1
警察施設	警察施設	17	2
県営住宅	県営住宅	76	2
施設アセスメント等実施対象施設計		356	26
上記に含まれない普通財産		257	4

## 3 監査の対象とした施設等

No	施設等名称	当初建築 年度	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	施設アセスメント		現長寿命 化計画終 了時点 での築年数
					グループ	評価結果	
1	山形県郷土館	大正4年	20,828	6,579	集客施設	維持	114
2	山形県県民の海・プール	平成11年	29,130	4,507	集客施設	維持	30
3	県民の森	昭和56年	895ha	916	集客施設	維持	48
4	置賜文化ホール	平成13年	33,893	4,198	集客施設	維持	28
5	山形県立うきたむ風土 記の丘考古資料館	平成4年	6,457	1,358	集客施設	維持	37
6	山形県青年の家	昭和41年	9,342	3,677	集客施設	再生	63
7	山形県立博物館	昭和45年	6,012	4,230	集客施設	建替	(対象外)
8	山形県神室少年自然の家	昭和59年	174,075	3,868	集客施設	維持	45
9	山形県職員会館あこや 会館	昭和50年	9,451	3,515	集客施設	再生	54
10	産業技術短期大学校庄 内校	平成9年	37,394	6,769	大学・各 種学校	集約化等	32



No	施設等名称	当初建築年度	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	施設アセスメント		現長寿命 化計画終 了時点 での築年数
					グループ	評価結果	
11	庄内総合支庁（分庁舎を含む）	昭和44年	25,760	11,145	行政施設	再生	60
12	栽培漁業センター	昭和55年	38,596	6,203	行政施設	再生 （一部維持）	49
13	工業技術センター	昭和53年	61,412	10,375	試験研究 施設	再生 （一部維持）	51
14	内水面水産研究所	昭和53年	18,380	1,941	試験研究 施設	再生 （一部維持）	51
15	高度技術研究開発センター	平成5年	61,412	8,654	研修施設	維持 （一部再生）	36
16	教育センター	昭和50年	33,784	9,448	研修施設	再生	54
17	山形第16号職員アパート	昭和59年	951	822	県職員公 舎	再生	45
18	山形警第9号職員アパート	昭和46年	1,590	1,195	警察職員 公舎	廃止	（対象外）
19	山形東高等学校	昭和57年	43,052	15,625	普通科系 の高校	再生（・建 替）（一部維持）	47
20	遊佐高等学校	昭和53年	29,177	7,053	普通科系 の高校	維持	51
21	新庄神室産業高等学校	平成14年	110,411	19,288	産業系の 高校	維持	27
22	米沢養護学校	昭和49年	26,870	7,384	特別支援 学校	再生（・建替）	55
23	山形県総合交通安全センター	平成16年	107,021	9,461	警察施設	維持	25
24	天童警察署	昭和55年	6,376	2,569	警察施設	再生	49
25	五十鈴アパート	昭和50年	7,974	6,520	県営住宅	当面維持管理	54
26	飯塚住宅	平成24年	4,078	2,296	県営住宅	維持管理	17
27	元蔵王西部牧場	平成20年 （用途廃止）	38,502	-	-	-	-
28	元三川第3号職員アパート	平成25年 （用途廃止）	1,463	848	-	-	-
29	元警察職員福祉施設パ ラシオもがみ	令和3年 （用途廃止）	6,272	2,820	-	-	-
30	酒田北港地区	昭和49年 （造成開始）	707,144	-	-	-	-

### 第3章 包括外部監査手続の概要

#### 1 基本方針等に係る全般的な取組みの検討のために実施した監査手続

##### (1) 基本方針に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

##### ① 依頼資料

No.	依頼資料
1	令和元年度のトータルコスト算出に係る根拠資料
2	現地視察対象施設に係る令和元年度の更新等費用算出資料
3	直近5年分の県有施設維持管理コスト調査結果
4	施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き
5	営繕室で蓄積している修繕記録及び工事履歴に関する資料（サンプル）
6	PPP/PFI手法の導入に係る優先的検討を実施した案件に係る検討資料
7	県有財産総合管理推進本部の直近3年間の議事録等

##### ② 質問事項

No.	質問事項
《目標資料》	
1	基本方針における「目標指標」の達成状況
2	目標指標におけるトータルコストの算出方法
3	目標指標を踏まえたPDCAサイクルの状況
4	総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」への対応予定

《県有施設の維持管理コスト低減の取組み》	
1	施設の定期点検・診断の実施状況
2	施設維持管理業務の効率化に向けた取組み
3	ベンチマーキングの手法を用いた比較等の実施状況
4	保全マネジメントシステムの運用状況と公有財産管理システムとの連携
5	保全マネジメントシステムに係る管理費用、付与ID、マネジメントへの活用状況
6	PPP/PFI手法の導入に関する優先的検討方針に基づく検討の状況
7	PPP/PFI手法の導入に係る優先的検討方針に基づく検討の実施体制と網羅性確保のための取組み

No.	質問事項
《県有財産の有効活用の取組み》	
1	未利用財産や庁舎等の空きスペース、敷地等の把握の状況
2	売却困難な県有地の状況と有効活用の取組み

《県有財産の総量縮小の取組み》	
1	県有施設の統廃合による総量縮小に関する取組み状況
2	直近10年間の未利用財産の売却処分実績、インターネットオークションの活用の状況
3	未利用県有地の売却促進に向けた取組み状況
4	任命権者ごとの管轄を超えた施設転用・共同利用及び集約化の取組み

《推進体制等》	
1	県有財産総合管理推進本部の直近3年間の開催状況と協議に係る決定の方法
2	国、市町村との連携状況
3	地方公会計制度の活用実績とその方法
4	無償貸付けによる貸付先市町村との協議の状況

(2) 施設アセスメント及び個別施設計画（県営住宅以外）に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	施設アセスメント実施要領、同細則
2	劣化度診断調査評価基準（写真事例）
3	施設アセスメント実施結果及びその根拠資料
4	各個別施設計画（長寿命化計画）

② 質問事項

No.	質問事項
《施設アセスメント》	
1	施設アセスメントの実施状況（実施時期、体制、アセスメントの基準、情報収集方法、見直しの頻度等）
2	利活用等の方向性の分類に関する基本的な考え方
3	利活用等の方向性を決定するにあたって、県民のニーズをどのような方法で把握し、反映させているか。

No.	質問事項
	《長寿命化計画》（県営住宅以外）
1	計画対象外の施設に対するマネジメントの状況
2	計画期間内に目標使用年数を迎える施設の有無
3	利活用等の方向性「維持」以外に係る施設ごとの対策内容と実施時期
4	計画期間内の対策費用の算出方法と令和2年度の計画と実績の乖離理由
5	次の項目については、学校施設のみの質問事項である。 （イ）未使用学校施設に係る解体予定と毎年の維持管理・警備費用の状況 （ロ）学校施設の他の公共施設等への転用・民間等への売却の実績

(3) 県営住宅長寿命化計画に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	直近10年間の入居率、入居者の属性に関する資料
2	直近5年間の県営住宅等管理運営業務事業報告書
3	住棟別事業手法による評価結果一覧
4	計画期間中の改善事業費見込み
5	市町村との連携に関する会議の復命書及び会議資料
6	令和2年度の抽出団地に係る収入超過者、高額所得者に対する審査・家賃決定に関する書類
7	ライフサイクルコスト算出に係る根拠資料（サンプル）

② 質問事項

No.	質問事項
1	維持管理データベースの整備・運用状況
2	維持管理コストの指定管理者との負担の状況とコスト発生状況
3	入居率、入居世帯の属性の把握状況、収入超過者・高額所得者の状況
4	空家及び募集・応募状況
5	施設の有効活用（社会福祉法人への貸付け等）の取組み状況
6	県と市町村の連携状況、住宅セーフティネットに係る県の関与の状況
7	住棟別事業手法の決定の流れ
8	政策空家の状況と住棟別改善事業実施に係る課題認識
9	長寿命化計画に係るアクションプランの策定状況

(4) 未利用財産の利活用・売却と普通財産に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	普通財産土地・建物明細
2	令和2年度の普通財産利活用計画
3	令和2年度の普通財産売払いの一覧及び入札実施等に係る資料、貸付けの一覧
4	令和2年度の普通財産貸付けの一覧
5	令和2年度有償貸付け（抽出分）の事務手続に係る資料
6	令和2年度市町村への無償貸付け（抽出分）の減免等事務手続に係る資料

② 質問事項

No.	質問事項
1	意思決定プロセスの各過程の所管部局の理解
2	普通財産の推移とその増減理由
3	普通財産売払いに関する課題認識
4	土地取得事業特別会計取得用地の普通財産の内容と今後の予定
5	未利用財産を把握するための手続き
6	売却予定未利用財産の県ホームページ公表による入札等の取組み状況
7	インターネットオークションの実施状況
8	普通財産売払い困難物件に係る過去の入札状況及び維持管理コストの発生状況、貸付けに関する平成12年度山形県包括外部監査結果に係る措置状況の取組み
9	普通財産のうち市町村への無償貸付物件に係る市町村との売却・交換に関する協議の状況

(5) 地方公会計制度の活用に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	令和元年度末の地方公会計制度に基づく固定資産一覧表

② 質問事項

No.	質問事項
1	固定資産台帳の毎年の更新事務の流れ、実施体制
2	固定資産台帳更新に関するルール（登録単位、耐用年数が異なる資産の区分登録の状況、付随費用や資本的支出の取扱い、除却方法）
3	固定資産台帳と公有財産台帳、物品台帳との整合性
4	公共施設マネジメント等に活用するための追加項目の利用状況
5	セグメント別財務諸表の作成・活用状況
6	売却可能資産の定義、財務諸表に注記していない理由、固定資産台帳における売却可能区分の活用予定
7	有形固定資産減価償却率の推移と算出方法
8	施設類型別の有形固定資産減価償却率算出のための課題認識
9	セグメント別財務諸表作成のための課題認識

(6) 物品管理に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	令和3年7月末時点の物品台帳

② 質問事項

No.	質問事項
1	遊休備品登録機能の活用状況
2	物品の譲与・交換・貸付けに関する台帳入力の流れ
3	未利用物品の売却可能性

## 2 個別の施設等の検討のために実施した監査手続

### (1) 対象施設に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

#### ① 依頼資料

No.	依頼資料
1	施設案内・パンフレット、施設全体の見取り図
2	条例、規則、取扱要領等
3	公有財産台帳の該当部分
4	長寿命化計画の当施設に関する資料
5	当施設に係る最新の「劣化度診断調査結果一覧表」
6	公有財産台帳等に基づき内容を修正し財源を入力した固定資産一覧表
7	「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」に基づき点検したチェックシート（令和3年4月以降分）
8	（指定管理者制度導入施設）直近5年間の収支計算書
9	使用料及び手数料の単価見直しに関する検討資料 （イ）令和2年度 使用料・手数料改定見込調 （ロ）上記（イ）添付の単価積算基礎資料 （ハ）上記（イ）添付の他県又は類似施設の単価（改定）状況調
10	当施設に係る使用料に係る減免対象及び減免基準が分かる資料
11	令和2年度及び令和元年度の当施設に係る使用料収入に関する使用許可申請・減免申請及びこれらに対する許可、収入調定、収入票等の一連の財務事務書類

#### ② 質問事項

No.	質問事項
《施設概要》	
1	当施設の設置目的・経緯、沿革等
《施設の意義・県民のニーズについて》	
1	当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための客観的な指標（「施設 KPI」）の設定状況。設定している場合、当該指標と直近5年間の計画値と実績値。
2	当施設と同じ機能を有する施設が近隣にあるか。ある場合、公立・民間設置を問わず、施設名。
3	当施設の利用状況、近隣の同種施設の状況、公的関与の必要性及び当施設の老朽化の度合い等を踏まえ、県が当施設の所有・運営を継続する必要性についての見解。

No.	質問事項
4	当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応じて、より有効活用していくためのアイデア等

《施設の老朽化、使用状況及び適正規模について》	
1	施設アセスメントのための「劣化度診断調査」以降、使用者の生命に危険が生じるような緊急度の高い故障や施設の劣化の発生・対応状況
2	使用見込のない施設の解体費用を捻出するために工夫している財政上の取組み
3	当施設内の土地・建物に関する空きスペース・未利用スペースの有無及び利活用に関する取組み状況
4	当施設の設置意義、実施事業、老朽化及び使用状況に照らして、現在の施設規模、県内での配置の状況・施設数が適正水準かどうかに関する見解

《県有財産総合管理推進本部会議の協議結果を踏まえた対応について》	
1	当施設に係る「施設アセスメント実施結果と利活用の方向性」における「方向性」の提示及び建物長寿命化計画に関する資料を受けて、令和3年度に具体的に実施又は取り掛かったこと
2	建物長寿命化計画の当施設に関する資料における今後10年間の長寿命化対策費用のうち、令和2年度計画値と実績値の乖離状況及びその理由
3	当施設の今後10年間の対策費用に係る予算確保及び効率的な予算配分を行うために、具体的に検討していること

《維持管理コストの低減のための取組み》	
1	施設に係る日常点検の実施状況
2	当施設などに係る維持管理委託業務の一括発注を検討したことがあれば、その検討状況（メリット、デメリット、制約等）

《受益者負担の状況について》	
1	当施設全体の延床面積面積と受益者負担の対象となる部分の延床面積
2	直近5年間の当施設及び当施設で有する設備・物品等に関する使用料及び手数料
3	料金体系見直しに関する今後の予定



(2) 対象施設で管理している物品に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを行い、抽出により現物実査を実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	令和3年8月実施の備品台帳と備品現物の照合確認結果、備品一覧表
2	令和2年度分の「指定物品の使用状況等調書」
3	財務会計システム上、遊休備品登録を行った物品のリスト

② 質問事項

No.	質問事項
1	物品管理者が財務会計システム上「遊休備品登録」をする際の「遊休」に関する判断の目安
2	当施設で管理している物品のうち、遊休状態には至らないが、使用頻度が著しく少ないもの
3	未利用物品の利活用・歳入確保に係る取組み状況

### (3) 施設別行政コスト計算書の作成

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 施設別行政コスト計算書の作成方法」に基づき、施設別行政コスト計算書を作成した。

これにより把握した施設別の行政コストの発生状況を踏まえて、施設の意義・必要性及び適正規模や配置の状況について検討を行った。

#### ① 依頼資料

No.	依頼資料
1	当施設に係る維持管理コスト調査票 (平成 28 年度から令和元年度までの分)
2	当施設の行政コスト把握のための追加調査票 (平成 28 年度から令和 2 年度までの分)
3	県が発行した地方債の年間平均利率に関する資料

#### 《当施設の行政コスト把握のための追加調査項目》

- (イ) 当施設に年度末に従事する一般職員の人数  
(行政職、公安職、教育職(1)、教育職(2)、技能労務職、年度末に従事する会計年度任用職員・非常勤職員の別)
- (ロ) 「維持管理コスト調査票」に含まれない次の項目に係る費用  
(1 節 報酬、8 節 報償費、9 節 旅費、11 節 需用費(※)、13 節 委託料(※)、19 節 負担金、補助及び交付金)  
(※) 県有施設維持管理コスト調査票の回答に含まれない歳出のみ回答を依頼した
- (ハ) 当施設での行政サービスの対価としての収入
- (ニ) 当施設での支出のうち、財源が国庫支出金(補助金・負担金)のものがある場合、対象支出科目及び補助金等の額(実績額が不明な場合、国負担割合)

#### ② 施設別行政コスト計算書の作成方法

- (イ) 行政コスト計算書の様式は、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改定)」における「財務書類作成要領」様式第2号のうち「純経常行政コスト」の行までを使用する。

科目	金額
経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	
賞与等引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他	
物件費等	
物件費	
維持補修費	
減価償却費	
その他	
その他の業務費用	
支払利息	
徴収不能引当金繰入額	
その他	
移転費用	
補助金等	
社会保障給付	
他会計への繰出金	
その他	
経常収益	
使用料及び手数料	
その他	
純経常行政コスト	

(出典：総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」)

- (ロ) 県がファシリティマネジメントにおいて実施している「県有施設維持管理コスト調査」及び当年度の包括外部監査における「各施設で実施した追加調査」で入手した次のコスト情報について、「行政コスト計算書」上の勘定科目と次のように対応させて、集計した。なお、県では令和2年度に係る維持管理コスト調査を実施せず、平成29年度から令和元年度までの3年平均により算出することとしたため、同様の方法で算出した

調査の種類	調査項目	対応する勘定科目	
維持管理 コスト調査	賃借料	物件費	
	租税公課	物件費	
	保険料	物件費	
	保守費	物件費	内、維持管理費
	清掃費	物件費	内、維持管理費
	病虫害駆除費	物件費	
	修繕費	維持補修費	
	環境対応費	物件費	内、維持管理費
	光熱水費	物件費	内、光熱水費
	運用費	物件費	
	保安費	物件費	

調査の種類	調査項目	対応する勘定科目	
	その他	物件費	
	指定管理料等	物件費	内、指定管理料
	共通管理費	物件費	
各施設に係る追加調査	1節 報酬	人件費	その他
	8節 報償費	物件費	
	9節 旅費	物件費	
	11節 需用費(※)	物件費	
	13節 委託料(※)	物件費	
	19節 負担金、補助及び交付金	物件費	

(ハ) 各施設で行政サービスに従事する一般職員に係る人件費は、職員人数に係る調査結果（行政職、公安職、教育職、技能労務職等の別）に、県が毎年当初予算と合わせてホームページで公表している「予算に関する説明書」のうち「給与費明細書」に記載されている職員1人当たり平均給与月額を乗じて計算して「職員給与費」に計上した。共済費も、給与費に対する割合により計算して「職員給与費」に加算した。

(ニ) 「賞与等引当金繰入額」「退職手当引当金繰入額」については、地方公会計担当課からの情報等に基づき、一人当たり金額を算出し、上記(ハ)の調査人数を乗じて計算した。なお、当報告書の作成時期の関係上、令和2年度に係る一人当たり金額は令和元年度と同額と仮定して計算している。

(ホ) 「減価償却費」は、地方公会計担当課から入手した固定資産台帳データをベースに、「各施設で実施した追加調査」の結果を踏まえて、当年度の包括外部監査における「各施設の固定資産」として特定し、これに基づき計算した。

(ヘ) 「その他の業務費用」は地方債に係る支払利息である。「各施設で実施した追加調査」により、当年度の包括外部監査における「各施設の固定資産とこれに係る財源」を特定し、「地方債を財源とする金額」に基づき、次の返済条件により計算した。

(返済条件) 償還期間 30年（元本据置3年）

元金均等償還（年度末に1回）

利率：施設建築年度に県が発行した地方債の年間平均利率

(ト) 「使用料及び手数料」は「各施設で実施した追加調査」による。

### 3 過年度包括外部監査結果の措置状況の確認のために実施した監査手続

#### (1) 普通財産の売払い困難物件への対応

平成 12 年度山形県包括外部監査（テーマ「普通財産の管理について」）の中で、処分困難物件への対応について監査結果が報告されている。それに対する県の措置状況について、平成 20 年度山形県包括外部監査（テーマ「県有財産の有効活用」）において確認され、追加の意見が報告されている。

これに対して県が公表した措置が有効に機能しているかという観点で、質問及び資料閲覧を行った。

#### (2) 普通財産の市町村への無償貸付け

平成 12 年度山形県包括外部監査（テーマ「普通財産の管理について」）の中で、処分困難物件への対応について監査結果が報告されている。それに対する県の措置状況について、平成 20 年度山形県包括外部監査（テーマ「県有財産の有効活用」）において確認され、追加の意見が報告されている。

これに対して県が公表した措置が継続して実施されているかという観点で、質問及び資料閲覧を行った。

#### (3) 土地取得事業特別会計の財政状態

平成 12 年度山形県包括外部監査（テーマ「普通財産の管理について」）の中で、土地取得事業特別会計の財政状態について監査結果が報告されている。それに対する県の措置状況について、平成 19 年 9 月に公表されている。

令和 2 年度時点での状況や今後の見込みについて確認するという観点で、質問及び資料閲覧を行った。

## 第4章 包括外部監査の結果

### 1 監査の結果及び意見について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和4年2月末現在での判断に基づき記載している。

## 2 監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布

監査の要点		指摘事項		意見	
		全般	個別	全般	個別
①	県のファシリティマネジメントの取組みは、効果的・効率的に実施されているか	1件	0件	8件	1件
②	行政コストの発生状況を踏まえて、県が財産を保有する意義、県民のニーズはあるか	計0件	計0件	計1件	計19件
	施設 KPI の設定に係るもの	-	-	1件	15件
	その他	-	-	-	4件
③	施設の老朽化・利用状況・同種施設の設置状況等を踏まえて、規模や配置の状況は適切か	計0件	計0件	計1件	計17件
	利用状況に係るもの	-	-	-	10件
	代替施設に係るもの	-	-	1件	4件
	施設老朽化に係るもの	-	-	-	3件
④	今後の更新計画が、基本方針に基づく個別施設計画等において具体化されているか	1件	0件	4件	4件
⑤	財産に係る使用料の受益者負担の水準は適正か	0件	0件	0件	6件
⑥	未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組み又は普通財産への移管・処分等が適切に行われているか	計0件	計0件	計6件	計14件
	未利用施設に係るもの	-	-	4件	11件
	遊休備品等に係るもの	-	-	1件	3件
	その他	-	-	1件	-
⑦	財産（公有財産、物品）の取得、貸付け（減免を含む）、処分及び管理に係る事務手続きは適切か	計1件	計13件	計1件	計3件
	地方公会計に係るもの	-	5件	1件	-
	備品管理に係るもの	-	5件	-	1件
	使用許可手続きに係るもの	-	2件	-	-
	収納・減免事務に係るもの	-	1件	-	2件
	その他	1件	-	-	-
合計		3件	13件	21件	64件
		全 16 件		全 85 件	

(※)「全般」(全般的事項)は当報告書第5章「第1 FM基本方針」から「第5 物品管理」で検討した監査結果を、「個別」(個別施設等)は第5章「第6 個別の施設等」で現地視察先を個別に検討した監査結果をまとめている。

### 3 監査の結果及び意見（各論）の要約リスト

（各要約リストの一行目冒頭の番号は、当報告書第5章の項番を示している。）

（監査要点①）県のファシリティマネジメントの取組みは、効果的・効率的に実施されているか

#### (1) 指摘事項

《全般的事項》

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>2-7 山形県県営住宅長寿命化計画</p> <p>① 県営住宅長寿命化計画の県有財産総合管理推進本部会議での協議・承認の実施について</p> <p>県の基本方針で、ファシリティマネジメントについて、県有財産総合管理推進本部を中心として、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら取り組むことで、全庁的な合意の下に推進していくこととしているが、県営住宅長寿命化計画については、担当課内で判定、チェック及び承認を実施し、県有財産総合管理推進本部で協議等が行われていない。</p> <p>県は、基本方針の趣旨に鑑み、今後は、県営住宅の住棟別事業手法の検討及び長寿命化計画について、県有財産総合管理推進本部で協議・承認等の手続きを経るべきである。</p>	p. 143

《個別施設等》

該当なし

#### (2) 意見

《全般的事項》

意見の要約		参照頁
1	<p>1-1 目標の達成状況</p> <p>① トータルコスト算出における更新等費用の計算方法の見直しについて</p> <p>県では、更新等費用の算出にあたり、施設を物理的に見て、算定年度において使用見込（耐用）年数を超えて使用している施設は、実際に超えた年数で除して、建築年度から当該年度までの1年当たりの更新等費用を算出している。また、長寿命化改修工事費については、支出時にその年度の維持管理費用に算入している。</p>	p. 79



意見の要約		参照頁
	<p>今後、多くの施設が使用見込（耐用）年数を経過し、長寿命化改修工事が活発化した場合に目標指標であるトータルコストを合理的で実態に即したものとするため、使用見込（耐用）年数を経過した建物について経過後は更新等費用の計算を行わず、長寿命化改修工事等については、実際支出額を目標使用年数から既存建物の経過年数を差し引いた年数により按分した額を、支出年度から目標使用年数までの期間、更新等費用の計算に含めることを検討されたい。</p>	
2	<p>1-1 目標の達成状況</p> <p>② 目標指標を達成するための実行目標への落とし込みの検討について</p> <p>県では、基本方針でトータルコスト（一般財産施設に係る県民一人当たりの負担額）が平成 25 年度実績（15,900 円）以下であることを目標指標としているが、当該指標は、取組みを具体的にどの程度推進すれば目標を達成できるのかが明確になっていないと考える。</p> <p>県は、トータルコストに係る目標指標を達成するため、またどのような行動を行ったために目標を達成できたのか等の振り返りができるように、具体的な実行目標への落とし込みを検討されたい。</p>	p. 81
3	<p>1-1 目標の達成状況</p> <p>③ 有効かつ効率的な「維持管理コスト調査」の実施検討について</p> <p>県は、目標指標であるトータルコストの算出のため、毎年、維持管理コスト調査を実施しているが、当該調査項目の一部について検討の余地があるものとする。</p> <p>より正確な維持管理費用の把握とコスト調査に係る作業負荷の軽減の観点から、「運用費」のうち建物改造・工作物・設備新設費等の更新等費用としての処理、施設の維持管理ではなく施設で実施する事業に付随するコスト及び県民一人当たりのトータルコスト負担額の水準に重要な影響を与えないコスト項目の除外について検討されたい。</p>	p. 82
4	<p>1-2 「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取組み</p> <p>② 保全マネジメントシステムの情報管理・分析機能の活用検討について</p> <p>現在、個別施設計画の対策費用推計にしか使用していない保全マネジメントシステムについて、基本方針の「各取組み推進工程」に従い、エネルギーデータ・コスト管理や建物診断情報などの情報管理・分析機能を活用して、施設情報を一元化することを検討されたい。</p> <p>その際には、各施設管理者が当事者意識を持ち、全庁的に公共施設</p>	p. 88

意見の要約		参照頁
	マネジメントを進めるという意識醸成につながるように、各施設所管部局に ID を付与し運用することを検討することが有用と考える。	
5	<p>2-2 山形県県有建物長寿命化計画（公共施設）</p> <p>① 長寿命化計画の精緻化と確実な実行のための基金化の検討について</p> <p>今後、目標使用年数が到来する施設が増加し、厳しい財政状況の中で、県民にとって必要な行政サービスを提供する施設を維持管理していくためには、実態に応じた長寿命化対策の優先順位付けを行い、財政平準化を図ることが重要である。</p> <p>このため、長寿命化計画における対策費用について保全マネジメントシステム上の標準更新単価や更新年数により機械的に算出するのではなく、実態を最も把握している各所管課が時期と金額を検討することにより計画の精緻化を図ることが重要であると考えます。</p> <p>あわせて、長寿命化対策に係る予算については財政平準化の観点から毎年一定額を当該目的のための基金に積み立てた上で、県有財産総合管理推進本部により全庁的に合意された優先度に基づき執行していく仕組みを構築し、長寿命化計画全体の確実な実行を図ることを検討されたい。</p>	p. 109
6	<p>2-3 山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）</p> <p>① 効率的な調達に関する好事例の情報展開の実施について</p> <p>令和2年度に実施した県庁舎の非常用発電機更新工事について、発注の段階で予算要求部材の見積書を精査し、性能をおとさず、予定価格を引き下げ、計画と比べて大幅に長寿命化対策費用を削減することができた。</p> <p>県は、こうした工夫に関する好事例について、具体的な内容を県有財産総合管理推進本部などで情報展開することにより、維持管理コストの低減に資する効率的な調達をサポートすることを検討されたい。</p>	p. 115
7	<p>2-5 山形県立学校施設長寿命化計画</p> <p>② 学校施設の維持管理コストに係るベンチマーキングの実施について</p> <p>県は基本方針に基づく取組みとして「光熱水費等の維持管理コストの実態を把握し、ベンチマーキングの手法を用いて同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理コストの縮減を図る」こととしている。</p> <p>学校施設は、同一又は類似の条件下にあり、ベンチマーキングの実</p>	p. 130

意見の要約		参照頁
	<p>施による維持管理コストの比較が有効と考える。県は、「保全マネジメントシステム」を活用することなどにより、学校施設の維持管理コストの縮減を図るため、ベンチマーキングの実施を検討されたい。</p>	
8	<p>4 地方公会計制度の活用</p> <p>② 固定資産台帳と保全マネジメントシステムの登録資産の紐づけについて</p> <p>県は、保全マネジメントシステムに登録されている施設・建物番号等を固定資産台帳における対応資産に追加項目として登録し、両台帳を紐づけることで、施設類型別の有形固定資産減価償却率を算定できる体制を整備し、公共施設マネジメントの取組みに活用することを検討されたい。</p>	p. 165

《個別施設等》

意見の要約		参照頁
1	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>④ 業務委託の共同発注について</p> <p>当施設の清掃業務の業務委託について、隣接する山形県高度技術研究開発センターとは別々に行われ、共同調達の検討が行われていない。</p> <p>両施設は渡り廊下でつながっており、実質的に一体での運営が行われていることから、一括発注をする場合のコスト削減の余地を模索すべきである。</p>	p. 302

(監査要点②) 行政コストの発生状況を踏まえて、県が財産を保有する意義、県民のニーズはあるか

(1) 指摘事項  
該当なし

(2) 意見  
《全般的事項》

(施設 KPI の設定に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>2-1 施設アセスメント</p> <p>① 「二次評価の視点：県有施設としての妥当性」の施設 KPI に基づく定量的な測定・評価について</p> <p>施設アセスメント二次評価の「県有施設としての妥当性」に係る検討について、当該施設を法律・条例・規則で設置することが認められているだけでなく、当該施設自体が設置目的を果たすために有効に機能しており、今後も県が所有・運営していく意義があるのかを評価するべきである。</p> <p>具体的には、評価の視点の一つとして、施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための定量的な指標として「施設 KPI」を設定し、定期的に測定して目標値と比較・分析することで、施設の設置目的をどのように達成できているかを評価する必要があると考える。</p>	p. 98

《個別施設等》

(施設 KPI の設定に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設においては、施設の必要性を確認するための具体的な数値目標や施設 KPI の設定が見受けられない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施</p>	p. 182

意見の要約		参照頁
	設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。	
2	<p>6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、県民のニーズを把握するため「利用者数」「年齢別の利用者数」、健康増進の程度を測るため「国民健康保険料の負担額の推移」「疾病率」などが考えられる。</p>	p. 192
3	<p>6-3 県民の森（森林学習展示館）</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「調査しているアンケート結果」に基づく指標などが考えられる。</p>	p. 202
4	<p>6-4 置賜文化ホール</p> <p>② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設においては、施設の必要性を確認するための具体的な数値目標や施設 KPI の設定が見受けられない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 213

意見の要約		参照頁
5	<p>6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設においては、施設の必要性を確認するための具体的な数値目標や施設 KPI の設定が見受けられない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 225
6	<p>6-6 山形県青年の家</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>よって県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「学習や体育の発展の度合いを測るための全国的な学力の順位」「スポーツの順位」などの指標が考えられる。</p>	p. 235
7	<p>6-8 山形県神室少年自然の家</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>よって県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「利用者（特に青少年）に対するアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。</p>	p. 253

意見の要約		参照頁
8	<p>6-9 山形県職員会館あこや会館</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は、施設の必要性を確認するため、地方職員共済組合山形県支部運営審議会でもモニタリングされている利用者数などを参考にして、早急に当施設の KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 261
9	<p>6-10 産業技術短期大学校庄内校</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は施設の必要性を確認するため、「第 10 次山形県職業能力開発計画（計画期間 H28～R2 年度）」の「数値目標」に定める「公共職業訓練（学卒者）の正社員就職率」や「公共職業訓練（学卒者）の県内就職率」などの指標を用いて、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 271
10	<p>6-11 庄内総合支庁（分庁舎を含む）</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は施設の必要性を確認するため、それぞれの部署の機能に応じた「相談対応件数」「申請受付件数」「書類発行件数」などの指標を設定し、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 278

意見の要約		参照頁
11	<p>6-12 栽培漁業センター</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は施設の必要性を確認するため、第7次山形県栽培漁業基本計画で明示している指標を参考に、それぞれの機能に応じた複数の指標を設定し、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 286
12	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>① 施設 KPI の設定について</p> <p>県では、総合発展計画で設定した KPI のみを当施設の施設 KPI に設定しているが、当施設が独自に策定した長期ビジョンに基づく達成目標も施設 KPI に設定すべきである。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>また、一部の達成目標に関して、達成目標の定義検討や測定方法をあらかじめ設定しておくべきであるが設定されていなかった。</p> <p>当施設に限らず、今後、県として施設 KPI を設定する際は同様のことがないように徹底すべきである。</p>	p. 299
13	<p>6-14 内水面水産研究所</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は施設の必要性を確認するため、「大型マスの産卵数」や「調査件数」などそれぞれの機能に応じた複数の指標を設定し、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 308



意見の要約		参照頁
14	<p>6-15 高度技術研究開発センター</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 314
15	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 よって県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「研修受講者数」「教員からのアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。</p>	p. 320

(その他)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について 当施設において把握している利用日数及び稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯が、いずれの利用区分においてどの程度発生しているのかを把握することは難しい状況となっている。 県は、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。</p>	p. 181
2	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>③ 使途明示型ふるさと納税制度の周知による維持管理コスト財源の確保について 令和3年8月より、使途明示型ふるさと納税として「山形県郷土館</p>	p. 183

意見の要約		参照頁
	<p>「文翔館」修繕事業」に対する寄付の受付を開始しており、施設に係る行政コストを削減するとともに、県と地域住民が一体となり魅力的な施設づくりに取り組んでいくという手法は、非常に良い取組みである。</p> <p>県は、施設維持に係る財政負担を緩和しながら、計画的な改修工事及び設備更新の実施を可能とするため、例えば、当施設の毎年の行政コストの発生状況や個別施設計画における今後の長寿命化対策費用の額を示した上で、使途明示型ふるさと納税制度の周知に努められたい。</p>	
3	<p>6-4 置賜文化ホール</p> <p>① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について</p> <p>当施設において把握している利用日数及び稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯が、いずれの利用区分においてどの程度発生しているのかを把握することは難しい状況となっている。</p> <p>県は、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。</p>	p. 212
4	<p>6-10 産業技術短期大学校庄内校</p> <p>② 役務提供の実態に応じた費用負担について</p> <p>当施設と、隣接する庄内職業能力開発センターでは、調達事務の効率化の観点から、施設維持管理業務や水道光熱費などを当施設で一括して業者と契約締結し、業者への支払いの予算計上や実績の集計などを全て当施設で行っている。</p> <p>所管部局が各施設に係る支出を区分して把握していない場合、集約化等を含む施設利活用等の検討において各施設の採算性や仮に廃止した場合に軽減される支出額を把握することが困難である。</p> <p>県は、各施設の行政コストの実態に基づいた施設の中長期的な在り方を検討するためにも、役務の費消に応じて施設ごとに予算計上、実績集計することが望まれる。</p>	p. 272

(監査要点③)施設の老朽化・利用状況・同種施設の設置状況等を踏まえて、規模や配置の状況は適切か

(1) 指摘事項  
該当なし

(2) 意見  
《全般的事項》  
(代替施設に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>2-1 施設アセスメント</p> <p>② 「二次評価の視点：施設の代替性」の施設が果たす機能に基づく検討について</p> <p>施設アセスメント二次評価の「施設の代替性」に係る検討について、多くの施設では、条例等で定める設置目的に沿う代替施設に限定して判断している。</p> <p>公の施設同士で重複がないかという視点の他に、公共施設マネジメントとして総量縮小を目指していく中で、民間や市町村等に同一機能を有する施設がある場合、民間に当該機能を任せて建設・維持管理コストを削減できないかを検討する機会とするために、施設が有する純粋な機能の代替性にも注目して判断を行うべきである。</p> <p>その上で、代替性があると判断された施設については、ハードに係るコストに代えて、ソフト面でのサポートにより施設設置の目的が達成できないか検討することが有用と考える。</p>	p. 100

《個別施設等》  
(利用状況に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-2 山形県民の海・プール</p> <p>② 冬期間における未利用エリアの有効活用について</p> <p>当施設では、冬期間は流水プールエリアで気温が上がらないことから休場している。</p> <p>冬期間も利用者の利便性を高めるように、流水プールエリアの環境整備（冷氣対策）を調査し、費用対効果を再度検討したうえで、冬期間の全館運営の可否を検討されたい。</p>	p. 192

意見の要約		参照頁
2	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>② グラウンドの利用状況について</p> <p>当施設に設置されているグラウンドは、雑草が生えており手入れがされておらず、とてもレクリエーション指導や余暇活動には利用できない状態であった。</p> <p>県は、当施設の設置目的に沿って設備が利用されるよう、しっかりと整備を行い、本来の目的に供用される方向性を検討されたい。</p>	p. 320
3	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>③ プラネタリウムの利用状況について</p> <p>当施設に設置されているプラネタリウム室は平成 29 年に近隣の保育園の幼児教育のために利用されたことを最後に、利用されていない。</p> <p>県は、撤去費用と維持費用との比較衡量をした上で早急に撤去などの対処を取るか、もしくは手直しを行い、本来の目的に供用することを検討すべきである。</p>	p. 321
4	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>④ 宿泊棟の利用状況について</p> <p>当施設に設置されている宿泊棟は、竣工以来大きな改築や増築は無く、老朽化が進んでおり、近年宿泊者の減少傾向が顕著である。</p> <p>県は、宿泊については民間施設への宿泊を誘導した上で金銭的な補助をするなどのソフト面でのサポートを行い、宿泊棟については今後の維持管理費も考慮に入れ解体の要否を検討されたい。</p>	p. 322
5	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>⑤ コロナ禍を踏まえた今後の施設の在り方について</p> <p>現況のコロナ禍において、Web での研修が増加する傾向にあり、施設の来所利用者が減少している。</p> <p>当施設に対する維持管理コストも相当程度かかっているため、今後、コロナ禍に関わらず Web によるオンラインによって当施設の多くの機能が維持され、一方で施設の来所利用者が減っていくのであれば、他施設との集約化なども検討されたい。</p>	p. 323
6	<p>6-18 山形警第 9 号職員アパート</p> <p>① 県職員公舎と警察職員公舎の共同利用の推進について</p> <p>県内市町ごとの県職員公舎と警察職員公舎の空き戸数を比較した結果、警察職員公舎の空き戸数がゼロで県職員公舎は空きがある市町や、県職員公舎・警察職員公舎ともに空き戸数がある公舎が多い市等</p>	p. 339

意見の要約		参照頁
	<p>が確認された。</p> <p>県は、県有財産の有効活用、公舎の集約化・廃止による維持管理コストの軽減の観点から、県職員公舎と警察職員公舎の共同利用をさらに推進することを検討されたい。</p>	
7	<p>6-23 山形県総合交通安全センター</p> <p>① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について</p> <p>当施設では、非常用自家発電設備の予備電源として太陽光発電設備を設置しているが、非常時に備えて当該設備で発電された電気を使用しておらず、一方で保守点検業務の委託対象にも含めていない。</p> <p>県は、予備電源としての太陽光発電設備が、必要な時に故障して利用できないということがないように、当該設備の点検・維持管理を行うことを検討されたい。</p>	p. 387
8	<p>6-23 山形県総合交通安全センター</p> <p>② 使用頻度が低い物品の再調達時の他機関からの借用や共同利用等の検討について</p> <p>当施設には使用頻度が著しく低い技能試験用車があるが、道路交通法で手数料の額の標準を定めて全国的に統一した取扱いとする趣旨に鑑みれば、使用回数が少ないことを理由として、受益者である受験者に負担させるために手数料を増額することは困難である。</p> <p>よって、県は、使用頻度が極めて低い技能試験用車の再調達に際しては、予約制や毎月の試験実施日等を固定する工夫を行った上で、他機関からの一時的な借用や共同利用等を検討されたい。</p>	p. 387
9	<p>6-24 天童警察署</p> <p>① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について</p> <p>当施設では、非常用自家発電設備の予備電源として太陽光発電設備を設置しているが、非常時に備えて当該設備で発電された電気を使用しておらず、一方で保守点検業務の委託対象にも含めていない。</p> <p>県は、予備電源としての太陽光発電設備が、必要な時に故障して利用できないということがないように、当該設備の点検・維持管理を行うことを検討されたい。</p>	p. 395
10	<p>6-30 酒田北港地区</p> <p>③ ふ頭用地等の港湾管理者等に対する早期譲渡の検討について</p> <p>酒田北港地区に係る今後の収支見込みによれば、今後発生する造成</p>	p. 430

意見の要約		参照頁
	<p>工事費が9億円以下で、かつ、計画された分譲価格で分譲予定地が全て売却される場合には、当会計に損失は発生せず、令和2年度末時点の県債及び一般会計借入金を全額返済可能となっている。</p> <p>このうち、分譲収入見込額には将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保している土地や専用泊地、掘込用地等が含まれているが、これらの土地について、民間への売却可能性が低い場合には早期に港湾管理者等に譲渡し、県債や一般会計借入金の償還原資とすることを検討されたい。</p>	

(代替施設に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-6 山形県青年の家</p> <p>③ 民間宿泊施設の活用検討について</p> <p>当施設は、竣工から多少の修繕は加えられているものの、全体的な老朽化は否めない状態である。利用者に快適に利用してもらうためには多額の設備投資が必要となる状況であるが、今後投資額に見合う利用者数を達成できるかは疑義がある。</p> <p>周辺は天童温泉などの民間の宿泊施設も充実しているため、団体宿泊訓練については金銭的な補助をするなどのソフト面でのサポートを行い、本館については今後の維持管理費も考慮に入れ解体なども検討すべきである。</p>	p. 237
2	<p>6-8 山形県神室少年自然の家</p> <p>③ 施設アセスメントによる利活用の方向性について</p> <p>当施設は、県の施設アセスメントによる二次評価において、「維持」という評価がなされているが、施設 KPI が設定されていない状況下で、設置目的がどの程度達成されているかを判断できるのか疑義がある。</p> <p>県は、設備投資額と当該投資を実施した場合の今後の施設利用年数分の交通費補助額を比較衡量し、経済性の観点から更新投資の効果を検討し、改めて当該施設の評価を実施すべきである。</p>	p. 254
3	<p>6-17 山形第16号職員アパート</p> <p>① 施設アセスメント二次評価での方向性変更時の説明追加の検討について</p> <p>当施設の施設アセスメントによる利活用等の方向性について、一次評価の「廃止（解体等）が望ましい」から二次評価で「再生」と変更</p>	p. 329

意見の要約		参照頁
	<p>しているが、二次評価における老朽化の度合い、入居率の状況、代替施設の有無等に関する事務局所見には方向性の変更に関する合理的な理由が見受けられない。</p> <p>県は、二次評価で方向性を変更する場合には、事務局所見として変更に関する合理的な説明を記載すべきである。また、合理的な説明が可能であるということは、所見に記載されていない定性評価要素があることを意味し、当該要素を制度的に二次評価の考慮要因に組み込むことも検討されたい。</p>	
4	<p>6-20 遊佐高等学校</p> <p>① 県立学校等の配置の妥当性に関する定量的な検討の実施について</p> <p>当施設の施設アセスメントによる利活用等の方向性について、学校施設の配置を理由として、一次評価の「廃止（解体等）が望ましい」から二次評価で「維持」と変更している。</p> <p>一般的に施設の整備・更新には多額のコストを要する上に、いったん整備すると数十年間、施設の維持管理コストが発生することになるため、少子化が進む社会環境下では、将来にわたって有効活用することができない可能性があり、生徒・保護者や地域社会のニーズに加えて、県全体の将来を踏まえた公共施設マネジメントの視点からの検討も行うべきである。</p> <p>県は、施設アセスメントの二次評価において、施設の利活用等の方向性を変更する場合、地域のニーズのほか、「生徒一人当たり純経常行政コスト」などの定量的指標も考慮して、妥当性を説明することが必要であると考え。</p>	p. 359

(施設老朽化に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-3 県民の森（森林学習展示館）</p> <p>② 老朽化遊具の撤去検討について</p> <p>当施設内に、老朽化の激しい木製の遊具が散見された。</p> <p>事故を未然に防ぐためにも、県は、巡回の際に発見された危険事項等につき、利用停止や撤去、修繕といった判断基準を設け、対応に結び付けるプロセスが必要になると思料する。</p>	p. 203
2	<p>6-14 内水面水産研究所</p> <p>② 維持すべき機能の見定め及び機能に応じた移転先の選定について</p> <p>県の施設アセスメントにおける利活用等の方向性について、二次評価で「再生（一部維持）」を選択しているものの、養魚用水の確保と施設の老朽化を考えると「再生」ではなく、「集約化」としてより効果的・効率的な内水面漁業の振興のための方向性を検討することが望ましい。</p> <p>そのためには、県の内水面漁業にとって必要な機能を取捨選択する必要がある。内水面水産研究所の研究・開発の方向性に合わせて、遊佐町にある内水面水産センターを所有する公益財団法人山形県水産振興協会と連携し、有効性・効率性の観点から施設の集約化などを進めることが必要と考える。</p>	p. 308
3	<p>6-19 山形東高等学校</p> <p>① 施設アセスメントにおける劣化度診断調査の精度向上について</p> <p>県は、平成 29 年度に、施設アセスメントのうち「建物性能」の評価のため、「県有施設の劣化度診断調査」を実施し、当施設のうち「武道館」の外壁・外部建具について「B：部分的に劣化は認められるが、安全上機能上は問題なし」と判定していた。しかし、当該調査の翌年、武道館のバルコニー部分からコンクリート塊の崩落事故が発生していた。</p> <p>よって、県は、劣化度診断に係る評価基準をより細分化又は具体化することで、より精度の高い劣化度診断調査を実施すべきである。</p>	p. 350



(監査要点④) 今後の更新計画が、基本方針に基づく個別施設計画等において具体化されているか

(1) 指摘事項

《全般的事項》

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>2-7 山形県営住宅長寿命化計画</p> <p>② 給湯設備に係る改善事業費の修正を織り込んだ計画の見直しについて</p> <p>当計画に係る令和3年度の計画額と予算要求額を比較した結果、給湯設備に係る改善事業について単価に乖離があった。これは、計画している改善内容と異なる工事の実績単価に基づき計画事業費を算出していたことによるものである。</p> <p>県は、事業手法の決定や工事対象住戸に係る優先順位の判断をより正確な情報に基づき実施するためには、概ね5年ごとに予定している計画見直しの際に、当該給湯設備に係る改善事業費を修正する必要がある。</p>	p. 144

《個別施設等》

該当なし

(2) 意見

《全般的事項》

意見の要約		参照頁
1	<p>2-5 山形県立学校施設長寿命化計画</p> <p>① 県立高校再編整備計画の着実な実行とモニタリング結果に基づく長寿命化計画の見直しについて</p> <p>県の財政状況が厳しさを増し、施設の老朽化や少子化も進行している中で、施設アセスメントにおいて利活用等の方向性を早期に明確にし、優先度の高い長寿命化対策に集中する必要がある。</p> <p>そのため、県は、早期の整備計画策定と計画に基づく取組みの着実な実行を図られたい。また、計画の実行状況や少子化の進行状況等について適切なモニタリングを実施するとともに、モニタリングで得た情報を将来の県立学校施設長寿命化計画の見直しに活用することが必要と考える。</p>	p. 128

意見の要約		参照頁
2	<p>2-6 山形県警察施設長寿命化計画</p> <p>① 施設アセスメント実施の必要性検討と長寿命化計画の精緻化について</p> <p>警察署の位置及び管轄区域は施設アセスメントとは別の要素により決定されるものであるため、警察施設について、利活用等の方向性を示すことを目的とする施設アセスメントを実施する意義は高くないと考える。一方で、警察施設には施設類型特有の施設がある他、会計検査院から施設に係る浸水対策の不備が指摘されているが、これらについて現在の計画における対策費用の算出では考慮されていない。</p> <p>県は、警察施設に係る施設アセスメントによる利活用等の方向性を決定するプロセスを省略し、その分の作業量を、長寿命化計画の精緻化を図るために充てることを検討されたい。</p>	p. 133
3	<p>2-6 山形県警察施設長寿命化計画</p> <p>② アスベスト除去工事の対象特定調査の計画的な実施と除去費用の長寿命化計画への反映について</p> <p>警察施設において、近年、アスベスト除去工事により当初の想定より建築工事費用が増大する事例が発生している。アスベスト除去工事は、解体の時だけでなく改造・補修の際にも必要となるため、長寿命化対策工事を行う場合も除去作業が必要となり費用が増大する可能性が高いが、当計画の対策費用に、アスベスト除去費用は織り込まれていない。</p> <p>県は、財政上の制約と建替えに伴う工事費用を適切に把握し、投資判断を誤らないようにするために、計画的にアスベスト除去工事の対象を特定する調査を実施するとともに、除去費用を長寿命化計画の対策費用の見積もりに織り込む必要がある。</p>	p. 134
4	<p>2-7 山形県県営住宅長寿命化計画</p> <p>③ 住戸単位での改善事業実施に係る取組みの効果検証と庁内での情報共有について</p> <p>県では、現在、住棟単位で改善事業を行っているが、対象住棟に入居者がいる場合は転居するまで工事を実施できないため、募集停止から工事開始まで数年かかっている状況である。</p> <p>当該状況に対応するため、県では、住棟単位から住戸単位で改善事業を実施する方法に転換することを検討している。住戸単位での改善事業実施に係る取組みの推進にあたり、メリットとデメリットの把握と収支・管理面での効果検証を継続的に行い、好事例と認められる場</p>	p. 145

意見の要約		参照頁
	合、公舎など他の施設類型でも同様の展開ができるように県有財産総合管理推進本部等で情報共有することが有用であると考える。	

《個別施設等》

意見の要約		参照頁
1	<p>6-9 山形県職員会館あこや会館</p> <p>② 再生に向けた長寿命化計画の精緻化について</p> <p>施設アセスメントの結果、利活用等の方向性が「再生」と決定されたため、建物長寿命化計画の当施設に関する資料において、今後10年間の長寿命化対策費用の概算を整理している。しかし、当該対策費用は保全マネジメントシステムで標準として設定されている機器部材の更新年数と更新単価に基づき機械的に算出されたものであり、実際には所管課で毎年予算要求の際に次年度の修繕工事を検討することどまっている。</p> <p>県は、実際の老朽化具合を踏まえた修繕工事の実施時期の検討及び直近の工事単価に基づく対策費用の積算などにより長寿命化計画を精緻化することを検討されたい。</p>	p. 261
2	<p>6-11 庄内総合支庁（分庁舎を含む）</p> <p>② 劣化度診断調査を受けた調査と修繕の早期実施について</p> <p>令和3年3月31日に策定された建物長寿命化計画の当施設に関する資料の「個別施設の状態等」の項目では、本庁舎の外壁につき早急な対応が必要、内部仕上につき著しい劣化現象があると指摘されている。しかし、同資料の「実施時期と対策費用」の項目にこの外壁及び内部仕上への対応費用は計上されていない。</p> <p>特に外壁については崩れ落ちることで利用者に危害を加える危険性もあるため、早期に調査を実施し、必要な修繕を実施する必要がある。</p>	p. 278
3	<p>6-12 栽培漁業センター</p> <p>② 取水管と自家発電装置の更新投資に係る計画的更新について</p> <p>栽培漁業においては水の確保が事業継続上不可欠であり、そのために施設の計画的更新が必要であるが、当施設では更新が計画されていない。</p> <p>建築物だけでなくこれらの設備も当施設の根幹を支えるもので、正常稼働しなかった場合には多額の損失を生じる可能性がある。県有施設として保有し続けることが必要と判断される場合、施設の設置目的達成に必要な不可欠な設備についても、計画的な更新について検討され</p>	p. 287

意見の要約		参照頁
	たい。	
4	<p>6-17 山形第16号職員アパート</p> <p>② 改修工事の効果測定と原因分析に基づく改修と建替えの比較検討について</p> <p>平成21年度以降始まった大規模改修工事の対象公舎の中に、改修後に入居率が低下した公舎がある。</p> <p>定期的な人事異動制度や有事即応体制のために必要と判断して改修工事を実施する以上、その効果として、施設が有効利用されなければならない。県は、高い効果が見込める公舎を優先して改修工事を行うため、過去の改修工事について継続的に効果測定と入居率低下の原因分析を行っていく必要がある。その上で行政コストや財源等の面で経済的に有利な事業を選択することが必要と考える。</p>	p. 331

(監査要点⑤)財産に係る使用料の受益者負担の水準は適正か

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 意見

《全般的事項》

該当なし

《個別施設等》

意見の要約		参照頁
1	<p>6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館</p> <p>② あるべき受益者負担割合の設定による使用料見直しの検討について 当施設においては、入館料についてコスト回収的側面からの具体的検討は現在まで行われたことはなく、開館当初より入館料の改定は一度もなされていない。</p> <p>県は、施設のあるべき受益者負担割合を設定し、実際の負担割合と比較することにより、コスト回収的な観点から入館料の妥当性の検証やコスト削減に努めていくことを検討されたい。</p>	p. 226
2	<p>6-9 山形県職員会館あこや会館</p> <p>③ 無償貸付けしている物件に係る維持補修費用の負担関係の見直しについて</p> <p>県は地方職員共済組合山形県支部に対して、当施設の敷地及び建物を無償貸付けしているが、これに加えて、土地（建物）使用貸借契約における修繕義務等に係る原則的な取扱いに従い、直近5年間で年平均2百万円の施設修繕費を負担している。使用貸借である以上、通常必要な維持管理費については借主が負担することが合理的である。</p> <p>県は、今後、施設の老朽化がさらに進展し、大規模な改修や修繕が必要となる前に、将来における当施設の在り方について慎重に議論することを含め、当施設の敷地及び建物の無償貸付けに加えて維持補修費まで負担している現状の負担関係について見直す必要があると考える。</p>	p. 262
3	<p>6-12 栽培漁業センター</p> <p>③ 蓄養の早期事業化について</p> <p>当施設では屋外の餌料培養槽にて、令和2年度からヒラメ、アオリイカ、タイ及びフグの蓄養を試験的に行っているが、現在は試験的な</p>	p. 287

意見の要約		参照頁
	<p>運用であるため、培養槽の利用料は徴収していない。</p> <p>当事業は当施設の目的に適う事業であることから早期に事業化し、適切な利用料を徴収することが望まれる。</p>	
4	<p>6-17 山形第16号職員アパート</p> <p>③ 山形県公舎管理規則の公舎料単価に係る別表の区分見直しについて</p> <p>県では、山形県公舎管理規則の別表第一において、構造・建設年次別区分に応じた1平方メートル当たりの公舎料の単価の額を定めており、参考とした国の規則が経過年数に応じて単価を設定しているのと異なっている。</p> <p>老朽化度合いに応じた行政コストの適正な受益者負担の観点から、経過年数に応じて公舎料が逡減する国の単価設定区分の方が合理的であり、県は、当該規則の公舎料単価の額に係る別表区分について、経過年数に応じた単価区分とする等の方法により見直すことを検討されたい。</p>	p. 332
5	<p>6-23 山形県総合交通安全センター</p> <p>③ 食堂の光熱水費等実費相当額の減免継続の検討について</p> <p>当施設では、施設を利用する県民のため、また職員の福利厚生施設として食堂を設置し、民間の事業者に対して行政財産の目的外使用を許可している。県の事務取扱要領によれば、光熱水費実費相当額については原則として減免できないが、過去食堂の経営が厳しく撤退の申し出があった時期に、当該要領のただし書に基づき、50%の減額を行い、現在も継続している状況である。</p> <p>県は、事業者の収支計算書や過去の経緯等を踏まえて経営状況を確認し、光熱水費実費相当額の減免という例外的な取扱いの継続の適否を毎年検討する必要がある。</p>	p. 389
6	<p>6-30 酒田北港地区</p> <p>① 総括原価回収方式の原価の範囲の見直しと分譲用地以外の土地に係る譲渡時期前倒しの検討について</p> <p>分譲用地以外の土地については、分譲用地の売却が終了した段階で港湾管理者や地元市町へ譲渡する予定であるが、昭和49年から分譲開始され、47年経過した現在でも終了していない。この期間に、これらの土地の一部では浸食対策工事が、緑地では維持管理委託費が発生し、土地取得事業特別会計から支出している。</p> <p>当該特別会計から支出するという事は分譲収入により負担する</p>	p. 428

意見の要約		参照頁
	<p>ことを意味するが、分譲開始時の想定を超えており、これらの支出は、用地の譲渡先となることが想定される港湾管理者等に負担を求めることを検討する必要があると考える。</p> <p>県は、分譲期間が長期化している現状を踏まえて、維持管理費の軽減及び受益者負担の適正化の観点から、総括原価回収方式に基づき分譲収入により負担する原価の範囲の見直しと、分譲用地以外の土地の譲渡時期の前倒しについて、検討されたい。</p>	

(監査要点⑥) 未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組み又は普通財産への移管・処分等が適切に行われているか

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 意見

《全般的事項》

(未利用施設に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>1-3 「県有財産の有効活用」のための具体的な取組み</p> <p>① 庁舎等や敷地の未利用スペースに係る全庁的な照会の仕組みの整備について</p> <p>現地視察を行った結果、庁舎等や敷地の一部に未利用スペースがある施設や利用可能な未利用スペースを探している施設が確認された。</p> <p>今後は人口減少やデジタル化の進行により、庁舎等のスペースを適切に利用していても未利用スペースが生じてくる可能性が高いと考える。よって、県は、庁舎等やその敷地の未利用スペースの有無や要望に係る全庁的な照会等を行う仕組みを整備し、施設の有効活用を図られたい。</p>	p. 92
2	<p>3-2 未利用財産・普通財産の売却</p> <p>① 予定価格から将来の維持管理コストを控除するなどの方策の検討について</p> <p>普通財産の売払いについて、一般競争入札の入札回数に応じて鑑定評価額の7割まで評価額を設定する基準を設け、平成21年度から令和2年度までに23件が落札されている一方で、当該基準設定後も入札を実施し落札されていない物件が23件ある状況である。</p> <p>県は、維持管理に要している行政コストを把握し、将来の一定年数分の行政コストを見積もって控除することなど、より早期に売却予定未利用財産を売却するための工夫について検討されたい。</p>	p. 151
3	<p>3-3 普通財産の貸付け</p> <p>① 市町村との貸付物件の売却・交換協議に係るステータス管理と譲与の検討について</p> <p>普通財産の市町村に対する無償貸付けについて、貸付期間中は県に維持管理コストの負担がないという点で合理的であるが、特定の市町村に住む県民のみ利することになり長期間続く場合、県民全体の財産</p>	p. 158



意見の要約		参照頁
	<p>という観点から公平ではない。</p> <p>県は、定期的に貸付市町村に対する売却・交換に関する協議を継続し、県有財産総合管理推進本部などで協議・検討状況のステータス管理を行い、売却・交換が困難で今後も県の利活用の見込みがない場合、市町村に対する譲与等の協議にステータスを進めることを検討されたい。</p>	
4	<p>4 地方公会計制度の活用</p> <p>③ 売却可能区分の設定を活用した未利用資産の有効活用に向けた取組みについて</p> <p>固定資産台帳上、「売却可能資産」として特定されている資産については、地方公会計制度に基づく財務諸表で「売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲」を注記することになっている。しかし、県の地方公会計制度において売却可能資産の定義づけがされておらず、固定資産台帳に売却可能資産情報が正しく記載されていないため、注記情報を把握することができず、財務諸表に注記が行われていない。</p> <p>県は、売却可能資産の定義づけを行い、固定資産台帳に売却可能資産情報を登録し、財務諸表への注記を行うとともに、未利用資産の有効活用に繋げる工夫を検討されたい。</p>	p. 166

(遊休備品等に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>5 物品管理</p> <p>① 遊休備品登録の積極活用と外部公表の検討について</p> <p>県の財務会計システムでは、遊休備品を登録し、庁内の誰でも閲覧できる機能が整備され、物品の有効利用に努めることとしているが、当該仕組みは十分に運用されていない状況であると考え。</p> <p>県は、物品管理者以外の所管部局が遊休の判断を行う、年間使用日数が一定以下の備品は登録を義務付けるなどにより財務会計システムの遊休備品登録機能をより積極的に活用することを検討されたい。また、登録後も有効利用されない備品は、市町村・公共的団体等への情報提供や県のホームページ等での公表による売却・貸付けを検討することが有用であると考え。</p>	p. 170

(その他)

意見の要約		参照頁
1	<p>3-1 未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス</p> <p>① 山形県県有財産有効活用検討会議機能の県有財産総合管理推進本部への集約の検討について</p> <p>未活用土地等の活用のあり方等を幅広い観点から検討することを目的として平成24年2月に設置した「山形県県有財産有効活用検討会議」について、直近5年間開催されておらず、当会議構成員と同じメンバーが毎年県有財産総合管理推進本部幹事会メンバーとして「普通財産の利活用計画」を協議している状況を踏まえると、会議の設置継続の意義について疑義を感じる。</p> <p>県は、未利用財産の利活用について効率的に意思決定する観点から、山形県県有財産有効活用検討会議の機能を県有財産総合管理推進本部へ集約することを検討されたい。</p>	p. 147

《個別施設等》

(未利用施設に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-6 山形県青年の家</p> <p>② 陶芸室の利用状況について</p> <p>当施設の敷地内にある陶芸室が、10年以上利用されていない状態で残されている。</p> <p>使わないまま残しておく、倒壊や獣の住処となり県民に被害が生じるおそれがある。使う見込みがないのであれば、県は、撤去費用を踏まえてまずは消耗品から処分を進め、最終的には建造物も含めた撤去・解体を検討されたい。</p>	p. 236
2	<p>6-7 山形県立博物館</p> <p>① 全庁的視点による未利用スペースの活用について</p> <p>当施設では、施設内に収まりきれない収蔵資料の保管場所として、民間企業との間で建物賃貸借契約を締結し、賃料負担が生じている。</p> <p>県は、庁舎等県有施設の未利用スペースの状況を詳細に調査し、現状を把握したうえで、当該未利用スペースについて全庁的な利活用の照会等を行う仕組みを整備することにより、施設の有効活用を図っていくことを検討されたい。</p>	p. 246
3	<p>6-11 庄内総合支庁(分庁舎を含む)</p> <p>③ ペーパーレス化等による業務効率化の推進と空きスペース活用の</p>	p. 279

意見の要約		参照頁
	<p>検討について</p> <p>公文書ファイル冊数の過去5年間の推移を見ると、廃棄により年度末保管冊数は減少傾向にあるものの、新規登録冊数は平成29年度以前と比較して平成30年度以降は増加している。</p> <p>当施設では公文書ファイルや申請書等の書類が大量に保管されており、その保管場所は庁舎内の複数の場所に点在し、多くのスペースを割いている。</p> <p>平成31年3月に県が公表した「山形県ICT推進方針の概要について」に記載されている方針に基づき、事業者からの申請等の電子化や書類のペーパーレス化により公文書ファイルの新規登録冊数を削減しつつ、業務効率化を推進するとともに、今後もルールに則った廃棄により文書保管スペースの縮小に努めながら、施設全体の有効利用について検討されたい。</p>	
4	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>② 廃棄予定物品・長期未利用物品の廃棄処分による施設スペースの有効活用について</p> <p>当施設に設置されている物品のうち、「故障」もしくは担当部署からの「廃棄希望」があるが、廃棄処分されていないものがあった。</p> <p>財源的な制約も考慮しながら、廃棄予定物品や長期未使用物品について計画的に廃棄処分し、これにより空いた施設スペースを有効活用するべきである。</p>	p. 301
5	<p>6-15 高度技術研究開発センター</p> <p>② 未利用スペースの活用について</p> <p>当施設内に、現地調査時点で未利用となっているスペースが確認された。</p> <p>施設所管部局でも今後の活用策を検討している段階であるが、広大なスペースが未利用となっていることから、入居スペースの拡張や全面研修室への転換など早期に活用策を検討されたい。</p>	p. 315
6	<p>6-19 山形東高等学校</p> <p>② 未使用学校施設の立ち入り管理の強化について</p> <p>県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、平成29年3月末をもって耐震性を理由に使用中止となった当施設旧理科棟も含まれている。現地視察時における内部の状況は、使用しなくなった廃材や廃棄物等が置かれており、またスキーの調整台が設けられ出入りしていた形跡が残されていた。</p>	p. 351

意見の要約		参照頁
	<p>県は、耐震性に問題があり安全性が確保できないと判断した施設については、生徒や教師が許可なく立入りできないよう管理を強化する必要がある。</p>	
7	<p>6-20 遊佐高等学校</p> <p>② 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について</p> <p>県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、当施設では格技場と農業実習室が含まれているが、現地視察時、格技場は不要となった物品等の物置として、農業実習室はテント部材の倉庫として利用されていた。また、この他に電気陶芸がま等の備品が備え付けてある倉庫があるが、延床面積 200 m<sup>2</sup>未満であるため、「劣化度診断調査」および「学校施設の非構造部材の耐震点検」の対象外となっていた。</p> <p>県は、生徒や教師が出入りすることが想定される施設については、安全性の調査を定期的に行う必要がある。</p>	p. 361
8	<p>6-21 新庄神室産業高等学校</p> <p>① 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について</p> <p>県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、当施設では寄宿舍が含まれている。寄宿舍は、平成 15 年開校時に旧新庄農業高等学校から移管されたもので、当時から休舎としていた。平成 25 年度より新庄市へ一部貸与し、新庄市はこれを市立学童保育所として使用しているが「劣化度診断調査」および「学校施設の非構造部材の耐震点検」の対象外となっていた。</p> <p>よって、県は、市町村等に貸与して不特定多数が出入りする施設についても、安全性の調査を定期的に行う必要がある。</p>	p. 372
9	<p>6-21 新庄神室産業高等学校</p> <p>② 貸与物件の譲与等の検討による未使用学校施設の解体推進とコスト縮減について</p> <p>県は、未使用学校施設を解体していくこととしているが、令和 3 年度までの 4 年間で解体完了又は実施が決まっているものは、解体予定の建物延床面積合計 58,586 m<sup>2</sup>のうち 8,683 m<sup>2</sup> (14.8%) であった。</p> <p>未使用学校施設に含まれる当施設の寄宿舍の一部について、新庄市による修繕が複数回実施され、実質的な施設管理は新庄市が行っていると考えられる。</p>	p. 373

意見の要約		参照頁
	<p>こうした施設については、今後の解体費の縮減のため、無償貸与ではなく、譲渡・移管についても検討し、総量を縮小した上で、計画的に早期に解体を進める必要がある。</p>	
10	<p>6-22 米沢養護学校</p> <p>① 構造体及び附属設備に係る定期点検の追加実施について</p> <p>県は、平成 29 年度以降、毎年、県立学校の定期点検として文部科学省からの要請により「学校施設の非構造部材の耐震点検」を実施している。当施設の寄宿舍棟の点検結果は外壁の一部にひび割れがあること以外は大きな異常はないという結果であった。</p> <p>しかし、当施設に高等部就労コースを設置するにあたり、当寄宿舍を改修しての利用を計画していたが、調査の結果、多額の改修費用が必要と判断され、新築する計画に変更している。</p> <p>毎年の点検で大きな異常はないと判断していたにもかかわらず大規模改修が必要となったのは現行の定期点検では構造体や附属設備の劣化度に関する点検が実施されていないためと考える。</p> <p>県は、現行の定期点検でカバーできない部分については、「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」を活用して追加実施し、学校施設が安全かつ効率的に活用できているかチェックする必要があると考える。</p>	p. 378
11	<p>6-28 元三川第 3 号職員アパート</p> <p>① 未利用財産の県ホームページ等での公表による利活用・売却の促進について</p> <p>当施設について、平成 25 年 4 月の公舎指定解除以降、県の未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセスに従い、部局内の検討、全庁的な検討を経て、毎年、庄内地域の 2 市 3 町に対して「普通財産（土地）一覧表」として当該敷地を含む情報提供を行い、利用計画について照会しているが、現状、利活用につながっていない。</p> <p>県は、上記一覧表に未利用建物を含めた売却・貸付可能一覧を作成し、県ホームページ等での公募やサウンディング調査の実施等、民間への情報発信をし、財産の利活用・売却を促進することを検討されたい。</p>	p. 418

(遊休備品等に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>⑤ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について</p> <p>県が指定管理者に貸与している一部の備品について、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。</p> <p>県は、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。</p>	p. 186
2	<p>6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館</p> <p>③ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について</p> <p>県が指定管理者に貸与している一部の備品について、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。</p> <p>県は、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。</p>	p. 228
3	<p>6-10 産業技術短期大学校庄内校</p> <p>③ 除籍図書に係る売却及び古紙回収等の検討について</p> <p>当施設では今回図書室の蔵書及びレイアウトの見直しを行った結果、大量の蔵書を処分することとなった。</p> <p>除籍本について、業者への売却による収支が焼却等処分に要する経費よりプラスとなり、かつ売却後の適正な取り扱いが確保されるような場合は、売却及び古紙回収等の選択肢をより積極的に検討することが望ましい。</p>	p. 273

(監査要点⑦)財産(公有財産、物品)の取得、貸付け(減免を含む)、処分及び管理に係る事務手続きは適切か

(1) 指摘事項

《全般的事項》

(その他)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>1-2 「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取組み</p> <p>① 優先的検討方針に基づく評価結果の公表について</p> <p>山形県立新庄病院改築整備事業について、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に係る手法を導入するための優先的検討方針」に基づき、PPP/PFI手法の導入の適否を検討した結果、適しないと評価している。</p> <p>この場合、優先的検討方針において、入札手続の終了後適切な時期に、PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容をインターネット上で公表することとしているが、令和3年10月時点で公表されていない。令和2年12月に施工業者が決定し入札手続きが完了していることから、適切な時期にインターネット上で公表する必要がある。</p>	p. 86

《個別施設等》

(地方公会計に係るもの)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館</p> <p>④ 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複の修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報にデータの重複があった。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、当該データの重複について修正する必要がある。</p>	p. 229
2	<p>6-20 遊佐高等学校</p> <p>④ 地方公会計の固定資産台帳上の除却登録漏れの修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報に、データの重複と除却登録漏れが確認された。旧自転車置き場は重</p>	p. 364

指摘事項の要約		参照頁
	<p>複して登録され、かつ、平成 28 年度に解体して別に新設しているが、固定資産台帳上はその全てが登録されている状況であった。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係る除却登録漏れについて修正する必要がある。</p>	
3	<p>6-26 県営飯塚住宅</p> <p>① 地方公会計の固定資産台帳上の耐用年数適用誤りの修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、木造であるが鉄筋コンクリート造の耐用年数等が適用され、建築工事と機械設備工事・電気設備工事が区分されているが全て建築工事の耐用年数が適用されて減価償却費の計算が行われていた。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係る耐用年数登録を修正する必要がある。</p>	p. 409
4	<p>6-27 元蔵王西部牧場</p> <p>① 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複及び除却登録漏れの修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、データの重複及び既に解体して実在しない施設の除却登録漏れが確認された。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係るデータ重複及び除却登録漏れについて修正する必要がある。</p>	p. 413
5	<p>6-30 酒田北港地区</p> <p>② 地方公会計の固定資産台帳上の移管登録漏れの修正について</p> <p>当財産について、県の地方公会計の固定資産台帳上、平成 23 年度に企業局へ移管済みであるが、土地取得事業特別会計の固定資産として登録されている。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定し</p>	p. 429



指摘事項の要約		参照頁
	ている。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当財産に係る移管登録漏れを修正する必要がある。	

(備品管理に係るもの)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>④ 県有備品に対する標示票貼付等の徹底について</p> <p>県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、多くの備品について備品標示票が貼付されていなかった。</p> <p>県は、展示品以外のキャビネットや机などの施設特有の景観を損ねるおそれのない備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する必要がある。</p>	p. 185
2	<p>6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>④ 備品の除却処理漏れについて</p> <p>当施設で保有している備品に関して、現物はすでに廃棄を行っているにもかかわらず、備品一覧表に登載されたままとなっている備品が 2 件確認された。</p> <p>県はすでに廃棄済みの 2 件の備品に関して、規定に基づき不用の決定の手続きを行う必要がある。</p>	p. 195
3	<p>6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>⑤ 備品標示票の貼付漏れについて</p> <p>当施設で保有している備品に関して、備品標示票の貼付が漏れている備品が 1 件確認された。</p> <p>県は備品標示票の貼付が漏れている備品に関して、規定に基づき備品標示票を貼付する必要がある。</p>	p. 196
4	<p>6-20 遊佐高等学校</p> <p>③ 最新の備品一覧表に基づく照合確認の確実な実施について</p> <p>県では、毎年 7 月備品現物と備品台帳との照合確認を実施しているが、当施設で令和 3 年 7 月に実施された備品照合確認において、担当者は前年度の備品台帳を加工後使用して現物との照合を行っており、内容を精査したところ、照合時点までに廃棄したものが台帳に含まれ</p>	p. 362

指摘事項の要約		参照頁
	<p>ていた。</p> <p>よって、県は、備品照合の手続きについて、「物品の管理事務について（通知）」に従って最新の備品一覧表に基づき確実に実施する必要がある。</p>	
5	<p>6-24 天童警察署</p> <p>② 備品標示票のない備品の標示について</p> <p>当施設の備品の一部について、山形県財務規則で定める備品標示票が貼付されていなかった。</p> <p>県は、山形県財務規則等に従い備品標示票の貼付等を行い、常に管理台帳等との照合確認ができるように対応する必要がある。</p>	p. 395

(使用許可手続きに係るもの)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>③ 自動販売機の設置及び運営を指定管理業務とする場合の事務手続きについて</p> <p>当施設における自動販売機の設置及び運営について、県は指定管理業務に含まれるものと判断し、使用許可手続きを行っていないが、仕様書等に指定管理業務の範囲内である旨などの記載がなく、調製することが求められている書類等も具備されていない。</p> <p>県は、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従い、仕様書等にその旨及び光熱水費の取扱いを明記するとともに、行政財産使用許可台帳に準じた台帳を調製し、設置位置及び構造等必要事項を記録した敷地平面図等を具備する必要がある。</p>	p. 194
2	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>⑤ 行政財産目的外使用許可の更新手続漏れについて</p> <p>当施設の敷地内の一部に関して、行政財産目的外使用許可に関する更新手続きが漏れている事案が確認された。</p> <p>現地調査時点において、使用許可申請書の提出漏れがあったことを把握し、申請書の提出に向けた手続きを行っているとのことであるが、同様の使用許可申請漏れがないように、行政財産目的外使用許可申請に係る手続きの徹底を図るべきである。</p>	p. 303

(収納・減免事務に係るもの)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>6-4 置賜文化ホール</p> <p>③ 施設使用許可申請書及び減免申請書の様式について</p> <p>当施設における使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは、条例施行規則に定めるものとは異なる手続きにより行われていた。</p> <p>県は、当該事務手続きについて規則に定める運用に改めるべきである。仮に、規則に基づく運用が実務上支障がある場合には、規則で定める様式を実際に使用している様式に改めるべきである。</p>	p. 214

(2) 意見

《全般的事項》

(地方公会計に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>4 地方公会計制度の活用</p> <p>① 正確な固定資産台帳更新のための全庁的な関与等の検討について</p> <p>固定資産台帳について、施設所管課に内容を確認せず登録しているため、データの重複登録や除却登録漏れ、資産内容・構造の誤認識による耐用年数の適用誤り等が検出された。</p> <p>固定資産台帳への登録を誤ると、正確な減価償却計算が行われず、今後の公共施設マネジメントにおいて活用予定の「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」を適切に把握することができない。よって、県は、「定期的に資産登録内容について各所管課が確認作業を行うプロセスの整備」や「歳出執行データの摘要欄への記載ルールの設定」などにより、庁内全体で適切な固定資産台帳を更新することを検討されたい。</p>	p. 164

《個別施設等》

(備品管理に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-8 山形県神室少年自然の家</p> <p>② 撤去に係る手続き及び緊急時の運用に関する周知の検討について</p> <p>老朽化による故障のため点灯しない状態となっている玄関横の外灯について、撤去に係る手続きを進めているものの、事務処理に時間を要し、撤去作業を開始できない状況であった。</p> <p>撤去までの事務の手続きはあるものの、緊急時には手続きに先行し</p>	p. 254

意見の要約		参照頁
	<p>て処分することも可能な運用となっているが、施設所管部局では、今回のような撤去事務は初めてであり、申請手続きに不慣れで緊急時の運用について認識不足があったため、時間を要していたものとする。</p> <p>今後、施設の老朽化に伴い、こうした撤去が増加することが考えられるため、県は、事務手続き及び緊急時の運用について周知するなど検討されたい。</p>	

(収納・減免事務に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-7 山形県立博物館</p> <p>② 入館料の管理手続きについて</p> <p>入館料の管理は、担当者が蛍光マーカーにより現金をカウントしたことの証跡があるのみで、担当者の署名や押印といった証跡はなく、また上長による確認印等も見られなかった。</p> <p>県は、あるべき入館料の金額と現金実際有高を確かめたことを示す担当者の署名又は押印等による管理の証跡を残すとともに、上長による確認という統制手続を実施することにより、不正リスクを最小限に抑える適切な管理を行っていくことが望ましい。</p>	p. 247
2	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>③ 減免基準の明確化について</p> <p>当施設では、手数料条例において「特に公益上必要があると認めるときは、手数料を減免することができる」と規定されているが、具体的な減免基準を設けておらず、減免申請がある都度、「公益上必要があると認め」られるかの検討した上で減免の認可をしている。</p> <p>事案ごとに減免の認可可否を検討するのでは事務の非効率につながりかねないため、あらかじめ想定される減免事案があるのであれば、減免基準を設定することを検討されたい。</p>	p. 302

## 第5章 監査の結果（各論）

### 第1 FM基本方針

#### 1 目標の達成状況

##### (1) 県の目標達成状況

① 歳入：県有財産の売却、有効活用による歳入 3億円/年（平成29年改定後）

（単位：億円）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
歳入額	2.7	4.4	4.3	3.1	4.7	3.3	3.8	3.2
(内訳)売却	1.3	2.9	2.8	1.5	3.1	1.8	2.2	1.6
(内訳)有効活用(※)	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.5	1.6	1.6

##### (※)有効活用の主な内容

- ・入札制度による自動販売機設置場所貸付け
- ・普通財産貸付け（ホテル用地、メガソーラー用地）
- ・ネーミングライツ（総合運動公園陸上競技場、中山公園野球場、総合文化芸術館）
- ・県有施設の壁面広告（ホール、エレベーター、エレベーターホール）
- ・広告付掲示板設置場所貸付け（県庁舎、警察署）
- ・広報誌「県民のあゆみ」等への企業広告

② トータルコスト(※)：一般財産施設に係る県民一人当たりの負担額

平成25年度実績（15,900円）以下を維持

（単位：円/人）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県民一人当たり トータルコスト負担額	16,200	16,000	14,800	14,800	15,500	15,100	15,700

##### (※)トータルコスト算出方法

$$\text{県民一人当たりトータルコスト} = \frac{\text{更新等費用(イ)} + \text{維持管理費用(ロ)}}{\text{県民の人口数(ハ)}}$$

##### (イ)更新等費用

「各施設の延床面積に、県で算定した平成25年度時点（比較基準年）の建物区分毎の予定単価（建替単価＋除却単価）を乗じ、長寿命化改修工事費を加算した上で、当該施設

の使用見込（耐用）年数で除した額」の対象施設の総和として算出されている。

(ロ)維持管理費用

「各所管部局に対して毎年「県有施設維持管理コスト調査票」による調査を実施して得た回答に、管財課が市町村交付金や保険料を追加し、消費税率補正を行った額」の対象施設の総和として算出されている。

当該調査票はエクセルファイル形式であり、対象年度の翌年に県有財産総合管理推進本部からの依頼に対して、施設所管部局が各調査項目に係る年間支出額を調査・入力して提出されるものである。調査項目は、次の(A)、(B)のとおりである。

(A)「支出」に係る調査項目

区分	コスト項目 (名称)	
賃借料	建物等敷地賃借料、駐車場敷地賃借料、案内板・標識等敷地賃借料、水道管等埋設物占有料、配電線等ケーブル線共架料等	
租税公課	県有資産所在市町村交付金、下水道負担金等	
保険料	建物共済基金分担金、施設賠償責任保険料等	
保守費	法定検査	水質検査、ボイラー性能検査、第一種圧力容器性能検査、浄化槽検査等
	保守点検	機械設備保守点検、地下貯蔵タンク点検、昇降機設備保守点検、自動ドア保守点検、非常用設備点検、電気設備保守点検、消防用設備点検、汚水処理施設（浄化槽等）保守点検、配電線点検等
清掃費	施設（庁舎内等）清掃、冷却塔清掃、汚水槽・雑排水槽・浄化槽清掃、窓ガラス清掃、汚水マンホール高圧洗浄等	
病虫害駆除費	ねずみ・昆虫等防除点検、アメシロ駆除等	
修繕費	建物修繕費（設備、外構含む）（1件あたり5百万円未満のもの）	
環境対応費	環境測定、ばい煙量測定、一般廃棄物運搬処理、産業廃棄物運搬処理、PCB廃棄物処理、リサイクル経費、構内樹木等管理（剪定等）、構内除草、構内除排雪、雪下ろし、施設等雪囲い（設置・撤去）等	
光熱水費	電気料金	
	水道料金	水道料金、下水道料金
	燃料費	灯油代、軽油代、重油代、ガス料金、ペレット代
運用費	設備運転管理、庁舎執務室等間仕切り工事費、建物改造費、工作物・設備新設費、蛍光灯・電球・LEDランプ等交換（蛍光灯等購入経費）	
保安費	防災対策費	緊急地震速報、ガス漏れ警報器使用料、消火器更新等
	警備費等	
その他	電話料金、受付費、NHK受信料、コピー機借上料、インターネット利用料、デマンドウェブサービス料（デマンド監視装置賃借料等）等	
指定管理料等		
共通管理費		

(B)「収入」に係る調査項目	
	区分
	行政財産目的外使用許可等にかかる光熱水費等実費相当額
(ハ) 県民の人口数	
当該年度の10月1日時点の県の人口	

(2) 実施した手続及び結果

- ① 目標指標であるトータルコストについて、どのように算出されており、目標達成するためにはどのような行動が必要かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を行うとともに、令和元年度の同指標の再計算を実施した。

(結果)

- (3) 「① トータルコスト算出における更新等費用の計算方法の見直しについて」参照  
 (3) 「② 目標指標を達成するための実行目標への落とし込みの検討について」参照  
 (3) 「③ 有効かつ効率的な「維持管理コスト調査」の実施検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

- ① トータルコスト算出における更新等費用の計算方法の見直しについて  
 トータルコストの算出要素である更新等費用は、対象施設ごとの更新等費用の総和であり、県では、対象施設の更新等費用を次のとおり算出している。

対象施設の更新等費用	=	$\frac{\text{延床面積} \times \text{建物区分毎の予定単価 (建替単価+除却単価)} + \text{長寿命化改修工事費}}{\text{各施設の使用見込 (耐用) 年数}}$
------------	---	---

このうち、「使用見込 (耐用) 年数」について、県では、施設を物理的に見て、算定年度において使用見込 (耐用) 年数を超えて使用している施設は、実際に超えた年数で除して、建築年度から当該年度までの1年当たりの更新等費用を算出している。

また、長寿命化改修工事費は、当初、長寿命化計画が策定された際に、長寿命化計画額 (改修工事費) を更新等費用に算入し、計画が策定されるまでの間は、維持管理費用に長寿命化改修工事の実額を算入することとしていたが、実際には、計画と実績に乖離が生じることもあるため、実績額を維持管理費用に算入している。

使用見込（耐用）年数を経過する施設が多くなき、長寿命化改修工事が本格的に始まっていない状況においては、当該計算方法によっても総体としてトータルコスト負担の実態を表していると考えるが、今後、次の点で問題が生じる可能性がある。

(イ) トータルコストの一部としての更新等費用について、施設における行政サービスの提供に従い、建築年度から毎年県民が負担していくと考える場合、使用見込（耐用）年数を経過するまでの毎年のコスト負担額の累計は建替単価に延床面積を乗じた額となり、当初建設に係る経費負担は完了したと言える。

この考え方に基つけば、使用見込（耐用）年数を経過した後も実際に超えた年数で除して更新等費用を算出することは県民負担が完了した金額を再度コストとして認識することとなり、トータルコストが過大となる可能性がある。

(ロ) 耐震化工事や設備更新工事、外壁改修工事等の長寿命化改修工事について、支出した年度の維持管理費用とした場合、今後、長寿命化改修工事が全施設類型において集中する際にトータルコストの一部としての維持管理費用の額が増大することとなる。

長寿命化改修工事により、本来、支出年度だけでなく改修時点から目標使用年数（鉄筋コンクリート造の場合、65年）までの期間で県民が負担していくべきものが支出した1年で負担すると計算されることとなり、支出年度のトータルコストが過大となり、その後の期間については過少となる可能性がある。

よって、今後、多くの施設が使用見込（耐用）年数を経過し、長寿命化改修工事が活発化した場合に目標指標であるトータルコストを合理的で実態に即したものとすするため、使用見込（耐用）年数を経過した建物について経過後は更新等費用の計算を行わず、長寿命化改修工事等については、実際支出額を目標使用年数から既存建物の経過年数を差し引いた年数により按分した額を、支出年度から目標使用年数までの期間、更新等費用の計算に含めることを検討されたい。【意見】



② 目標指標を達成するための実行目標への落とし込みの検討について

令和元年度のトータルコストは、次の過程により算出されている。

(単位：千円、人)

計算要素	令和元年度数値
(イ)更新等費用	10,096,898
(ロ)維持管理費用	6,128,416
(ハ)県民の人口数	1,077,057
{(イ)+(ロ)} ÷ (ハ) (百円未満切上げ)	15,064 円⇒15,100 円

県では、基本方針で掲げている様々な取組みを推進する結果として、このトータルコスト（一般財産施設に係る県民一人当たりの負担額）が平成 25 年度実績（15,900 円）以下であることを目標指標としている。

もう一つの目標指標である県有財産の売却・有効活用による歳入額については具体的に何をすれば目標を達成できるのかが明確であるのに対し、当該指標は、取組みを具体的にどの程度推進すれば目標を達成できるのかが明確になっていないと考える。

県民の人口数は年々減少が見込まれ、「山形県人口ビジョン（令和 2 年改訂版）」の人口将来推計によれば、基本方針の計画期間に近似する 2015 年から 2025 年で県の人口は 1,124 千人から 1,016 千人に約 10%減少することとなる。

これを上記算出過程で考慮した場合、分母が 10%減少した場合、分子も 10%減少しないと同額を維持することができない。このため、基本方針に基づく取組みによる更新等費用と維持管理費用の縮減はそれぞれ 10%減少で良いのか、また、更新等費用は計算の仕組みから単価が変わらないので、耐用年数満了による減少の他に縮減するためには面積を 10%減少させるのか、というように目標指標を達成するための実行目標を具体的に落とし込まないと、管理不能でどのような行動を行ったために目標を達成できたのか、できないのかの振り返りができない。

以上より、県は、トータルコストに係る目標指標を達成するための具体的な実行目標への落とし込みを検討されたい。【意見】

③ 有効かつ効率的な「維持管理コスト調査」の実施検討について

県は、目標指標であるトータルコストの算出のため、毎年、各施設所管課が「維持管理コスト調査票」に支払金額を記入することで、施設別の維持管理コスト情報を収集している。

令和2年度に実施した令和元年度に係る維持管理コスト調査のコスト項目別の合計額は次のとおりである。

(単位：千円)

コスト区分	コスト詳細	令和元年度 コスト金額
賃借料	(省略)	151,854
租税公課	(省略)	102,306
保険料	(省略)	4,449
保守費	(省略)	421,031
清掃費	(省略)	301,330
病虫害駆除費	(省略)	5,902
修繕費	-	604,062
環境対応費	環境測定	16,194
	ばい煙量測定	9,350
	一般・産業廃棄物運搬処理	56,165
	構内樹木等管理・除草、構内除排雪・雪下ろし・雪囲い	92,604
	その他	3,568
光熱水費	(省略)	1,694,161
運用費	設備運転管理	154,803
	庁舎執務室等間仕切り工事費、建物改造費、工作物・設備新設費	564,086
	蛍光灯・電球・LEDランプ等交換	16,206
保安費	防災対策費	7,130
	警備費	182,206
	その他	578
その他	電話料金	146,153
	受付費	41,246
	NHK受信料	9,956
	コピー機借上料	159,240
	インターネット利用料	55,399
	その他	15,694
指定管理料等	-	1,152,194
共通管理費	-	3,451
支出計 (A)		5,971,332
行政財産目的外使用許可等にかかる 光熱水費等実費相当額 (B)		107,402
純支出 (A-B)		5,863,929

当該調査の対象は、県全体で655施設4,170棟と膨大であり、かつ、調査の時期が対象年度の翌年の一時期に集中することから、各施設の担当職員全体の作業負荷は非常に重いものと推察される。

こうした状況を踏まえ、調査項目について検討した結果、次の点について検討の余地があると考ええる。

(イ) 調査項目のうち、運用費の「庁舎執務室等間仕切り工事費、建物改造費、工作物・設備新設費」については、支出年度にのみ使用するものではないため、その年度に維持管理費用としてトータルコストに算入するのではなく、使用見込（耐用）年数にわたって按分額を更新等費用として算入することが、実態として県民の負担額を表すものと考ええる。

(ロ) 調査項目のうち、その他に含まれる「電話料金」「受付費」「NHK受信料」「コピー機借上料」「インターネット利用料」及び指定管理料に含まれる「事業費」は、施設をそれぞれの設置目的とする事業が実施できる状態に維持し管理するためのコストというよりも、各施設で実施する事業に付随して発生するコストであると考ええる。

これらの施設の長寿命化や総量縮小、委託等業務発注方法の改善やベンチマーキング等の取組みにより縮減を図る性質のものでないコストについては、公共施設マネジメントにおけるトータルコストに含むことは適切ではないと考ええる。

(ハ) 当該調査はトータルコストを算出する構成要素である維持管理費用に係る情報を収集するために実施するものであり、トータルコストを県の人口（令和元年10月1日時点では1,077,057人）で除して県民1人当たりの負担額を算出することを考慮すると、当該負担額の水準に重要な影響を与えない項目については、コスト調査に係る作業負荷との費用対効果の観点から調査対象外とすることが効率的と考ええる。

例えば、病虫害駆除費5,902千円を県の人口1,077,057人で除した数値は5.5円であり、令和元年度の県民一人当たりの負担額15,100円の0.03%に相当することになる。

よって、より正確な維持管理費用の把握とコスト調査に係る作業負荷の軽減の観点から、「運用費」のうち建物改造・工作物・設備新設費等の更新等費用としての処理、施設の維持管理ではなく施設で実施する事業に付随するコスト及び県民一人当たりのトータルコスト負担額の水準に重要な影響を与えないコスト項目の除外について検討されたい。【意見】

なお、「運用費」のうち更新等費用として処理するものと「修繕費」の区分等については、地方公会計制度に基づく固定資産台帳を活用することが有効と考える。

## 2 「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取組み

### (1) 県の具体的な取組み方策

基本方針における具体的な取組みの計画	取組みの内容
① 長寿命化対策の推進	(イ)個別施設計画策定と計画に基づく取組み
② 維持管理・保全業務の適正化	(イ)日常点検管理の手引き作成と周知・運用
	(ロ)施設維持管理委託業務の仕様書・積算基準の標準化や複数施設一括発注に向けた調査検討・試行・拡大
	(ハ)指定管理者制度の推進、PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討等、民間活力の導入を推進
③ 環境等への配慮	(ニ)光熱水費等の維持管理コストの実態を把握し、ベンチマーキングの手法を用いて同種・同規模の施設間の比較等を実施
	(イ)省エネ指導と定期点検の連携
④ 施設情報の一元化	(ロ)再生可能エネルギーの導入促進
	(イ)建物に係る施設情報（設備情報、工事履歴、維持管理コスト等の情報）の一元的な管理体制の構築

(出典：基本方針 p. 19～p. 24、別紙 3)

### (2) 実施した手続及び結果

- ① 個別施設計画と計画に基づく取組みについて、第 5 章第 2 「施設アセスメントと個別施設計画」で検討した。
- ② 日常点検が適切に行われる仕組みが整備・運用されているかという観点で、日常点検管理の手引きの作成状況、使用状況及びその成果について所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、現地視察時に実際の運用状況を確認した。

なお、日常点検管理の手引きの作成及び使用状況は次のとおりである。

作成状況	令和 3 年 3 月「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」を作成し施設所管部局に送付されている。
使用状況	(イ)施設の日常点検や修繕要望時の状況確認に活用されている。 (ロ)修繕要望時にチェックシートの写しを添付することで、不具合発生の経緯から緊急性の判定資料としても使用されている。

#### (結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 効率的な維持管理という観点で、施設維持管理委託業務の複数施設一括発注に係る実施状況とその成果について質問するとともに、現地視察時に実際の運用状況を確認した。

なお、県が複数施設一括発注を実施している施設及び業務は次のとおりである。

施設名称	一括発注業務
産業技術短期大学校と職業能力開発専門校	清掃業務、警備業務
産業技術短期大学校庄内校と庄内職業能力開発センター	清掃業務、警備業務、設備総合管理業務、建築物環境衛生業務、消防設備保守業務、構内緑地管理業務、自動ドア保守点検業務
鶴岡乳児院と庄内児童相談所	清掃業務
鶴岡乳児院、庄内児童相談所、こども医療療育センター庄内支所	空調設備保守点検業務
県内の全ての警察署、山形県総合交通安全センター	自家用電気工作物保安全管理業務 非常用自家発電装置保守点検業務
山形県警察本部分庁舎、山形県総合交通安全センター	無停電電源装置保守点検業務

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 民間活力の活用に努め、効率的な維持管理を推進するための取組みとして、PPP/PFI手法の導入について、県が作成した「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に係る手法を導入するための優先的検討方針」に基づく検討が適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 優先的検討方針に基づく評価結果の公表について」参照

- ⑤ ベンチマーキングの手法を用いた同種・同規模の施設間の比較等の実施については、第5章第2「施設アセスメントと個別施設計画」で検討した。
- ⑥ 施設情報一元化の取組みについて、設備情報、工事履歴、維持管理コスト等の情報が確実に継承され組織的に共有されるための体制が構築され、情報分析及び活用が

なされているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「② 保全マネジメントシステムの情報管理・分析機能の活用検討について」  
参照

(3) 指摘事項及び意見

① 優先的検討方針に基づく評価結果の公表について

国及び県は、厳しい財政状況の中で効果的かつ効率的な公共施設等の整備を進めるためには、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することが重要であり、公的負担の抑制につながることを前提として、PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討することとしている。

県では、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に係る手法を導入するための優先的検討方針」(以下、「優先的検討方針」という。)を策定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行している。

この方針に基づく優先的検討プロセスの概要は次のとおりである。

県ホームページ「優先的検討方針の策定について」より抜粋

**2 優先的検討プロセスの概要**

(1) 優先的検討の開始時期

事業担当部局は、本方針施行後(平成 29 年 4 月 1 日施行)、新たに公共施設等の整備・運営の方針を検討する時期に、併せて優先的検討を行う。

(2) 対象事業

○ 対象事業は、次の①及び②の両方を満たすもの

- ① 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業
- ② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
  - ア 事業費の総額が 10 億円 以上
  - イ 単年度の運営費が 1 億円 以上 等

○ 次の事業は、優先的検討の対象外

- ・ 既に PPP/PFI 手法、市場化テストの導入が前提とされている事業
- ・ 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- ・ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

○ 優先的検討を行う対象となり得る事業がある場合は、あらかじめ PPP/PFI 制度所管課(総務部行政改革課)に事業概要を報告するものとする。

(3) 適切な PPP/PFI 手法の選択

事業担当部局は、多様な PPP/PFI 手法の中から、簡易な検討を行う対象となる PPP/PFI 手法を絞り込む。

<p>(4) 簡易な検討  事業担当部局は、検討方針に定める様式1及び様式2により簡易な検討を行い、PPP/PFI手法の導入の適否を評価する。</p> <p>様式1 PPP/PFI手法簡易定量評価調書  様式2 簡易な検討の計算表（VFM計算シート）</p> <p>(5) 詳細な検討  事業担当部局は、簡易な検討においてPPP/PFI手法の導入が適していると評価された事業について、専門的な外部コンサルタントの活用等により詳細な検討を行い、導入の適否を評価する。</p> <p>(6) 評価結果の公表  事業担当部局は、PPP/PFI手法の導入が適しないと評価した場合、その理由をインターネット上で公表する。</p> <p><u>VFM</u>  Value For Moneyの略。支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合のこと。</p>
--

県では、これまで次の事業について優先的検討方針に基づく検討対象としてきた。

対象事業	採用手法の検討方法	評価結果
山形県立新庄病院改築整備事業	簡易な検討	PPP/PFI 不採用
山形県立寒河江工業高等学校	簡易な検討	PPP/PFI 採用
東北農林専門職大学（仮称）	検討中	—

優先的検討方針によれば、対象事業がPPP/PFI手法の導入に適しないと判断した場合、評価の方法に応じて、次の事項をインターネット上で公表することとしている。

<p>「優先的検討方針」第7評価結果の公表より抜粋</p> <p>1 簡易な検討の結果の公表</p> <p>(1) 費用総額の比較による評価の結果の公表</p> <p>事業担当部局は、第5の1の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。</p> <p>ア PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項</p> <p>PPP/PFI手法を導入しないことを決定後、適切な時期</p> <p>イ PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容</p> <p>入札手続の終了後等適切な時期</p> <p>(2) その他の方法による評価の結果の公表</p> <p>事業担当部局は、第5の2の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適し</p>
--

ないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）

PPP/PFI 手法を導入しないことを決定後、適切な時期

イ 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。）

入札手続の終了後等適切な時期

山形県立新庄病院改築整備事業は、PPP/PFI 手法を導入せず、従来型の設計・施工分離発注方式を採用しており、設計業者については、基本・実施設計一括発注として平成 30 年 9 月に決定し、施工業者については、令和 2 年 12 月に決定している。

「PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨」については、平成 30 年 3 月に県が公表した「山形県立新庄病院改築整備基本計画」に記載されているが、「PPP/PFI 手法簡易定量評価調書」の内容は、当年度の包括外部監査で検討を行った令和 3 年 10 月時点で公表されていなかった。

県は、優先的検討方針に基づき、入札手続の終了後等適切な時期に「PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の内容」をインターネット上で公表する必要がある。**【指摘事項】**

なお、県では、既に入札手続が完了していることから、令和 3 年 11 月 22 日に県ホームページにおいて、PPP/PFI 手法簡易定量評価調書を公表している。

## ② 保全マネジメントシステムの情報管理・分析機能の活用検討について

県では、公共施設マネジメントのため、保全マネジメントシステム（以下、「BIMMS」という。）を導入している。

BIMMS では、一般財団法人建築保全センターのホームページに掲載されている同システムの概要資料によれば、次の機能を有している。

機能	機能説明
標準機能	
1. 基本情報管理機能	(1) 土地基本情報、(2) 土地登記情報、(3) 建物基本情報、(4) 建物登記情報、(5) 工事履歴、(6) 建物診断、(7) 電子書庫、(8) 連絡先リスト
2. 施設管理機能	(1) 日常管理、(2) 機器部材備品管理、(3) エネルギー・施設運営費管理、(4) 保全計画作成
3. 複数施設総合評価・分析	エネルギーコストなどを複数の施設間で比較します。コスト削減に役立ちます。
4. 保全技術情報等提供	利用者のデータをマクロ的に分析した結果などを掲載しています。



機能	機能説明
標準機能	
平成 26 年度から追加となった機能	
1. 利用者によるデータ一括登録	管理責任者により登録用エクセルシートの一括して入力できます。
2. 簡易中長期保全計画作成機能	建物の主用途、竣工年と延床面積だけで複数の中長期更新費用を算定します。その算定条件の数値の修正もできます。
3. GISとの連携による地図上への位置表示機能	—
4. 会計情報出力機能	—
5. 機器・部材データの複写機能	—

県では、当システムについて、「基本情報管理機能」に建物基本情報を登録し、「簡易中長期保全計画作成機能」を基本方針の更新費用試算及び個別施設計画の対策費用を算出するために利用している状況である。

その他にも、当システムは、上記機能説明によれば工事履歴、建物診断情報、エネルギー・施設運営費等も登録できるようになっているが、県では、これらに関する情報を BIMMS には登録していない。工事履歴や修繕記録は県土整備部全体で利用している建設事業情報総合管理システムで管理し、建物劣化度診断調査結果及び維持管理コスト調査票は管財課で紙面及びエクセル形式ファイルで保管し、施設の日常点検チェックシート等は各施設管理者が紙面で保管している状況である。

BIMMS にこれらの情報を登録することで、エネルギーデータ・コスト管理、ベンチマークデータによる分析や建物診断情報データベースを構築することが可能であり、かつ、これらの登録は、ID を付与することで各施設所管部局でも実施可能である。



(出典：一般財団法人建築保全センターホームページ)

基本方針別紙3の「各取組み推進工程」によれば、施設情報の一元化の取組みは、まず「県庁関係課による運用」のステップから始まり、平成30年度以降、「各施設管理者に対する保全マネジメントシステムの活用方法の周知と運用」のステップに進むこととなっている。しかし、令和3年度現在、IDが付与されているのは、建築住宅課営繕室、四つの総合支庁建築課、管財課、施設装備課の7件のみであり、当該工程の進捗は遅れている状況であると考えられる。

各施設所管部局にIDを付与し、維持管理コスト調査をBIMMSに登録する場合、県では、次の点が課題や制約となると考えている。

(イ) 現在、個別施設計画の対策費用推計のために施設の基本情報が登録されているのは一般財産の全施設の3分の1弱であり、トータルコスト算定のための維持管理コストについて、BIMMS上で各施設所管部局が入力するためには、残りの全施設の基本情報を事前に初期登録し、かつ、毎年異動入力等が必要となるため、作業負担と費用対効果の面で現実的ではない。

(ロ) BIMMSに格納できるコストデータは現在の維持管理コスト調査票のうち一部の項目しか登録できない。

一方で、長寿命化計画の対象施設に限定して、建物劣化度診断調査や日常点検管理の手引きに基づく「自己点検チェックシート」結果をデータベースとして活用することは、点検実施の促進と点検実施状況の可視化につながり有用と考える。また、ベン

チマーキングが有効と想定される同種の施設類型からエネルギーデータ・コスト管理を始め、有用性が確認できた段階で範囲の拡大を検討することで、光熱水費の使用量や利用料金の入力に係る作業負担を全体として抑えることは可能と考える。

以上より、基本方針の「各取組み推進工程」に従い、施設情報の一元化のために、現在、個別施設計画の対策費用推計にしか使用していない保全マネジメントシステムの情報管理・分析機能を活用することを検討されたい。その際には、各施設管理者が当事者意識を持ち、全庁的に公共施設マネジメントを進めるという意識醸成につながるように、各施設所管部局に ID を付与し運用することを検討することが有用と考える。【意見】

### 3 「県有財産の有効活用」のための具体的な取組み

#### (1) 県の具体的な取組み方策

基本方針における具体的な取組みの計画	取組みの内容
① 余裕スペース等の有効活用	(イ)未利用財産や庁舎等（一般財産）の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用等の促進
② 企業広告の導入拡大	(イ)広告付掲示板の設置場所貸付制度の導入拡大

(出典：基本方針 p. 25、別紙 3)

#### (2) 実施した手続及び結果

- ① 庁舎等（一般財産）の空きスペース、敷地のうち未利用スペース等について、どのように把握し、有効活用しているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧、現地視察等を実施した。

(結果)

- (3) 「① 庁舎等や敷地の未利用スペースに係る全庁的な照会の仕組みの整備について」参照

#### (3) 指摘事項及び意見

- ① 庁舎等や敷地の未利用スペースに係る全庁的な照会の仕組みの整備について

県有財産総合管理推進本部事務局では、庁舎等（一般財産）やその敷地の未利用スペースについて把握していない。また、各施設所管部局に対する照会も行っていない。

ただ、実際には、当年度の包括外部監査において現地視察を実施した施設で、次のとおり、未利用スペースが確認されている。

施設名称	未利用スペースの内容		現在の状況
高度技術研究開発センター	庁舎等	共通機器室 (640 m <sup>2</sup> )	山形県工業技術センター所有の機器が若干残っている他、企業向けの技術研修会の会場としてスポット的に利用している。
山形県教育センター	敷地	グラウンド	来所者多数の場合の臨時の駐車場として利用しているものの、雑草等が生えており手入れがされておらず、本来のレクリエーション指導等には使用しにくい状態である。
	庁舎等	プラネタリウム室	平成 29 年以降未利用となっている。

一方で、現地視察を実施した山形県立博物館では、逆に、施設内に収まりきれない収蔵資料の保管場所を民間企業から賃借しており、利用可能な県有施設の未利用ス

ースを探しているとのことである。

今後は人口減少やデジタル化の進行により、庁舎等のスペースを適切に利用していても未利用スペースが生じてくる可能性が高いと考える。

よって、県は、庁舎等やその敷地の未利用スペースの有無や要望に係る全庁的な照会等を行う仕組みを整備し、施設の有効活用を図られたい。【意見】

具体的には、県有財産総合管理推進本部事務局が、年1回、決算確定後の7月頃に「行政財産の用途廃止予定及び普通財産の利用計画等」について各部主管課に照会しているが、この照会に未利用スペースに関する上記調査を追加することが効果的かつ効率的であると考ええる。

#### 4 「県有財産の総量縮小」のための具体的な取組み

##### (1) 県の具体的な取組み方策

基本方針における 具体的な取組みの計画	取組みの内容
① 未利用県有地の売却 推進	(イ)不動産関係団体との連携等多様な手法を活用した、未利用県有地の積極的な売却
	(ロ)形状や法規制（市街化調整区域による建物規制等）、等の理由により売却困難な県有地の民間等への一時貸付や定期借地権の活用
② 施設の集約化・転用 等の推進	(イ)施設の利用状況・管理経費・建物性能等の評価（施設アセスメント）の実施
	(ロ)職員公舎の必要性検証と総量管理、任命権者を越えた相互利用の推進
	(ハ)県立学校施設の再編整備計画等に基づく施設の適正配置
	(ニ)集約化等に向けた具体的な検討

（出典：基本方針 p. 25～p. 26、別紙3）

##### (2) 実施した手続及び結果

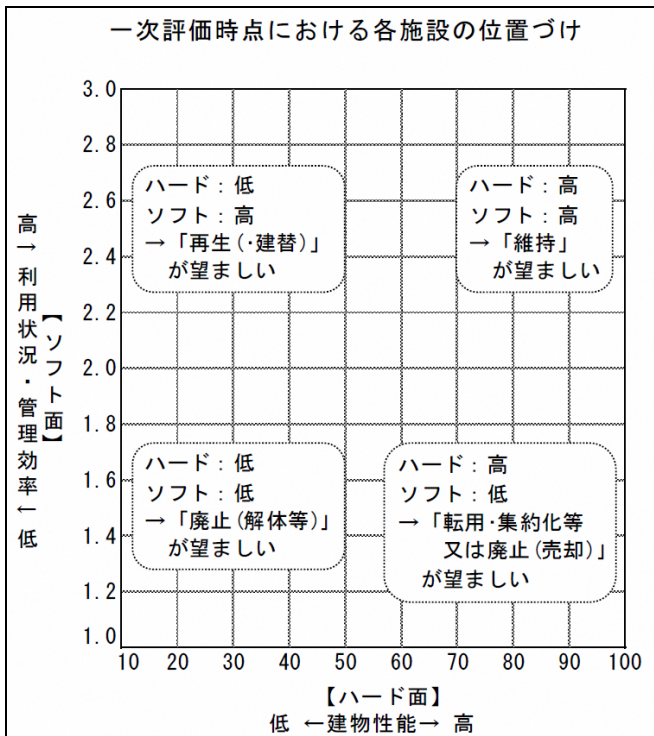
- ① (1)①「未利用県有地の売却推進」に係る取組みについて、第5章第3「未利用財産の利活用・売却と普通財産」で検討した。
- ② (1)②「施設の集約化・転用等の推進」に係る取組みについて、第5章第6「個別の施設等」で施設ごとに個別に検討した。

## 第2 施設アセスメントと個別施設計画

### 1 施設アセスメント

#### (1) 施設アセスメントの概要

① 「施設アセスメント実施要領」（山形県県有財産総合管理推進本部事務局）の概要

定義	建物の性能・利用状況・管理効率等について客観的な評価を行い、維持・再生・転用・廃止等の今後の方向性を示すこと。	
対象施設	一般財産のうち、県民又は職員が常時利用する施設で、延床面積 200 ㎡を超える非木造の棟を含むものを対象とする。 ただし、県営住宅等、個別の計画等により管理体制がとられている施設等については、原則として実施の対象に含めない。	
評価方法	一次評価	
(施設単位)	実施者	県有財産総合管理推進本部事務局（管財課）
	実施内容	<p>「建物性能」「利用状況・管理効率」について、施設所管部局が作成した劣化度診断調査票や利用状況に関する資料に基づき、定量評価を行う。</p> <p>「建物性能」（ハード面）及び「利用状況・管理効率」（ソフト面）の2軸からなるポートフォリオにより当該施設の位置付けを表す。</p> <div style="text-align: center;">  <p>一次評価時点における各施設の位置づけ</p> <p>高 ← 利用状況・管理効率 → 低</p> <p>低 ← 建物性能 → 高</p> </div> <p>(出典：県「施設アセスメント実施要領」)</p>

二次評価	
実施者	県有財産総合管理推進本部総量縮小ワーキンググループ (構成課) 行政改革課、企画調整課、営繕室、教育政策課、施設装備課、管財課及び当該施設所管の幹事課
実施内容	一次評価の結果を踏まえ、施設の必要性等について定性的に評価を行い、今後の施設利活用等の方向性を「維持」「再生(・建替)」「転用・集約化等又は廃止(売却)」「廃止(解体等)」の4つに分類する。 《用語の定義》 「維持」既存施設を現状のまま、継続的に使用すること。 「再生」長寿命化を目的とした改修・修繕を行うこと。 「建替」既存の施設を取り壊し新たな施設を建築すること。 「転用」建設当初より利用されていた事務事業用途と異なる用途に施設用途を変更して施設を継続使用すること。 「集約化」他の施設で実施している機能を、当該施設に統合すること。 「廃止(売却)」土地・建物を売却すること。 「廃止(解体等)」施設を取り壊して更地にして売却すること。
評価結果の位置づけ	
施設の存廃や建替等の最終的な決定を行うものではなく、今後の当該施設の利活用等の決定のための参考に資するものとする。	

## ② 一次評価の評価項目

評価観点	性能等	評価項目		評価内容
建物性能	劣化度	建築劣化度	屋根・屋上	目視による劣化状況
			外壁	
			外部建具	
		内部仕上げ	床・壁・天井の経過年数	
		電気設備劣化度	受変電設備等電気設備の更新・改修後経過年数	
		機械設備劣化度	空調等機械設備の更新・改修後経過年数	
利用状況	利用度	施設利用状況	行政施設	職員等1人当たり事務室等面積
			警察施設	職員1人当たり事務室面積
			学校施設	定員に対する生徒充足率
			試験研究施設	職員等1人当たり専用業務室面積
			福祉施設	定員に対する入所者充足率
			研修施設	年間稼働率
			集客施設	年間利用者数の対過年度比率
		職員公舎	総戸数に対する入居率	
管理効率	効率性	維持管理費効率		面積当たり維持管理費
		光熱水費効率		職員又は利用者1人当たり光熱水費



③ 維持管理コスト調査結果による維持管理費・光熱水費等の把握

トータルコスト算定のために、毎年全施設から収集している県有財産維持管理コスト調査結果を用いて、施設アセスメント一次評価の管理効率（維持管理費効率・光熱水費効率）を把握している。

当該調査項目のうち、施設アセスメントでは「管理効率」として、「保守費」「清掃費」「光熱水費」及び保安費のうち「警備費」を使用している。

④ 二次評価の評価項目（総合評価）

評価観点	評価項目	評価内容
ハード面	施設の将来性	将来にわたって運用していくことが妥当か
	資産価値	県有施設を立地する環境として妥当か
ソフト面	設置目的への合致性	現在の運営方法や利用形態が、設置当時の目的に合致しているか
	県有施設としての妥当性	今後も県で所有・運営していくことが妥当か
	施設の代替性	他に代替となる施設がないか

⑤ 施設アセスメントの対象分類の細分化の状況

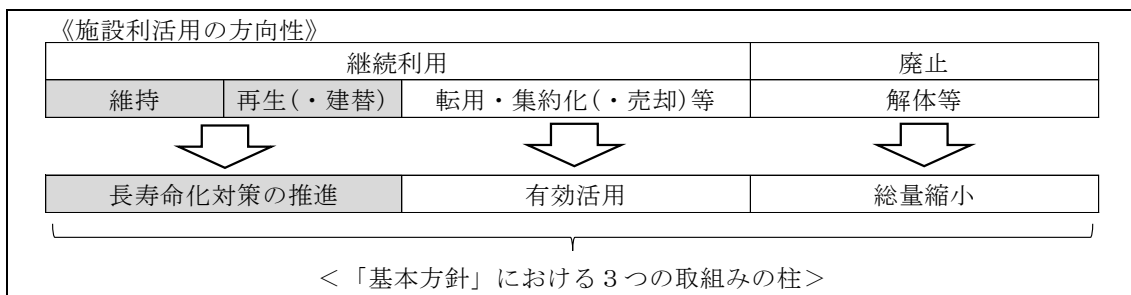
県では、施設アセスメントにおいて、各施設類型をさらに細分化し、次のとおりグルーピングして、偏差値を算出するなど評価を実施している。

施設類型	施設アセスメントの実施グループ		
公共施設	大学・各種学校	福祉施設	集客施設
その他庁舎等	行政施設	試験研究施設	研修施設
職員公舎	県職員公舎	警察職員公舎	
学校施設	普通科系の高校	産業系の高校	特別支援学校
警察施設	警察施設		

⑥ 施設アセスメントの評価結果と長寿命化計画の関係

施設所管部局は、県有財産総合管理推進本部による施設アセスメントの評価結果（施設利活用等の方向性）を参考として、施設の利活用を決定する。このうち、「維持」「再生（・建替）」とした施設について長寿命化計画を作成する。

この長寿命化計画は、政府の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）を受けて県が策定した行動計画である「基本方針」に基づく「個別施設計画」として位置づけている。



(出典：山形県立学校施設長寿命化計画)

(2) 実施した手続及び結果

- ① 施設アセスメントの評価指標は適切か、施設アセスメントは適切に実施されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「①「二次評価の視点：県有施設としての妥当性」の施設 KPI に基づく定量的な測定・評価について」参照
- (3) 「②「二次評価の視点：施設の代替性」の施設が果たす機能に基づく検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

- ① 「二次評価の視点：県有施設としての妥当性」の施設 KPI に基づく定量的な測定・評価について

施設アセスメントの二次評価の視点のうち「県有施設としての妥当性」に係る事務局所見は、施設類型別におおむね次のとおり記載されている。

施設類型	グルーピング	「県有施設としての妥当性」に係る主な事務局所見
公共施設	大学・各種学校	〇〇法/条例により県は設置することができるとされており、妥当である。
	福祉施設	児童福祉法/生活保護法により、県は設置できる/しなければならないとされており、妥当である。
	集客施設	〇〇条例により置くこととされており、妥当である。
その他庁舎等	行政施設	行政組織規則に定める事務を処理するための施設であり、妥当である。
	試験研究施設	行政組織規則により、置くこととされており、妥当である。
	研修施設	行政組織規則/〇〇条例により、置くこととされており、妥当である。
職員公舎	県職員公舎	公舎管理規則により公舎に指定されており、妥当である。

施設類型	グルーピング	「県有施設としての妥当性」に係る主な事務局所見
	警察職員公舎	
学校施設	普通科系の高校	学校教育法において、地方公共団体は高等学校を設置することができることとされており、妥当である。
	産業系の高校	
	特別支援学校	学校教育法において、都道府県に設置義務があり妥当。
警察施設	警察施設	警察法及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例により置くこととされており、妥当である。

「県有施設としての妥当性」について、施設アセスメント実施要領では「今後も県で所有・運営していくことが妥当か」と説明されているが、これは、総合的な評価である二次評価の視点であることから、単に一般的に施設類型として法律・条例・規則で置くことが認められているかだけでなく、当該施設自体が設置目的を果たすために有効に機能しており、今後も県が所有・運営していく意義があるのかを評価するべきである。

具体的には、評価の視点の一つとして、施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための定量的な指標として「施設 KPI」を設定し、定期的に測定して、施設の設置目的をどのように達成できているかを評価する必要があると考える。

当年度の包括外部監査の現地視察対象の中には、施設 KPI を設定していない施設もあり、県は、まず、各施設に係る事業に関連した施設 KPI とその目標値を設定する必要がある。その上で、二次評価において「県有施設としての妥当性」を評価する際に、当該施設 KPI の目標達成状況により、施設の存在意義があり今後も県が所有・運営していくことが妥当かを評価されたい。【意見】

なお、施設 KPI の設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）が参考になると考える。このガイドラインにおいて、KPI の設定にあたっての視点と留意事項が次のとおり記載されている。

KPI 設定にあたっての視点		留意事項
1	「客観的な成果」を表す指標であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成果・効果を捉えたアウトカム指標となっていること</li> <li>○主観的でない、定量化された KPI となっていること</li> </ul>
2	事業との「直接性」のある効果を表す指標であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該施設の設置目的である施策の実施により達成を目指す目標と KPI との因果関係が明確であること</li> <li>○当該施設で実施した事業によって現れた成果だと説明できる KPI であること</li> </ul>
3	「妥当な水準」の目標が定められていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目指す水準の根拠が説明できる KPI となっていること</li> <li>○費用対効果の観点からも妥当な KPI となっていること</li> <li>○到達を予見できる低い水準の KPI を設定しないこと</li> <li>○事業環境を踏まえた目標水準とすること</li> </ul>

KPI 設定に当たっての視点	留意事項
ー その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発展計画等で設定している数値目標により目指している事業目的と整合した KPI となっていること</li> <li>○当該施設で実施する事業の種類ごとの目標の達成状況を確認できるように複数の観点で KPI が設定されていること</li> <li>○事業進行中を含む評価や進捗管理に適した KPI となっていること</li> <li>○KPI や目標水準の検証を行うこと</li> </ul>

(内閣府「地方創生事業実施のためのガイドライン」に基づき監査人作成)

- ② 「二次評価の視点：施設の代替性」の施設が果たす機能に基づく検討について  
施設アセスメントの二次評価の視点のうち「施設の代替性」に係る事務局所見について、現地視察を実施した施設では次のとおり記載されている。

No	施設名称	「施設の代替性」に係る事務局所見
1	郷土館	県内において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 県民の郷土の理解に資するとともに、本県の文化の振興を図るための施設
2	山形県県民の海・プール	庄内地域において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与するための施設
3	県民の森	村山地域において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 県民の保健、休養及び自然愛護思想の向上に資するための施設
4	置賜文化ホール	置賜地域において設置目的に沿う能舞台を備えた代替施設はない。 (設置目的) 県民の文化活動を促進し、本県の文化の向上に寄与するための施設
5	うきたむ風土記の丘考古資料館	置賜地域において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 本県にとって歴史上重要な古代の遺跡に関する資料の収集、保管及び展示を行い、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するための施設
6	青年の家	県内において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るための施設(特に、青少年ボランティアの育成支援、次代を担うリーダーの育成等)
7	県立博物館	県内において設置目的に沿う代替施設(総合博物館)はない。 (設置目的) 国(県)民の教育、学術及び文化の発展に寄与するための施設
8	神室少年自然の家	最上地域において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るための施設

No	施設名称	「施設の代替性」に係る事務局所見
9	あこや会館	県内において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 地方職員共済組合定款に基づく、福祉事業を行うための施設
10	産業技術短期大学校庄内校	庄内地域において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 職業能力開発促進法に基づく、労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練で長期間及び短期間の訓練課程を行うための施設
11	庄内総合支庁	庄内地域において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 総合的な出先機関として、地域における課題に対して総合かつ迅速に対処する役割を担うとともに、その所掌する事務については当該事務を所掌する本庁の機関と連携し、当該事務に係る県行政の一体性を確保するための施設
12	栽培漁業センター	県内において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) ヒラメ、クロダイ、アユ、アワビ、モズクガニなどの種苗生産、供給を行うための施設
13	工業技術センター	村山・最上地域において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 工業の生産技術の向上とその普及を図るための施設
14	内水面水産研究所	県内において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 内水面漁業に関する試験研究及び指導を行い、内水面漁業の振興に寄与するための施設
15	高度技術研究開発センター	県内において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 民間事業者、大学その他の研究機関及び公共的団体が共同して行う工業技術に関する研究開発その他高度な工業技術に関する研究開発を支援することにより、本県の工業技術の向上を図り、もって本県の産業の発展に寄与するための施設
16	教育センター	県内において設置目的に沿う代替施設はない。 (設置目的) 教育に関する専門的、技術的事項の研修及び研究並びに高等学校の生徒の情報処理教育の実習のための施設
17	山形第16号職員アパート	同市内において設置目的に沿う代替施設は複数存在する。 (設置目的) 県がその事務又は事業の円滑な運営に資する目的をもって、職員の居住の用に供するための施設
18	山形警第9号職員アパート	同市内において設置目的に沿う代替施設は複数存在する。 (設置目的) 県がその事務又は事業の円滑な運営に資する目的をもって、職員の居住の用に供するための施設
19-22	学校施設(共通)	県公私立高等学校協議会において、入学者数の公私比率が概ね7:3とするとの申し合わせがなされており、それを踏まえ定員管理がなされており妥当である。
23	山形県総合交通安全センター	代替施設はない。
24	天童警察署	代替施設はない。

「施設の代替性」について、施設アセスメント実施要領では「他に代替となる施設はないか」とのみ説明されている。しかし、多くの施設では、条例等で定める設置目的に沿う代替施設に限定して判断を行い、条例等で定める設置目的は公益性を有するため、代替性の判断の余地が狭くなり、「代替施設はない」と結論づけているものと考えられる。

総合的な評価である二次評価に当該視点を含めた目的には、公の施設同士で重複がないかということの他に、公共施設マネジメントとして総量縮小を目指していく中で、民間や市町村等に同一機能を有する施設がある場合、民間に当該機能を任せて建設・維持管理コストを縮減できないかを検討する機会とする意味もあると考える。

よって、施設が有する純粋な機能の代替性に注目して判断を行うべきであり、例えば、現地視察対象のうち、次の施設については、その有する機能に照らして、代替施設があると考えられる。

No	施設名称	施設の主な機能
2	山形県民の海・プール	屋内流水プール、屋内 25m プール、トレーニングルーム
3	県民の森	森林、学習展示館、フィールドアスレチック、キャンプ場
6	青年の家	宿泊施設、研修施設（貸会議室）、体育館
8	神室少年自然の家	野外活動施設、宿泊施設
9	あこや会館	貸会議室、宴会場、宿泊施設
16	教育センター	研修施設（貸会議室）、宿泊施設、グラウンド

その上で、有する機能に代替性があると判断された施設については、人口減少等今後の社会環境を考慮して、建設・更新コスト及び施設の使用可能年数にわたる維持管理コスト（ハードに係るコスト）を負担することに代えて、民間の代替施設を利用する際の使用料、県内他地域の森林学習・自然学習施設まで往復する際の高速道路料金やバスチャーター料金について助成するソフト面でのサポートによって、施設設置により県が実現しようとしている目的を達成できないかを検討されたい。

公共施設マネジメントにおいて、施設の代替性を評価する際に、条例等で定める設置目的に沿う代替性に限定した判断では総量縮小の実現は困難と考えられるため、県は、二次評価の「施設の代替性」を評価する際に、施設が有する機能にも注目して代替性の検討を実施されたい。その上で、代替性があると判断された施設については、ハードに係るコストに代えて、ソフト面でのサポートにより施設設置の目的が達成できないか検討することが有用と考える。【意見】

## 2 山形県県有建物長寿命化計画（公共施設）

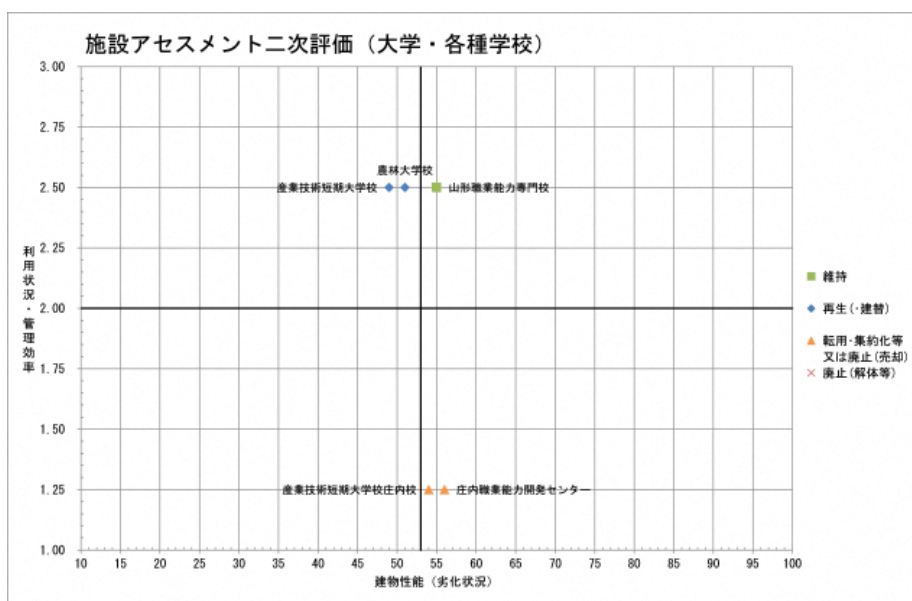
### (1) 長寿命化計画の概要

#### ① 施設アセスメントの評価結果と計画対象施設

《大学・各種学校》

施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
産業技術短期大学校	山形市	再生	再生 (一部維持)	○	S53
産業技術短期大学校庄内校	酒田市	集約化等	集約化等	○	H8
山形職業能力開発専門学校	山形市	維持	維持	○	H6
庄内職業能力開発センター	酒田市	集約化等	集約化等	○	H8
農林大学校	新庄市	再生	再生 (一部維持)	○	S49

(※) 建築年度は各施設の棟のうち最も古い建築年度である。(以下、同じ。)



(出典：県有財産総合管理推進本部会議資料（以下、同じ）)

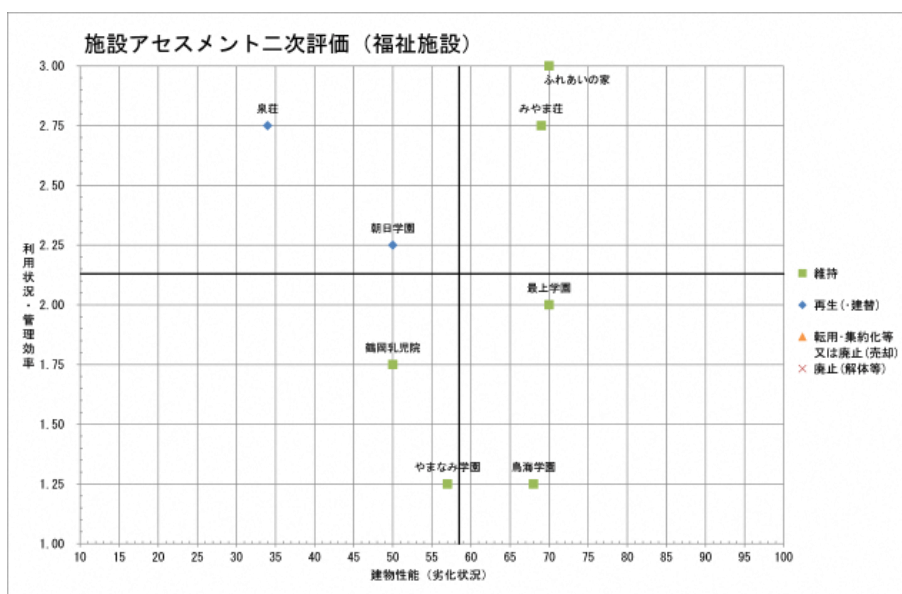
(※) グラフ上の太線は、当該グループ平均を意味する。

グラフ上、対象施設の「利用状況・管理効率」が太線より上であれば「利用状況・管理効率：高」、太線より下であれば「利用状況・管理効率：低」として評価している。

一方で、対象施設の「建物性能」が太線より右であれば「建物性能：高」、左にあれば「建物性能：低」として評価している。(以下、他の施設類型についても、同じ。)

《福祉施設》

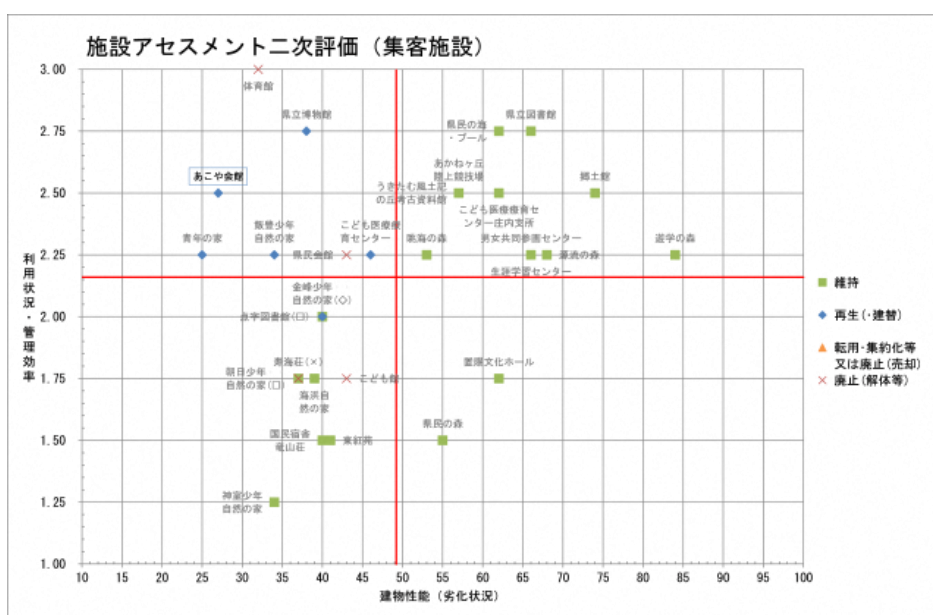
施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
朝日学園	大江町	再生	再生		
鶴岡乳児院	鶴岡市	廃止	維持	○	S59
泉荘	長井市	再生	再生 (一部維持)	○	S57
みやま荘	河北町	維持	維持 (一部再生)	○	S53
ふれあいの家	山形市	維持	維持	○	H7
最上学園	新庄市	集約化等	維持	○	H11
やまなみ学園	長井市	集約化等	維持	○	H9
鳥海学園	遊佐町	集約化等	維持	○	H10





《集客施設》

施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
こども館	山形市	廃止	廃止		
男女共同参画センター	山形市	維持	維持	○	H1
東紅苑	東根市	廃止	維持	○	S52
寿海荘	鶴岡市	廃止	廃止		
点字図書館	山形市	廃止	維持	○	S52
こども医療療育センター	上山市	再生	再生 (一部維持)	○	S56
こども医療療育センター 庄内支所	鶴岡市	維持	維持	○	H10
郷土館	山形市	維持	維持	○	T4
県民会館	山形市	再生	廃止		
県民の海・プール	鶴岡市	維持	維持	○	H11
国民宿舎蔵王竜山荘	山形市	廃止	維持	○	S38
県民の森	山形市	集約化等	維持	○	S56
遊学の森	金山町	維持	維持	○	H14
源流の森	飯豊町	維持	維持	○	H8
眺海の森	酒田市	維持	維持	○	S61
置賜文化ホール	米沢市	集約化等	維持	○	H13
うきたむ風土記の丘考古資料館	高島町	維持	維持	○	H4
生涯学習センター	山形市	維持	維持	○	H1
県立図書館	山形市	維持	維持	○	H1
青年の家	天童市	再生	再生	○	S41
県立博物館	山形市	再生	建替		
朝日少年自然の家	大江町	廃止	維持	○	S49
神室少年自然の家	真室川町	廃止	維持	○	S59
飯豊少年自然の家	飯豊町	再生	再生	○	S56
金峰少年自然の家	鶴岡市	再生	再生	○	S50
金峰少年自然の家 海浜自然の家	遊佐町	廃止	維持	○	S46
あかねヶ丘陸上競技場	山形市	維持	維持		
体育館	山形市	再生	廃止		
あこや会館	山形市	再生	再生	○	S50



② 計画の内容

計画期間	令和2年度から令和11年度までの10年間 (5年を目途に必要に応じて見直す。)
対策の優先順位の考え方	次の施設等を優先する。 ・公共施設の中でも県民の利用度が相対的に高い施設 ・著しい劣化現象のために直接または間接的に人的被害につながる可能性がある部位
対象施設数	36施設 96棟 延床面積131,158.21㎡
対策の内容	長寿命化対象施設については、適時適切な改修等により、「山形県県有建物長寿命化指針」(平成27年10月)における既存施設の目標使用年数65年まで使用する。なお、当計画期間内に65年を迎える施設はない。
実施時期	施設の改修等については、次の点を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、施設の安全性や運営に支障をきたすことなく、財政負担の縮減・平準化を図る。 ・施設が果たす役割 ・将来ニーズ、費用対効果、劣化状況を踏まえた施設の必要性 ・縮小を基本とする適正規模等 ・(障がい者や高齢者、外国人など要配慮者が多く利用する施設)ユニバーサルデザイン化に係る改修と長寿命化対策の一体施工の可否

③ 計画期間内の対策費用

(単位：百万円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計
建築	33	832	518	525	495	73	322	210	86	419	3,514
電気	18	71	260	287	384	409	268	273	372	169	2,510
機械	13	236	287	195	133	548	297	505	615	140	2,969
計	65	1,138	1,065	1,007	1,013	1,030	887	988	1,073	728	8,993

(※) 対策費用は、「保全マネジメントシステム」の簡易中期保全計画作成機能により算出されたものである。具体的には、当システムで保有する用途の基本タイプごとに標準として設定されている機器部材の更新年数と延床面積1㎡当たり更新単価に関する情報に基づき、建物の主用途、竣工年月日と延床面積を入力することにより、機械的に算出されている。(以下、同じ。)

④ 施設アセスメントで利活用等の方向性「維持」以外と判断された施設に係る対策の内容

再生	建物性能や施設利用状況等を基に長寿命化を目的とした改修・修繕を行う。
廃止	長寿命化を目的とした改修・修繕は行わない。
集約化	施設のあり方検討の結果が出るまでは長寿命化を目的とした改修・修繕は行わない。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 個別施設計画は「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」で定める基本的な記載事項が記載されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

なお、「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）では、個別施設計画における基本的な記載事項について、次のとおり定められている。

「インフラ長寿命化基本計画」Ⅳ. インフラ長寿命化計画等の策定より抜粋

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

（中略）

〔記載事項〕

① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。  
なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「IV. 2 ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 個別施設計画は基本方針と整合しているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 長寿命化改修が個別施設計画に基づき適切に実行されているか、計画と実態と乖離していないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。  
なお、令和2年度に係る対策費用の計画及び実績は次のとおりである。

区分	令和2年度計画	令和2年度実績
建築	33 百万円	17 百万円
電気設備	18 百万円	16 百万円
機械設備	13 百万円	12 百万円

(結果)

- (3) 「① 長寿命化計画の精緻化と確実な実行のための基金化の検討について」参照

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 長寿命化計画の精緻化と確実な実行のための基金化の検討について

長寿命化計画では、計画期間 10 年内の対策費用の概算を整理しているが、BIMMS で保有する用途の基本タイプごとに標準として設定されている機器部材の更新年数と延床面積 1 m<sup>2</sup>当たり更新単価に基づき機械的に算出されたものであることなどにより、実績と乖離が生じている。

乖離の理由については、BIMMS の標準単価と実際の工事単価の乖離、想定していない工事の追加による工事金額の乖離、突発的な故障や災害等による優先度変更による時期の乖離、適切な使用等で標準更新期間より長期間使用可能となった、そもそも計画はしたが予算化できなかったなど様々な理由が考えられ、今後施設老朽化がさらに進行した場合、計画と実績の乖離はますます広がるものと思われる。

こうした計画と実績の乖離のうち、対策費用の算出方法に起因する工事の内容、金額、時期の乖離については、施設所管課が計画の精緻化により対応する必要がある。

今後、目標使用年数が到来する施設が増加し、一方で、ますます財政状況が厳しくなる中で、県民にとって必要な行政サービスを提供する施設を維持管理していくためには、実態に応じた長寿命化対策の優先順位付けを行い、財政平準化を図ることが重要である。

そのため、県は、例えば、長寿命化計画における対策費用を整理する際に、計画の先送りと前倒しの両方を検討できるように、当計画期間と翌計画期間に目標使用年数を迎える施設については、BIMMS に標準として設定されている更新単価や更新年数を使用せず、実態を最も把握している各所管課が時期と金額を検討することにより計画の精緻化を図ることが重要であると考えます。

その上で、予算化の可否に起因する計画と実績の乖離については、基金化により対応することを検討されたい。

県有財産総合管理推進本部による全庁的な合意の下、利活用等の方向性や長寿命化計画を承認し、上記の方法等により計画を精緻化しても、予算化は各施設所管課が個別に行う現状のやり方では、優先順位が上位の対策が予算化されず、下位の対策が予算化される可能性も考えられる。

予算化の巧拙により全庁的な合意と異なる結果となることは、全体最適の観点から、ファシリティマネジメントの有効性を低下させる可能性があるため、例えば、長寿命化対策に係る予算については、財政平準化の観点からも毎年一定額を当該目的のための基金に積み立て、県有財産総合管理推進本部で精緻化された計画の中で決定された優先度に基づき執行していく仕組みを構築し、長寿命化計画全体の確実な実行を図ることを検討されたい。【意見】

### 3 山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）

#### (1) 長寿命化計画の概要

##### ① 施設アセスメントの評価結果と計画対象施設

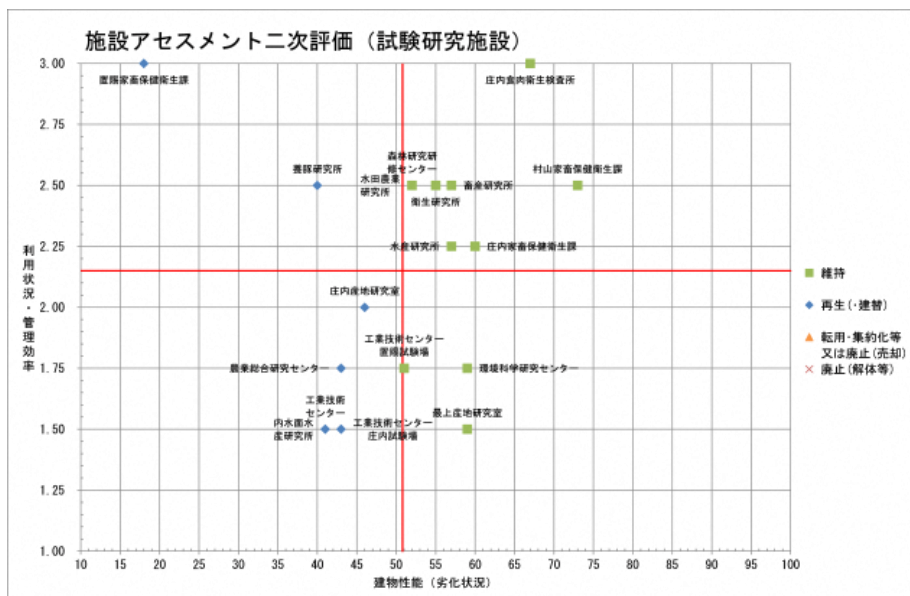
##### 《行政施設》

所在地	施設名称	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
山形市	山形県庁	維持	維持 (一部再生)	○	S50
山形市	議会議事堂	集約化等	維持	○	S49
東根市	消防防災航空隊事務所	維持	維持	○	H9
山形市	福祉相談センター	集約化等	維持	○	H25
鶴岡市	庄内児童相談所	維持	維持	○	S59
山形市	精神保健福祉センター	廃止	再生	○	S57
山形市	旧計量検定所	再生	再生	○	S56
大江町	古寺ふ化場	集約化等	維持	○	H7
山形市	緑化センター	廃止	再生	○	S51
鶴岡市	森林研究研修センター（育種部）	集約化等	維持	○	S47
山形市	村山総合支庁	集約化等	維持	○	S58
山形市	保健福祉センター	再生	再生	○	S46
寒河江市	西村山地域振興局	廃止	再生 (一部維持)	○	S53
村山市	北村山地域振興局	集約化等	維持	○	H2
新庄市	最上総合支庁	廃止	再生	○	S60
新庄市	最上農村整備課	再生	再生	○	H9
米沢市	置賜総合支庁	維持	維持	○	S63
米沢市	置賜保健所	廃止	維持	○	S49
高島町	置賜農業技術普及課	集約化等	維持	○	S49
長井市	西置賜地域振興局	集約化等	維持 (一部再生)	○	S50
小国町	置賜総合支庁建設部（小国分所）	廃止	再生	○	H6
三川町	庄内総合支庁	再生	再生	○	S43
三川町	庄内総合支庁分庁舎	再生	再生	○	S43
鶴岡市	庄内農業技術普及課	集約化等	維持	○	H8
酒田市	酒田農業技術普及課	廃止	再生	○	S49
酒田市	庄内水産振興課	維持	維持	○	S51
鶴岡市	栽培漁業センター	再生	再生 (一部維持)	○	S54
鶴岡市	庄内総合支庁鶴岡分所	再生	再生	○	S46
酒田市	庄内総合支庁酒田分所	再生	再生	○	S47



《試験研究施設》

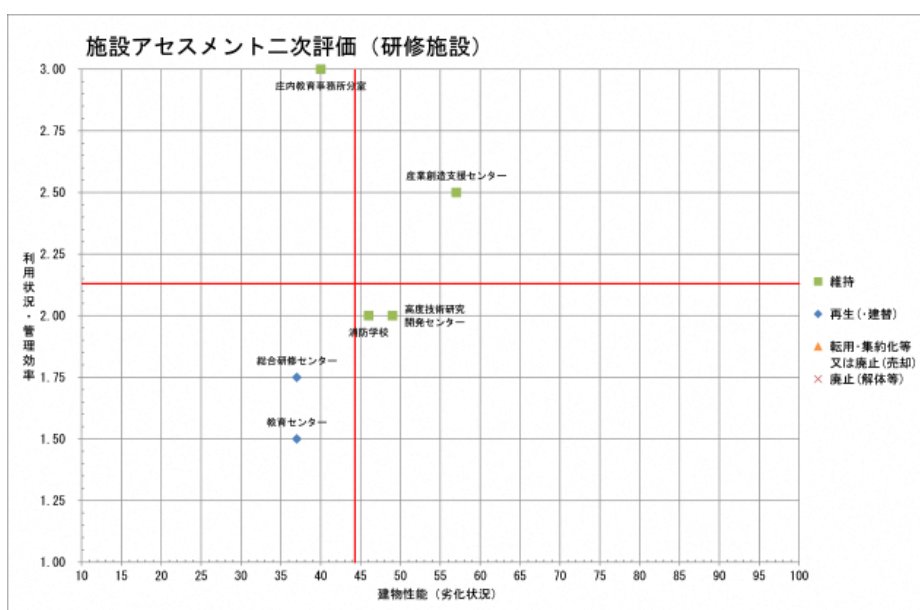
所在地	施設名称	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
庄内町	庄内食肉衛生検査所	維持	維持	○	H13
村山市	環境科学研究センター	集約化等	維持	○	S44
山形市	衛生研究所	維持	維持	○	S47
山形市	工業技術センター	廃止	再生 (一部維持)	○	S53
米沢市	工業技術センター置賜試験場	集約化等	維持	○	S51
三川町	工業技術センター庄内試験場	廃止	再生	○	S53
山形市	農業総合研究センター	廃止	再生 (一部維持)	○	S56
寒河江市	農業総合研究センター園芸農業研究所			○	R1
鶴岡市	農業総合研究センター水田農業研究所	維持	維持	○	S60
新庄市	農業総合研究センター畜産研究所	維持	維持 (一部再生)	○	H6
酒田市	農業総合研究センター養豚研究所	再生	再生	○	S62
鶴岡市	水産研究所	維持	維持 (一部再生)	○	S46
米沢市	内水面水産研究所	廃止	再生 (一部維持)	○	S52
寒河江市	森林研究研修センター	維持	維持 (一部再生)	○	S52
山形市	村山家畜保健衛生課	維持	維持 (一部再生)	○	S45
新庄市	最上産地研究室	集約化等	維持	○	H7
南陽市	置賜家畜保健衛生課	再生	再生	○	S44
三川町	庄内家畜保健衛生課	維持	維持	○	H5
酒田市	庄内産地研究室	廃止	再生	○	S62





## 《研修施設》

所在地	施設名称	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
山形市	総合研修センター	廃止	再生 (一部維持)	○	S63
三川町	消防学校	集約化等	維持 (一部再生)	○	H9
山形市	産業創造支援センター	維持	維持	○	H10
山形市	高度技術研究開発センター	集約化等	維持 (一部再生)	○	H5
天童市	教育センター	廃止	再生	○	S50
酒田市	庄内教育事務所分室	再生	維持	○	S55



## ② 計画の内容

計画期間	令和2年度から令和11年度までの10年間 (5年を目途に必要なに応じて見直す。)
対策の優先順位の考え方	次の施設等を優先する。 ・著しい劣化現象のために直接または間接的に人的被害につながる可能性がある部位
対象施設数	54施設 127棟 延床面積 252,816.95㎡
対策の内容	長寿命化対象施設については、適時適切な改修等により、「山形県県有建物長寿命化指針」(平成27年10月)における既存施設の目標使用年数65年まで使用する。なお、当計画期間内に65年を迎える施設はない。
実施時期	施設の改修等については、次の点を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、施設の安全性や運営に支障をきたすことなく、財政負担の縮減・平準化を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が果たす役割</li> <li>・将来ニーズ、費用対効果、劣化状況を踏まえた施設の必要性</li> <li>・縮小を基本とする適正規模等</li> <li>・(障がい者や高齢者、外国人など要配慮者が多く利用する施設)ユニバーサルデザインに係る改修と長寿命化対策の一体施工の可否</li> </ul>
--	---

③ 計画期間内の対策費用

(単位：百万円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	計
建築	59	11	318	457	1,001	939	600	834	809	770	5,800
電気	424	26	113	384	599	716	692	898	596	700	5,149
機械	24	97	66	949	769	720	1,020	563	945	902	6,056
計	507	135	498	1,791	2,370	2,375	2,312	2,295	2,351	2,372	17,005

(2) 実施した手続及び結果

- ① 個別施設計画は「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」で定める基本的な記載事項が記載されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 個別施設計画は基本方針と整合しているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 長寿命化改修が個別施設計画に基づき適切に実行されているか、計画と実態と乖離していないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

なお、令和 2 年度に係る対策費用の計画及び実績は次のとおりである。

区分	令和 2 年度計画	令和 2 年度実績
建築	59 百万円	52 百万円
電気設備	424 百万円	275 百万円
機械設備	24 百万円	24 百万円

(結果)

(3) 「① 効率的な調達に関する好事例の情報展開の実施について」 参照

(3) 指摘事項及び意見

① 効率的な調達に関する好事例の情報展開の実施について

令和2年度の長寿命化対策費用のうち電気設備について、424百万円の計画に対し、実績が275百万円と大幅に乖離している。

これは、計画していた工事の実施時期の変更等によるものではなく、計画どおり長寿命化対策を行っているが、このうち、大半を占める県庁舎の非常用発電機更新工事について、発注の段階で予算要求部材の見積書を精査し、性能をおとさず、予定価格を下げる事ができたものである。

県は、こうした工夫に関する好事例について、具体的な内容を県有財産総合管理推進本部などで情報展開することにより、維持管理コストの低減に資する効率的な調達をサポートすることを検討されたい。【意見】

#### 4 山形県県有建物長寿命化計画（職員公舎）

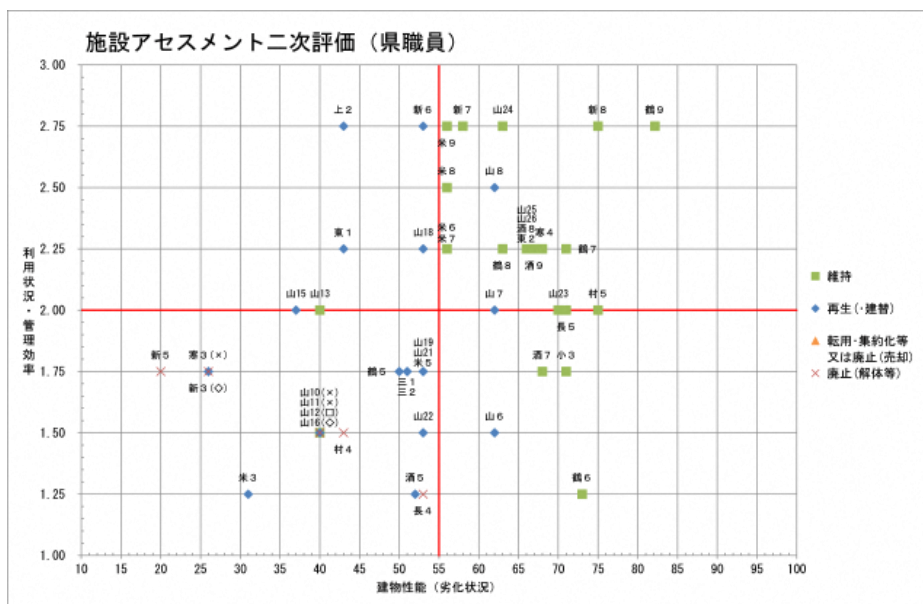
##### (1) 長寿命化計画の概要

##### ① 施設アセスメントの評価結果と計画対象施設

《県職員公舎》

施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
山形第6号職員アパート	山形市	集約化等	再生	○	S46
山形第7号職員アパート	山形市	維持	再生	○	S48
山形第8号職員アパート	山形市	維持	再生	○	S48
山形第10号職員アパート	山形市	廃止	廃止		
山形第11号職員アパート	山形市	廃止	廃止		
山形第12号職員アパート	山形市	廃止	維持	○	S55
山形第13号職員アパート	山形市	再生	維持	○	S56
山形第15号職員アパート	山形市	再生	再生	○	S58
山形第16号職員アパート	山形市	廃止	再生	○	S59
山形第18号職員アパート	山形市	再生	再生	○	H1
山形第19号職員アパート	山形市	廃止	再生	○	H1
山形第21号職員アパート	山形市	廃止	再生	○	H2
山形第22号職員アパート	山形市	廃止	再生	○	H3
山形第23号職員アパート	山形市	維持	維持	○	H6
山形第24号職員アパート	山形市	維持	維持	○	H7
山形第25号職員アパート	山形市	維持	維持	○	H7
山形第26号職員アパート	山形市	維持	維持	○	H8
上山第2号職員アパート	上市市	再生	再生	○	S52
寒河江第3号職員アパート	寒河江市	廃止	廃止		
寒河江第4号職員アパート	寒河江市	維持	維持	○	H9
村山第4号職員アパート	村山市	廃止	廃止		
村山第5号職員アパート	村山市	維持	維持	○	H7
新庄第3号職員アパート	新庄市	廃止	再生	○	S54
新庄第5号職員アパート	新庄市	廃止	廃止		
新庄第6号職員アパート	新庄市	再生	再生	○	H5
新庄第7号職員アパート	新庄市	維持	維持	○	H8
新庄第8号職員アパート	新庄市	維持	維持	○	H16
米沢第3号職員アパート	米沢市	廃止	再生	○	S54
米沢第5号職員アパート	米沢市	廃止	再生	○	S63
米沢第6号職員アパート	米沢市	維持	維持	○	H4
米沢第7号職員アパート	米沢市	維持	維持	○	H4
米沢第8号職員アパート	米沢市	維持	維持	○	H6
米沢第9号職員アパート	米沢市	維持	維持	○	H14
長井第4号職員アパート	長井市	廃止	廃止		
長井第5号職員アパート	長井市	維持	維持	○	H8
小国第3号職員アパート	小国町	集約化等	維持	○	H8
鶴岡第5号職員アパート	鶴岡市	廃止	再生	○	S54
鶴岡第6号職員アパート	鶴岡市	集約化等	維持	○	H2
鶴岡第7号職員アパート	鶴岡市	維持	維持	○	H6
鶴岡第8号職員アパート	鶴岡市	維持	維持	○	H10
鶴岡第9号職員アパート	鶴岡市	維持	維持	○	H15
三川第1号職員アパート	三川町	廃止	再生	○	S44
三川第2号職員アパート	三川町	廃止	再生	○	S44

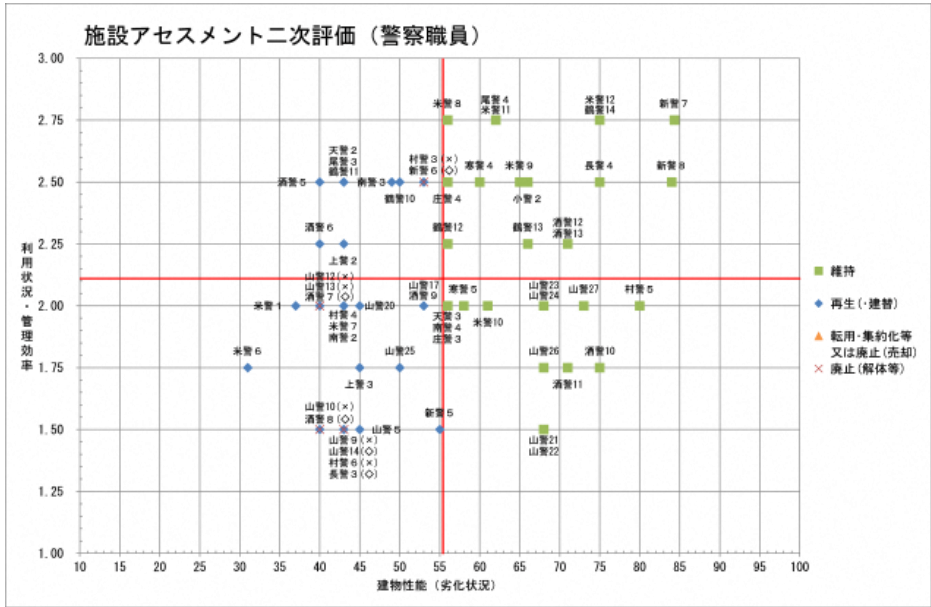
施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
酒田第5号職員アパート	酒田市	廃止	再生	○	S50
酒田第7号職員アパート	酒田市	集約化等	維持	○	H3
酒田第8号職員アパート	酒田市	維持	維持	○	H5
酒田第9号職員アパート	酒田市	維持	維持	○	H7
東京第1号職員アパート	東京都	再生	再生	○	S58
東京第2号職員アパート	東京都	維持	維持	○	H4



《警察職員公舎》

施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
山形警第5号職員アパート	山形市	廃止	建替		
山形警第9号職員アパート	山形市	廃止	廃止		
山形警第10号職員アパート	山形市	廃止	廃止 (指定解除済)		
山形警第12号職員アパート	山形市	廃止	廃止		
山形警第13号職員アパート	山形市	廃止	廃止		
山形警第14号職員アパート	山形市	廃止	再生	○	S62
山形警第17号職員アパート	山形市	廃止	再生	○	S60
山形警第20号職員アパート	山形市	廃止	再生	○	H1
山形警第21号職員アパート	山形市	集約化等	維持	○	H4
山形警第22号職員アパート	山形市	集約化等	維持	○	H4
山形警第23号職員アパート	山形市	集約化等	維持	○	H5
山形警第24号職員アパート	山形市	集約化等	維持	○	H5
山形警第25号職員アパート	山形市	廃止	再生	○	H5
山形警第26号職員アパート	山形市	再生	維持	○	H6
山形警第27号職員アパート	山形市	再生	維持	○	H8
上山警第2号職員アパート	上山市	再生	再生	○	S52
上山警第3号職員アパート	上山市	廃止	再生	○	S55
天童警第2号職員アパート	天童市	再生	再生	○	S56
天童警第3号職員アパート	天童市	集約化等	維持	○	H5

施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
寒河江警第4号職員アパート	寒河江市	維持	維持	○	S58
寒河江警第5号職員アパート	寒河江市	集約化等	維持	○	H5
村山警第3号職員アパート	村山市	維持	廃止 (指定解除済)		
村山警第4号職員アパート	村山市	廃止	再生	○	S60
村山警第5号職員アパート	村山市	集約化等	維持	○	H7
村山警第6号職員アパート	村山市	廃止	廃止		
尾花沢警第3号職員アパート	尾花沢市	再生	再生	○	S57
尾花沢警第4号職員アパート	尾花沢市	維持	維持	○	H15
新庄警第5号職員アパート	新庄市	廃止	再生	○	S53
新庄警第6号職員アパート	新庄市	再生	再生	○	S60
新庄警第7号職員アパート	新庄市	維持	維持	○	H14
新庄警第8号職員アパート	新庄市	維持	維持	○	H19
米沢警第1号職員アパート	米沢市	廃止	再生	○	S54
米沢警第6号職員アパート	米沢市	廃止	建替		
米沢警第7号職員アパート	米沢市	廃止	再生	○	S59
米沢警第8号職員アパート	米沢市	維持	維持	○	H4
米沢警第9号職員アパート	米沢市	維持	維持	○	H8
米沢警第10号職員アパート	米沢市	集約化等	維持	○	H10
米沢警第11号職員アパート	米沢市	維持	維持	○	H14
米沢警第12号職員アパート	米沢市	維持	維持	○	H16
南陽警第2号職員アパート	南陽市	廃止	再生	○	S57
南陽警第3号職員アパート	南陽市	再生	再生	○	H1
南陽警第4号職員アパート	南陽市	集約化等	維持	○	H6
長井警第3号職員アパート	長井市	廃止	再生	○	S58
長井警第4号職員アパート	長井市	維持	維持	○	H7
小国警第2号職員アパート	小国町	維持	維持	○	H7
鶴岡警第10号職員アパート	鶴岡市	再生	再生	○	S59
鶴岡警第11号職員アパート	鶴岡市	再生	再生	○	S63
鶴岡警第12号職員アパート	鶴岡市	維持	維持	○	H9
鶴岡警第13号職員アパート	鶴岡市	維持	維持	○	H11
鶴岡警第14号職員アパート	鶴岡市	維持	維持	○	H19
酒田警第5号職員アパート	酒田市	再生	再生	○	S50
酒田警第6号職員アパート	酒田市	再生	再生	○	S56
酒田警第7号職員アパート	酒田市	廃止	再生	○	S57
酒田警第8号職員アパート	酒田市	廃止	再生	○	S61
酒田警第9号職員アパート	酒田市	廃止	再生	○	H3
酒田警第10号職員アパート	遊佐町	集約化等	維持	○	H8
酒田警第11号職員アパート	酒田市	集約化等	維持	○	H8
酒田警第12号職員アパート	酒田市	維持	維持	○	H8
酒田警第13号職員アパート	酒田市	維持	維持	○	H9
庄内警第3号職員アパート	庄内町	集約化等	維持	○	H6
庄内警第4号職員アパート	庄内町	維持	維持	○	H6



② 計画の内容

計画期間	令和2年度から令和11年度までの10年間 (5年を目途に必要なに応じて見直す。)
対策の優先順位の考え方	次の施設等を優先する。 ・著しい劣化現象のために直接または間接的に人的被害につながる可能性がある部位
対象施設数	96施設 106棟 延床面積 103,247.93㎡
対策の内容	長寿命化対象施設については、適時適切な改修等により、「山形県県有建物長寿命化指針」(平成27年10月)における既存施設の目標使用年数65年まで使用する。なお、当計画期間内に65年を迎える施設はない。
実施時期	施設の改修等については、次の点を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、施設の安全性や運営に支障をきたすことなく、財政負担の縮減・平準化を図る。 ・施設が果たす役割 ・将来ニーズ、費用対効果、劣化状況を踏まえた施設の必要性 ・縮小を基本とする適正規模等

③ 計画期間内の対策費用

(単位：百万円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	計
建築	62	43	144	311	329	201	322	136	294	439	2,282
電気	10	21	21	195	128	110	126	105	141	146	1,004
機械	30	15	12	257	311	365	329	516	322	175	2,332
計	103	79	177	763	768	676	777	756	758	760	5,618

(2) 職員公舎の利用状況

平成 20 年度から令和 2 年度までの県職員公舎、警察職員公舎それぞれの戸数・入居等の推移は次のとおりである。公舎数が年々減少しているが、それでも入居率が減少している状況である。

《県職員公舎》

(単位：戸、%)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
公舎数	73	62	61	61	59	55	55	54	53	49	49	49	49
戸数	1,033	993	992	992	933	907	905	904	897	893	893	893	893
入居戸数	899	825	770	770	770	754	746	707	719	705	676	651	627
入居率	87.0	83.1	77.6	77.6	82.5	83.1	82.4	78.2	80.2	78.9	75.7	72.9	70.2
借上入居数	12	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8

《警察職員公舎》

(単位：戸、%)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
公舎数	86	86	86	84	84	84	84	70	69	69	66	62	60
戸数	989	989	989	991	992	994	994	980	974	974	956	911	887
入居戸数	930	930	950	929	944	938	908	885	860	819	803	738	752
入居率	94.0	94.0	96.1	93.7	95.2	94.4	91.3	90.3	88.3	84.1	84.0	81.0	84.8
借上入居数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 実施した手続及び結果

- ① 個別施設計画は「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」で定める基本的な記載事項が記載されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 個別施設計画は基本方針と整合しているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。



- ③ 長寿命化改修が個別施設計画に基づき適切に実行されているか、計画と実態と乖離していないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。  
なお、令和2年度に係る対策費用の計画及び実績は次のとおりである。

区分	令和2年度計画	令和2年度実績
建築	62 百万円	61 百万円
電気設備	10 百万円	10 百万円
機械設備	30 百万円	31 百万円

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- (4) 指摘事項及び意見  
該当なし

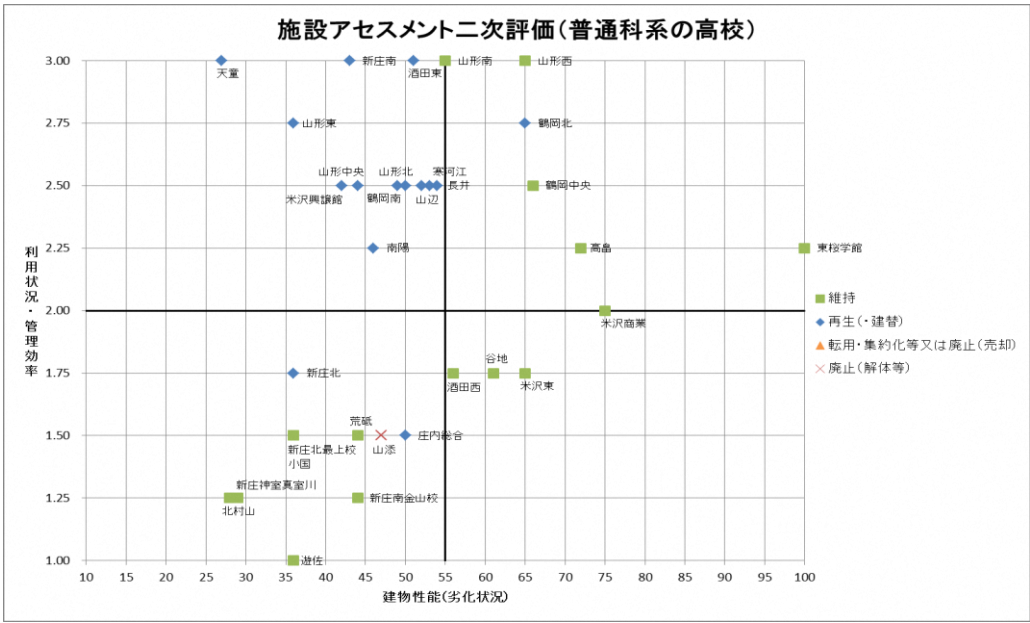
## 5 山形県立学校施設長寿命化計画

### (1) 長寿命化計画の概要

#### ① 施設アセスメントの評価結果と計画対象施設

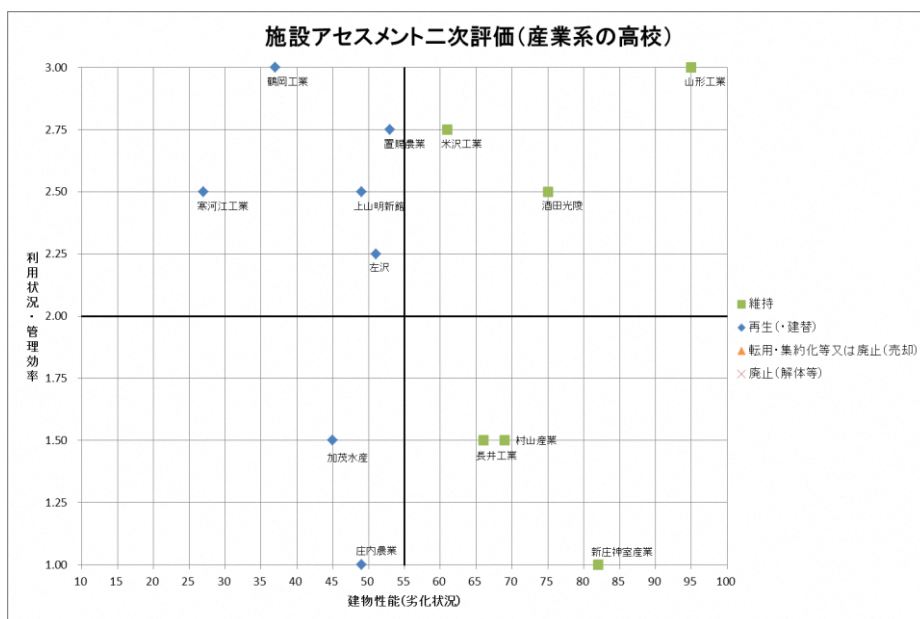
《普通科系の高校》

施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
山形東高等学校	山形市	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	S57
山形南高等学校	山形市	維持	維持 (一部再生(・建替))	○	S57
山形西高等学校	山形市	維持	維持 (一部再生(・建替))	○	S51
山形北高等学校	山形市	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	S46
山形中央高等学校	山形市	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	S59
天童高等学校	天童市	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	S53
山辺高等学校	山辺町	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	S56
寒河江高等学校	寒河江市	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	S49
谷地高等学校	河北町	集約化等	維持 (一部再生(・建替))	○	S45
東桜学館高等学校	東根市	維持	維持	○	H27
北村山高等学校	尾花沢市	廃止	維持	○	S61
新庄北高等学校	新庄市	廃止	再生(・建替) (一部維持)	○	S47
新庄南高等学校	新庄市	再生	再生(・建替)	○	S41
新庄南高等学校金山校	金山町	廃止	維持	○	S55
新庄北高等学校最上校	最上町	廃止	維持	○	S55
新庄神室産業高等学校真室川校	真室川町	廃止	維持	○	S50
米沢興譲館高等学校	米沢市	再生	再生(・建替)	○	S62
米沢東高等学校	米沢市	集約化等	維持 (一部再生(・建替))	○	S45
米沢商業高等学校	米沢市	維持	維持 (一部再生(・建替))	○	S44
南陽高等学校	南陽市	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	H2
高島高等学校	高島町	維持	維持	○	H16
長井高等学校	長井市	再生	再生(・建替)	○	S45
荒砥高等学校	白鷹町	廃止	維持	○	S54
小国高等学校	小国町	廃止	維持	○	S40
鶴岡南高等学校	鶴岡市	再生	再生(・建替)	○	S56
鶴岡北高等学校	鶴岡市	維持	再生(・建替)	○	H1
鶴岡中央高等学校	鶴岡市	維持	維持 (一部再生(・建替))	○	H9
鶴岡南高等学校山添校	鶴岡市	廃止	廃止(解体等)		
庄内総合高等学校	庄内町	廃止	再生(・建替) (一部維持)	○	S40
酒田東高等学校	酒田市	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	H2
酒田西高等学校	酒田市	集約化等	維持 (一部再生(・建替))	○	H9
遊佐高等学校	遊佐町	廃止	維持	○	S53



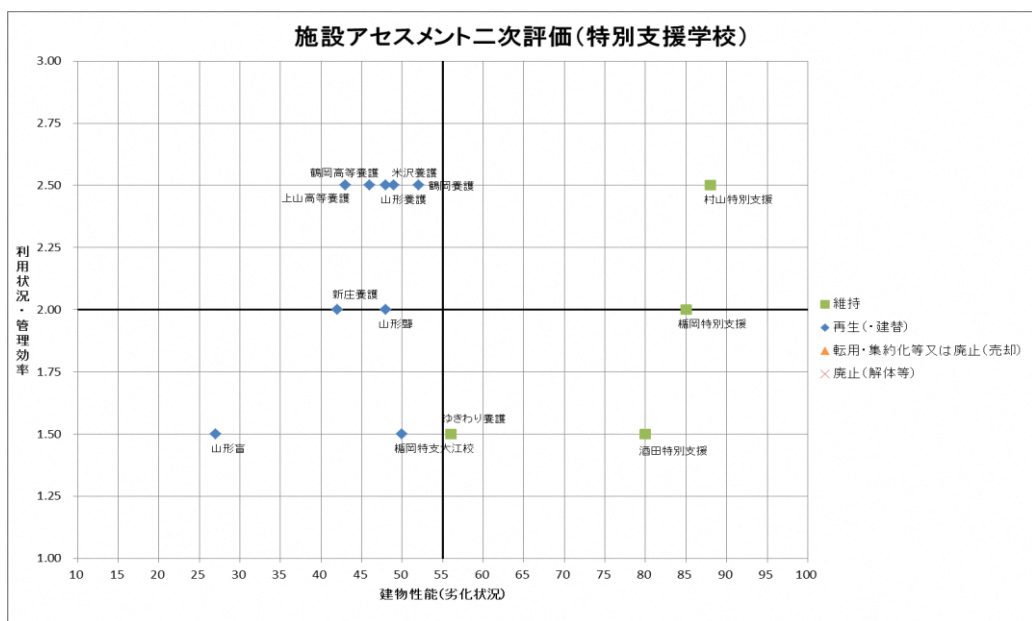
《産業系の高校》

施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
山形工業高校	山形市	維持	維持 (一部再生(・建替))	○	H28
上山明新館高校	上市市	再生	再生(・建替)	○	H4
寒河江工業高校	寒河江市	再生	再生(・建替)	○	S38
左沢高校	大江町	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	S59
村山産業高校	村山市	集約化等	維持 (一部再生(・建替))	○	S41
新庄神室産業高校	新庄市	集約化等	維持	○	H14
米沢工業高校	米沢市	維持	維持 (一部再生(・建替))	○	H7
置賜農業高校	川西町	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	S47
長井工業高校	長井市	集約化等	維持	○	H3
鶴岡工業高校	鶴岡市	維持	再生(・建替) (一部維持)	○	S44
加茂水産高校	鶴岡市	廃止	再生(・建替)	○	S51
庄内農業高校	鶴岡市	廃止	再生(・建替) (一部維持)	○	S46
酒田光陵高校	酒田市	維持	維持 (一部再生(・建替))	○	S38



《特別支援学校》

施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
山形聾学校	山形市	再生	再生(・建替)	○	S49
山形養護学校	山形市	再生	再生(・建替)	○	S49
村山特別支援学校	山形市	維持	維持 (一部再生(・建替))	○	S49
山形盲学校	上山市	廃止	再生(・建替)	○	S44
ゆきわり養護学校	上山市	集約化等	維持 (一部再生(・建替))	○	S56
上山高等養護学校	上山市	再生	再生(・建替)	○	S42
楯岡特別支援学校	村山市	維持	維持	○	H19
楯岡特別支援学校大江校	大江町	廃止	再生(・建替)	○	S56
新庄養護学校	新庄市	再生	再生(・建替)	○	S54
米沢養護学校	米沢市	再生	再生(・建替)	○	S49
鶴岡養護学校	鶴岡市	再生	再生(・建替) (一部維持)	○	S53
鶴岡高等養護学校	鶴岡市	再生	再生(・建替)	○	S50
酒田特別支援学校	酒田市	集約化等	維持 (一部再生(・建替))	○	H11



② 計画の内容

対象とする 建物構造	「鉄筋コンクリート造」「鉄骨造」及び「鉄骨鉄筋コンクリート造」の他に、近年木造で整備した特別支援学校校舎もあることから、「木造」も対象としている。
計画期間	令和2年度から令和11年度までの10年間 (5年を目途に必要な応じて見直す。)
対策の優先順位 の考え方	計画期間前半の5年間は、学校施設の安全性と機能性を確保するための事業を重点的に実施する。 計画期間後半の5年間は、前半の実施状況やニーズの変化を踏まえ重点事業を整理するとともに、予防保全の比重を高めて取り組む。
対象施設数	58校 386棟 延床面積 約65万㎡
対策の内容 及び実施時期	《当面の優先的実施事項》(◎は今後5年以内に完了) ◎耐震性能が基準を満たしていない建物の改築 ◎安全で快適な学習環境確保に向けた高校の普通教室等への冷房設置 ○安全で快適な学習環境確保に向けたトイレの洋式化・体育館床改修等 ○屋上・屋根修繕、受変電設備やボイラー等の老朽化設備の更新等 ○使用していない建物の解体 ○県立高校の再編整備計画と連動した大規模改修

③ 計画期間内の対策費用

(単位：百万円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
耐震化の推進	422	1,035								
再編整備と連動 した大規模改修	7	67	令和4年度以降の年度ごと対策費用は未定であるが、令和2年度から令和11年度の10年間で755億円(75.5億円/年)となる。(長寿命化型試算)							
個別改修	487	1,228								
未使用建物の解体	8	418								
その他施設関連経費等	253	1,306								

④ その他トータルコスト縮減に向けた取組み状況

計画上の取組方策	実際の取組状況
《財産の有効活用》 学校施設の集約化等により使用しなくなった施設は、他の公共施設等への転用等の有効活用を推進し、転用等の見込みがない場合には、民間等への売却を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24 県立酒田商業高等学校敷地を建物付きで酒田市と交換</li> <li>・R2 県立楯岡高等学校敷地を建物付きで村山市へ売却</li> </ul>
《民間の資金とノウハウの利活用》 民間事業者の資金や経営能力及び技術的能力を活用するPFI手法等の導入の可能性を検討する。	令和2年度に県立寒河江工業高等学校の改築整備事業にPFI方式を導入した。

計画上の取組方策	実際の取組状況
《施設の集約化や外部施設の活用の検討》 施設の集約化による共同利用や近隣の外部施設の活用など、施設の効率的な運用を検討する。	特別支援学校の分校設置のため、既存小学校の 余裕教室の借用や校舎の無償譲渡を受けている。 (村山特別支援学校山形校・天童校、楯岡特別支援学校寒河江校・大江校、米沢養護学校長井校)

⑤ 令和2年度末の未使用学校施設及び年間維持管理費

県では、倒壊や部材落下の危険がある建物等を未使用学校施設と指定し、使用を中止している。令和2年度末の状況及び年間維持管理費は次のとおりである。

(単位：㎡、円)

No	学校名	建物名	RC造		S造		W造		プール	備考	令和2年度維持管理費		
			棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積					
1	山形東高等学校	理科棟	1	867						使用中止	水道代	97,000	
2	山辺高等学校	合宿所・業務員室			1	17	1	207		使用中止	消防設備点検代	30,000	
3	寒河江高等学校 旧農業校舎	農業校舎			2	1,058	3	1,253		使用中止 (一部R3解体)	警備費 電気・水道代	385,875 348,000	
4	村山産業高等学校	寄宿舎	1	2,143						使用中止	消防設備用電気代	100,000	
5	新庄南高等学校	校舎、第一校舎			2	964				使用中止	警備費 除雪代(一部)	578,200 400,000	
6	新庄神室産業高等学校	寄宿舎	1	2,244						使用中止	除草代	500	
7	米沢東高等学校	西校舎					1	968		使用中止	消防設備点検代	40,000	
8	置賜農業高等学校	寄宿舎、同窓会館	1	2,118	1	369			1	使用中止			
9	長井高等学校	プール							1	使用中止			
10	長井工業高等学校	合宿所				1	303			使用中止	消防設備点検代	5,600	
11	小国高等学校	多目的ホール			1	383				使用中止			
12	鶴岡南高等学校	プール							1	使用中止			
13	鶴岡工業高等学校	屋内運動場			1	2,693				使用中止	警備費	771,700	
14	旧温海高等学校	校舎、屋内運動場	1	5,205	1	1,966				廃校	警備費	247,800	
15	庄内農業高等学校	寄宿舎、 ライスセンター	1	2,356	1	264				使用中止	電気・水道代	260,000	
16	酒田東高等学校	プール							1	使用中止			
17	旧酒田中央高等学校	校舎、体育館	2	4,141	1	2,209				R3解体	警備費(一部)	787,130	
18	旧酒田北高等学校	校舎、屋内運動場、 産振棟、同窓会館等	2	3,931	5	3,497	1	97		廃校	警備費	258,910	
19	旧酒田工業高等学校	教室棟、土木課棟、 化学技術課棟、 体育館等	3	3,883	19	13,272				廃校	警備費	340,280	
20	遊佐高等学校	格技場、農業実習室			2	609				使用中止	消防設備点検代	1,980	
21	山形盲学校	男子寮、女子寮	2	1,099						使用中止	消防設備点検代	113,000	
22	上山高等養護学校	多目的室			1	261				使用中止			
			計	15	27,987	39	27,865	6	2,525	4		計	4,765,975
			合計延床面積58,377㎡										

⑥ 耐震化の状況

令和3年4月時点で、県立学校施設のうち耐震性がない建物の状況は次のとおりである。

学校名	建物名	使用状況	耐震改修予定時期
寒河江工業高校	校舎5棟、体育館1棟	使用している	令和5年度末改修完了
庄内総合高等学校	校舎1棟	使用していない	令和3年度末改修完了

(2) 実施した手続及び結果

- ① 個別施設計画は「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」で定める基本的な記載事項が記載されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ② 個別施設計画は基本方針と整合しているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ③ 更新が個別施設計画に基づき適切に実行されているか、計画と実態と乖離していないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

- (3) 「① 県立高校再編整備計画の着実な実行とモニタリング結果に基づく長寿命化計画の見直しについて」参照
- (3) 「② 学校施設の維持管理コストに係るベンチマーキングの実施について」参照

(3) 指摘事項及び意見

- ① 県立高校再編整備計画の着実な実行とモニタリング結果に基づく長寿命化の見直しについて

県立学校施設の施設アセスメントにおける利活用等の方向性について、一次評価では 8 施設が集約化等、13 施設が廃止が望ましいと評価されているが、二次評価でいずれも維持又は再生に変わっている。

これは、集約化や廃止については、県教育委員会の現行の「県立高校再編整備基本計画」とその実行計画である「各地区の県立高校再編整備計画」で決定されるものであり、これらの計画が定まるまでは、施設アセスメントでこれらの評価を選択できないためと考える。

これらの再編整備計画の策定状況は次のとおりである。



《県教育委員会による再編整備計画》

計画	策定状況
県立高校再編整備基本計画	平成 26 年 11 月に平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間の計画期間として策定

《各地区の県立高校再編整備計画》

地区（※）	策定状況
東南村山	未策定（基本計画期間中に策定予定）
最上	令和 3 年 3 月に第 2 次計画を策定
東南置賜	令和 2 年 3 月に策定
田川	平成 31 年 3 月に第 2 次計画を策定

（※）西村山、北村山、西置賜、飽海の各地区については、現行計画以前の計画により再編整備を実施している。

また、「県立高校再編整備基本計画」では、今後 10 年間の中学校卒業生数を推計しており、実績人数と比較すると、次のとおり、やや推計を上回るスピードで少子化が進行している状況である。

卒業年	中学校卒業生推計値(イ)	実績人数(ロ) (※)	(イ)－(ロ)
平成 27 年	10,687 人	10,684 人	3 人
平成 28 年	10,637 人	10,616 人	21 人
平成 29 年	10,625 人	10,610 人	15 人
平成 30 年	10,376 人	10,269 人	107 人
平成 31 年	9,878 人	9,808 人	70 人
令和 2 年	9,726 人	9,630 人	96 人
令和 3 年	9,241 人	—	—
令和 4 年	9,440 人	—	—
令和 5 年	9,331 人	—	—
令和 6 年	9,108 人	—	—

※：実績人数は学校基本調査による人数である。

以上より、県の財政状況が厳しさを増し、施設の老朽化や少子化も進行している中で、施設アセスメントにおいて利活用等の方向性を早期に明確にし、優先度の高い長寿命化対策に集中できるよう、県は、早期の整備計画策定と計画に基づく取組みの着実な実行を図られたい。また、計画の実行状況や少子化の進行状況等について適切なモニタリングを実施するとともに、モニタリングで得た情報を将来の県立学校施設長寿命化計画の見直しに活用することが必要と考える。【意見】

② 学校施設の維持管理コストに係るベンチマーキングの実施について

県は基本方針に基づく取組みとして「維持管理・保全業務の適正化」を掲げ、「光熱水費等の維持管理コストの実態を把握し、ベンチマーキングの手法を用いて同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理コストの縮減を図る」こととしている。

「ベンチマーキング」について、県の基本方針の脚注において、次のとおり記載されている。

「基本方針」脚注より抜粋

『ベンチマーキング』

- ・各施設ごと、各費目ごとに使用量・金額のデータを比較することにより、他の施設が実践している最良の方法を学び、自らの向上に役立てることをいい、同一条件下にある同種・同規模の施設同士の単位コストを比較の指標とする。
- ・ベンチマーキングの対象施設：総合支庁、学校等  
比較指標：1 m<sup>2</sup>（1人）当たり金額・使用量等

しかし、現在までのところ、総合支庁に係る施設アセスメントの際に、管理効率の測定を兼ねて面積又は職員当たりの費用を算出して比較を行ったのみで、その他の施設について行っていない。

学校施設は、施設アセスメントと同様、「普通科系の高校」「産業系の高校」「特別支援学校」に細分化した場合には、同一又は類似の条件下にあり、ベンチマーキングの実施による維持管理コストの比較が有効と考える。また、公共施設管理のためのシステムである「保全マネジメントシステム」の機能には、ベンチマーキングのツールが含まれており、これを活用することが効率的と考える。

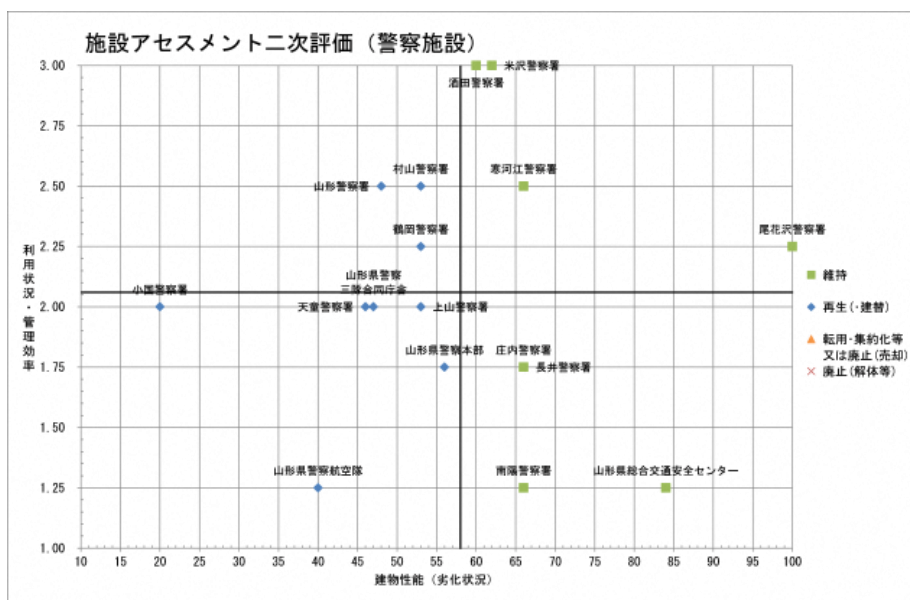
よって、県は、学校施設の維持管理コストの縮減を図るため、ベンチマーキングの実施を検討されたい。【意見】

## 6 山形県警察施設長寿命化計画

### (1) 長寿命化計画の概要

#### ① 施設アセスメントの評価結果と計画対象施設

施設名称	所在地	施設アセスメント		長寿命化計画	
		一次評価	二次評価	対象	建築年度
山形県警察本部	山形市	廃止	再生	○	S50
山形県警察航空隊	東根市	廃止	再生	○	S63
山形県警察三隊合同庁舎	天童市	廃止	再生	○	S63
山形県総合交通安全センター	天童市	集約化等	維持	○	H16
山形警察署	山形市	再生	再生	○	S62
上山警察署	上山市	廃止	再生	○	S53
天童警察署	天童市	廃止	再生	○	S55
寒河江警察署	寒河江市	維持	維持	○	H1
村山警察署	村山市	再生	再生	○	S54
尾花沢警察署	尾花沢市	維持	維持	○	H27
庄内警察署	庄内町	集約化等	維持	○	H6
酒田警察署	酒田市	維持	維持	○	S52
鶴岡警察署	鶴岡市	再生	再生	○	S57
長井警察署	長井市	集約化等	維持	○	H3
小国警察署	小国町	廃止	再生	○	S42
南陽警察署	南陽市	再生	維持	○	H5
米沢警察署	米沢市	維持	維持 (一部再生)	○	S50



#### ② 計画の内容

計画期間	令和2年度から令和11年度までの10年間 (5年を目途に必要に応じて見直す。)
対策の優先順位	警察施設は、治安維持及び災害対策の拠点として極めて重要であり、有事に

の考え方	際して効果的に警察機能を発揮できるよう良好な性能水準を確保する必要がある。 対策の優先順位については、各施設の経過年数、建築基準法に基づく定期点検等の結果を踏まえ、施設の劣化・損傷の状況等に応じて順次対策を講じる。
対象施設数	17 施設 24 棟 延床面積 67,755.77 m <sup>2</sup>
対策の内容	長寿命化対象施設については、適時適切な改修等により、「山形県県有建物長寿命化指針」（平成 27 年 10 月）における既存施設の目標使用年数 65 年を目安として継続的に使用する。なお、当計画期間内に 65 年を迎える施設はない。

③ 計画期間内の対策費用 (単位：百万円)

区分	計画期間 (10 年間) 計
建築	1,182
電気設備	919
機械設備	1,109
計	3,210

(2) 実施した手続及び結果

- ① 個別施設計画は「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」で定める基本的な記載事項が記載されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 個別施設計画は基本方針と整合しているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設アセスメント実施の必要性検討と長寿命化計画の精緻化について」参照

- ③ 更新が個別施設計画に基づき適切に実行されているか、計画と実態と乖離していないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。  
なお、令和 2 年度に係る対策費用の計画及び実績は次のとおりである。

区分	令和2年度計画	令和2年度実績
建築	—	—
電気設備	—	—
機械設備	32 百万円	25 百万円

(結果)

- (3) 「② アスベスト除去工事の対象特定調査の計画的な実施と除去費用の長寿命化計画への反映について」 参照

(3) 指摘事項及び意見

① 施設アセスメント実施の必要性検討と長寿命化計画の精緻化について

警察施設の施設アセスメントにおける利活用等の方向性について、一次評価では3施設が集約化等、6施設が廃止が望ましいと評価されているが、二次評価でいずれも維持又は再生に変わっている。

これは、警察署の位置及び管轄区域については、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第5条で、住民の利便性、他の官公署との連絡、交通、その他の事情等を参しゃくして決定することとされており、建物性能（施設劣化度）や利用度（職員一人当たり事務室面積）、管理効率（維持管理費効率、光熱水費効率）とは別の要素により決定されるものであり、施設アセスメントで統廃合等の方向性を評価する性質の施設類型ではないためと考える。

しかし、そうであるとすれば、施設アセスメントの目的は、客観的な評価基準により施設利活用等の方向性を示すことであることから、警察施設について施設アセスメントを実施する意義は高くないと考える。

一方で、施設アセスメントの結果を踏まえて行う長寿命化計画の策定は、昭和50年代に建築が集中し、目標使用年数である65年度を迎える時期も集中する警察施設にとって、特に重要であると考えられる。

警察施設には、遺体保冷库、留置施設及び保護施設など施設類型特有の施設があり、また、会計検査院の2020年度決算検査報告において警察施設の浸水対策の不備が指摘されているところである。しかし、警察施設長寿命化計画における計画期間10年の対策費用は、基本的にBIMMSの延床面積当たり標準単価と標準更新期間を採用して機械的に算出されたものであり、上記の施設に係る特殊性や浸水対策等は考慮されていない。

よって、県は、警察施設に係る施設アセスメントによる利活用等の方向性を決定するプロセスを省略し、その分の作業量を、長寿命化計画の精緻化を図るために充てることを検討されたい。【意見】

② アスベスト除去工事の対象特定調査の計画的な実施と除去費用の長寿命化計画への反映について

警察施設において、近年、アスベスト除去工事により当初の想定より建築工事費用が増大する事例が発生している。具体的には、次の表のとおりであり、アスベスト除去費用を含まない工事金額と比べて2倍程度となっている。

施設名	解体工事総額	うちアスベスト除去費用
		元米沢警察署分庁舎
元尾花沢警第2号職員アパート	62,073 千円	28,839 千円

国土交通省のアスベスト対策 Q&A によれば、アスベスト含有建材は発じんの度合いにより「レベル1～3」に便宜的に分類されている。

分類	建材の種類
レベル1	アスベスト含有吹付け材
レベル2	アスベスト含有保温材、断熱材、耐火被覆材
レベル3	その他（成形板など）

（出典：国土交通省ホームページ「アスベスト対策 Q&A」）

県警察本部では過去、レベル1のアスベスト含有建材について対策済みであるが、レベル2のアスベスト含有建材は外見からは含まれているか分からないため未対応だった。こうした状況の中、施設老朽化により警察署や警察職員公舎を解体することになり、検出されてきたものである。

なお、県職員公舎（警察職員公舎を除く）については、総務省からアスベスト使用状況及び除去状況調査（平成17年度調査：吹付アスベスト及びアスベスト含有吹付ロックウール（レベル1）、平成29年度調査：石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材等（レベル2））の要請を受け、県が調査を行った結果、全ての県職員公舎（警察職員公舎を除く）にアスベスト含有がないことを確認済みである。

県警察本部が、直近3年間にアスベスト含有調査を実施した警察施設及び警察職員公舎と調査結果は次のとおりである。

調査年度	施設名	調査結果
R1	元鶴岡警察署藤島駐在所	—
	元鶴岡警察署東栄駐在所	—
	元新庄警察署古口駐在所	—
	元天童警察署高掬駐在所	アスベスト含有有り、今後解体予定、または解体済

調査年度	施設名	調査結果
	元寒河江警察署大谷駐在所	アスベスト含有有り、今後解体予定、または解体済
	南陽警察署亀岡駐在所	—
R 2	元尾花沢警察署常盤駐在所	—
	新庄警察署大堀駐在所	—
	元酒田警察署緑ヶ丘駐在所	—
	元酒田警察署黒森駐在所	アスベスト含有有り、今後解体予定、または解体済
	元米沢警察署分庁舎	アスベスト含有有り、今後解体予定、または解体済
	山形警察署中山駐在所	アスベスト含有有り、今後解体予定、または解体済
	パラシオもがみ	アスベスト含有有り、解体せず、今後も残す予定の建物
	元尾花沢警第2号職員アパート	アスベスト含有有り、今後解体予定、または解体済
	元鶴岡警第4号職員アパート	—
	元鶴岡警第5号職員アパート	—
	元米沢警第6号職員アパート	—
R 3	天童警察署干布駐在所	—
	天童警察署荒谷駐在所	—
	村山警察署大富駐在所	—
	酒田警察署遊佐交番	—
	鶴岡警察署西郷駐在所	—
	鶴岡警察署上郷駐在所	—
	鶴岡警察署湯野浜駐在所	—
	山形警第5号職員アパート	—
	元山形警第10号職員アパート	—
	山形警第25号職員アパート	—
	上山警第3号職員アパート	—
	元村山警第3号職員アパート	—
	庄内警第3号職員アパート	アスベスト含有有り、解体せず、今後も残す予定の建物
	庄内警第4号職員アパート	アスベスト含有有り、解体せず、今後も残す予定の建物

全ての警察施設が調査されたわけではないが調査対象のうち約30%がアスベスト含有建材を使用しているという結果であった。この他、令和4年度に解体予定の旧新庄警察署も、調査の結果、外壁や配管エルゴにアスベストが検出され、除去費用が発生する見込みである。

また、改正大気汚染防止法が令和3年4月から施行され、従来、規制対象となっていなかったレベル3の建材まで作業基準等の対象となるため、アスベスト除去工事の

対象はさらに増加する可能性がある。

アスベスト除去工事は、解体の時だけでなく改造・補修の際にも必要となるため、長寿命化対策工事を行う場合も除去作業が必要となり費用が増大する可能性が高いが、当計画の対策費用に、アスベスト除去費用は織り込まれていない。

県の警察施設の建築年度は昭和 50 年代に集中しており、目標使用年数である築 65 年を迎える年度も集中してしまうため、財政負担の平準化を図り、建替え工事の前倒しや先送りを検討する必要があると考える。県は、財政上の制約と建替えに伴う工事費用を適切に把握し、投資判断を誤らないようにするために、計画的にアスベスト除去工事の対象を特定する調査を実施するとともに、除去費用を長寿命化計画の対策費用の見積もりに織り込む必要がある。【意見】



## 7 山形県県営住宅長寿命化計画

### (1) 長寿命化計画の概要

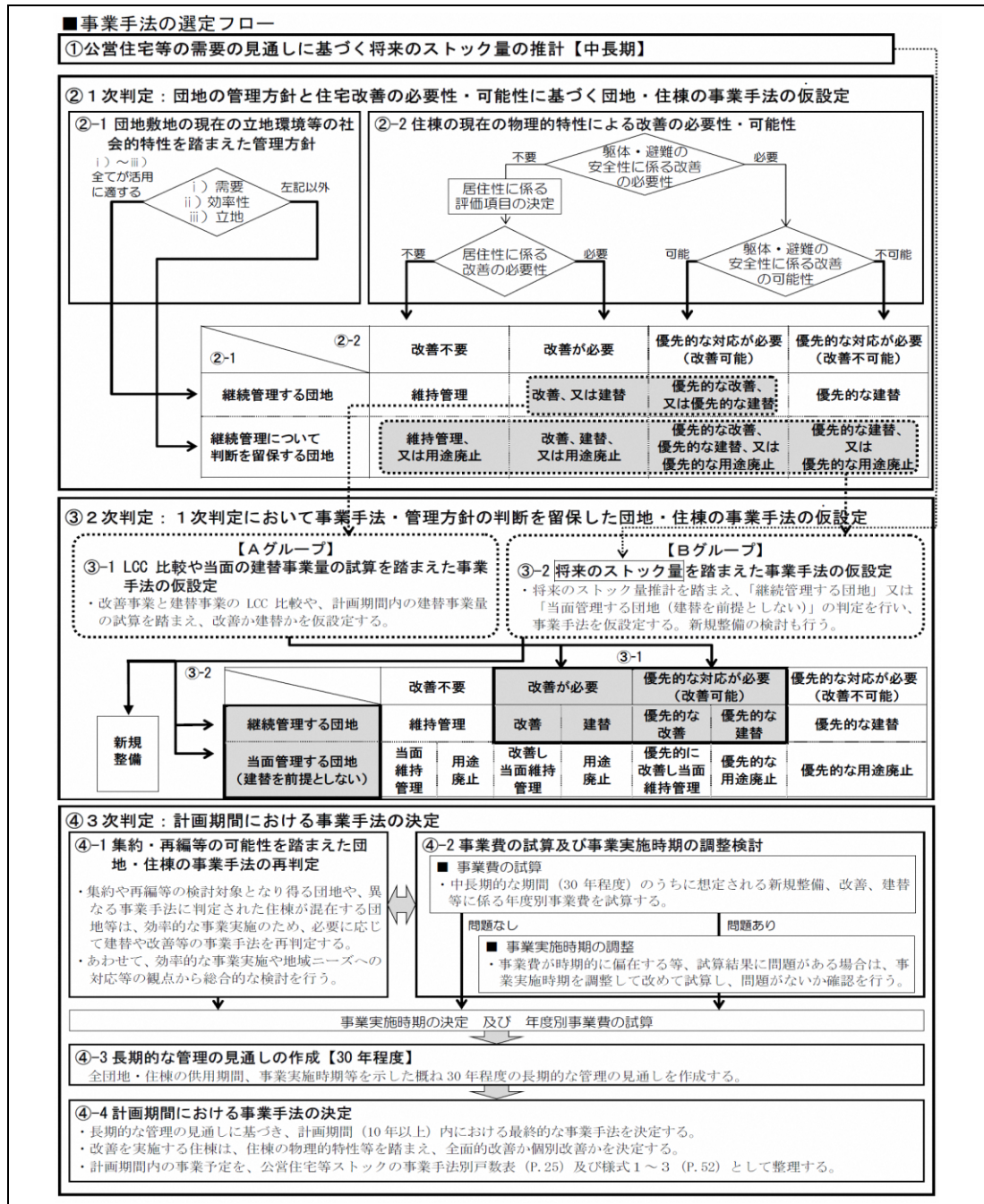
#### ① 計画の内容

策定の経過	平成 22 年 11 月 県営住宅長寿命化計画（以下、「前計画」という。）策定 平成 29 年 4 月 前計画改定 令和 2 年 3 月 山形県県営住宅長寿命化計画策定														
計画期間	令和 3 年度から令和 12 年度（目標年度）までの 10 年間 （概ね 5 年毎に見直しを行う。）														
計画対象	県営住宅 76 団地 3,275 戸（平成 30 年度末現在）														
目標管理戸数の設定	<p>令和 12 年度（目標年度）及び令和 42 年度（約 30 年後）の「著しい困窮年収未満世帯数」と「対応可能住宅ストック数」を比較し、想定余剰戸数を次のとおり算出した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>著しい困窮年収未満世帯数</th> <th>対応可能住宅ストック数</th> <th>想定余剰戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 12 年度</td> <td>25,640 戸</td> <td>25,991 戸</td> <td>351 戸</td> </tr> <tr> <td>令和 42 年度</td> <td>20,118 戸</td> <td>20,586 戸</td> <td>468 戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記算出結果を踏まえて、目標年度における「県営住宅の目標管理戸数：3,243 戸」と設定している。</p>				著しい困窮年収未満世帯数	対応可能住宅ストック数	想定余剰戸数	令和 12 年度	25,640 戸	25,991 戸	351 戸	令和 42 年度	20,118 戸	20,586 戸	468 戸
	著しい困窮年収未満世帯数	対応可能住宅ストック数	想定余剰戸数												
令和 12 年度	25,640 戸	25,991 戸	351 戸												
令和 42 年度	20,118 戸	20,586 戸	468 戸												
長寿命化に関する基本方針	<p>(イ) 需要に応じた管理戸数の供給 残りの耐用年数を勘案した上で供給戸数の削減に取り組む</p> <p>(ロ) 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減 点検の充実に加え、対症療法型から予防保全的な維持管理等に努める ライフサイクルコストの縮減・入居率の向上により財政負担軽減を図る</p> <p>(ハ) データ管理に基づく計画的かつ効率的な維持管理の推進 維持管理データを整備し、定期点検に加え日常点検を実施する</p> <p>(ニ) 県と市町村の連携 県から市町村への事業主体変更を検討する 市町村のまちづくり等の施策との連携等に配慮する 市町村へ県営住宅の方針を示すとともに、適切な助言を行う</p> <p>(ホ) 住宅セーフティネットの活用 住宅確保要配慮者がスムーズに住宅確保できる施策を検討する 賃貸住宅や空き家を有効活用する</p>														
対策の分類	<p>国土交通省「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）」（平成 28 年 8 月）の「事業手法の選定フロー」に即して、住棟ごとに次の事業手法を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理…経常修繕を実施し長期活用を図る</li> <li>・改善…性能水準を向上させ入居率の向上を図る</li> <li>・当面維持管理…現状維持。必要に応じて用途廃止、移管も検討。</li> <li>・用途廃止…対象は需要が低く政策空き家がある住棟。処分まで修繕実施。</li> <li>・移管…対象は町との合築の住棟。完了まで修繕実施。</li> </ul>														

② 住棟別事業手法の選定フロー

県営住宅は、山形県県有財産総合管理推進本部事務局による「施設アセスメント実施要領」の対象外である。

これに代わり、次の「事業手法の選定フロー」のとおり、社会的特性、物理的特性、今後の管理コストや将来のストック量を踏まえ、市町村のニーズ、集約・再編の可能性等を検討し、住棟ごとに事業手法を選定している。



(出典：国土交通省「公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)」)

《判定項目「社会的特性」「物理的特性」の詳細》

社会的特性	(1) 需要	①入居状況 ②応募状況 ③該当小学校区の空き家状況 ④該当小学校区に応募状況 ⑤政策空き家
	(2) 効率性	①用途地域 ②敷地形状
	(3) 立地	①災害危険区域 ②小学校までの距離 ③中学校までの距離 ④病院までの距離 ⑤福祉施設までの距離
物理的特性による 改善の必要性・可能性	(1) 安全性	①躯体の安全性 ②避難の安全性
	(2) 居住性	①住戸面積 ②設備（給湯器） ③高齢者対応 ④断熱性能
	(3) 安全性に係る 改善可能性	①残存年数 ②個別改善の可能性 ③全面的改善の可能性

③ 計画対象施設と選定された事業手法

団地 番号	団地名	所在地	住棟 の数	管理 戸数 (戸)	構造	建築年度	共同施設の設置状況					決定した事業手法
							児童 遊園	集会 所	広場 緑地	通路	駐車 場	
1	鈴川第2	山形市	5	120	中耐	昭和46年	○	○	○	○	○	改善（給湯設備）
2	五十鈴	山形市	3	110	中耐	昭和50年	○	○	○	○	○	当面維持管理
3	南山形	山形市	4	42	中耐	平成3年	○	○	○	○	○	維持管理
		山形市	1	24	中耐	昭和45年						改善（全面住戸改善）
4	馬見ヶ崎	山形市	2	60	中耐	昭和53年	○	○	○	○	○	当面維持管理
5	桧町	山形市	2	80	中耐	昭和57年	○	○	○	○	○	当面維持管理
6	宮町	山形市	4	86	中耐	昭和59年	○	○	○	○	○	改善（外壁・給湯設備）
7	深町	山形市	4	100	中耐	昭和62年	○	○	○	○	○	改善（外壁・給湯設備）
8	きたまち	山形市	3	60	中耐	平成4年	○	○	○	○	○	維持管理
9	あたご	山形市	1	62	高層	平成6年	○	○	○	-	○	改善（屋根）
10	東山	山形市	1	16	中耐	平成13年	-	○	○	○	○	維持管理
11	十日町	山形市	1	30	高層	平成17年	-	-	○	○	○	維持管理
12	飯塚	山形市	4	32	木造	平成24年	-	-	-	○	○	維持管理
13	土屋倉	上山市	3	56	中耐	昭和42年	○	-	○	○	○	当面維持管理
14	金生	上山市	1	24	中耐	昭和49年	-	-	○	○	○	改善（給湯設備）
15	鷲ヶ袋	上山市	1	24	中耐	昭和51年	-	-	○	○	○	改善（給湯設備）
		上山市	1	16	中耐	昭和52年						当面維持管理
16	長清水	上山市	9	54	準中耐	平成6年	○	○	○	○	○	当面維持管理
17	日光	天童市	5	31	中耐	平成5年	-	-	○	○	○	維持管理
18	長岡	天童市	4	34	中耐	平成9年	-	-	○	○	○	維持管理
19	交り江	天童市	2	24	中耐	昭和54年	○	-	○	○	○	当面維持管理
20	天童駅西	天童市	3	64	中耐	昭和59年	○	○	○	○	○	改善（外壁・給湯設備）
21	天童駅南	天童市	2	54	中耐	平成3年	○	○	○	○	○	維持管理
22	天童南部	天童市	5	72	中耐	平成9年	○	○	○	○	○	維持管理

団地 番号	団地名	所在地	住棟 の数	管理 戸数 (戸)	構造	建築年度	共同施設の設置状況					決定した事業手法
							児童 遊園	集会 所	広場 緑地	通路	駐車 場	
23	芦沢	山辺町	1	6	筋2	昭和50年	-	-	-	○	-	用途廃止
24	近江	山辺町	1	24	中耐	昭和62年	○	-	○	○	○	当面維持管理
		山辺町	2	10	中耐	昭和63年						改善(外壁・給湯設備)
25	中原	中山町	2	48	中耐	平成7年	○	-	○	○	○	改善(外壁)
26	長崎	中山町	1	16	中耐	昭和56年	○	-	○	○	○	改善(給湯設備)
27	南寒河江	寒河江市	1	16	中耐	昭和60年	-	-	○	○	○	改善(外壁・給湯設備)
			1	16	中耐	昭和61年						当面維持管理
28	塩水	寒河江市	6	36	中耐	平成10年	○	-	○	○	○	維持管理
29	谷地	河北町	1	24	中耐	昭和56年	○	○	○	○	○	改善(給湯設備)
			1	12	中耐	平成6年						維持管理
30	左沢	大江町	1	24	中耐	昭和54年	○	-	○	○	○	改善(給湯設備)
31	楯岡	村山市	1	24	中耐	昭和51年	-	-	○	○	○	当面維持管理
32	楯岡中町	村山市	1	12	中耐	平成7年	-	-	○	○	○	改善(給湯設備)
33	東根中央	東根市	3	56	中耐	昭和62年	○	○	○	○	○	改善(外壁・給湯設備)
34	尾花沢	尾花沢市	1	16	中耐	平成2年	-	-	○	○	○	改善(給湯設備)
35	大石田	大石田町	1	16	中耐	昭和56年	○	-	○	○	○	当面維持管理
36	あけぼの	大石田町	1	8	中耐	平成4年	-	-	○	○	○	移管
37	三吉町	新庄市	3	72	中耐	昭和50年	○	○	○	○	○	改善(住戸内改善・給湯設備)
38	若葉東	新庄市	3	64	中耐	昭和56年	○	○	○	○	○	改善(給湯設備)
39	太田町	米沢市	2	24	中耐	平成7年	-	○	○	○	○	当面維持管理
		米沢市	2	36	中耐	平成7年						改善(外壁)
40	春日	米沢市	2	40	中耐	昭和57年	○	-	○	○	○	維持管理
		米沢市	1	16	中耐	昭和58年						改善(外壁)
41	中田第一	米沢市	6	96	中耐	平成5年	○	○	○	○	○	維持管理
42	中田第二	米沢市	2	48	中耐	昭和51年	-	-	○	○	○	当面維持管理
43	玉の木	米沢市	1	24	中耐	昭和54年	○	-	○	○	○	当面維持管理
44	成島	米沢市	2	30	中耐	昭和56年	○	-	○	○	○	改善(給湯設備)
45	米沢中央	米沢市	1	16	中耐	昭和63年	○	○	○	○	○	維持管理
			2	16	中耐	昭和63年						改善(給湯設備)
46	相生	米沢市	3	72	中耐	平成5年	○	○	○	○	○	維持管理
47	城北	米沢市	2	16	中耐	平成21年	-	-	○	○	○	維持管理
48	関口	南陽市	3	44	中耐	平成14年	-	-	○	○	○	維持管理
49	桜木	南陽市	2	32	中耐	昭和56年	-	-	○	○	○	改善(給湯設備)
50	糠野目	高島町	1	24	中耐	昭和51年	-	-	○	○	○	改善(給湯設備)
51	大町	高島町	1	16	中耐	昭和54年	-	-	○	○	○	当面維持管理
52	糠野目第二	高島町	1	24	中耐	昭和61年	○	-	○	○	○	改善(給湯設備)
53	館之北	川西町	1	18	中耐	平成4年	-	○	○	○	○	移管
54	小出	長井市	1	24	中耐	昭和52年	○	-	○	○	○	改善(給湯設備)
			2	24	中耐	昭和53年						当面維持管理
55	成田	長井市	1	16	中耐	昭和57年	○	-	○	○	○	当面維持管理
56	屋城町	長井市	4	12	木造	平成16年	-	-	-	○	○	維持管理
57	小国	小国町	1	24	中耐	昭和53年	○	-	○	○	○	改善(給湯設備)
			2	24	中耐	昭和56年						当面維持管理
58	白鷹	白鷹町	1	24	中耐	昭和54年	○	-	○	○	○	当面維持管理
59	宝前町	白鷹町	8	10	木造	平成元年	○	-	○	○	○	改善(床下修繕・給湯設備)
60	あらと	白鷹町	2	18	中耐	平成8年	-	-	○	○	○	改善(外壁)
61	飯豊	飯豊町	1	12	中耐	昭和56年	○	-	○	○	○	改善(給湯設備)
62	美原	鶴岡市	2	18	中耐	昭和44年	-	-	-	○	○	当面維持管理
63	東部	鶴岡市	2	30	中耐	昭和45年						維持管理
		鶴岡市	1	16	中耐	昭和52年	○	-	○	○	○	改善(外壁・給湯設備)
64	茅原	鶴岡市	2	32	中耐	昭和52年						当面維持管理
		鶴岡市	1	24	中耐	昭和56年	○	○	○	○	○	改善(外壁・給湯設備)
65	城南	鶴岡市	2	32	中耐	昭和57年						当面維持管理
			1	24	中耐	昭和63年	○	-	○	○	○	改善(屋根・外壁・給湯設備)
66	末広	鶴岡市	2	16	中耐	昭和63年						当面維持管理
		鶴岡市	2	42	中耐	平成6年	○	○	○	○	○	改善(屋根・外壁)
67	大西町	鶴岡市	1	18	中耐	平成6年						当面維持管理
		鶴岡市	6	16	木造	平成22年	-	○	-	○	○	維持管理
68	川南	酒田市	2	48	中耐	昭和49年	○	○	○	○	○	当面維持管理
		酒田市	3	72	中耐	昭和51年						維持管理
69	こがね	酒田市	2	48	中耐	昭和56年	○	○	○	○	○	改善(外壁・給湯設備)
		酒田市	1	16	中耐	昭和58年						当面維持管理
70	東泉	酒田市	2	40	中耐	昭和60年	-	○	○	○	○	改善(屋根・外壁・給湯設備)
		酒田市	1	24	中耐	昭和62年						当面維持管理
71	鳥海	酒田市	2	48	中耐	平成7年	-	○	○	○	○	維持管理
		酒田市	1	24	中耐	平成9年						当面維持管理
72	新橋	酒田市	1	16	中耐	平成12年	-	-	○	○	○	維持管理
73	北新町	酒田市	1	66	中耐	平成19年	○	-	○	○	○	維持管理
74	余目	庄内町	1	16	中耐	平成2年	○	-	○	○	○	改善(屋根・外壁・給湯設備)
75	狩川	庄内町	1	18	中耐	昭和56年	○	-	○	○	○	当面維持管理
76	遊佐	遊佐町	1	16	中耐	昭和54年	○	-	○	○	○	改善(給湯設備)

④ 計画期間内の改善事業費

(単位：百万円)

区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	計
改善事業費	296	87	113	205	177	174	249	108	107	218	1,738

⑤ 県営住宅に係るアスベスト対策の状況

県では、平成 29 年度にレベル 1（アスベスト含有吹付け材）に係る調査を行い、該当施設はなかった。

下地調整材などレベル 2 のアスベスト含有建材の有無については、壁に穴等を開ける必要があり入居者がいる中では実施できないため、対象施設の数是不明である。対象施設については、解体工事等を行う際にアスベスト除去工事を行うこととなり費用が増大することが見込まれる。

ただし、現時点では当面、県営住宅の解体は予定しておらず、外壁改修工事の際も、アスベストを含む仕上げ材等を金属サイディングで張り付けることにより封じ込めることを想定し修繕コストを縮減する計画となっている。

(2) 県営住宅の概要

① 県営住宅の利用状況

直近 10 年間の県営住宅全体での管理戸数、入居戸数及び入居者の属性等の推移は次のとおりである。

(単位：戸、%)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
団地数	77	77	78	77	77	76	76	76	76	76
管理戸数	3,239	3,247	3,263	3,279	3,279	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275
政策空き家	23	18	15	22	26	33	40	43	50	83
入居戸数	3,166	3,211	3,211	3,185	3,153	3,087	3,048	2,979	2,949	2,917
うち①	756	510	567	579	618	622	700	753	802	856
うち②	311	304	333	332	328	334	352	358	374	381
うち③	931	915	921	908	906	892	853	815	806	763
入居率	98.4	99.4	98.9	97.8	96.9	95.2	94.2	92.2	91.4	91.4
入居者数	8,651	8,709	8,498	8,264	8,188	7,810	7,270	7,090	6,777	6,479

(※)①高齢者世帯、②障害者世帯、③母子・父子世帯

入居率＝入居戸数÷（管理戸数－政策空き家）

(出典：県作成資料)

② 県全体の公営住宅の空き家状況

直近3年間の県内全市町村による公営住宅と県営住宅の空き家の状況は次のとおりである。  
(単位：戸、%)

	市町村営住宅			県営住宅			合計		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
管理戸数	6,941	6,912	6,880	3,275	3,275	3,275	10,216	10,187	10,155
政策空家	315	363	508	43	50	83	358	413	591
通常空家	597	728	932	246	275	271	843	1,003	1,203
空家率	9.0	11.1	14.6	7.6	8.5	8.5	8.6	10.3	12.6

(※)空家率＝通常空家÷(管理戸数－政策空家)

(3) 実施した手続及び結果

- ① 個別施設計画は「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）」で定める基本的な記載事項が記載されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 個別施設計画は基本方針と整合しているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (4) 「① 県営住宅長寿命化計画の県有財産総合管理推進本部会議での協議・承認の実施について」参照

- ③ 更新が個別施設計画に基づき適切に実行されているか、計画と実態と乖離していないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (4) 「② 給湯設備に係る改善事業費の修正を織り込んだ計画の見直しについて」参照  
(4) 「③ 住戸単位での改善事業実施に係る取組みの効果検証と庁内での情報共有について」参照

#### (4) 指摘事項及び意見

##### ① 県営住宅長寿命化計画の県有財産総合管理推進本部会議での協議・承認の実施について

当計画は、県が平成 22 年 11 月に策定した「県営住宅長寿命化計画」の後継として、令和 2 年 3 月に策定されているが、県有財産総合管理推進本部で協議・承認等の手続きを経していない。また、他の施設類型における施設アセスメントに相当する「住棟別事業手法の検討」についても、担当課内で判定、チェック及び承認を実施しており、県有財産総合管理推進本部で協議等は行われていない。

このことについて、県営住宅を所管する県土整備部の見解は次のとおりである。

基本方針の枠組み内にあるが、基本方針が策定される前から、県土整備部で県営住宅を始め道路、橋りょう等の長寿命化計画を策定し、評価体制を確立させていたこともあり、当計画の策定後に設置された推進本部での手続きはとっていない。

確かに、県有財産総合管理推進本部の設置は平成 25 年 5 月であり、前計画策定の段階では基本方針も策定されておらず、協議や承認の仕組みはなかった。

しかし、今回の計画策定の時期には推進本部が設置されており、他の施設類型に関する「施設アセスメント実施結果と利活用等の方向性」や各個別施設計画について、ワーキンググループ会議、幹事会、本部会議の中で協議・承認されている。

県の基本方針においても、次のとおり、県有財産総合管理推進本部を中心として、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら取り組むことで、全庁的な合意の下にファシリティマネジメントを推進していくことが記載されている。

「基本方針」IV推進体制等より抜粋

#### 1 推進体制

基本方針に基づく取組みを全庁的な合意の下に推進するため、山形県県有財産総合管理推進本部を中心として、PDCAサイクルを活用し、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら、継続的な取組みを行う。

これにより、他の部局が所管する施設も同じ県有財産として相互に理解し、将来的に厳しい財政状況下で取組みの優先順位を協議する場合に県として全体最適なマネジメントを行っていくことが出来るものとする。特に、県営住宅は、一般財産の中で他の施設類型に先行して取組みを実施しており情報・ノウハウが蓄積されていると考えられ、また、他の施設類型の長寿命化計画にはないライフサイクルコストの縮減効果算出による投資の適切性の検証プロセスが組み込まれている。これらの情報等を他の施設を所管する部局にも横断的に展開・共有することは、今後のファシリティマネジメントにとって意義が大きいと考える。

よって、県は、基本方針における推進体制の趣旨に鑑み、今後は、県営住宅の住棟

別事業手法の検討及び長寿命化計画について、県有財産総合管理推進本部で協議・承認等の手続きを経るべきである。【指摘事項】

② 給湯設備に係る改善事業費の修正を織り込んだ計画の見直しについて

当計画における改善事業費の計画金額は、改善事業別に次の単価に基づき算出されている。

改善事業の種類	事業費単価（1戸・回当たり）
全面住戸	8,679,000円
住戸内	600,000円
給湯設備	430,000円
床下	450,000円
屋根	930,000円
外壁	1,300,000円

（出典：「県営住宅長寿命化計画」表10-2）

令和3年度の計画額と予算要求額を比較した結果、給湯設備に係る改善事業について単価に乖離があった。予算要求では1戸・回当たり単価850,000円で計算した金額となっており、1戸・回当たり420,000円増加している。

給湯設備に係る改善事業は、給湯機器の設置（台所・浴室・洗面台への給湯（三点給湯））及び浴室改修により居住性向上を図るものであり、計画事業費の算出にあたっては当該改善内容とは別の工事の単価を抽出していたことにより、実際の予算要求時に単価が乖離したものである。

県では給湯設備に係る改善事業は全て同じ工事内容を予定しているため、これに係る計画事業費と実際に工事に要する金額は今後大きく変わってくる。仮に、現在の計画どおりに給湯設備の改善事業を実施した場合、（イ）1戸・回当たり単価430千円で計算した場合と、（ロ）1戸・回当たり単価850千円で計算した場合を比較すると、計画期間合計で約465百万円、現計画より増加することとなる。

《給湯設備に係る改善事業費試算》

（単位：戸、千円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
改善戸数	104	120	112	108	110	110	110	114	112	108	1,108
（イ）	44,720	51,600	48,160	46,440	47,300	47,300	47,300	49,020	48,160	46,440	476,440
（ロ）	88,400	102,000	95,200	91,800	93,500	93,500	93,500	96,900	95,200	91,800	941,800
（ロ）-（イ）	43,680	50,400	47,040	45,360	46,200	46,200	46,200	47,880	47,040	45,360	465,360

県は、事業手法の決定や工事対象住戸に係る優先順位の判断をより正確な情報に基づき実施するためには、概ね5年ごとに予定している計画見直しの際に、当該給湯設備に係る改善事業費を修正する必要がある。【指摘事項】



③ 住戸単位での改善事業実施に係る取組みの効果検証と庁内での情報共有について

県では、現在、改善事業を住棟単位で行っている。この場合、対象住棟に入居者がいる場合は転居するまで工事を実施できないため、転居するごとに各住戸を募集停止していき、残った入居者から一時的な転居の同意を得て、転居先の必要戸数を確保した段階で、はじめて工事を開始できることになる。

このため、令和3年度に工事着工した県営住宅のうち、南山形アパートは募集停止から10年、三吉町アパートは募集停止から6年経過して工事を開始している。この間、住宅等使用料収入は入らないにもかかわらず、対象住棟に入居者がいる限り、保守点検（給水施設清掃、浄化槽水質検査、消防設備点検、建築物定期点検等）が必要であるため維持管理コストを固定的に支出している。また、募集停止した住戸は使用しないため、老朽化が進むことになる。

県営住宅の多くが、耐用年数の半分（鉄筋コンクリート造：35年＝70年×1/2年）を経過し、一斉に改善事業の実施時期を迎えているが、多くの施設で必要な事業を実施できない場合、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」という公営住宅の設置目的を果たせなくなるおそれがある。

こうした状況を踏まえて、県では、計画に基づき策定したアクションプランの中で、住棟単位から住戸単位で改善事業を実施する方法に転換することを検討している。

1件当たりの工事規模が縮小するため工事単価が増加することが考えられるが、これまで募集停止していた住戸を早期に改善・募集再開し、入居率向上と歳入確保により回収できる可能性もある。一方で、これまで住棟ごとに管理していた修繕履歴等の維持管理データベースを住戸ごとに細分化することが必要となり、管理の作業負荷が重くなるものと考えられる。

県は、住戸単位での改善事業実施に係る取組みの推進にあたり、メリットとデメリットの把握と収支・管理面での効果検証を継続的に行い、好事例と認められる場合、公舎など他の施設類型でも同様の展開ができるように県有財産総合管理推進本部等で情報共有することが有用であると考えられる。【意見】

### 第3 未利用財産の利活用・売却と普通財産

#### 1 未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス

##### (1) 県の取組み状況

###### ① 未利用財産の定義

未利用財産について、県では「利活用の見込みのない県有地」と定義づけている。

###### ② 未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス

次のプロセスにより全庁的に検討し、地元市町村等における公益的活用や地域振興等を目的とした活用に配慮して優先的に処分することとしている。

意思決定プロセス	財産分類
(イ) 財産の管理を所管する部局内での利活用の検討	行政財産
(ロ) 全庁的な利活用の検討	行政財産
(ハ) 市町村等への情報提供、公共的団体等による利活用の確認	普通財産
(ニ) 利活用がない場合、民間等への売却貸付け	普通財産

###### ③ 未利用財産の状況を把握するための調査の実施方法

県有財産総合管理推進本部事務局として管財課が、年1回、決算確定後の7月頃に「行政財産の用途廃止予定及び普通財産の利用計画等」について各部局に照会している。総合支庁は、当該照会に基づき管内市町村に取得や利活用の意向を確認している。

###### ④ 利活用計画の決定

上記③の調査結果が県有財産総合管理推進本部幹事会で検討された上で、本部会議に「普通財産の利活用計画」が提案され承認を受けている。

##### (2) 実施した手続及び結果

###### ① 未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセスが有効かつ効率的に機能しているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 山形県県有財産有効活用検討会議機能の県有財産総合管理推進本部への集約の検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 山形県県有財産有効活用検討会議機能の県有財産総合管理推進本部への集約の検討について

県有財産総合管理推進本部が毎年作成している「普通財産の利活用計画」における普通財産一覧表の中には「山形県県有財産有効活用検討会議対象財産」とコメントが付されている財産がある。

「山形県県有財産有効活用検討会議」は平成 24 年 2 月に設置された会議で、設置要綱等によれば、会議の目的・検討事項は次のとおりである。

目的	今後の利用目的が確定していない県が所有する土地等のうち面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上、若しくは都市計画上重要度が高いなど特別な検討を要するもの（以下「未活用土地等」という。）について、活用のあり方等を幅広い観点から検討すること。
検討事項	未活用土地等を公的目的に活用する可能性及びその方策について検討を行う。

開催状況については、当会議は、検討すべき事案が発生した場合に必要なに応じて開催されるもので、直近では平成 29 年 1 月 10 日を最後に、以降開催されていない。

各会議体での役割は、次の表のとおりであり、副座長以下の全員が県有財産総合管理推進本部幹事会メンバーを兼ねている。

役職	各会議体での役割	
	県有財産総合管理 推進本部幹事会	山形県県有財産 有効活用検討会議
総務部次長	幹事長	-
みらい企画創造部次長	-	座長
総務部管財課長	副幹事長	副座長
総務部行政改革課長	副幹事長	-
総務部財政課長	幹事	委員
みらい企画創造部企画調整課長	幹事	副座長
防災くらし安心部防災危機管理課長	幹事	委員
環境エネルギー部環境企画課長	幹事	委員
しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課長	幹事	委員
健康福祉部健康福祉企画課長	幹事	委員
産業労働部商工産業政策課長	幹事	委員
観光文化スポーツ部観光復活戦略課長	幹事	委員
農林水産部農政企画課長	幹事	委員
県土整備部管理課長	幹事	委員
県土整備部建築住宅課営繕室長	幹事	-
会計局会計課長	幹事	-
村山総合支庁総務企画部総務課長	幹事	委員

役職	各会議体での役割	
	県有財産総合管理 推進本部幹事会	山形県県有財産 有効活用検討会議
最上総合支庁総務企画部総務課長	幹事	委員
置賜総合支庁総務企画部総務課長	幹事	委員
庄内総合支庁総務企画部総務課長	幹事	委員
東京事務所副所長	幹事	-
企業局総務企画課長	幹事	委員
病院事業局県立病院課長	幹事	委員
教育庁教育政策課長	幹事	委員
警察本部警務部施設装備課長	幹事	-

また、「普通財産の利活用計画」の普通財産一覧表では、普通財産を次のとおり利用と未利用を区分し、未利用区分のうち、「一般保有」については、検討中の状況や将来の利用予定を含めて毎年進捗状況が報告されており、かつ、市町村に対して毎年当該リストを送付し、利用に関する意向も確認している。

大区分	小区分	区分内容
1. 利用関係	(1)利用確定	利用計画が決定している財産
	(2)利用予定	今後、利用が見込まれる財産
	(3)貸付	貸付している財産
2. 未利用関係	(1)一般保有	具体的利用計画はないが、今後の利用を見込んで保有する財産
	(2)処分	売却処分を行う財産（処分予定を含む。）
	(3)廃川廃道	廃川廃道
	(4)その他	利用及び処分が見込めない財産（無道路、道路敷、河川敷、現地確認不能等）

以上より、「山形県県有財産有効活用検討会議」が直近5年間開催されていないのに対して、当該会議構成員と同じメンバーが毎年県有財産総合管理推進本部幹事会メンバーとして「普通財産の利活用計画」を協議している状況を踏まえると、「山形県県有財産有効活用検討会議」の設置継続の意義について疑義を感じる。県は、未利用財産の利活用について効率的に意思決定する観点から、山形県県有財産有効活用検討会議の機能を県有財産総合管理推進本部へ集約することを検討されたい。【意見】

## 2 未利用財産・普通財産の売却

### (1) 県の取組み状況

#### ① 普通財産売払いの方法

普通財産のうち土地及び建物については、普通財産売払事務取扱要領で次の手順により売払いを行うことが定められている。

方法	例外的に当該売払い方法が認められる場合又は対象
一般競争入札（原則）	－
随意契約	以下の、性質又は目的が競争入札に適さない場合 (イ) 国及び他の地方公共団体において、公用又は公共の用に供するとき (ロ) その他公共団体がその事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき (ハ) 公共団体が公益の事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき (ニ) 公共事業の用に供するために取得される土地の所有者が、その代替用地を必要とするとき (ホ) 特別の縁故者があるとき (ヘ) 一般競争入札に付し入札がないとき又は、再度の入札でも落札がないとき。 (ト) その他、特に知事が必要と認めた場合。
価格公示による公募抽選方式による売払い	普通財産のうち一般住宅規模程度の小規模な土地及び建物 （目的：一般県民への優良住宅地等の提供を図るため）
媒介による売払い	一般競争入札及び価格公示による売払いで売買契約に至らなかった土地・建物
先着順による売払い	一般競争入札に付し入札者がいない又は、再度の入札でも落札者がなく、随意契約による場合

#### ② 令和2年度の普通財産売払いの状況

売払い方法	件数	落札/売却価格	入札実施件数
一般競争入札	3	110,865 千円	9
随意契約	11	47,427 千円	
うち先着順	2	17,060 千円	
計	14	158,292 千円	

③ 県の課題と改善のための取組み

課題	当報告書第2章第2.4(3)に記載した直近10年間の売却処分実績のとおり積極的に売払いを進めた結果、立地条件が悪い物件（不整形地、接道部分が狭隘、町村部の郊外に立地等）が多く売れ残り、未利用地の処分が進みにくい状況にある。
改善策	(イ)物件の規模に応じた広報の充実
	(ロ)入札参加者を増やすため、不動産関係団体への個別営業等を実施
	(ハ)県ホームページでの売却予定未利用財産に係る情報提供の充実（※）

（※）県では、ホームページで売却予定未利用財産について、所在地、土地面積（建物と一体で売払いの場合は建物面積）、都市計画区域又は用途地域、境界確定の有無を掲載している。なお、令和3年7月1日現在掲載されている未利用土地は44件である。

(2) 実施した手続及び結果

① 令和2年度の普通財産売払いについて、一般競争入札、予定価格公示による売払い、先着順による売払いは規則に従い適切に執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

② 平成12年度山形県包括外部監査（テーマ「普通財産の管理について」）、平成20年度山形県包括外部監査（テーマ「県有財産の有効活用」）の中で、処分困難物件への対応について監査結果が報告されている。その際の、監査結果及び県の措置に係る回答は、次の表のとおりであるが、措置の有効性の確認という観点で、所管課に対する質問及び関連資料の閲覧を行った。

過年度山形県包括外部監査の監査結果		県の措置内容
H12	指摘 ○普通財産（土地、建物）利活用計画の処分する物件について 処分予定の物件の多くは、処分阻害要因があり、通常の物件で処分することは難しいと判断され、処分阻害要因の類型別にそれぞれ対応が必要であると思料される。	それぞれの物件における処分阻害要因に対応しつつ、売払いを促進しております。 (処分済み物件名省略)
H20	意見 ○平成12年度包括外部監査の措置状況検証 普通財産利活用計画の処分物件について、県は平成12年度包括外部監査で指摘された31物	平成21年度に2物件処分済みであり、他の物件についても、今後とも売払いに向けて努力

過年度山形県包括外部監査の監査結果		県の措置内容
	<p>件中 23 物件が未処分となっており、措置状況において「阻害要因に対応しつつ、売払いを促進する」旨の公表内容としては十分なものといえない。県は、これら処分物件に係る問題解決に柔軟に対応する必要があると考える。また、民間であれば考える売却手法を積極的に取り入れるべきである。</p>	<p>していく。 また、ヤフー公有財産売却システムについては、平成 21 年度に導入した。 さらに、一般競争入札において、入札回数に応じて鑑定評価額の 7 割まで評価額を設定し処分ができるようにした。</p>

(結果)

- (3) 「① 予定価格から将来の維持管理コストを控除するなどの方策の検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 予定価格から将来の維持管理コストを控除するなどの方策の検討について

県が、普通財産の売払いについて、一般競争入札の入札回数に応じて鑑定評価額の 7 割まで評価額を設定する基準を設けた平成 21 年度から令和 2 年度までに、同一物件で複数回入札を実施し、その結果落札された物件の件数は、年度別に次のとおりである。

(単位：件)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
2	1	4	3	3	0	1	2	1	3	0	3	23

この 12 年間での合計落札額は 216 百万円に及び、また、平成 23 年度から令和 2 年度までの直近 10 年間の合計である 20 件は、同期間の普通財産売却件数の合計 126 件の 15.8% を占める割合であり、措置で設定した当該基準は有効であったものと考えられる。

しかし、当該措置を実施しても処分が困難な物件がまだ多数存在している。

次の表は、県がホームページで公表している「売却予定未利用財産」(令和 3 年 7 月時点)と過去の入札回数、令和 2 年度に発生した行政コスト等の一覧であるが、このうち 19 件は、過去に入札を実施したことがない物件である。

担当部局が入札準備及び執行事務に要する時間的制約や、入札のためには不動産鑑定士の鑑定評価を入手する必要があると、その委託手数料等の予算的な制約を考慮すると、入札の実行可能件数は年間 10 件程度である。そのため、落札可能性が高い県民からの照会や引合いがある物件を優先して入札にかけることとなり、土地の形状等から条件が悪い物件や引合いのない物件は入札にかけられず、年々、増加している状況である。

(単位：㎡、回、円)

No	財産の名称	所在地	土地面積	用途 廃止日	入札 回数	令和2年度行政コスト	
						除草・警備 ・除雪等支出	職員による巡回、 除草等の実施状況
1	元県営住宅鈴川団地	山形市	1,899.66	H19.1	2	0	年15回
2	元天童警察署山口駐在所	天童市	305.64	H27.3	1	0	年15回
3	元天童南部交番	天童市	384.94	H31.3	0	0	巡回年4回程度
4	元高掬駐在所	天童市	355.14	H31.3	1	0	-
5	元寒河江警察署日和田警察官駐在所	寒河江市	235.21	H20.3	0	0	-
6	元園芸試験場村山ほ場	村山市	7,284.42	H16.3	2	2,000	巡回月1回、除草年1回
7	元村山警察署西郷警察官駐在所	村山市	373.8	H18.3	4	2,000	巡回月1回、除草年4回
8	元尾花沢警察署宮沢警察官駐在所	尾花沢市	323.22	H10.3	3	2,000	巡回年5回、除草年3回
9	元常盤駐在所	尾花沢市	392.56	R2.3	1	0	-
10	元小野川駐在所	米沢市	207.94	H29.3	2	0	除草・巡回(年5回、1人日)
10	元肘折駐在所	最上郡 大蔵村	387.59	H30.3	0	0	-
11	元米沢建設事務所	南陽市	2,104.15	H9.3	2	0	除草・巡回(年5回、1人日)
12	元南陽警第1号職員アパート	南陽市	1,270.84	H18.12	1	0	-
13	元県立南陽高等学校(セミナーハウス)	南陽市	1,505.13	H14.4	2	0	除草・巡回(年5回、1人日)
14	元中川駐在所	南陽市	403.25	H28.3	1	0	-
15	元南陽警察署竹森警察官駐在所	東置賜郡 高島町	246.66	H7.3	4	0	除草・巡回(年5回、1人日)
16	元南陽警察署二井宿警察官駐在所	東置賜郡 高島町	204.98	H6.3	0	48,400	除草・巡回(年5回、1人日)
17	元亀岡駐在所	東置賜郡 高島町	335.64	R2.3	1	0	巡回(年2回、1人日)
18	元長井警第2号職員アパート	長井市	1,174.06	H8.3	0	0	除草・巡回(年2回、1人日)
19	元県営住宅下川原団地	長井市	1,091.90	H17.7	0	0	除草・巡回(年2回、1人日)
20	元長井第3号職員アパート	長井市	815.21	H18.3	5	0	除草・巡回(年2回、1人日)
21	元長井警第4号公舎	長井市	167.48	H8.3	3	0	除草・巡回(年2回、1人日)
22	元県営住宅西団地	西置賜郡 小国町	2,451.89	H12.3	0	46,860	巡回(年1回、2人日)
23	元温海警察署鼠ヶ関検問所	鶴岡市	679.34	H18.3	3	0	巡回(年2回、0.25人日)
24	元荒沢ダム管理課(鶴岡市羽黒町赤川)	鶴岡市	76.34	H20.2	0	0	-
25	元荒沢ダム管理課(鶴岡市文下)	鶴岡市	68.44	H20.2	0	0	-
26	元荒沢ダム管理課(鶴岡市宝田)	鶴岡市	61.18	H20.2	0	0	-
27	元荒沢ダム管理課(鶴岡市東荒屋)	鶴岡市	57.14	H20.2	0	0	-
28	元荒沢ダム管理課(鶴岡市勝福寺)	鶴岡市	57.02	H20.2	0	0	-
29	元荒沢ダム管理課(鶴岡市湯野沢)	鶴岡市	53.85	H20.2	0	0	-
30	元荒沢ダム管理課(鶴岡市道形字大道東)	鶴岡市	40.64	H20.2	0	0	-
31	元鶴岡警温海第2号職員アパート	鶴岡市	746.76	H29.1	2	0	巡回(年2回、0.25人日)
32	元鶴岡警温海第3号職員アパート	鶴岡市	862.82	H29.1	2	0	巡回(年2回、0.25人日)
33	元酒田警第1号職員アパート	酒田市	1,094.59	H10.3	0	12,716	巡回(年2回、0.25人日)
34	元山形県立酒田光陵高等学校(駐輪場) (旧県営住宅住吉団地)	酒田市	1,895.55	H27.3	0	0	巡回(年2回、0.25人日)
35	元酒田署広野警察官駐在所	酒田市	313.31	H10.3	0	12,716	巡回(年2回、0.25人日)
36	元酒田警察署上郷警察官駐在所	酒田市	287.97	H21.3	2	3,784	巡回(年2回、0.25人日)
37	元酒田警察署北俣警察官駐在所	酒田市	222.71	H21.3	1	3,784	巡回(年2回、0.25人日)
38	元浜中駐在所	酒田市	216.59	H27.3	1	0	-
39	元荒沢ダム管理課(三川町成田新田)	東田川郡 三川町	60.84	H20.2	0	0	-
40	元荒沢ダム管理課(三川町猪子)	東田川郡 三川町	59.89	H20.2	0	0	-
41	元庄内警察署十六合警察官駐在所	東田川郡 庄内町	336.93	H20.3	1	8,525	巡回(年2回、0.25人日)
42	元酒田警察署西浜警察官駐在所兼 (吹浦検問所)	飽海郡 遊佐町	1,016.79	H23.3	1	0	巡回(年2回、0.25人日)

ただ、一方で入札を実施している物件で落札されていない物件が23件あり、これらは引合いがあり、鑑定評価を入手した物件ということになる。落札されない理由は物件によって異なると思われるが、前述のとおり、予定価格を鑑定評価額の7割まで下げてもなお落札されない場合には、その維持管理に要している行政コスト等の発生



状況を考慮した引下げなども追加的に検討する必要があると考える。

具体的には、例えば、行政財産ではないため未利用土地の維持管理予算がつかず、1年のうち数日間、県職員が無断・不正侵入防止のための巡回作業や近隣衛生のため除草作業を行っている場合がある。当該作業は、落札されなければ今後半永久的に行わなければならないため、将来10年分の人件費相当額を予定価格からさらに控除することで、落札の可能性を上げ、県の維持管理の手間を減らすことは合理的と考える。

(例)

《前提》

- ・鑑定評価額：10,000,000円
- ・前回の予定価格：7,000,000円（複数回入札実施済み）
- ・県職員が年間5人日、巡回及び除草作業を行っている。

《次回の予定価格案》

令和3年度当初予算に係る給与費明細書⇒行政職の平均給与月額：418,262円

1日当たり人件費：418,262円÷22日（1月の就業日数）≒19,000円/日

1年間の巡回及び除草作業に係る人件費＝19,000円×5人日＝95,000円/年

将来10年分の巡回及び除草作業に要する行政コスト

＝95,000円/年×10年＝950,000円

→次回の予定価格＝7,000,000円－950,000円＝6,050,000円とする。

以上より、前回の措置による評価額の3割減は有効に機能しているが、それでも落札されない物件については、維持管理に要している行政コストを把握し、将来の一定年数分の行政コストを見積もって控除することなど、より早期に売却予定未利用財産を売却するための工夫について検討されたい。【意見】

### 3 普通財産の貸付け

#### (1) 県の取組み状況

##### ① 普通財産貸付けの方法等

県の普通財産の貸付けの方法、貸付料の額、無償又は減額貸付については、普通財産貸付事務取扱要領で定められている。

##### 《普通財産の貸付けの方法》

方法	例外的に当該売払い方法が認められる場合又は対象
一般競争入札（原則）	—
随意契約	以下の、性質又は目的が競争入札に適さない場合 (イ) 国又は他の地方公共団体において、公用又は公共の用に供するとき (ロ) 公共的団体において公共又は公益の目的の用に供するとき (ハ) 電気通信事業、ガス事業等の公益事業に供するとき (ニ) 特別の縁故者に貸付けるとき (ホ) その他、総務部長が特に必要と認めるとき

##### 《貸付料の額》

方法	貸付料の額
一般競争入札	落札価格
随意契約	(見積書を徴収するとき) 決定価格 (普通財産借受申請書の提出があったとき) (イ) 土地を貸付ける場合 一般の土地の貸付料 = 公有財産台帳の 1 m <sup>2</sup> 当たり評価額 × 1.15 × 貸付面積 × 4 / 100 なお、市町村交付金（国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31 年法律第 82 号）に基づく金額）を交付することを要する場合は、市町村交付金相当額を徴収する。 (ロ) 建物を貸付ける場合 貸付料 = 公有財産台帳の 1 m <sup>2</sup> 当たり評価額 × 1.04 × 貸付面積 × 10 / 100 × 110 / 100 なお、市町村交付金を交付することを要する場合は、市町村交付金相当額を徴収する。 (ハ) その他の財産を貸付ける場合 貸付料 = 総務部長が別に定める額

《普通財産の無償又は減額貸付けができる場合》

無償又は減額貸付けができる場合		減額率
(イ)公共団体等において、公用又は公共用に供するとき		無償
直接公共用に供するとき	使用料が無償のとき（維持管理費等実費相当額の徴収は除く）	
	使用料が有償のとき	
公用に供するとき		
(ロ)普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、風水害等の災害により、当該財産を借受けの目的に供しがたいと認めるとき		無償
(ハ)県に財産を寄附した者に貸付けるとき（20年経過したものを除く）		50%
(ニ)その他知事が特に公益上必要と認めるとき		無償
公共的団体において公共又は公益の目的のように供するとき	収益事業を行わないとき	
	その他	
県職員に係る共済組合又は互助会が行う事業に供するとき		
その他自治が特に認めるとき		知事が定める額

② 令和2年度の普通財産貸付けの状況

令和2年度の貸付件数は、土地のみ91件、建物のみ1件、土地及び建物10件である。主な内容は次のとおりである。

《主な有償貸付け（令和2年度貸付地代100万円以上）》 (単位：㎡、千円)

資産名称	貸付目的	貸付地積	開始年月	終了年月	貸付料
元東京宿泊所 月やま会館	定期借地権によるホテル用地の貸付け	544.52	H24.9	R64.3	31,932
乱川廃川敷地	太陽光発電事業用地	8,314.03	H31.4	R6.3	3,325
霞城セントラル敷地	山形県信用保証協会用地	425.62	R2.4	R3.3	1,237
元工業技術センター	山形県学校給食総合センター敷地	4,114.91	R2.4	R3.3	3,496
山形県総合社会福祉センター関連用地	山形県総合社会福祉センター敷地	2,329.10	R2.4	R3.3	1,629
県営住宅北新町団地	民間施設の敷地	441.29	H19.7	R10.3	2,077
港湾事務所 (大浜1丁目283)	民間事業者倉庫敷地	15,548.94	R2.4	R3.3	3,248
港湾事務所 (大浜1丁目283)	セメント供給施設用地	10,306.03	R2.4	R3.3	2,153
港湾事務所 (入船町17、18)	造船所敷地	4,038.49	R2.4	R3.3	1,486
港湾事務所 (宮野浦字家岸)	造船所敷地、船舶上架用架台等保管場所及び案内看板	9,019.77	R2.4	R3.3	1,307

《主な無償貸付け（令和2年度貸付面積10,000㎡100万円以上）》

（単位：㎡）

種類	資産名称	貸付目的	貸付地積	開始年月	終了年月
土地	元園芸試験場村山ほ場	企業局メガソーラー事業用地及び関連用地	26,005.60	H25.5	R5.4
	元特別養護老人ホーム大寿荘	社会福祉法人の特別養護老人ホーム敷地	14,718.29	R2.4	R3.3
	元特別養護老人ホーム福寿荘	社会福祉法人の特別養護老人ホーム敷地	14,705.94	R2.4	R3.3
	元特別養護老人ホーム寿泉荘	社会福祉法人の特別養護老人ホーム敷地	10,002.28	R2.4	R3.3
	元特別養護老人ホーム松濤荘	社会福祉法人の特別養護老人ホーム敷地	13,416.70	R2.4	R3.3
	乱川廃川敷地	社会福祉法人の生活保護法第38条に基づく救護施設用地	18,621.37	R2.4	R3.3
	元県立左沢高等学校朝日分校	ダチョウ展示圃敷地	16,111.63	R2.4	R3.3
	元県立上山農業高等学校(グラウンド)	多目的運動場敷地及び関連施設敷地	18,721.49	R2.4	R3.3
	元県立上山農業高等学校(修景用地)	修景用地	39,540.87	R2.4	R3.3
	元新庄農林合同庁舎	国立研究開発法人防災科学技術研究所 雪氷防災研究センター敷地	11,007.84	R2.4	R3.3
	元県立新庄工業高等学校	新庄地区サッカー協会の活動場所等として	33,920.11	R2.4	R3.3
土地建物	元最北高等技術専門学校	大石田町民の社会教育及び投票所のほか使用基準にある目的の利用に供するため	18,721.49	R2.4	R3.3
	元県立上山高等学校	生涯学習施設及び公民館事務室	28,784.73	R2.4	R3.3
	豊龍の丘	豊龍の丘交流公園	11,725.00	R2.4	R3.3
	元総合コロニー希望が丘	社会福祉法人の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所として	613,985.18	R2.4	R3.3
	元身体障害者更生施設梓園	社会福祉法人の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所として	13,416.76	R2.4	R3.3
	元知的障害者更生施設吹浦荘	社会福祉法人の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所として	15,880.55	R2.4	R3.3

③ 県の財産活用に関する取組み

改善のための取組み	<p>(イ)売却困難な県有地などについて、保有しているだけでも巡回・除草・立木伐採などの維持管理費用がかかるため、個々の土地の特性に応じて民間等への一時貸付や定期借地権の活用により、財産の有効活用と維持管理コストの低減を図る。</p> <p>《これまでの実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川に近接する広大な土地 → メガソーラー用地として貸付け</li> <li>・東京の土地 → ホテル建設用地として定期借地権による貸付け</li> </ul>
	<p>(ロ)新たな施設を整備する際、県と市町村の調整により、互いの土地を交換し、その土地に施設を整備することで、未利用財産の解消、新たな土地取得費用の縮減等のメリットが生まれる。</p> <p>《これまでの実績》</p> <p>県有地である元山形県立東根工業高校用地と東根市内の市有地を交換し、県は交換後の土地に県立東桜学館中・高等学校を整備し、市は運動公園を整備した。</p>

(2) 実施した手続及び結果

- ① 令和2年度の普通財産有償貸付けについて、貸付料は取扱要領に基づき算出されているか、貸付けに係る事務手続は規則に従い適切に執行されているかという観点で、抽出により所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 令和2年度の市町村に対する普通財産無償貸付けについて、貸付けに係る事務手続(減免申請を含む)は規則に従い適切に執行されているかという観点で、抽出により所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 平成12年度山形県包括外部監査(テーマ「普通財産の管理について」)、平成20年度山形県包括外部監査(テーマ「県有財産の有効活用」)の中で、市町村への普通財産の貸付けについて監査結果が報告されている。その際の、監査結果及び県の措置に係る回答は、次の表のとおりであるが、措置の有効性の確認という観点で、所管

課に対する質問及び関連資料の閲覧を行った。

過年度山形県包括外部監査の監査結果		県の措置内容	
H12	指摘	<p>○関係市町村へ貸付している物件について 特定の市町村に対して長期間財産を貸し付けるのは、結果として当該市町村に対して恩恵を与えることになり適切でない。一方で県が市町村から借受している行政財産も多数あることから、県に具体的な利用計画がないのであれば、それらの売却又は交換等を進める必要がある。</p>	<p>財産を貸し付けている市町村から県が借り受けしている行政財産のうち交換可能な財産はなく、また、市町村の財政状況が極めて厳しいことから、売却も困難であります。市町村の財政状況を見極めて買受勧奨を行ってまいります。</p>
H20	意見	<p>○平成12年度包括外部監査の措置状況検証 市町村への貸付物件について、買受勧奨活動が定期的に行われなかった事実は、措置状況の公表内容として問題があり、早急な対応が望まれる。また、交換可能な物件がないとしても当該物件を無償貸与すべき積極的理由とならず、当該内容も含め、各市への交渉を積極的に行うべきである。</p>	<p>各市の代替地物件の有無を見ながら引き続き協議を行っていく。</p>

(結果)

(3)「① 市町村との貸付物件の売却・交換協議に係るステータス管理と譲与の検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 市町村との貸付物件の売却・交換協議に係るステータス管理と譲与の検討について  
普通財産の貸付けについて、貸付期間中、県は基本的に維持管理コストを負担しないため、県に利活用の計画がない場合、コスト負担の観点から無償であっても合理的であると考えます。

ただし、平成12年度山形県包括外部監査でも指摘されているとおり、県有財産であり特定の市町村に住む県民のみ長期間利することとなるのは県民全体にとっての財産という観点から公平ではないため、県に利活用の計画がない場合、売却又は市町村有財産との交換について協議すべきである。

令和2年度に市町村に対して無償貸付けを行っている普通財産の一覧と、売却・交換に関する協議状況に関する県の回答は、次の表のとおりである。全ての無償貸付けについて、貸付先市町村と売却・交換に関する協議は行われていない状況である。

No.	公有財産台帳上の財産名称	用途廃止	貸付開始	貸付先	貸付等の目的	貸付地積(m <sup>2</sup> )	貸付建物面積(m <sup>2</sup> )	売却・交換の協議状況
1	元こども医療療育センター	H25.4	H25	上市市	上市市道として使用するため	2151.19		貸付開始以降特に行っていない。
2	元最北高等技術専門学校	H16.4	H17	大石田町	大石田町民の社会教育及び投票所のほか使用基準にある目的の利用に供するため	15591	779	建物の老朽化や、土地の埋蔵文化財の課題が大きく、売却は困難な状況。
3	県立山形中央高校付替道路用地		H23	山形市	市道敷地	613.2		無し
4	山形県総合社会福祉センター関連用地		H10	山形市	市道敷地	709		無し
5	元県立上山高等学校	H6.4	H6	上市市	生涯学習施設及び公民館事務室	28784.73	2505.48	無し
6	廃川廃道用地02		S41	山形市	滑川住宅児童遊園敷地	482		無し
7	廃川廃道用地09		S57	山形市	山形市東部児童館敷地	1918.8		無し
8	乱川廃川敷地	S57.6	不明	東根市	神町幹線施設(雨水)敷地	1495.67		無し
9	元県立上山農業高等学校	H7.6	H11	上市市	多目的運動場敷地及び関連施設敷地	2114.26		無し
10	元県立上山農業高等学校(グラウンド)	H7.6	H11	上市市	多目的運動場敷地及び関連施設敷地	18721.49		無し
11				上市市	市道敷地(市道弁天7号線)	884.18		
12	元県立上山農業高等学校(修景用地)	H7.6	H11	上市市	修景用地	39540.87		無し
13				上市市	市道敷地	4778.7		
14	元寒河江第10号公舎用地	S46.4	S47	寒河江市	児童遊園地敷地	296.38		不明
15	元西村山地方事務所用地	S53.5	S53	寒河江市	市道敷地	386		不明
16	元県立左沢高等学校朝日分校	H10.6	H12	朝日町	ダチョウ展示園敷地	16111.63		不明
17	豊龍の丘	H10.6	H12	朝日町	豊龍の丘交流公園	11725	69.2	不明
18	元藪検定所	H4.3	H22	村山市	防火水槽用地	54		協議等なし。
19	元新庄農林合同庁舎	S45.3	S44	新庄市	国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センター敷地	11007.84		新庄市から未だ代替地の提供は無い。
20	元県立新庄工業高等学校	H18.3	S22	新庄市	新庄地区サッカー協会の活動場所等	33920.11		買い手なし。
21	元山形食糧検査所赤湯出張所		S44	南陽市	防火水槽用地	48.72		
22	羽黒川廃川敷地	S54.6	H23	米沢市	備品倉庫用地	156		
23	元県立鶴岡西高等学校	H10.3	H11	鶴岡市	市民の憩いの場、軽スポーツ、野外イベント広場	8127.83		
24	一級河川赤川水系苗津川廃川敷地	S57.6	H13	鶴岡市	鶴岡市中央児童館河川フェンス敷地	1184.7		
25	港湾事務所(船場町2丁目271)		H18	酒田市	酒田市民健康センター別館敷地	776.09		特になし
26	元県立新庄養護学校	H8.6	H8	新庄市	道路敷地として	1078.38		なし

これらの物件について、まず、売却・交換について定期的に市町村と協議すべきであるが、これまで継続してきた状況から急に変わることが困難である場合、市町村に対する譲与を検討することが有用と考える。

普通財産の譲与については、「普通財産売払事務取扱要領」及び「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」で次のとおり規定されている。

「普通財産売払事務取扱要領」より抜粋

### 第3 普通財産の譲与、減額譲渡

財産条例第6条の規定による普通財産の譲与及び減額譲渡については、別記2「普通財産の譲与、減額譲渡に関する基準」によるものとする。

#### 別記2「普通財産の譲与、減額譲渡に関する基準」

区分	相手	基準内容
譲与	(1) 国、他の地方公共団体 又は県が設立団体である 地方独立行政法人	① 現況が道路敷・河川敷等となっており、県が 普通財産の管理として不相当と認められ、又将 来的な利用が見込めないとき（第1号）
(中略)		
25 % 減額	(1) 国、他の地方公共団体 又は県が設立団体である 地方独立行政法人	① 公用又は公共の用に供するとき（第1号）

(以下、省略)

「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」より抜粋

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第6条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価より低い価額で譲渡することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体又は県が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）において公用又は公共用に供するために普通財産を国、他の地方公共団体又は県が設立団体である地方独立行政法人に譲与し、又は譲渡するとき。

(以下、省略)

前述の市町村に対する無償貸付一覧には、道路敷地となっている貸付け物件が複数見受けられる。これらの県民生活にとって今後も必要不可欠なインフラ施設の敷地については、今後、県が別の利活用を計画する可能性は非常に低いと考えられるため、売却・交換が困難である場合、毎年の貸付契約及び貸付料免除申請に係る事務コスト軽減の観点から、早期に無償譲与することを検討されたい。

また、道路敷地以外の市町村の公用・公共用に使用されている普通財産についても、普通財産の貸付けは1年契約であるため、突然更新しないということが考えられる。前述の市町村に対する無償貸付一覧によると1万㎡を超える土地が多数あり、これら



が貸付契約終了となった場合、維持管理コストの観点から重要な問題となりうる。市町村との緊密なコミュニケーションが重要であるとともに、契約が更新されている間に売却や交換の協議を進めるべきである。なお、「普通財産売払事務取扱要領」別記2の基準によれば、道路敷地以外については25%減額による譲渡が可能となっている。

以上より、県は、無償貸付契約中も、定期的に売却・交換に関する協議を継続し、県有財産総合管理推進本部などで協議・検討状況のステータス管理を行うことが必要である。その上で、売却・交換が困難で今後も県の利活用の見込みがない場合、維持管理コストが再び発生しないよう貸付契約が更新されている間に、市町村に対する譲与等の協議にステータスを進めることを検討されたい。【意見】

## 第4 地方公会計制度の活用

### (1) 県の取組みの状況

#### ① 公共施設マネジメントにおける地方公会計制度の活用について

公共施設マネジメントにおいては、次のとおり、地方公会計制度の活用の重要度が高まっている。また、県の基本方針でも、地方公会計制度の活用の検討について言及している。

総務省自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）より抜粋

#### 第一 総合管理計画の見直しについて

#### 二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

#### 2 記載が望ましい事項

#### ③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

「基本方針」IV推進体制等より抜粋

#### 6 新たな地方公会計制度の活用

新たな地方公会計制度の導入により、資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」の把握が可能となることから、他団体と比較する等、地方公会計データを活用する手法を検討する。

しかし、県の公共施設マネジメントにおいては、これまで実際には活用されてこなかった。県がこれまで活用してこなかった理由と今後の活用予定は次のとおりである。

活用してこなかった理由	県の施設は、建設後の経過年数から老朽化が進行していることが判明していたため、有形固定資産減価償却率に着目していなかったため。
今後の活用予定	令和3年1月の総務省通知を踏まえ、改訂予定の基本方針に有形固定資産減価償却率の推移のデータを盛り込むこととしており、施設老朽化の進行状況の参考とする予定である。

② 県の有形固定資産減価償却率の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
山形県	61.4%	62.8%	64.5%	65.5%
都道府県平均	48.8%	54.9%	58.1%	58.5%

(出典：総務省ホームページ「都道府県の財政状況資料集」)

(県の有形固定資産減価償却率の算定方法)

有形固定資産減価償却率は、資産（償却資産）の「取得価額等」に対する「減価償却累計額」の割合として算定される。これらの計算要素は、県のホームページで公表している地方公会計制度に基づく財務諸表のうち一般会計等貸借対照表の金額を引用している。

一般会計等貸借対照表におけるこれらの金額は、県の公会計システム上の固定資産台帳を整備・更新することにより算定される。

③ 県の地方公会計制度に基づく財務諸表作成及び固定資産台帳更新の方法

項目		取組みの内容
財務諸表作成の方法		期末一括仕訳により地方公会計担当課が作成
固定資産台帳更新の方法		地方公会計担当課が、所管課等に対する照会を行わず、以下の情報に基づき更新している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システムの歳入歳出執行データ</li> <li>・公有財産台帳の異動データ</li> <li>・物品台帳の異動データ</li> <li>・システム基本台帳</li> </ul>
固定資産台帳更新のルール	登録単位	(有償取得資産) 財務会計システムの歳出執行データ単位 (無償取得資産) 公有財産台帳・物品台帳・システム基本台帳の登録資産単位
	耐用年数が異なる資産（建物と建物附属設備等）に関する区分登録	(有償取得資産) 財務会計システムの歳出執行データの摘要欄の記載内容から資産区分を判断し、財務会計システムの歳出執行データ単位で登録しており、耐用年数が異なる資産に区分して登録していないものもある。 (無償取得資産) 公有財産台帳・物品台帳・システム基本台帳の登録資産単位で登録しており、耐用年数が異なる資産に区分して登録していないものもある。

項目	取組みの内容
取得価額の算定方法（付随費用、資本的支出）	<p>取得価額は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、付随費用を含めて算定した金額としている。</p> <p>（付随費用として取得価額に含めているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地：補償費等</li> <li>・ 建物：設計費・工事監理費</li> <li>・ 工作物：街灯・ガードレール・標識等の附属設備の価額</li> </ul> <p>（資本的支出として資産に計上しているもの）</p> <p>償却資産に対して修繕等を行った場合で、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額</p>
除売却登録の根拠資料	<p>以下の情報を参照している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務会計システムの歳入執行データ（売却）</li> <li>・ 公有財産台帳の異動データ</li> <li>・ 物品台帳の異動データ</li> <li>・ システム基本台帳</li> </ul>

(2) 実施した手続及び結果

- ① 県のファシリティマネジメントの取組みに対して、地方公会計制度が効果的・効率的に活用されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 正確な固定資産台帳更新のための全庁的な関与等の検討について」参照
- (3) 「② 固定資産台帳と保全マネジメントシステムの登録資産の紐づけについて」参照
- (3) 「③ 売却可能区分の設定を活用した未利用資産の有効活用に向けた取組みについて」参照

(3) 指摘事項及び意見

- ① 正確な固定資産台帳更新のための全庁的な関与等の検討について

地方公会計制度に基づく固定資産台帳と、現地視察を実施した施設の公有財産台帳等に基づく県からの建設コスト等に関する回答資料を照合したところ、複数の施設で、固定資産台帳データの重複登録や除却登録漏れ、資産内容・構造（鉄筋コンクリート

造・木造等)の誤認識による耐用年数の適用誤り等が検出された。

この主な原因は、地方公会計担当課が、固定資産台帳を公有財産台帳等の年間異動データや財務会計システムの歳入歳出執行データ等に基づいて作成し、実際の登録対象資産を確認していないためと考える。

固定資産台帳への登録を誤ると、正確な減価償却計算が行われず、今後の公共施設マネジメントにおいて活用予定の「有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)」を適切に把握することができない。

地方公会計担当課のみで正確な固定資産台帳を整備・更新することには限界があるため、県は、「定期的に資産登録内容について各所管課が確認作業を行うプロセスの整備」や「歳出執行データの摘要欄への記載ルールの設定」などにより、庁内全体で適切な固定資産台帳を更新することを検討されたい。【意見】

## ② 固定資産台帳と保全マネジメントシステムの登録資産の紐づけについて

総務省ホームページの財政状況資料集に含まれている「都道府県施設類型別ストック情報分析表」において、各都道府県の施設類型別の有形固定資産減価償却率が直近5年間の推移として公表されている。

公表されている施設類型は次のとおりである。

No	施設類型	No	施設類型	No	施設類型
1	道路	6	学校施設	11	県民会館
2	橋りょう・トンネル	7	図書館	12	保健所
3	公営住宅	8	博物館	13	試験研究施設
4	港湾・漁港	9	体育館・プール	14	警察施設
5	空港	10	陸上競技場・野球場・球技場	15	庁舎

これは、同ホームページの説明によれば、「各地方公共団体における公共施設マネジメントの取組に活用するため、地方公共団体が住民サービスを提供する観点から維持していかなければならない公共施設等の類型ごと」に住民一人当たり面積や有形固定資産減価償却率等を表示しているものである。

全都道府県の中で、令和元年度に係る同指標を公表していない団体は8府県であり、当県も含まれている。これは、現状、固定資産台帳の登録項目のうち財務諸表作成に必要な項目のみ使用し、施設類型別の有形固定資産減価償却率を算定する際に分類・集計するためのキーとなる項目である施設コードを使用しておらず、算定することができないため、公表していないものである。

確かに、固定資産台帳に登録されている全ての資産に施設コード等を付与していくことは非常に作業負荷が大きく、それに比して、公共施設マネジメントに利用される資産は台帳全体のうち一部のみであるため、非効率となる可能性が高いと考える。

それよりも、公共施設マネジメントのためのデータベースである保全マネジメントシステムに登録されている建物を起点とし、対応する固定資産台帳上の資産にのみ保全マネジメントシステムの施設・建物番号等を紐づける方が効率的であり、かつ、公共施設マネジメントでの利活用の結果が当指標に直接影響を与えるという点でより有効であると考えます。

県は、保全マネジメントシステムに登録されている施設・建物番号等を固定資産台帳における対応資産に追加項目として登録し、両台帳を紐づけることで、施設類型別の有形固定資産減価償却率を算定できる体制を整備し、公共施設マネジメントの取組みに活用することを検討されたい。【意見】

③ 売却可能区分の設定を活用した未利用資産の有効活用に向けた取組みについて

総務省の「地方公会計の推進に関する研究会報告書」（令和2年3月）において、「未利用資産の有効活用に向けた固定資産台帳の活用」の事例が紹介されている。

具体的には、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」別紙2「固定資産台帳の記載項目の例」で基本項目とされている「売却可能区分」等を用いて把握した未利用資産の情報を一覧化し、公表することにより、民間等への売却・貸付が促進され、未利用資産の有効活用に繋がる可能性が高まるというものである。

### 固定資産台帳を活用した未利用資産の有効活用事例

#### 宮城県大崎市の取組事例（売却・貸付可能資産の公表）

- 固定資産台帳の情報をもとに保有している売却・貸付可能な財産の一覧表を作成し、市のホームページにおいて、公表。
- 公募等により、民間事業者等に売却・貸付を実施。

市のホームページ掲載イメージ

施設名称、地域、所在地、地目、面積等を一覧化し、公表

施設名称	所在地	地目	面積	売却可能区分	備考
大崎市立大崎南小学校	大崎市大崎南	普通	1,171.10	売却可能	児童数減少
大崎市立大崎南中学校	大崎市大崎南	普通	1,171.10	売却可能	児童数減少
大崎市立大崎南小学校	大崎市大崎南	普通	1,171.10	売却可能	児童数減少
大崎市立大崎南中学校	大崎市大崎南	普通	1,171.10	売却可能	児童数減少

#### 岡山県真庭市の取組事例（未利用資産の活用策の提案募集）

- 固定資産台帳の情報をもとに保有している遊休土地等を洗い出し、市のホームページにおいて、売却対象となる「物件一覧表」を公表。
- 活用の実施主体になろうとする市民や事業者から、自由で創意工夫に富んだ発想やノウハウを生かした提案を募集。
- 活用の提案があった物件について、市で内容を協議し、課題を整理した後、対象物件について活用内容の条件をつけて入札の上、売却（旧教員住宅1棟（建物・土地）を売却）。

未利用市有地の活用策案を募集します

市のホームページ掲載イメージ

～関係からの御提案をお待ちしています～

#### 熊本県芦北町の取組事例（未利用資産の情報の庁内共有）

- 固定資産台帳の情報をもとに遊休公共施設等の一覧について、庁内で情報を共有している。
- 商工観光課と連携し、企業誘致に活用する物件情報については、パンフレットや熊本県企業誘致連絡協議会（企業立地ガイド KUMAMOTO）のホームページを通じ、随時情報提供している。
- 民間企業から申出があった物件について、町の条例に基づき、貸付等を実施している。
- これまで、廃校となった小学校校舎を有効利用し工場やサテライトオフィスとして企業への貸し付けを実施。

熊本県企業誘致連絡協議会における掲載イメージ

（出典：総務省「地方公会計の推進に関する研究会報告書」）

166

「売却可能資産」の定義について、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第 103 段落で次のとおり規定されている。

売却可能資産：

次のいずれかに該当する資産のうち、地方公共団体が特定した資産

- 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）
- 売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

固定資産台帳上、「売却可能資産」として特定されている資産については、財務諸表に「売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲」を注記することになっている。

しかし、県の地方公会計制度において売却可能資産の定義づけがされておらず、固定資産台帳に売却可能資産情報が正しく記載されていないため、注記情報を把握することができず、財務諸表に注記が行われていない。

県は、売却可能資産の定義づけを行い、固定資産台帳に売却可能資産情報を登録し、財務諸表への注記を行うとともに、未利用資産の有効活用に繋げる工夫を検討されたい。【意見】

なお、県は、今後、売却可能資産について「県有財産総合管理基本方針に基づき売却処分を行う財産（処分予定を含む。）」と定義づけを行い、注記することを予定している。

## 第5 物品管理

### (1) 物品管理事務の概要

#### ① 物品の保管及び照合確認

物品の「保管の方法」及び「現品と備品台帳の照合確認の手続き」について、山形県財務規則及び会計管理者からの庁内通知により、次のとおり定められている。

「山形県財務規則」より抜粋

(保管の方法)

第166条 会計管理者及び出納員は、物品を善良な管理者の注意をもって保管し、かつ、常に良好な状態で使用し、又は処分することができるように整理区分しておかなければならない。

2 前項の規定は、物品管理者、分任物品管理者又は物品をもっぱら使用する職員が物品を保管する場合にこれを準用する。

3 会計管理者及び出納員並びに物品管理者及び分任物品管理者は、毎年1回以上現品と第164条第1項又は第173条の規定による受払状況とを照合しなければならない。

「会計事務の手引き」第7章物品より抜粋

#### ○ 物品の管理事務について（要旨）（平25.6.18会計第213号）

##### 2 備品現品と備品台帳の照合確認

備品管理等担当者は、毎年8月末日までに備品現品と備品台帳の照合確認を行うこと。（財第172条の指定物品を除く。）

8月末日までに完了できない時は、物品管理者の承諾を得て期日を延長することが出来る。（当該年度に限る。）また、物品管理者の承諾を得て補助者を配置することが出来る。

照合確認が完了した時は、照合確認結果（様式第1号）により速やかに物品管理者に報告すること。不整合がある場合は原因を調査し、不整合調査報告書を（様式第2号）により報告すること。

物品管理者は照合確認に係る結果の報告を受けた時は、速やかに実施状況を確認し、不整合がある場合は必要な手続をとること。

(1) 不要な物品については、管理換、不用の決定等の手続を行うこと。

(2) 備品台帳の作成がなされていない場合は速やかに作成すること。

(3) 備品標示票による標示がなされていない場合は速やかに標示すること。

(4) 現品の確認ができない場合、管理換、不用の決定等の手続が確認できるものは備品台帳から削除を行い、手続が確認できないものは、不用品処分決議書により不用決定の手続を行うこと。



## ② 遊休備品の取扱い

「遊休備品の取扱い」について、会計管理者の庁内通知により、次のとおり定められている。

「会計事務の手引き」第7章物品より抜粋

### ○ 物品の管理事務について（要旨）（平 25. 6. 18 会計第 213 号）

#### 4 遊休物品の取扱い

##### （1）公所における遊休備品の取扱い

遊休備品（十分使用可能であるが使用の必要がなくなったもので、管理換が可能な備品）の確認は、備品管理等担当者が2の照合確認と同時に行うほか、必要に応じて随時行い、遊休備品報告書（様式第3号）に記載し物品管理者に報告すること。

物品管理者は、遊休備品報告書により財務会計システムの遊休備品登録及び削除を行うこと。（不用となった遊休備品については「17 不用の決定等」参照）

##### （2）本庁において、使用の必要がなくなった備品の取扱い

備品管理等担当者は、照合確認時及び随時において使用の必要がなくなった備品がある場合は物品管理者に報告すること。

物品管理者は、会計課調達担当に連絡し会計管理者に引き継ぐこと。

##### （3）遊休となっている消耗品の取扱い

「（1）公所における遊休備品の取扱い」によること。

##### （4）物品の調達

物品を調達しようとする時は、財務会計システムから遊休物品の有無を確認し、遊休物品の有効利用に努めること。

## ③ 指定物品の使用状況等に関する監査委員事務局監査

県では、監査委員事務局監査において、各所管部局が財務会計システムから出力した「指定物品の使用状況等調書」（物品番号、取得年度、取得価格、用途、使用状況等が入力済み）に「年間使用日数」や「保守管理委託等の状況」を追記して提出したものに基つき、管理状況や使用状況等の監査が行われている。

指定物品とは、「山形県財務規則の規定により物品調書を作成する物品の指定」（昭和40年3月31日山形県訓令第19号）で定められた次の物品である。

- （イ） 取得額又は評価額が200万円以上の備品（ロからニまでに掲げるものを除く）
- （ロ） 自動車
- （ハ） 総トン数5トン以上の動力機関を有する船舶
- （ニ） 取得額又は評価額が70万円以上の大動物の種畜

(2) 実施した手続及び結果

- ① 物品について適切に管理され、遊休物品についても有効利用の取組みが行われているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 遊休備品登録の積極活用と外部公表の検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

- ① 遊休備品登録の積極活用と外部公表の検討について

県では、「十分使用可能であるが使用の必要がなくなったもので、管理換が可能な備品」を「遊休備品」と定義づけ、各所管部局の物品管理者が遊休備品と判断したものについて財務会計システムに遊休備品登録を行うことで誰でも閲覧できる状況を整備し、物品の調達前に遊休物品の有無を確認し、有効利用に努めることとしている。

ヒアリング実施時点での登録件数は47件であり、実際に当年度の包括外部監査で現地視察を行った施設でも遊休備品登録されているものはなかった。一方で、遊休備品はないわけではなく、現地視察時に物品の現物実査を行った際、使用されておらず今後も使用見込みがない備品等が検出されており、当該仕組みは十分に運用されていない状況であると考ええる。

また、例えば年に数日のみ使用する備品の調達を検討する際、庁内で同様の備品を保有している施設がある場合、使用する時のみ臨時で借りることが可能という情報があれば、より効率的な調達が可能になると考える。

この点、県では備品購入に国庫補助金が充てられ目的外使用が制限されている場合や他部局に貸し出して故障した場合の予算措置等の課題があると考えているが、前者については耐用年数を経過したものに限定し、後者については故障の確率や修理費用と年に数日しか使用しないにもかかわらず新たに備品を購入することを比較衡量して判断することにより対応可能と考える。

以上より、県は、効率的な調達の観点から、物品管理者以外の所管部局（会計局会計課、監査委員事務局など）が遊休の判断を行う、年間使用日数が一定以下の備品は登録を義務付けるなどにより財務会計システムの遊休備品登録機能をより積極的に活用することを検討されたい。また、遊休備品登録がなされ、年間使用日数がゼロである状態で一定年数を経過したもののうち適切な備品については、市町村・公共的団体等への情報提供により有効活用を図り、それでもなお利用されない場合、県のホームページ等で公表し民間等への売却や貸付けを検討することが歳入確保の観点から有用であると考ええる。【意見】

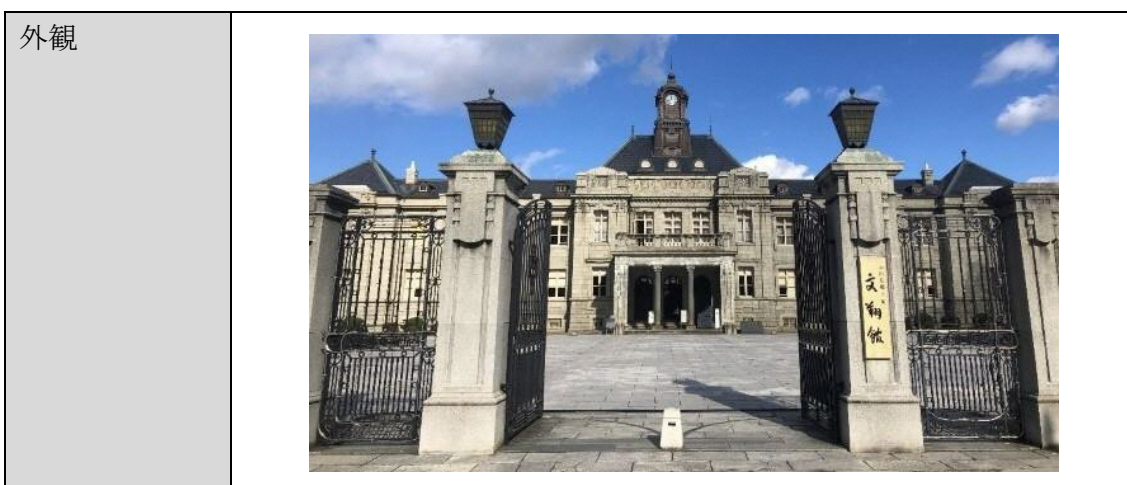
## 第6 個別の施設等

### 1 山形県郷土館

#### (1) 施設等の概要

##### ① 概要

施設等の名称	山形県郷土館			
所在地	山形市旅籠町三丁目4番51号			
所管部課	観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課			
根拠法令等	山形県郷土館条例			
設置の目的	重要文化財「山形県旧県庁舎及び県会議事堂」を保存し、公開することにより、県民の郷土への理解に資するとともに、本県文化の振興を図るため			
敷地面積	20,828 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	旧県庁舎	石造及びレンガ造	5,481.78 m <sup>2</sup>	大正4年度
	旧議事堂	石造及びレンガ造	1,097.05 m <sup>2</sup>	大正4年度
沿革	<p>大正5年 竣工</p> <p>昭和50年まで県庁舎、県会議事堂として利用</p> <p>昭和59年 国の重要文化財に指定</p> <p>昭和61年から平成7年 大規模復原工事</p> <p>平成7年10月 山形県郷土館（愛称「文翔館」）として開館</p> <p>以降、文化財の保存と公開、県民の芸術文化活動の場の提供を通じ、本県の文化振興の中核としての役割を果たしている。</p>			
事業概要	<p>建物の一般公開を行うほか、郷土の歴史や暮らしに関する常設展示コーナー、復原工事を紹介する映像ホールなどを設けている。</p> <p>また、議場ホール、ギャラリー、会議室等の貸出を行っており、県民の文化活動の発表の場として開放している。</p>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名（令和2年度）		
	指定管理者制度	公益財団法人山形県生涯学習文化財団		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	明治 44 年度 大正 7 年度	不明	-	-	-
当初建設工事	大正 4 年度	不明	-	-	-
旧県庁舎及び旧県会議事堂改修工事	昭和 61 年度～	1,845,787	922,890	-	922,897
防災設備更新工事	昭和 63 年度～	51,747	16,318	-	35,429
その他設備更新工事	平成 23 年度～	39,774	-	-	39,774
合計		1,937,309	939,208	-	998,101

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	147,498	144,385	144,529	144,529	146,290
業務費用	147,498	144,385	144,529	144,529	146,290
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	147,498	144,385	144,529	144,529	146,290
物件費	100,974	97,861	97,861	97,861	99,233
内、光熱水費	-	-	-	-	-

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	内、維持管理費	-	-	-	-	-
	内、指定管理料	100,974	97,861	97,861	97,861	99,233
	維持補修費	-	-	-	-	-
	減価償却費	46,524	46,524	46,668	46,668	47,057
	その他	-	-	-	-	-
	その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用		-	-	-	-	-
経常収益		-	-	-	-	-
	使用料及び手数料	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト		147,498	144,385	144,529	144,529	146,290

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	100,974	97,861	97,861	97,861	99,233
	利用料	6,134	7,312	6,395	6,345	2,889
	収入計	107,108	105,173	104,256	104,206	102,122
支出	人件費	26,480	27,438	27,907	25,132	26,280
	事業費－維持管理費	51,955	50,968	50,582	51,199	51,822
	事業費－修繕費	4,352	4,840	4,805	4,928	4,804
	事業費－企画事業費	542	718	139	264	437
	事務費	20,830	19,878	20,779	20,649	14,086
	支出計	104,161	103,843	104,215	102,174	97,430
収支差額		2,947	1,330	41	2,032	4,691

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	171,576	163,335	186,421	158,660	53,362
利用者数－計画 (B)	150,000	160,000	165,000	170,000	170,000
計画達成率 (A÷B)	114.3	102.0	112.9	93.3	31.3

ロ) 使用料及び手数料等（指定管理者制度導入施設の場合、利用料金をいう。以下、当報告書第5章第6個別の施設等において、同様）の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系

(山形県郷土館条例より抜粋)

第2条 県は、郷土館の利用に関し、入館料その他の使用料は徴収しない。ただし、郷土館の施設又は設備で別表第1に掲げるもの（以下「施設等」という。）を次条第1項の許可を受けて使用する場合は、この限りでない。

第6条 県は、第9条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が郷土館の管理を行う場合を除き、使用者から別表第2に掲げる施設等の種別に応じ、同表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。

別表第1

1 施設

(1) 会議室

第1会議室、第2会議室

(2) 展示室

第1ギャラリー、第2ギャラリー、第3ギャラリー、第4ギャラリー、第5ギャラリー、第6ギャラリー、第7ギャラリー、第8ギャラリー

(3) 多目的スペース

ホール、中庭

2 設備

舞台設備、舞台照明設備、視聴覚設備、展示設備

別表第2

1 施設

種別	単位	金額	
会議室	1室1時間当たり	410円	
展示室	1室1時間当たり	480円	
多目的スペース	ホール	1時間当たり	2,680円
	中庭	1時間当たり	1,200円

備考1 使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額とする。

2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

- 3 準備又は練習のため施設を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 4 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に50円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。
- 5 ホールの使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に420円を加算した額とする。

## 2 設備

種別	1時間当たりの金額
舞台設備	1,390円
舞台照明設備	260円
視聴覚設備	260円
展示設備	50円

（山形県郷土館条例施行規則より抜粋）

第7条 条例第6条第1項の規定により知事が定める額は、別表のとおりとする。

### 別表

#### 1 施設使用料

(1) 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

区分	使用料の額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	1,090円	1,370円	1,640円
第2会議室	1,090円	1,370円	1,640円
第1ギャラリー	590円	740円	880円
第2ギャラリー	1,090円	1,370円	1,640円
第3ギャラリー	1,180円	1,480円	1,770円
第4ギャラリー	1,090円	1,370円	1,640円
第5ギャラリー	1,120円	1,400円	1,680円
第6ギャラリー	1,280円	1,610円	1,920円
第7ギャラリー	600円	750円	900円
第8ギャラリー	1,120円	1,400円	1,680円
ホール	7,160円	8,960円	10,720円
中庭	3,200円	4,000円	4,800円

(2) 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

区分	使用料の額		
	午前9時から	午後1時から	午後5時から

	午後1時までの間	午後5時までの間	午後9時までの間
第1会議室	2,180円	2,740円	3,280円
第2会議室	2,180円	2,740円	3,280円
第1ギャラリー	1,180円	1,480円	1,760円
第2ギャラリー	2,180円	2,740円	3,280円
第3ギャラリー	2,360円	2,960円	3,540円
第4ギャラリー	2,180円	2,740円	3,280円
第5ギャラリー	2,240円	2,800円	3,360円
第6ギャラリー	2,560円	3,220円	3,840円
第7ギャラリー	1,200円	1,500円	1,800円
第8ギャラリー	2,240円	2,800円	3,360円
ホール	14,320円	17,920円	21,440円
中庭	6,400円	8,000円	9,600円

(3) 3,000円を超える入場料金を領収する場合

区分	使用料の額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	2,390円	3,010円	3,600円
第2会議室	2,390円	3,010円	3,600円
第1ギャラリー	1,290円	1,620円	1,930円
第2ギャラリー	2,390円	3,010円	3,600円
第3ギャラリー	2,590円	3,250円	3,890円
第4ギャラリー	2,390円	3,010円	3,600円
第5ギャラリー	2,460円	3,080円	3,690円
第6ギャラリー	2,810円	3,540円	4,220円
第7ギャラリー	1,320円	1,650円	1,980円
第8ギャラリー	2,460円	3,080円	3,690円
ホール	15,750円	19,710円	23,580円
中庭	7,040円	8,800円	10,560円

(4) 準備又は練習のために使用する場合

区分	使用料の額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	540円	680円	820円
第2会議室	540円	680円	820円
第1ギャラリー	290円	370円	440円
第2ギャラリー	540円	680円	820円
第3ギャラリー	590円	740円	880円
第4ギャラリー	540円	680円	820円



第5ギャラリー	560円	700円	840円
第6ギャラリー	640円	800円	960円
第7ギャラリー	300円	370円	450円
第8ギャラリー	560円	700円	840円
ホール	3,580円	4,480円	5,360円
中庭	1,600円	2,000円	2,400円

(5) 電気消費に係る加算額

午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額

(6) 冷暖房使用に係る加算額

ホールを使用する場合に限り、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,680円

2 設備使用料

種別	設備名	単位	使用料の額
舞台設備	ピアノ	1台	5,550円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
	演壇	一式	410円
舞台照明設備	演壇照明	1列	1,040円
	スポットライト	1台	510円
視聴覚設備	マイクセット	一式	1,040円
	スライド映写機	一式	840円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,040円
	携帯用ビデオカメラ	1台	510円
	モニターテレビ	1台	510円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	1台	200円

備考1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

2 第2項の表に定める額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの使用料の額である。

減免基準	
(山形県郷土館条例より抜粋)	
第6条第2項 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。	
第12条第5項 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。	
【山形県郷土館の利用料金免除の基準】	
(山形県郷土館管理要綱より抜粋)	
i 県又は県が出資する公益財団法人等が設置目的に関する事業に使用するとき・・・全額	
ii 教育課程に基づく学校等が教育活動の一環として実施する事業に使用するとき・・・2分の1 ただし、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で使用する場合は、全額を免除することができる。	
iii その他 i・ii に準じると認められるとき・・・全額又は2分の1	

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★		維持
			二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
			維持
			個別施設計画の名称 山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)
低← 建物性能 →高			

(※) 一次評価の「ポートフォリオ表」とは、県の「施設アセスメント実施要領」の図1「一次評価時点における各施設の位置づけ」をいう。(以下、当報告書第5章第6個別の施設等において、同様。)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気	1,948	48,000	-	-	-	-	-	-	-	-
機械	3,127	100,000	-	-	-	-	-	-	-	-
計	5,075	148,000	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤ その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年3月28日から5月14日までの期間、休館となった。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について」参照  
(3) 「② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照  
(3) 「③ 使途明示型ふるさと納税制度の周知による維持管理コスト財源の確保について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間

の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	144,529	146,290
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	144,529	146,290
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	943.84	943.84
施設全体の延床面積 (E)	6,630.66	6,630.66
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	20,572	20,823
使用料及び手数料 (注) (G)	6,345	2,889
減免額 (H)	2,790	1,794
受益者負担割合 {(G+H) / F}	44.41	22.49

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

- (3) 「④ 県有備品に対する標示票貼付等の徹底について」参照  
(3) 「⑤ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について

当施設の利用状況の推移は以下のとおりとなっている。

なお、ギャラリーについては、部屋単位での利用や複数の部屋を連結して利用する（展覧会等）など様々な形態での利用があるため、利用者数の集計は部屋単位ではなく貸出単位で行っている。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）		336	335	336	331	294
第 1 会議室	利用日数（日）	204	217	203	192	70
	稼働率（%）	60.7	64.8	60.4	58.0	23.8
	利用者数（人）	1,609	1,877	1,264	1,610	393
第 2 会議室	利用日数（日）	247	231	225	223	119
	稼働率（%）	73.5	69.0	67.0	67.4	40.5
	利用者数（人）	2,237	2,316	2,175	2,650	1,128
第 1 ギャラリー	利用日数（日）	138	148	184	148	61
	稼働率（%）	41.1	44.2	54.8	44.7	20.7
第 2 ギャラリー	利用日数（日）	132	146	178	122	35
	稼働率（%）	39.3	43.6	53.0	36.9	11.9
第 3 ギャラリー	利用日数（日）	174	158	185	188	53
	稼働率（%）	51.8	47.2	55.1	56.8	18.0
第 4 ギャラリー	利用日数（日）	155	154	178	171	35
	稼働率（%）	46.1	46.0	53.0	51.7	11.9
第 5 ギャラリー	利用日数（日）	224	168	226	187	172
	稼働率（%）	66.7	50.1	67.3	56.5	58.5
第 6 ギャラリー	利用日数（日）	245	178	236	205	173
	稼働率（%）	72.9	53.1	70.2	61.9	58.8
第 7 ギャラリー	利用日数（日）	237	172	222	187	175
	稼働率（%）	70.5	51.3	66.1	56.5	59.5
第 8 ギャラリー	利用日数（日）	206	123	205	172	167
	稼働率（%）	61.3	36.7	61.0	52.0	56.8
ギャラリー利用者数（人）		38,005	30,190	23,294	25,758	4,902
ホール	利用日数（日）	213	199	217	173	84
	稼働率（%）	63.4	59.4	64.6	52.3	28.6
	利用者数（人）	23,807	20,269	32,186	21,821	4,983
中庭	利用日数（日）	40	5	37	3	1
	稼働率（%）	11.9	1.5	11.0	0.9	0.3
	利用者数（人）	2,258	140	2,420	180	20
一般入館者数（人）		147,769	143,066	154,235	136,839	48,379

当施設の貸館事業については、その利用時間帯を、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後9時までの3区分とし、それぞれの時間帯ごとに使用料を設定している。

施設の利用状況について、施設ごとの利用日数、稼働率及び利用者数の把握はしているが、時間帯ごとの利用状況や時間帯をまたいでの利用状況の把握は十分になされていない。上表が示す稼働率は、三つの時間帯のうち一回でも利用があればその日の稼働率は100%として取り扱われている。この場合、算出された稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯がどの程度発生しているのかを把握することは難しい状態となっている。

各施設とも利用者は一日に三回転することが可能となっており、稼働率を算出する上では、一日のうち三つの時間帯すべての利用があった場合に100%とし、一日のうち、たとえば午前だけの利用である場合には33.3%とするのが施設の稼働実態をより正確に表すものといえる。

県によれば、展覧会等の用途で複数の部屋を連結して使用する場合や、一定期間継続して使用する場合など、様々な形態による利用があり、日単位での利用状況の把握が合理的であるため、稼働率の算出も日単位で行っているとのことである。一方で、当施設のホームページでは施設予約状況が公表されており、利用者が6ヶ月先までの施設ごと及び時間帯ごとの空き状況を把握することは可能となっているため、未利用となっている時間帯を考慮したより正確な稼働率を算出することは十分可能と考える。

県は、県民のニーズに応え、当施設のさらなる活性化を図るため、また、指定管理者の業務をモニタリング・評価し、PDCAサイクルをより有効に機能させるため、利用状況のより詳細な把握に努め、当該データを活用し、施設利用促進策の分析や改善点の検討を行っていく必要がある。

貸館等の施設については、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。【意見】

## ② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

県は、文化施設全体の KPI として、県内の主要美術館・博物館（県と共催で企画展等の事業を実施している文化施設）と県立文化施設の年間利用者数を100万人と設定しているが、個別施設ごとの具体的な数値目標や施設 KPI の設定は見受けられない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきも

のである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」という指標が考えられるが、当施設のように利用料を徴せず一般公開している展示事業と県民の文化活動の発表の場として開放する貸館事業という異なる性格の事業を行っている場合、評価指標についても明確に区分して設定すべきであると考えます。【意見】

なお、施設 KPI の設定に際しては、過去の実績のみならず将来の予測を総合的に勘案し、どのような意図をもって目指すべき水準を決めるのか、その根拠を明確にしておく必要がある。また、KPI の形骸化や目標達成に向けた意欲の減退につながらないよう到達が容易な低い水準となっていないかどうか、逆に実態とは大きく乖離してしまうような高すぎる水準となっていないかなどにも留意しながら適正な水準の施設 KPI を設定することが望ましい。

### ③ 用途明示型ふるさと納税制度の周知による維持管理コスト財源の確保について

当施設は、議場ホール、ギャラリー、会議室等の貸出のほか、無料で建物の一般公開を行っている。

これは、当施設が、重要文化財「山形県旧県庁舎及び県会議事堂」を保存し、公開することにより、県民の郷土への理解に資するとともに、本県文化の振興を図ることを目的として設置された施設であり、公の施設として県民に対し、入館料を徴せずサービスを提供するという姿勢は理解できる。

しかし、今後ますます厳しくなることが予測される県の財政状況を踏まえると、施設に係る行政コストを削減していくことが課題となる。

この点、県では令和3年8月より、用途明示型ふるさと納税として「山形県郷土館「文翔館」修繕事業」に対する寄付の受付を開始している。令和3年末時点においては、受付開始から間もなく、広く一般に周知されていないということもあり、寄付額の実績としては僅かとなっているが、施設に係る行政コストを削減するとともに、県と地域住民が一体となり魅力的な施設づくりに取り組んでいくという手法は、非常に良い取り組みであると考えます。

県は、施設維持に係る財政負担を緩和しながら、計画的な改修工事及び設備更新の実施を可能とするため、例えば、当施設の毎年の行政コストの発生状況や個別施設計

画における今後の長寿命化対策費用の額を示した上で、用途明示型ふるさと納税制度の周知に努められたい。【意見】

用途明示型ふるさと納税 特定プロジェクト⑧

## 山形県郷土館「文翔館」修繕事業

2,000円以上ご寄付いただいた方にご芳名を記載した文翔館だよりをお送りします

**あなたの寄付を文翔館の修繕に活用します！**

●大正ロマン薫る「文翔館」を後世に伝えるために

山形県郷土館（愛称「文翔館」）は、1916年（大正5年）に建てられた英国近世復興様式のレンガ造りの建物で、1975年（昭和50年）まで県庁舎として使用されていました。国の重要文化財に指定されており、当時の工法を忠実に復原された建物は、大正ロマンの薫りを今に伝えています。

現在は郷土資料館として一般公開するとともに、コンサートやギャラリーなど様々な文化プログラムの場として活用されており、本県の主要な観光地の一つとなっています。



▲旧庁舎  
郷土館として公開しています



▲旧県議会議事堂  
コンサート等で活用されています

●寄付の使い道について

文翔館は建設から105年、保守工事及び郷土館としての閉館から26年が経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいるため、今後、計画的に改修工事及び設備更新を実施していく必要があります。

本事業にいただいた寄付金は、文翔館の修繕に活用させていただき、魅力的な郷土館づくりに取り組んでまいります。

【活用例】

- ・照明設備などの設備改修、屋根修繕
- ・その他、施設の維持修繕に活用します。





●お礼状及び文翔館だより「文翔館」の送付

本事業にご賛同いただき、ご寄付いただきました方には、お礼状とご芳名を記載した文翔館だより「文翔館」をお送りいたします。

● お問い合わせは 山形県 文化振興・文化財活用課 文化振興担当 023-630-2306

(出典：県ホームページ)





県は、展示品以外のキャビネットや机などの施設特有の景観を損ねるおそれのない備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する必要がある。【指摘事項】

⑤ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について

当施設における次の備品について、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況である。

物品番号	品名	状況
1-995-002388	スモークスタンド	使用していない
1-995-002389	スモークスタンド	使用していない
1-995-002390	スモークスタンド	使用していない
1-995-002391	スモークスタンド	使用していない
1-995-002392	スモークスタンド	使用していない

県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。

令和 2 年度における照合確認報告においては、遊休備品はない旨、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされており、現地調査時の担当者ヒアリングにおいても、使用頻度が著しく少ない物品等はない旨の回答を得た。

しかし、県は、山形県受動喫煙防止条例（平成 30 年 12 月 25 日公布）により、公共性の高い施設（社会福祉施設、美術館・博物館、図書館、展示場等）については、原則屋内禁煙とし、喫煙専用室等を設けないよう努めるものとしたため、上記スモークスタンドについては、明らかに当施設において今後の使用は見込まれないものと考えられる。実際、現地調査時に現物確認を実施したところ、上記備品については倉庫に保管され、相当期間使用されていない状況であった。

県は、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。【意見】

## 2 山形県民の海・プール

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県民の海・プール スパール			
所在地	鶴岡市下川字龍花崎 41-86			
所管部課	観光文化スポーツ部観光復活戦略課			
根拠法令等	山形県民の海・プール条例 山形県民の海・プール条例施行規則			
設置の目的	県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与するための施設			
敷地面積	29,130.00 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	山形県民の 海・プール	鉄骨鉄筋コン クリート造	4,506.50 m <sup>2</sup>	平成 11 年度
沿革	平成 12 年 3 月 雇用・能力開発機構との合築施設として竣工 (委託を受け、(社)山形県観光協会が管理) 平成 15 年 12 月 雇用・能力開発機構より譲り受け (取得価格:16,669 千円 行政財産) 平成 18 年 4 月 指定管理者制度を導入			
事業概要	庄内地域唯一の屋内流水プール・トレーニングルーム等が完備されている総合的スポーツ・レクリエーション施設であり、地域の人の健康増進や水泳大会出場を目指す人材の育成に寄与している。			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名 (令和 2 年度)		
	指定管理者制度	特定非営利活動法人 健康づくりサポ ート東北 2 1		
外観				

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	平成 20 年度	681,416	-	-	681,416
当初建設工事	平成 11 年度	542,825	-	-	542,825
施設改修工事	平成 19 年度	31,864	-	-	31,864
顕熱交換機ユニット更新工事	平成 27 年度	5,182	-	-	5,182
その他		6,801	-	-	6,801
合計		1,275,723	-	-	1,275,723

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	38,814	38,401	35,041	33,552	36,278
業務費用	38,814	38,401	35,041	33,552	36,278
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	38,814	38,401	35,041	33,552	36,278
物件費	25,430	25,406	22,066	20,665	23,392
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	25,430	25,406	22,066	20,665	23,392
維持補修費	-	-	-	-	-
減価償却費	13,383	12,995	12,975	12,886	12,886
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	38,814	38,401	35,041	33,552	36,278

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	会費・入会金	87	36	69	63	27
	事業収益	89,299	88,483	87,584	89,715	79,600
	助成金・補助金	-	-	-	-	2,710
	その他	5	0	3	56	61
	収入計	89,391	88,519	87,656	89,835	82,399
支出	人件費	25,922	26,716	24,651	25,279	25,086
	その他経費	54,697	56,687	50,241	49,566	41,112
	管理費	9,102	8,538	9,970	11,221	11,250
	その他	-	-	-	-	-
	支出計	89,721	91,941	84,863	86,065	77,448
収支差額		△330	△3,422	2,793	3,769	4,950

③ 利用の状況等

イ) 利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	88,923	92,227	99,870	97,078	70,058
利用者数－計画 (B)	-	-	-	96,000	100,800
計画達成率 (A÷B)	-	-	-	101.12	69.50

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系			
(山形県県民の海・プール条例より抜粋)			
区分		使用料の額	
個人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき 6,500円
		上記以外の場合	1人1回につき 650円
	高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき 4,300円
		上記以外の場合	1人1回につき 430円
	児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき 3,200円
		上記以外の場合	1人1回につき 320円
団体	一般	1人1回につき	520円
	高校生	1人1回につき	350円
	児童等	1人1回につき	260円

減免基準	
(山形県県民の海・プール条例より抜粋) (利用料金) 第7条 (中略) 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。	

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★		維持
			二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
			維持
			個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高			山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気	-	-	-	-	-	42,166	-	-	18,667	-
機械	-	-	-	-	-	-	-	-	9,081	-
計	-	-	-	-	-	42,166	-	-	27,748	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産 (公有財産、物品) の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「② 冬期間における未利用エリアの有効活用について」 参照

③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	33,552	36,278
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	33,552	36,278
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	4,506.50	4,506.50
施設全体の延床面積 (E)	4,506.50	4,506.50
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	33,552	36,278
使用料及び手数料等 (G)	18,792	20,569
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	56.01	56.70

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

(3) 「③ 自動販売機の設置及び運営を指定管理業務とする場合の事務手続きについて」 参照

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

- (3) 「④ 備品の除却処理漏れについて」参照  
(3) 「⑤ 備品標示票の貼付漏れについて」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与する」ことをどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、県民のニーズを把握するため「利用者数」「年齢別の利用者数」、健康増進の程度を測るため「国民健康保険料の負担額の推移」「疾病率」などが考えられる。【意見】

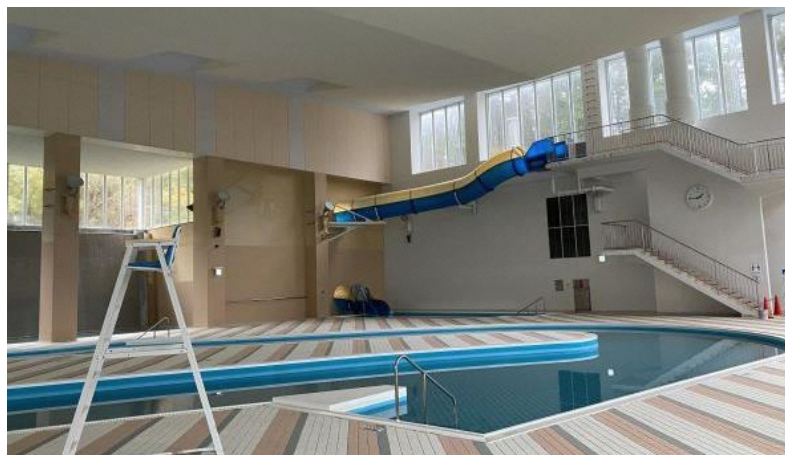
なお、KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などを参考になると考える。

② 冬期間における未利用エリアの有効活用について

当施設では、冬期間は流水プールエリアの気温が上がらないことから休場し、リラクゼーションプール及び 25m プールがあるエリアのみの運営を行っている。当施設では、施設内及びプール水温を 30℃に設定しているが、冬期間になると、施設外に飛び出す構造となっているウォータースライダーから外気が入り込み、暖房を活用しても施設内温度が 25℃までしか上がらず、内部の適正温度（プール水温と同じ 30℃）に保てないことで水温と施設内温度に差が出るため休場している。



(流水プールエリア)



(ウォータースライダー)



子供の利用者にとって、流水プールエリアは魅力的な設備が揃っており、加えて、流水プールを活用することで健康増進につながる取組みと東京大学の教授からも見解があるところであり、冬期間の利用者をさらに伸ばすことができるポテンシャルがある。また、天候の影響を受けずに年間を通じて遊泳を楽しめる当施設の最大の魅力を消しているのは「もったいない」ことである。

以上より、冬期間も利用者の利便性を高めるように、流水プールエリアの環境整備（冷気対策）を調査し、費用対効果を再度検討したうえで、冬期間の全館運営の可否を検討されたい。【意見】

③ 自動販売機の設置及び運営を指定管理業務とする場合の事務手続きについて

行政財産は、地方自治法の規定により行政目的を達成するためのものであるが、本来の用途又は目的を妨げない限度で使用する場合、行政財産自体の効用を助長する面もあることから、使用許可手続きを経ることで目的外使用が可能となっている。

しかし、当施設内に設置されている自動販売機については、行政財産の目的外使用許可手続きが行われていない。

これは、県の「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」において、次の場合には、「使用」とはみなさないことができると規定され、この場合、使用許可手続きを要しないためである。

「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」より抜粋

第2 使用許可の範囲

2 使用とみなさない範囲

次の施設は、県の事務事業遂行のため、県が当該施設を提供するものであること等により、この要領でいう使用とみなさないことができる。

(注) 使用とみなさない場合は、使用許可手続きを要しない。

- (4) 県の施設の管理を委託等した場合において、当該業務を行うために必要な施設。ただし、県の施設を使用させることが契約書等に明記されており、かつ、当該業務以外に県の施設を使用しない場合に限る。

(注) 「県の施設の管理を委託等した場合」とは、例えば生涯学習センターの指定管理のように、県の事務事業の一部を県以外の者に委託した場合をいう。

この取扱いを適用する前提は、当該指定管理業務のために県の施設を使用させることが契約書等に明記されていることであるが、当施設に係る指定管理業務の仕様書や募集要項では、自動販売機の設置及び運営に関する規定は明記されていない。

県では、当施設において自動販売機の設置は業務の範囲内であるという見解を業務引継ぎの際に口頭で引き継ぐとともに、仕様書様式第3号「収支計画書」のその他収入の部に「自動販売機」欄を設けているが、他の指定管理者制度導入施設の仕様書等では明記されていることを考慮すると、同様に仕様書等に明記すべきである。

また、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」では、使用とみなさない場合の留意事項を次のとおり規定している。

「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」より抜粋

第2 使用許可の範囲

3 使用とみなさない場合の留意事項

- (1) 設置場所等については、県有財産の管理及び運用上の観点から設置者と協議のうえ定めること。

- (2) 行政財産使用許可台帳に準じた台帳を調製するとともに、設置位置及び構造

等必要事項を敷地平面図等に記録しておくこと。  
 (3) (中略) 光熱水費の取扱いについて、それぞれ契約その他により明確にしておくこと。

しかし、当施設では、行政財産使用許可台帳に準じた台帳が調製されておらず、令和2年度時点の設置位置及び構造等必要事項を記録した敷地平面図等も具備していなかった。

県は、自動販売機の設置が指定管理業務を行うために必要と判断した場合には、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従い、仕様書等にその旨及び光熱水費の取扱いを明記するとともに、行政財産使用許可台帳に準じた台帳を調製し、設置位置及び構造等必要事項を記録した敷地平面図等を具備する必要がある。【指摘事項】

なお、他の指定管理者制度導入施設では、仕様書において次のとおり必要事項を明記しているため、参考にされたい。

「山形県神室少年自然の家 指定管理者業務基準仕様書」Ⅱ管理運営業務より抜粋  
 6 その他の業務  
 (8) 自動販売機の設置及び運営  
 自動販売機を設置する場合、その設置及び運営については、指定管理者の業務とします。ただし、販売できるものは清涼飲料水及びこれに類するもの(アルコール飲料は除く。)に限ります。  
 なお、光熱水費は、施設内で使用するその他の光熱水費と合算して各事業者へ支払ってください。  
 また、指定管理者と設置者が異なる場合に、設置者から使用料等を徴収する場合は、当該使用料等を事業収入として年度別収支計画書及び事業報告書に計上してください。

④ 備品の除却処理漏れについて

当施設で保有している備品に関して、現物はすでに廃棄を行っているにもかかわらず、備品一覧表に登載されたままとなっている備品が次のとおり2件確認された。

No.	物品番号	品名	取得日	取得価格
1	1-009-002271	ラボードX60	平成12年3月31日	435,000円
2	1-000-000890	券売機	平成12年3月15日	808,500円

公有財産の管理に関して、「山形県財務規則」(昭和39年3月23日山形県規則第9号)では次のように規定されている。

「山形県財務規則」より抜粋

(不用の決定等)

第 168 条 物品管理者は、使用に堪えない物品若しくは使用の必要がない物品で管理換により適切な処理をすることができないもの、又は生産品を処分するときは、不用品処分決議書（様式第 118 号の 2 及び第 124 号の 2）により、不用の決定をしなければならない。この場合において別に定める物品については、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 物品管理者は、前項の規定により不用の決定をしたときは、会計管理者又は出納員にその旨を通知しなければならない。

3 物品管理者は、第 1 項の規定により不用の決定をした物品のうち、売り払うことが不利又は不相当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄することができる。

以上より、県はすでに廃棄済みの 2 件の備品に関して、上記規定に基づき不用の決定の手続きを行う必要がある。【指摘事項】

⑤ 備品標示票の貼付漏れについて

当施設で保有している備品に関して、備品標示票の貼付が漏れている備品が次のとおり確認された。なお、添付が漏れている備品は当施設内に併設されているトレーニングルームに設置されたランニングマシンであり、貼付が困難と考えられる備品ではない。

No.	物品番号	品名	取得日	取得価格
1	1-009-002270	ラボード X 6 0	平成 12 年 3 月 31 日	435,000 円

公有財産の管理に関して、山形県財務規則では次のように規定されている。

「山形県財務規則」より抜粋

(備品の標示)

第 155 条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

以上より、県は備品標示票の貼付が漏れている備品に関して、上記規定に基づき備品標示票を貼付する必要がある。【指摘事項】

### 3 県民の森（森林学習展示館）

#### (1) 施設等の概要

##### ① 概要

施設等の名称	山形県県民の森			
所在地	山形県東村山郡山辺町大字畑谷 1933-42			
所管部課	村山総合支庁 総務企画部 総務課			
根拠法令等	山形県県民の森条例			
設置の目的	県民の保健、休養及び自然愛護思想の向上に資するため			
敷地面積	895ha			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	森林学習展示館	鉄筋コンクリート造	676.84 m <sup>2</sup>	昭和56年度
	炊事場	木造	108.00 m <sup>2</sup>	昭和57年度
	木工体験施設	木造	131.65 m <sup>2</sup>	平成11年度
沿革	昭和56年 開園 平成11年 森の工房「む・う・ぶ」竣工 平成18年 指定管理者制度を導入			
事業概要	<p>○森林学習展示館          県民の森に関する案内・交流の拠点施設であり、各種プログラムや遊具の受付、展示室、研修室がある。</p> <p>○森の工房「む・う・ぶ」          自然の材料をつかった木工クラフト教室を開催している。</p> <p>○フィールドアスレチック          家族やグループ、大人から子供まで利用可能な木製アスレチック遊具を設置している。</p> <p>○野営場          炊事場やトイレが常設されている野営場であり、野外炊飯活動、テントによる宿泊ができる。</p> <p>○各種イベント          広大な敷地や森林を利用し、四季を考慮に入れた様々なイベントを開催している。</p>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名（令和2年度）		
	指定管理者制度	公益財団法人山形県みどり推進機構 （現 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構）		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 56 年度～	317,521	-	-	317,521
当初建設工事	昭和 56 年度	1,223,087	-	-	1,223,087
木工体験施設増築工事	平成 11 年度	8,557	-	-	8,557
合計		1,551,711	-	-	1,551,711

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	40,957	39,101	40,280	42,606	42,121
業務費用	40,957	39,101	40,280	42,606	42,121
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	40,957	39,101	40,280	42,606	42,121
物件費	37,432	35,576	36,755	39,087	38,648
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	36,498	35,570	36,159	37,325	37,154
維持補修費	-	-	-	-	-
減価償却費	3,524	3,524	3,524	3,518	3,472
その他	-	-	-	-	-

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	その他の業務費用	-	-	-	-	-
	移転費用	-	-	-	-	-
経常収益		-	-	-	-	-
	使用料及び手数料	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト		40,957	39,101	40,280	42,606	42,121

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	36,498	35,570	36,159	37,325	37,154
	利用料	419	438	459	232	92
	収入計	36,918	36,008	36,619	37,558	37,246
支出	施設管理費	20,035	20,409	20,136	20,121	21,086
	(うち人件費)	7,734	7,875	7,732	4,352	5,027
	運営費	3,598	3,136	3,038	2,924	2,125
	事務費	12,179	11,854	12,332	12,834	13,694
	(うち人件費)	10,178	9,959	9,948	9,973	9,711
	修繕費	928	-	591	1,814	1,588
	支出計	36,741	35,400	36,099	37,695	38,495
収支差額		176	607	520	△137	△1,249

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	120,470	115,710	109,600	111,410	65,810
利用者数－計画 (B)	-	-	-	-	-
計画達成率 (A÷B)	-	-	-	-	-

※計画を策定していない。

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系			
(山形県県民の森条例より抜粋)			
施設名	区分	使用料	
		一般	小学生・中学生

フィールドアスレチック施設	個人	300 円	150 円
	団体	1 人につき 150 円	1 人につき 70 円

減免基準	
(山形県県民の森条例より抜粋) (利用料金)	
第6条 (中略)	
5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。	

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 効率 ↓ 低		転用・集約化等又は廃止 (売却)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
	★	維持
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	499	-	-	-	46,303	-	-	-	-	-
電気	-	-	-	-	19,715	-	-	-	-	-
機械	-	-	-	-	10,288	-	5,421	-	-	-
計	499	-	-	-	76,306	-	5,421	-	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照



② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

（結果）

(3) 「② 老朽化遊具の撤去検討について」参照

③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

（単位：千円、㎡、％）

	令和元年度	令和2年度
経常費用（A）	30,560	29,073
内、国庫支出金財源（B）	-	-
差引（C = A - B）	30,560	29,073
受益者負担対象部分の延床面積（D）	808.5	808.5
施設全体の延床面積（E）	808.5	808.5
受益者負担の対象とする行政コスト（F = C × D / E）	30,560	29,073
使用料及び手数料等（G）	232	92
減免額（H）	0	0
受益者負担割合 {(G + H) / F}	0.76	0.32

（注）指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。また、経常費用から、指定管理者の支出のうち作業員賃金と、植物管理費を除いたものを対象として、算定した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の「県民の保健、休養及び自然愛護思想の向上に資する」という設置目的をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「調査しているアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。【意見】

なお、KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などを参考にされたい。

② 老朽化遊具の撤去検討について

現地視察の中で、老朽化の激しい木製の遊具が散見された。

(家族広場の木製遊具)



現状、当施設での予算要求の優先順位としては、獣害対策のためのバッファゾーン整備（熊などが出現した際に把握を容易にするための緩衝地帯）、森林学習展示館の地下灯油タンク腐食修繕工事等が優先となっている。確かにいずれも人命に関わることであるから、対策は急務である。

一方で、解体や撤去費用を予算要求しているような遊具は無く、当該遊具はこのままの状況が続く見込みである。しかし、このような老朽化した遊具を放置しておく、万が一利用した場合に倒壊・破損するおそれがあり、子供の怪我につながる可能性もある。当施設は敷地が広大であり、なかなか目を届かせるのが大変な部分はあるが、例えば施設内のアスレチック遊具の中には、修復不能なものを撤去し、事故を未然に防止している場所もあるため、これに倣い早急に利用停止や撤去などを検討する必要があると考える。そのためには、巡回の際に発見された危険事項につき、利用停止や撤去、修繕といった判断基準を設け、対応に結び付けるプロセスが必要になると思料する。【意見】

#### 4 置賜文化ホール

##### (1) 施設等の概要

###### ① 概要

施設等の名称	置賜文化ホール			
所在地	米沢市丸の内一丁目2番1号			
所管部課	置賜総合支庁総務企画部総務課			
根拠法令等	置賜文化ホール条例			
設置の目的	県民の文化活動を促進し、本県の文化の向上に寄与するため			
敷地面積	33,892.67 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	置賜文化ホール	鉄骨鉄筋コンクリート造	4,197.71 m <sup>2</sup>	平成13年度
沿革	<p>上杉神社を中心とする松が岬公園周辺と3.4haの米沢工業高校跡地を一体的にとらえ、置賜地域における地域・文化の振興を先導していく「文化創造拠点エリア」として位置付け、県立の置賜文化ホールと米沢市上杉博物館を合築した「伝国の杜」を県と米沢市で整備。</p> <p>平成13年に完成し、同年9月29日に開館。</p>			
事業概要	<p>客席数およそ500の豊富な舞台機構を備える県内屈指のホールで、能楽、演劇、音楽などの舞台芸術をはじめ、上杉の城下町「米沢」のコンベンション施設として、各種シンポジウムや学会、式典などにも活用されている。</p> <p>また、県内唯一の能舞台を備えた施設であり、能や狂言等の公演時には、エントランスホールに展示する能舞台を空気浮上方式で移動し、脇正面席を含めたホール内は「能楽堂」の雰囲気となる。</p>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度		指定管理者名（令和2年度）	
	指定管理者制度		米沢市	



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 62 年度 平成 13 年度	810,034	-	-	810,034
当初建設工事	平成 13 年度	3,902,921	-	-	3,902,921
合計		4,712,955	-	-	4,712,955

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	208,802	112,652	121,849	121,990	121,837
業務費用	208,802	112,652	121,849	121,990	121,837
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	208,802	112,652	121,849	121,990	121,837
物件費	61,918	61,209	70,406	70,547	70,394
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	61,918	61,209	70,406	70,547	70,394
維持補修費	-	-	-	-	-

			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		減価償却費	146,884	51,443	51,443	51,443	51,443
		その他	-	-	-	-	-
		その他の業務費用	-	-	-	-	-
		移転費用	-	-	-	-	-
経常収益			-	-	-	-	-
		使用料及び手数料	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト			208,802	112,652	121,849	121,990	121,837

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	61,918	61,209	70,406	70,547	70,394
	利用料	9,695	10,479	11,114	9,853	4,627
	その他収入	57,657	59,615	59,882	58,545	61,194
	収入計	129,270	131,303	141,402	138,945	136,215
支出	人件費	16,620	17,579	15,088	15,388	15,602
	燃料費	7,402	8,407	9,636	7,692	8,859
	光熱水費	17,546	18,384	19,429	19,102	17,157
	修繕費	4,482	2,793	12,348	11,636	7,262
	委託費	82,036	83,641	84,304	84,282	86,687
	雑費	1,184	499	597	845	648
	支出計	129,270	131,303	141,402	138,945	136,215
収支差額		-	-	-	-	-

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	50,398	51,189	53,187	44,732	13,502
利用者数－計画 (B)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
計画達成率 (A÷B)	100.7	102.3	106.3	89.4	27.0

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系							
(置賜文化ホール条例より抜粋)							
第5条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの (以下「指定管理者」という。)が文化ホールの管理を行う場合を除き、使用者から別表第2に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。							
(置賜文化ホール条例施行規則より抜粋)							
第7条 条例第5条の規定により知事が定める額は、別表のとおりとする。							
別表							
1 施設使用料							
区分		金額					
		午前9時から正午までの間	午後1時から午後5時までの間	午後6時から午後10時までの間	左記以外の時間(1時間当たり)	冷暖房使用に係る加算額 (1時間当たり)	
ホール	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	16,500円	22,000円	22,000円	8,230円	4,400円	4,710円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	24,750円	33,000円	33,000円	12,340円		
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	33,000円	44,000円	44,000円	16,460円		
	準備又は練習のために使用する場合	8,250円	11,000円	11,000円	4,110円		
第1楽屋		780円	1,030円	1,030円	380円	440円	480円
第2楽屋		620円	830円	830円	300円	440円	480円
第3楽屋		530円	730円	730円	250円	410円	410円
第4楽屋		380円	510円	510円	180円	200円	200円
第5楽屋		380円	510円	510円	180円	200円	200円
第1練習室		930円	1,250円	1,250円	460円	90円	90円
第2練習室		620円	830円	830円	300円	50円	50円
第3練習室		380円	510円	510円	180円	20円	20円
第4練習室		380円	510円	510円	180円	20円	20円
大会議室	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	3,920円	5,230円	5,230円	1,950円	740円	690円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	5,880円	7,840円	7,840円	2,920円		
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	7,840円	10,460円	10,460円	3,900円		

備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあつては正午から午後1時までの間、午後1時から午後10時まで引き続き使用する場合にあつては午後5時から午後6時までの間に係る使用料（冷暖房使用に係る加算額を除く。）は、無料とする。
- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

2 設備使用料

種別	設備名	単位	使用料の額
舞台設備	音響反射板	一式	3,970円
	所作台（開帳場及び化粧框（がまち）を含む。）	一式	6,270円
	平台	1台	100円
	箱足	1台	50円
	開き足	1脚	50円
	木台	1台	50円
	松羽目	一式	1,560円
	竹羽目	一式	2,080円
	びょうぶ	1双	1,030円
	紗幕（しゃまく）	一式	830円
	めくり台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ（大）	1枚	200円
	上敷ござ（小）	1枚	100円
	地がすり	1枚	730円
	バレエシート	一式	2,080円
	人形立て	1本	100円
	長座布団	1枚	100円
	高座用座布団	1枚	100円
	鳥屋囲い	一式	1,030円
	演台	1台	1,030円
	司会者台	1台	510円
	指揮者用譜面台、指揮台	一式	510円
	演奏者用譜面台	1台	50円
コントラバス用椅子	1脚	100円	
仮設花道	一式	4,180円	



	花道用所作台	一式	1,030円
	能舞台	一式	5,230円
ピアノ	スタンウェイ (ホール用)	1台	8,370円
	ヤマハ (練習室用)	1台	1,560円
映写設備	16mm映写機 (ホール用)	一式	4,170円
	ビデオプロジェクター	一式	1,560円
	スライド映写機	一式	1,030円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,030円
	スクリーン (ホール用)	一張	1,030円
音響設備	拡声装置 (ホール用)	一式	2,610円
	拡声装置 (大会議室用)	一式	1,250円
	カセットデッキ	1台	730円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	730円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,030円
	ミニディスクレコーダー	1台	1,030円
	ステージスピーカー	1組	510円
	移動用スピーカー	1組	510円
	三天吊 (づり) マイクロホン装置	一式	510円
	ワイヤレスマイク	1本	510円
	コンデンサーマイク	1本	510円
	ダイナミックマイク	1本	510円
照明設備	フットライト (置型)	1列	510円
	ローアーホリゾンライト	1列	1,030円
	ボーダーライト	1列	1,030円
	サスペンションライト	1列	2,080円
	スポットライト	1台	300円
	アッパーホリゾンライト	1列	1,250円
	フロントサイドライト (右)	一式	2,080円
	フロントサイドライト (左)	一式	2,080円
	シーリングスポットライト	一式	2,080円
	センタースポットライト	1台	2,080円
	スタンド	1本	200円
	プロジェクタースポットライト	1台	1,030円
	照明効果マシン	1台	510円
	オブジェティブレンズ	1台	100円
	ミラーボール (吊 (つり) 型)	1台	1,030円
	ミラーボール (置型)	1台	1,030円
	ファイアーマシン	1台	1,030円
	オーロラマシン	1台	1,030円

	波マシン	1台	1,030円
	スモークマシン	一式	3,120円
	ストロボマシン	1台	1,030円
	星球	一式	1,030円

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用量の額である。

減免基準
(置賜文化ホール条例より抜粋)
第6条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。
第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
<b>【置賜文化ホールの利用料金免除の基準】</b>
i 県が文化事業に使用するとき・・・全額
ii 学校等が教育活動の一環として実施する文化事業に使用するとき・・・2分の1
iii その他1・2に準じると認められるとき・・・全額又は2分の1

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 効率 状況 ↓ 低		転用・集約化等又は廃止 (売却)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
	★	維持
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
建築	-	-	-	16,207	-	-	-	-	-	-
電気	-	-	-	47,782	-	-	65,087	-	-	-
機械	-	11,413	-	38,397	-	-	-	-	-	-
計	-	11,413	-	102,386	-	-	65,087	-	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について」参照  
(3) 「② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	121,990	121,837
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	121,990	121,837
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	1,449.50	1,449.50

	令和元年度	令和2年度
施設全体の延床面積 (E)	4,321.50	4,321.50
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	40,917	40,865
使用料及び手数料 (注) (G)	9,853	4,627
減免額 (H)	3,961	3,078
受益者負担割合 {(G + H) / F}	33.76	18.86

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

(3) 「③ 施設使用許可申請書及び減免申請書の様式について」参照

⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について

当施設の利用状況の推移は以下のとおりとなっている。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ホール	利用可能日 (日)	285	295	281	281	247
	利用日数 (日)	147	165	159	138	83
	稼働率 (%)	51.6	55.9	56.6	49.1	33.6
楽屋 計	利用可能日 (日)	299	298	297	299	262
	利用日数 (日)	111	118	96	92	48
	稼働率 (%)	37.1	39.6	32.3	30.8	18.3
練習室 計	利用可能日 (日)	302	298	297	298	262
	利用日数 (日)	252	259	241	233	139
	稼働率 (%)	83.4	86.9	81.1	78.2	53.1
大会議室	利用可能日 (日)	301	298	297	299	262
	利用日数 (日)	179	166	163	158	136
	稼働率 (%)	59.5	55.7	54.9	52.8	51.9

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
能舞台	利用回数 (回)	68	59	42	33	3

当施設は、その利用時間帯を、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで、午後 6 時から午後 10 時までの 3 区分とし、それぞれの時間帯ごとに使用料を設定している。

施設の利用状況について、施設ごとの利用日数及び稼働率について把握はしているが、時間帯ごとの利用状況や時間帯をまたいでの利用状況についての把握は十分になされていない。また、楽屋については 5 部屋、練習室については 4 部屋あり、それぞれ部屋単位での利用が可能となっているものの、部屋単位の利用状況は把握していない。さらに、上表が示す稼働率は、三つの時間帯のうち一回でも利用があればその日の稼働率は 100% として取り扱われている。この場合、算出された稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯がどの程度発生しているのかを把握することは難しい状態となっている。

各施設とも利用者は一日に三回転することが可能となっており、稼働率を算出する上では、一日のうち三つの時間帯すべての利用があった場合に 100% とし、一日のうち、たとえば午前だけの利用である場合には 33.3% とするのが施設の稼働実態をより正確に表すものといえる。

県は、県民のニーズに応え、当施設のさらなる活性化を図るため、また、指定管理者の業務をモニタリング・評価し、PDCA サイクルをより有効に機能させるため、利用状況のより詳細な把握に努め、当該データを活用し、施設利用促進策の分析や改善点の検討を行っていく必要がある。

貸館等の施設については、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。【意見】

## ② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

県は、文化施設全体の KPI として、県内の主要美術館・博物館（県と共催で企画展等の事業を実施している文化施設）と県立文化施設の年間利用者数を 100 万人と設定しているが、個別施設ごとの具体的な数値目標や施設 KPI の設定は見受けられない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができること

にもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」という指標が考えられる。また、「伝国の杜」全体として、住民参加による施設運営と利用拡大の取組みを進めており、地域住民の力による伝国の杜の活性化を目指して、「伝国の杜サポーター」による活動を平成 17 年より開始し、館内インフォメーションやレセプション、広報などの活動を展開している。さらに、様々な特典付きの「伝国の杜ファンクラブ」を平成 20 年に創設し、地域住民の気軽な施設利用を促している。このようなサポーター数やファンクラブ会員数といった定量的な情報に基づく指標なども含めることで、利用者のニーズに応える施設運営へと繋げていくことができるものと考えられる。【意見】

なお、KPI の設定に際しては、過去の実績のみならず将来の予測を総合的に勘案し、どのような意図をもって目指すべき水準を決めるのか、その根拠を明確にしておく必要がある。また、KPI の形骸化や目標達成に向けた意欲の減退につながらないように到達が容易な低い水準となっていないかどうか、逆に実態とは大きく乖離してしまうような高すぎる水準となっていないかなどにも留意しながら適正な水準の KPI を設定することが望ましい。

### ③ 施設使用許可申請書及び減免申請書の様式について

当施設の使用許可申請及び使用料減免申請の流れは、置賜文化ホール条例施行規則によれば、次のとおりとなっている。

使用料減免申請がない場合
(Ⅰ) 使用許可を受けようとする者は、別記様式第 1 号による申請書を知事に提出
(Ⅱ) 知事は、使用許可をしたときは、別記様式第 2 号による許可書を申請者へ交付
使用料減免申請ありの場合
(Ⅰ) 使用料減免申請なしの場合と同様
(Ⅱ) 使用料減免申請なしの場合と同様
(Ⅲ) 使用料の免除を受けようとする者は、別記様式第 3 号による申請書を知事に提出

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者  
 住所又は所在地  
 氏名又は名称及び代表者氏名  
 (使用責任者氏名 電話番号 )

置賜文化ホール使用許可申請書

次のとおり置賜文化ホールの施設等の使用の許可を受けたいので、置賜文化ホール条例第2条第1項の規定により申請します。

使用目的 (催し物の名称)		使用人数	人
施設名又は設備名	使 用 日 時	使用形態	設備の数量
	年 月 日 ( 曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 ( 曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 ( 曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 ( 曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 ( 曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
持込み器具等	有(品名 キロワット) ・ 無		
入場料金の領収	有(1人当たりの最高額 円) ・ 無		
その他参考事項			
誓約事項 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。			

- (注) 1 「使用形態」の欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 2 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。  
 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

様式第2号

年 月 日

置賜文化ホール使用許可書  
様

使用目的 (催し物の名称)		使用人数	人
施設名又は設備名	使用日時	使用形態	設備の数量
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
持込み器具等	有 (品名 キロワット) ・ 無		
入場料金の領収	有 (1人当たりの最高額 円) ・ 無		
使用料の額 (算定内訳)	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20%;"></span> <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20%;"></span> <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20%;"></span> <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 20%;"></span> </div>		
条件			
<p>置賜文化ホール条例第2条第1項の規定により、上記のとおり施設等の使用を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 氏 名 印</p>			
許可番号			



様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者  
 住所又は所在地  
 氏名又は名称及び代表者氏名  
 (使用責任者氏名 電話番号 )

置賜文化ホール使用料免除申請書

次のとおり置賜文化ホールの施設等の使用料の免除を受けたいので、置賜文化ホール条例施行規則第8条の規定により申請します。

使用目的 (催し物の名称)		使用人数	人
施設名又は設備名	使用日 時	使用形態	設備の数量
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
持込み器具等	有 (品名 キロワット) ・ 無		
免除を受けようとする理由			
備考			

(注) 「使用形態」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

現地視察時、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、関連資料の閲覧を実施したところ、当施設における使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは、条例施行規則に定めるものとは異なる手続きにより行われていた。

実際の運用は、使用許可を受けようとする者が、指定管理者に対し、「置賜文化ホール使用許可申請書」(以下、「使用許可申請書」という。)を提出し、利用料金納入確

認の後、使用許可書の交付を受ける。

また、減免申請については、別途減免申請書の提出を求めるのではなく、使用許可申請書の記載事項に基づき、申請者が減免基準に該当する者であるか否かの確認を実施し、利用料金減免の有無を判断している。

使用許可申請書の記載事項は、条例施行規則様式第1号及び第3号の記載事項を概ね網羅するものとなっており、使用料減免の判断に支障は生じていないものと思われるが、使用料の免除を受けようとする者が免除申請書を提出するという条例の定めと実際の運用が異なっている現状は見直すべきである。


県は、減免申請者に対して条例施行規則に定める別記様式第3号による申請書の提出を求めるべきであり、規則に基づく運用が実務上支障がある場合は、条例施行規則の別記様式を実際に使用している様式に改めるべきである。【指摘事項】

## 5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館			
所在地	東置賜郡高畠町大字安久津 2117			
所管部課	観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課			
根拠法令等	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例			
設置の目的	本県にとって歴史上重要な古代の遺跡に関する資料の収集、保管及び展示を行い、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため			
敷地面積	6,456.59 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館	鉄筋コンクリート造	1,358.24 m <sup>2</sup>	平成4年度
沿革	<p>昭和51年度 第6次山形県総合開発計画及び第2次山形県教育振興計画において、風土記の丘（歴史公園）建設構想提示</p> <p>昭和56年度 風土記の丘実態調査を実施し、候補予定地は、高畠町の洞窟遺跡群を中心とする置賜地域が適当と報告</p> <p>昭和60年度 第7次山形県総合開発計画及び第3次山形県教育振興計画において、候補地区について高畠町を中心とする置賜地域に位置付け</p> <p>昭和61年度 風土記の丘基本構想・計画を作成</p> <p>平成2年度 考古資料館の基本・実施設計を作成</p> <p>平成3年度 高畠町町有地を借用し、考古資料館本体工事着工、展示工事着工</p> <p>平成4年度 考古資料館建物本体・展示工事完成、考古資料館外構工事</p> <p>平成5年度 考古資料館会館（4月23日） 開館から平成17年度までは、高畠町へ管理委託 平成18年度からは、高畠町が指定管理者となっている</p>			
事業概要	<p>(1) 展示の概要</p> <p>①常設展示</p> <p>置賜地方を中心に県内各遺跡の出土資料を展示し、旧石器時代から古墳時代までを通史的に理解することができるような構成としている。</p>			

	<p>②企画展示 年に1回、約3ヶ月の期間にわたり企画展示を実施 令和2年度は、「水木田遺跡と縄文時代中期前半の山形」と題して、山形県最上町に所在する水木田遺跡の遺物を中心に、縄文時代中期前半にスポットを当てた展示を実施した。</p> <p>(2) 教育普及活動</p> <p>①体験事業 「赤ちゃんの手形をつくろう」、「勾玉・弓矢・石器をつくろう」、「ガラス玉をつくろう」など、展示品にちなんだ体験学習を実施している。</p> <p>②研修事業 資料館職員のほか、外部講師を招いての講座研修や、県内外の遺跡や展示施設を巡る野外研修を実施している。</p>	
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名（令和2年度）
	指定管理者制度	高島町
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	-	-	-	-	-
当初建設工事	平成2年度	569,348	-	431,000	138,348
合計		569,348	-	431,000	138,348

## ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	31,405	32,343	29,671	30,866	28,160
業務費用	31,405	32,343	29,671	30,866	28,160
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	25,337	27,142	25,337	27,399	25,560
物件費	12,040	13,845	12,040	14,102	12,263
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	12,040	13,845	12,040	14,102	12,263
維持補修費	-	-	-	-	-
減価償却費	13,297	13,297	13,297	13,297	13,297
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	6,068	5,201	4,334	3,467	2,600
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	31,405	32,343	29,671	30,866	28,160

## ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
収入	指定管理料	12,040	13,845	12,040	14,102	12,263
	利用料	333	313	333	341	181
	その他収入	5,556	5,748	5,754	5,299	5,132
	収入計	17,929	19,907	18,128	19,743	17,576
支出	人件費	11,952	12,089	11,711	12,258	11,953
	事業費	1,308	850	961	842	1,046
	管理費	4,668	6,967	5,455	6,641	4,576
	支出計	17,929	19,907	18,128	19,743	17,576
収支差額	-	-	-	-	-	

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	9,695	10,650	9,752	10,161	3,882
利用者数－計画 (B)	8,600	9,000	9,000	10,000	10,000
計画達成率 (A÷B)	112.7	118.3	108.3	101.6	38.8

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料の料金体系		
(山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例より抜粋)		
第 2 条 県は、第 4 条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの (以下「指定管理者」という。)が資料館の管理を行う場合を除き、資料館に入館しようとする者から入館料を徴収する。		
2 入館料の額は、別表のとおりとする。		
別表		
区分		入館料の額
個人	大学の学生及びこれに準ずる者	100 円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	200 円
団体 (20 人以上のものに限る。)	大学の学生及びこれに準ずる者	1 人につき 70 円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	1 人につき 150 円

減免基準

(山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例より抜粋)

第3条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料の全部又は一部を免除することができる。

第8条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第8条のあらかじめ知事の承認を受けた基準は以下のとおりである。

1 こどもの日・文化の日・その他教育委員会が指定する日において、資料館が主催する教育、学術及び文化の普及向上に資する行事に参加する者については入館料を免除する。

2 前項に規定する者のほか、入館料の減免を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1) 教育課程に基づく教育活動として入館する児童、生徒、学生及びこれらの引率者

2) その他教育委員会が公益上特に必要があると認める者

※上記の入館料の減免を受けようとする者は、入館料減免申請書を考古資料館に提出すること

3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けている者、並びにその付添い

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★		維持
			二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
			維持
			個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高			山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	51,421	-	-	-	-	-	-	-	-
電気	-	-	31,195	-	-	-	-	-	-	-
機械	-	2,375	124,304	-	-	-	-	-	-	-
計	-	53,796	155,499	-	-	-	-	-	-	-

⑤ その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年3月28日から5月14日までの期間、休館となった。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。



(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	30,866	28,160
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	30,866	28,160
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	408.00	408.00
施設全体の延床面積 (E)	1,358.24	1,358.24
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	9,271	8,458
使用料及び手数料等 (G)	341	181
減免額 (H)	55	25
受益者負担割合 {(G + H) / F}	4.27	2.44

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

- (3) 「② あるべき受益者負担割合の設定による使用料見直しの検討について」  
参照

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

- (3) 「③ 使用しなくなった備品に係る遊休物品登録について」参照  
(3) 「④ 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複の修正について」参照

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

県は、文化施設全体の KPI として、県内の主要美術館・博物館（県と共催で企画展等の事業を実施している文化施設）と県立文化施設の年間利用者数を 100 万人と設定しているが、個別施設ごとの具体的な数値目標や施設 KPI の設定は見受けられない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができること

にもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」という指標が考えられる。また、当施設では利用者の声を聞き施設運営に活かしていくため、アンケートポストを設置するとともに、各種イベント参加者からは多くのコメントをいただいております。このような利用者の声を素点化する等により、一つの評価指標とすることで、利用者のニーズに応える施設運営へと繋げていくことができるものとする。【意見】

なお、施設 KPI の設定に際しては、過去の実績のみならず将来の予測を総合的に勘案し、どのような意図をもって目指すべき水準を決めるのか、その根拠を明確にしておく必要がある。また、KPI の形骸化や目標達成に向けた意欲の減退につながらないよう到達が容易な低い水準となっていないかどうか、逆に実態とは大きく乖離してしまうような高すぎる水準となっていないかなどにも留意しながら適正な水準の施設 KPI を設定することが望ましい。

## ② あるべき受益者負担割合の設定による使用料見直しの検討について

(2)④において、直近2年間の受益者負担割合を算出したが、他の県内同種施設に比し、極めて低い割合となっていることから、平成30年度以前3年間についても同様に、受益者負担割合の算出を行った。

その結果は次のとおりであり、直近5年間を通して、当施設の受益者負担割合は、概ね4%程度で推移している状況である。

(単位：千円、㎡、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常費用 (A)	31,405	32,343	29,671
内、国庫支出金財源 (B)	-	-	-
差引 (C = A - B)	31,405	32,343	29,671
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	408.00	408.00	408.00
施設全体の延床面積 (E)	1,358.24	1,358.24	1,358.24
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	9,433	9,715	8,912
使用料及び手数料等 (G)	333	313	333
減免額 (H)	83	81	36
受益者負担割合 {(G + H) / F}	4.41	4.05	4.14

当施設は、本県にとっての歴史上重要な古代の遺跡に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、教育普及活動、調査研究活動を行っている施設であり、公の施設として県民に対し、安価によりサービスを提供するという姿勢は理解できる。

しかし、今後ますます厳しくなることが予測される本県の財政状況を考えると、施設に係る行政コストを回収するという視点から、入館料の妥当性について検証することや抜本的なコスト削減策を検討していくことが必要となる。

当施設においては、入館料についてコスト回収的側面からの具体的検討は現在まで行われたことはなく、開館当初より入館料の改定は一度もなされていない。県によれば、近隣各県同種施設の改定状況等を踏まえながら、入館料の改定を検討していくとのことである。

これに対して、他の市町村を主とした地方自治体においては、適正な受益者負担の観点から使用料等の水準の見直しを行っている。具体的には、施設について「公的関与の必要性(日常生活に必要不可欠か、個人的価値観により必要性が異なるものか)」と「収益性(民間で類似・同種のサービスを提供する施設が設置されているかどうか)」の2軸により高低などマトリクスを設定し、象限ごとにあるべき受益者負担割合を設定し、実際の負担割合との比較により、使用料等の見直しを行っている。これは、施設の建設や維持管理に要するコストは各地方自治体により異なるため、同種施設の料金水準と比較するのではなく、行政サービスに実際に要したコストの一定割合を受益者に負担してもらうというコスト回収的な観点からの考え方によるものである。

県は、施設のあるべき受益者負担割合を設定し、実際の負担割合と比較することにより、コスト回収的な観点から入場料の妥当性の検証やコスト削減に努めていくことを検討されたい。【意見】

なお、当施設は、県内の重要な縄文時代・古代等の遺跡に関する資料の収集、保管及び展示を行い、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とするもので、民間で類似のサービスを提供する施設は設置されておらず、収益性は非常に低いといえる。一方で、多くの県民が日常的に利用する施設というよりは一部の県民が個人的価値観に応じて選択的に利用するという施設であり、公的関与の必要性はそれほど高いとはいえないものとする。

③ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について

当施設の現地調査時（11月16日）、県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、次の備品については、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。

物品番号	品名	状況
1-992-003375	スライド映写機	使用していない
1-992-003385	一眼レフカメラ	使用していない
1-992-003386	カメラレンズ	使用していない

県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。

令和2年度における照合確認報告においては、遊休備品はない旨、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされており、現地調査時の担当者ヒアリングにおいても、使用頻度が著しく少ない物品等はない旨の回答を得た。

しかし、スライド映写機について、実際は10年以上使用していないとのことであり、スライド資料自体がなく、教育普及活動として行っている講演会、体験事業、研修事業等においても、今後の使用は見込まれないとのことであった。また、一眼レフカメラ及び同カメラレンズについても、相当期間使用していないとのことであり、現地調査時は事務室内のキャビネットに保管され、使用されている形跡は見られなかった。

県は、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。【意見】

④ 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複の修正について

当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報に、次のとおり、データの重複があった。

財産番号	資産名称	科目	執行機関	取得年度	取得価額	期末簿価
2007016210	展示工作物	工作物	教育やまがた推進課	H4年度	124,186,221	15,821,333
2008002770	展示工作物	工作物	文化財・生涯学習課	H4年度	124,186,221	15,821,333

ファシリティマネジメントにおいては、次のとおり、地方公会計制度の活用の重要度が高まっている。

「基本方針」IV推進体制等より抜粋

6 新たな地方公会計制度の活用

新たな地方公会計制度の導入により、資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」の把握が可能となることから、他団体と比較する等、地方公会計データを活用する手法を検討する。

総務省自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）より抜粋

第一 総合管理計画の見直しについて

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

2 記載が望ましい事項

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

県においても、上記の総務省通知を踏まえ、基本方針に有形固定資産の減価償却率の推移のデータを盛り込むこととしており、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。

「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」を適切に把握するためには、固定資産台帳の「取得価額」「期末簿価」が正確である必要がある。県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係るデータの重複について修正する必要がある。【指摘事項】

## 6 山形県青年の家

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県青年の家			
所在地	山形県天童市小路一丁目7番8号			
所管部課	教育庁生涯教育・学習振興課			
根拠法令等	山形県青少年教育施設条例			
設置の目的	団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るための施設（特に、青少年ボランティアの育成・支援、次代を担うリーダーの育成等）			
敷地面積	9,342.12 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	本館	鉄筋コンクリート造	2,583.45 m <sup>2</sup>	昭和41年度
	体育館	鉄骨造	689.26 m <sup>2</sup>	昭和42年度
沿革	昭和42年 本館・体育館落成 昭和44年 女子棟、大研修室改築工事 昭和46年 談話室増築 平成20年 体育館耐震改修工事 平成21年 本館耐震改修工事			
事業概要	○青少年を対象とした社会教育プログラムの開発と実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年ボランティアの育成、支援事業</li> <li>・次代を担うリーダー育成事業</li> <li>・青少年に関わる現代的課題への対応</li> </ul> ○教育研修施設の運営と管理			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名及び職員数（令和2年度）		
	指定管理者制度	山形県青年の家管理企業体 一部直営（職員数：一般職員5人、会計年度任用職員等1人）		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
当初建設工事	昭和 41 年度	425,063	-	-	425,063
集会室増築工事	昭和 45 年度	9,251	-	-	9,251
ポンプ室・機械室工事	昭和 53 年度	37,004	-	-	37,004
耐震改修工事	平成 21 年度	4,926	-	-	4,926
体育館修繕工事	平成 22 年度	8,479	-	-	8,479
その他		12,965	-	-	12,965
合計		497,691	-	-	497,691

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	92,447	92,972	89,686	91,191	92,072
業務費用	92,447	92,972	89,686	91,191	92,072
人件費	38,820	38,782	37,375	38,485	38,378
職員給与費	30,813	30,742	30,648	30,469	30,330
賞与引当金繰入額	2,928	3,037	3,164	3,163	3,163
退職手当引当金繰入額	3,324	3,284	1,792	3,065	3,065
その他	1,754	1,718	1,771	1,788	1,820
物件費等	53,627	54,190	52,311	52,706	53,694
物件費	43,470	44,033	42,153	41,361	42,478

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	内、光熱水費	-	-	-	-	-
	内、維持管理費	212	1,331	0	232	781
	内、指定管理料	40,390	40,390	40,390	39,459	39,826
	維持補修費	-	-	-	1,188	1,188
	減価償却費	10,157	10,157	10,157	10,157	10,028
	その他	-	-	-	-	-
	その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-	
経常収益		-	-	-	-	-
	使用料及び手数料	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト		92,447	92,972	89,686	91,191	92,072

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	40,390	40,390	40,390	39,459	39,826
	利用料	8,522	8,958	8,437	4,745	202
	その他収入	145	116	116	83	31
	収入計	49,057	49,464	48,943	44,289	40,060
支出	人件費	22,125	22,448	21,374	21,402	20,834
	食費	6,740	6,169	6,662	3,857	174
	水道光熱費	4,161	4,455	4,378	3,243	1,978
	給食業務費	7,635	7,635	7,635	7,396	7,533
	清掃管理業務費	1,053	1,096	1,053	1,053	1,073
	修繕費	2,059	2,059	2,061	2,040	2,024
	その他	5,283	5,600	5,263	4,704	6,122
	支出計	49,057	49,464	48,428	43,696	39,740
収支差額		-	-	515	592	320

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	11,000	9,593	9,476	6,718	4,259
利用者数－計画 (B)	-	-	-	12,500	13,000



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画達成率 (A ÷ B)	-	-	-	53.74	32.76

※平成 30 年度以前は計画を策定していない。

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系
<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料</li> <li>〈宿泊利用者 (1 人 1 泊につき)〉</li> <li>一般利用者 1,100 円、大学生 620 円、</li> <li>高校生・社会教育関係者 380 円 (中学生以下 無料)</li> <li>研修生の指導者・引率者 620 円 (研修生が中学生以下の場合 無料)</li> <li>研修生の同伴者 620 円</li> <li>〈日帰り利用者〉</li> <li>一般利用者・大学生・社会教育関係者 (高校生以下 無料)</li> <li>各研修室 200 円、大研修室 630 円、食堂 600 円、体育館 2,500 円</li> <li>・食費</li> <li>朝食 390 円、昼食 390 円、夕食 630 円</li> <li>・シーツクリーニング代 210 円</li> </ul>

減免基準
<p>(山形県青少年教育施設条例より抜粋)</p> <p>(利用料金の免除)</p> <p>第 15 条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p>

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 状況 ★ ↓ 低		再生 (・建替)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		再生
		個別施設計画の名称
低 ← 建物性能 → 高		山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	143,454	-	-	-	-	-	16,563	-	-
電気	-	-	-	-	-	-	-	107,584	-	-
機械	-	-	-	-	-	-	-	238,321	-	-
計	-	143,454	-	-	-	-	-	362,468	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「② 陶芸室の利用状況について」参照

- (3) 「③ 民間宿泊施設の活用検討について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間

の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	91,191	92,072
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	91,191	92,072
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	3311.63	3311.63
施設全体の延床面積 (E)	3676.60	3676.60
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	82,139	82,932
使用料及び手数料等 (G)	4,745	202
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	5.78	0.24

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

- ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「健全な青少年の育成」をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「学習や体育の発展の度合いを測るための全国的な学力の順位」「スポーツの順位」などの指標が考えられる。【意見】

なお、施設 KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などが参考になると考える。

## ② 陶芸室の利用状況について

敷地内にある陶芸室が、10 年以上利用されていない状態で、残されている。

(陶芸室 外部)



(陶芸室 内部)



鉄骨造ではあるが壁は簡易なトタン製、床はベニヤであり、経年による劣化が見られた。使わないまま残しておく、獣の住処になったり、倒壊のおそれがあるなど、リスクと隣り合わせである。維持していくコストが個別に多額にかかっているという

事実はないが、内部に物品（消耗品）等もあり、撤去・処分が容易にできそうなものもある。

本来は、陶芸等の芸術活動等を通じた交流・体験活動のために利用されるべきであるが、今後も使う見込みがないのであれば、撤去費用を踏まえてまずは消耗品から処分を進め、最終的には建造物も含めた撤去・解体を検討されたい。その上で、後に陶芸体験の需要が出てきた場合には、民間施設への誘導、費用補助を行って、目的を補完することが必要となると思料する。【意見】

### ③ 民間宿泊施設の活用検討について

当施設の利用目的として一番多いのが、体育館の利用である。この点、体育館は周辺に数多く存在するわけではなく、近隣の学校やクラブチーム同士で利用が競合するため、存在意義が大きいと考えられる。

一方で、宿泊設備も備えた当施設について、利用者別の過去3年間の宿泊数を見てみると、下記のような状況である。

（平成30年度）

区分	日帰り	1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計
団体数（件）	326	40	9	1	5	381
構成比（％）	85.6	10.5	2.4	0.3	1.3	100
実人数（人）	6,353	2,423	315	187	198	9,476
構成比（％）	67.0	25.6	3.3	2.0	2.1	100

（令和元年度）

区分	日帰り	1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計
団体数（件）	245	35	8	0	1	289
構成比（％）	84.8	12.1	2.8	0.0	0.3	100
実人数（人）	4,600	1,864	245	2	7	6,718
構成比（％）	68.5	27.7	3.6	0.0	0.1	100

（令和2年度）

区分	日帰り	1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計
団体数（件）	284	5	0	0	0	289
構成比（％）	98.3	1.7	0.0	0.0	0.0	100
実人数（人）	4,193	66	0	0	0	4,259
構成比（％）	98.5	1.5	0.0	0.0	0.0	100

令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり宿泊を含む利用は極端に落ちている部分があるが、平成30年度を見ても、宿泊による利用割

合は少なくなっている。

本館（宿泊・研修施設）は昭和 42 年に竣工したものであり、多少の修繕は加えられているものの全体的な老朽化は否めない状態である。実際、軒天のコンクリートの一部が剥がれ、微細なコンクリート片が下に落ちているような状況もあり、現状は危険防止措置が取られているものの、劣化が進めば危険になって修繕が必要となり、今後もコストがかかり続ける。また、エアコン設備を増設してほしい、水道水がさびくさいなどの利用者からの声もある。快適に利用してもらうためには多額の設備投資が必要となる状況である。

（体育館 外部）



（体育館 内部）



（本館 剥がれた軒天）



多額の更新投資を実施するという事は、資産の有効利用という観点で数十年間利用を継続しなければならないことを意味する。現在の宿泊施設の利用状況と施設設置の目的としている青少年世代の人口減少を考慮した場合、更新投資時に計画した投資額に見合う利用者数を達成できるかは疑義がある。

周辺は天童温泉などの民間の宿泊施設も充実しているため、民間施設への宿泊を誘導し、当施設の設置目的である「青少年の健全な育成」に資する団体宿泊訓練については金銭的な補助をするなどのソフト面でのサポートを行い、本館については今後の維持管理費も考慮に入れ解体なども検討すべきである。【意見】


## 7 山形県立博物館

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県立博物館			
所在地	山形市霞城町1番8号			
所管部課	観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課			
根拠法令等	山形県立博物館条例			
設置の目的	本県を中心に、自然・人文に関する資料を広く収集・保管し、その調査研究を進め、それらを展示して県内外の多くの方に本県の自然・歴史・文化についての学びに資するため			
敷地面積	6,012 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	山形県立博物館(本館)	鉄筋コンクリート造	4,230.28 m <sup>2</sup>	昭和45年度
沿革	<p>県の明治百年記念事業の一環として、昭和46年4月1日、山形県の自然や歴史・文化の概要を紹介する総合博物館として、山形市の中央部に位置する霞城公園（史跡山形城跡）内に開設される。</p> <p>本館は、地学・植物・動物・考古・歴史・民俗の6部門を擁する総合博物館として、国宝土偶「縄文の女神」をはじめ、「やまがた」の魅力を発信する展示活動を行っている。</p> <p>昭和55年10月1日には、明治34年に建築された「旧山形師範学校本館」（国指定重要文化財）に「教育県山形」の教育のあゆみを展示する施設として、山形県立博物館教育資料館（分館）を開館し、教育に特化したユニークな展示活動を続けている。</p>			
事業概要	<p>(1) 展示の概要</p> <p>①常設展示</p> <p>i. 第1展示室 「山形のなりたち」や「森林の科学」「暖流と雪の山形」などをテーマに、山形の自然についてその移り変わりや特徴を紹介している。</p> <p>ii. 第2展示室 「山形のあけぼの」から「米づくりのくらしとところ」をはじめとした山形の農家や武士、町人の暮らしや文化を紹介している。</p> <p>iii. 第3展示室 「街角の風俗」「山形の郷土玩具」など、現代につながる近代山形の文化を紹介している。</p>			



	<p>なお、第3展示室の常設展示は特別展等の開催による会場使用の都合上、観覧できない場合もある。</p> <p>iv. 岩石・鉱物・化石展示 教科書や図鑑に登場する岩石、鉱物、化石の実物標本を広く紹介している。</p> <p>v. 体験広場 実物資料に触れるなどの体験を通して、博物館資料に対する理解を深めてもらうコーナーを設置している。</p> <p>②企画展示・特別展示 定期的に企画展・特別展を実施し、入館者満足度の向上に努めている。</p> <p>(2) 教育普及活動 講座、博物館教室、研修会、相談活動等の教育普及事業を行っており、生涯学習の一翼を担っている。</p>	
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）
	直営	一般職員 13 人 会計年度任用職員等 12 人
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	-	-	-	-	-
当初建設工事	昭和 45 年度	325,631	12,000	140,000	173,631
昇降機修繕工事	平成 25 年度	8,400	-	-	8,400
空調設備更新工事	平成 17 年度	43,540	-	-	43,540
変圧器更新工事	令和 元年度	2,310	-	-	2,310
合計		379,881	12,000	140,000	227,881

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	141,682	136,624	139,538	141,823	122,505
業務費用	141,682	136,624	139,538	141,823	122,505
人件費	109,009	108,395	105,199	108,162	92,385
職員給与費	78,736	78,670	78,284	77,753	76,192
賞与引当金繰入額	7,613	7,897	8,227	8,223	8,223
退職手当引当金繰入額	8,643	8,539	4,660	7,968	7,968
その他	14,015	13,289	14,027	14,215	-
物件費等	32,672	28,228	34,339	33,661	30,119
物件費	22,591	18,601	24,248	21,240	19,252
内、光熱水費	5,130	5,411	5,488	5,671	5,523
内、維持管理費	4,187	4,224	4,766	4,558	4,516
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	550	96	560	2,890	1,182
減価償却費	9,530	9,530	9,530	9,530	9,684
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	4,417	3,811	4,833	5,096	2,722
使用料及び手数料	4,167	3,559	4,600	4,864	2,492
その他	249	251	233	232	229
純経常行政コスト	137,265	132,813	134,704	136,726	119,783

③ 利用の状況等

イ) 利用の状況

(単位：人、%)

本館	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数－実績 (A)	41,857	39,814	39,619	35,806	19,415
利用者数－計画 (B)	47,200	47,200	37,000	40,000	16,000
計画達成率 (A÷B)	88.6	84.3	107.0	89.5	121.3

分館	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数－実績 (A)	3,003	3,013	2,543	1,991	1,431
利用者数－計画 (B)	2,800	2,800	3,000	3,000	1,200
計画達成率 (A÷B)	107.2	107.6	84.7	66.3	119.2

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系			
(山形県立博物館条例より抜粋)			
第6条 博物館に入館する者から、入館の際、別表に定める額の入館料を徴収する。 ただし、特殊な博物館資料を展示する場合その他これによりがたい特別の理由がある場合においては、知事が別に入館料を定めることができる。			
別表			
区分	種別	入館料	
		個人	団体
本館	成年者	300 円	1 人につき 150 円
	未成年者	150 円	1 人につき 70 円
分館	成年者	150 円	1 人につき 70 円
	未成年者	70 円	1 人につき 40 円
備考 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校の学生、生徒及びこれらに準ずる者については、成年者であっても未成年者の項を適用する。			
2 未成年者には、学齢に達しない者は含まれないものとする。			
3 本表中「団体」とは 20 人以上をいう。			

減免基準	
(山形県立博物館条例より抜粋)	
第7条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を減免することができる。	
(山形県立博物館条例施行規則より抜粋)	
第9条 条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、入館料を免除する。	
(1)	こどもの日等その他知事が指定する日において県が主催する教育、学術及び文化の普及向上に資する事業に参加する者
(2)	土曜日又は日曜日に入館する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（以下「学校」という。）児童及び生徒並びにこれらに準ずる者
(3)	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人

2 条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、入館料の減免を受けることができる。

- (1) 教育課程に基づく教育活動及び課外活動を目的として入館する学校の児童、生徒及び学生並びにこれらに準ずる者並びにこれらを引率する教員
- (2) 山形県教育委員会又は市町村が主催する事業（前項第1号に規定する事業を除く。）に参加する者
- (3) 県内の社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）が主催する事業に参加する者
- (4) その他知事が公益上特に必要があると認める者

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込  
イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	再生（・建替）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
		建替
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		—

ロ) 今後の対策費用見込

当施設が設置されている霞城公園は、「史跡山形城跡」として国の文化財に指定されており、山形市が歴史公園として整備を進めているため、公園内にある当施設は将来的に移転が必要となることから、個別施設計画は作成していない。

⑤ その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年3月28日から5月15日までの期間、休館となった。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

なお、県が設定している施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための客観的な指標（以下、「KPI」という。）の直近5年間の状況は次のとおりである。

（単位：人）

KPI		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数 （本館）	計画値	47,200	47,200	37,000	40,000	16,000
	実績値	41,857	39,814	39,619	35,806	19,415
利用者数 （分館）	計画値	2,800	2,800	3,000	3,000	1,200
	実績値	3,003	3,013	2,543	1,991	1,431

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

（結果）

(3) 「① 全庁的視点による未利用スペースの活用について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	141,823	122,505
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	141,823	122,505
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	1,716.22	1,716.22
施設全体の延床面積 (E)	5,007.50	5,007.50
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	48,607	41,986
使用料及び手数料等 (G)	4,864	2,492
減免額 (H)	2,024	1,323
受益者負担割合 {(G + H) / F}	14.17	9.09

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査並びに現金により収受した入館料の現金実査を実施した。

(結果)

(3) 「② 入館料の管理手続きについて」参照

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 全庁的視点による未利用スペースの活用について

当施設では、施設内に収まりきれない収蔵資料の保管場所として、平成10年度より民間企業との間で建物賃貸借契約を締結し、賃料負担が生じている。

保管場所として県有施設の未利用スペースを活用することができれば、施設の有効活用及び保管コストの発生を抑えることができるものとする。

県によれば、収蔵資料の保管場所として利用可能な県有施設の未利用スペースを探しているとのことであるが、資料の数が膨大であることや資料の移動等は容易に行うことができないため、長期的な利用が条件となることから、恒常的に利用できる適当なスペースが見つからないとのことである。

本県においては、たとえば当該施設で使用しなくなった物品等について、財産の有効活用の観点から、全庁的な利活用の照会等を行う仕組みが整備されている。しかし、県有施設の未利用スペースについては、全庁的な利活用の照会等を行う仕組みは現在

のところ整備されていない。

県は、庁舎等県有施設の未利用スペースの状況を詳細に調査し、現状を把握したうえで、当該未利用スペースについて全庁的な利活用の照会等を行う仕組みを整備することにより、施設の有効活用を図っていくことを検討されたい。【意見】

## ② 入館料の管理手続きについて

入館料の管理は、受付窓口担当者が、連番の付されたチケットの半券等から「山形県立博物館利用者数記入表」を作成の上、当日の入館者数（成年者・未成年者・団体・減免対象者別）を集計し、当該集計数に基づきあるべき入館料を算出し、実際に収受した現金との照合を行い、その後、総務課担当者の二次チェックによる照合が行われている。

受付窓口担当者、総務課担当者によるダブルチェックは行われているものの、各担当者が、蛍光マーカーにより現金をカウントしたことの証跡があるのみで、担当者の署名や押印といった証跡はなく、また上長による確認印等も見られなかった。


現金は、その性質上紛失や横領等といった不正のリスクが高い。そのため、日々の管理は極めて重要であり、管理の証跡を明確に残しておくことが望ましい。

県は、受付窓口担当者及び総務課担当者が、あるべき入館料の金額と現金実際有高を確かめたことを示す各担当者の署名又は押印等による管理の証跡を残すとともに、上長による確認という統制手続を実施することにより、不正リスクを最小限に抑える適切な管理を行っていくことが望ましい。【意見】

## 8 山形県神室少年自然の家

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県神室少年自然の家			
所在地	山形県最上郡真室川町大字川ノ内字水上山3414番5			
所管部課	教育庁生涯教育・学習振興課			
根拠法令等	山形県青少年教育施設条例			
設置の目的	団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るための施設			
敷地面積	174,075 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	庁舎、管理研修棟、宿泊棟	鉄筋コンクリート造	3426.7 m <sup>2</sup>	昭和59年度
沿革	<p>青少年教育施設条例により「団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る」ため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、昭和60年に開所。</p> <p>平成30年度からは指定管理者制度を導入。</p>			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野外活動施設の運営</li> <li>・ 宿泊施設の運営</li> <li>・ 主に少年/少女を対象とした企画事業の実施</li> </ul>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名及び職員数（令和2年度）		
	指定管理者制度	株式会社ひかり 一部直営（職員数：一般職員4人、会計年度任用職員等1人）		
外観				



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 57 年度	2,262	-	-	2,262
当初建設工事	昭和 59 年度	692,912	-	-	692,912
屋外炊飯上増築工事	平成 9 年度	2,676	-	-	2,676
道路案内設置	平成 18 年度	173	-	-	173
太陽光発電設備設置工事	平成 26 年度	20,585	20,585	-	-
合計		718,611	20,585	-	698,025

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	98,584	95,874	92,502	88,033	91,656
業務費用	98,584	95,874	92,502	88,033	91,656
人件費	57,797	57,493	34,121	28,571	29,201
職員給与費	47,015	46,802	29,165	23,589	23,461
賞与引当金繰入額	4,685	4,859	3,164	2,530	2,530
退職手当引当金繰入額	5,319	5,254	1,792	2,451	2,451
その他	777	576	-	-	757
物件費等	40,787	38,380	58,381	59,461	62,455
物件費	22,090	21,904	44,261	44,854	46,981
内、光熱水費	4,402	4,517	-	-	-
内、維持管理費	5,170	5,151	-	374	1,721
内、指定管理料	-	-	43,059	43,300	43,900
維持補修費	4,603	2,382	-	489	1,436
減価償却費	14,093	14,093	14,119	14,117	14,037
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	98,584	95,874	92,502	88,033	91,656

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	-	-	43,059	43,300	43,900
	利用料	-	-	4,922	4,820	1,343
	その他収入	-	-	1,764	1,469	467
	収入計	-	-	49,747	49,589	45,711
支出	人件費	-	-	18,068	18,425	18,311
	事務費	-	-	3,282	2,471	2,685
	管理費	-	-	25,833	23,672	19,199
	事業費	-	-	483	303	185
	支出計	-	-	47,668	44,872	40,381
収支差額		-	-	2,078	4,717	5,329

※平成 30 年度より指定管理者制度を導入

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	10,756	9,732	9,123	9,141	3,836
利用者数－計画 (B)	-	-	-	-	-
計画達成率 (A÷B)	-	-	-	-	-

※令和 2 年度以前は計画を策定していない。

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系	
・使用料 (山形県青少年教育施設条例 別表より抜粋)	
1. 宿泊を伴う利用に係る使用料	
区分	使用料の額 (1人1泊当たり)
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者(以下「小中学生等」という。)、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者(以下「高校生等」という。)及び社会教育関係者	390 円
大学の学生又はこれに準ずる者(以下「大学生等」という。)、高	630 円

校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	
その他の者	1,120 円

2. 宿泊を伴わない利用に係る使用料

和室 (16 畳)	200 円
和室 (20 畳)	200 円
和室 (40 畳)	200 円
和室 (60 畳)	640 円
第 1 研修室	640 円
第 2 研修室	200 円
食堂	200 円
プレイルーム	1,330 円

・食費

朝食 350 円、昼食 420 円、夕食 570 円

・クリーニング代

シーツ・枕カバー235 円、シュラフシーツ 110 円

減免基準

(山形県青少年教育施設条例より抜粋)

(利用料金の免除)

第 15 条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 効率 状況 ↓ 低		廃止 (解体等)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		維持
	★	個別施設計画の名称
	低 ← 建物性能 → 高	山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	32,753	20,264	-	-	-	-	196,578	-	-	-
電気	-	-	-	-	-	-	96,318	-	-	-

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
機械	4,666	7,428	-	-	-	-	45,210	-	45,200	-
計	37,419	27,692	-	-	-	-	338,106	-	45,200	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」 参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「② 撤去に係る手続き及び緊急時の運用に関する周知の検討について」 参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「③ 施設アセスメントによる利活用の方向性について」 参照

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	88,033	91,656
内、国庫支出金財源 (B)	1,215	1,215
差引 (C = A - B)	86,819	90,442
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	3,534.00	3,534.00
施設全体の延床面積 (E)	3,868.20	3,868.20
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	79,318	82,628
使用料及び手数料等 (G)	4,820	1,343
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	6.08	1.63

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

- ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「健全な青少年の育成」をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「利用者（特

に青少年) に対するアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。【意見】

なお、施設 KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」(平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局) などが参考になると考える。

## ② 撤去に係る手続き及び緊急時の運用に関する周知の検討について

現地視察を実施した令和 3 年 10 月時点において、老朽化による故障のため点灯しない状態となっている玄関横の外灯について、撤去に係る手続きを進めているものの、撤去作業を開始できない状況であった。

この外灯は冬季間の除雪作業の支障になることから、指定管理者から撤去の要望があり、降雪本番となる前に撤去作業を完了するために手続きを進めていたが、次のステップを経る必要があり、その過程で申請書類の不備や処理進捗の確認不足などもあったことから、事務処理に時間を要していたものである。

《撤去までの手続き》※教育庁での処理

(イ) 除却にむけた外灯の公有財産システムへの登録

(外灯のみが個別に公有財産としてシステム登録されていないと除却処理ができないため、外灯を除却するために公有財産として登録する必要がある。)

(ロ) 紙面による用途廃止申請の提出

(ハ) 教育財産のシステム上の引継ぎ処理

(ニ) 用途廃止決定通知・処分依頼

(ホ) 撤去作業の開始

上記のとおり撤去までの事務の手続きはあるものの、緊急時には手続きに先行して処分することも可能な運用となっている。しかし、施設所管部局では、今回のような撤去事務は初めてであり、申請手続きに不慣れで緊急時の運用について認識不足があったため、時間を要していたものとする。

今後、施設の老朽化に伴い、こうした撤去が増加することが考えられるため、県は、事務手続き及び緊急時の運用について周知するなど検討されたい。【意見】

## ③ 施設アセスメントによる利活用の方向性について

当施設は、県の施設アセスメントによる二次評価において、「維持」の判断がなされている一方で、ポートフォリオ表上は「廃止(解体等)が望ましい」という評価である。「利用状況が低いものの、最上地域唯一の青少年教育施設であることから、当面は現状のまま、継続的に使用することが適当」との判断であるが、上述のように施

設 KPI が設定されていない状況下で、設置目的がどの程度達成されているかを判断できるのか確認することができない。

確かに最上地域唯一の青少年施設ではあるものの、県内その他の少年自然の家（朝日少年自然の家、金峰少年自然の家、飯豊少年自然の家 山形県管轄のもののみ）のトータルの利用者数の中で、当施設はおおよそ 15% 程度の利用者数である（その他 3 施設で概ね 85%）。

《施設別利用者数の推移》

（単位：人、%）

少年自然の家	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
神室 (A)	10,756	9,732	9,123	9,141	3,836
(A)/(B)	14.0	13.3	13.1	15.4	12.5
朝日	24,603	24,334	24,940	21,418	12,662
金峰	20,738	18,810	16,869	13,562	6,040
飯豊	20,647	20,036	18,464	15,174	8,122
計 (B)	76,744	72,912	69,396	59,295	30,660

また、この 4 つの施設の中で、今後見込まれる長寿命化対策費用は以下のとおりであり、当施設は飯豊少年自然の家に次いで今後 10 年でコストがかかる施設であるといえ（(1)④(ロ)参照）、その額は 4 億円を超える見込みである。

《今後の対策費用見込》

（単位：千円）

施設	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
神室	37,419	27,692	-	-	-	-	338,106	-	45,200	-
朝日	1,449	36,432	-	-	-	128,066	-	-	-	-
金峰	-	30,388	34,636	2,576	6,707	-	136,579	-	-	-
飯豊	-	1,431	-	-	398,340	-	28,483	-	-	-

今は高速道路などの交通網も発達しており、最上地方から車で 1 時間半程度で金峰、朝日、いずれかの少年自然の家に赴くことが可能である。

健全な青少年の育成という設置目的にとって当該類型施設が必要であれば、対象者には高速道路料金等の交通費を補助するなどソフト面でサポートすることも考えられる。設備投資額と当該投資を実施した場合の今後の施設利用年数分の交通費補助額を比較衡量し、経済性の観点から更新投資の効果を検討することは有効と考える。

以上より、利用率や更新・維持管理コストに鑑みれば、他施設との集約化などを検討する段階に入っているものと思料する。【意見】

## 9 山形県職員会館あこや会館

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県職員会館あこや会館			
所在地	山形市松波2丁目8-1			
所管部課	総務部総務厚生課			
根拠法令等	地方公務員法、地方公務員等共済組合法、地方職員共済組合定款			
設置の目的	地方職員共済組合定款に基づく、福祉事業を行うための施設			
敷地面積	9,451.07 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	宿泊所	鉄筋コンクリート造	3,515.28 m <sup>2</sup>	昭和50年度
沿革	<p>昭和51年4月から地方職員共済組合が県有建物を賃借し、組合が直営で運営していたが、平成25年度から民間事業者へ管理運営業務を委託し現在に至る。</p> <p>(平成25年4月1日～平成28年3月31日)  (株)山形インコーポレーション(山形市)</p> <p>(平成28年8月22日～令和5年3月31日)  (株)フォレスト(神奈川県湯河原町)</p>			
事業概要	地方職員共済組合員、その他の共済組合員、一般県民、企業及び団体等に向けた会議室貸付、宴会場、宿泊施設等のサービスを提供している。			
運営形態等	直営又は指定管理者制度等	管理運営業務受託者名(令和2年度)		
	管理運営業務委託	(株)フォレスト(神奈川県湯河原町)		
外観				



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 49 年度	318,640	詳細は不明		
当初建設工事	昭和 50 年度	574,238	詳細は不明		
耐震工事	平成 13 年度	124,648	共済組合で実施		
合計		916,020	-	-	-

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	8,662	3,133	2,982	4,948	4,009
業務費用	8,662	3,133	2,982	4,948	4,009
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	8,662	3,133	2,982	4,948	4,009
物件費	18	17	17	17	17
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	5,992	463	313	2,279	1,340
減価償却費	2,652	2,652	2,652	2,652	2,652
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	8,662	3,133	2,982	4,948	4,009

ハ) 管理運営業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	宿泊料	10,283	24,936	25,753	25,802	11,246
	会議室使用料	2,972	7,228	7,706	9,968	8,292
	飲食料	6,098	11,386	10,739	7,016	2,252
	駐車場使用料	1,384	2,264	2,257	2,289	2,310
	地共済負担経費	4,160	7,238	7,946	6,684	5,903
	その他	170	487	531	457	11,834
	収入計	25,067	53,539	54,932	52,216	41,837
支出	人件費	16,649	28,110	26,747	26,939	26,362
	飲食材料費	3,924	5,999	4,973	3,616	1,274
	光熱水費	4,697	10,877	11,317	9,941	7,772
	その他	7,517	13,367	13,629	15,302	11,562
	支出計	32,787	58,353	56,672	55,798	46,970
収支差額		△7,720	△4,814	△1,740	△3,582	△5,133

③ 利用の状況等

イ) 利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	2,098	5,108	5,252	5,291	2,340
利用者数－計画 (B)	4,600	4,500	6,000	5,490	6,030
計画達成率 (A÷B)	45.60	113.51	87.53	96.38	38.81

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系
(地方職員共済組合山形県支部福祉施設利用規程より抜粋)
(利用料金)
第 10 条 利用料金は次のとおりとする。
(1) 宿泊料金
ア 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の山形県支部の組合員 (以下、「組合員」という。)の料金 1 泊(素泊り) 5,000 円(消費税抜き)を上限 とし、受託者が設定する。
イ 組合員以外の料金
組合員料金を下回らない料金とし、受託者が設定する。

(2) 会議室使用料			
ア 組合員料金 (消費税込み)			
室区分	午前 (9~12時)	午後 (13~17時)	終日 (9~17時)
竜山、茶室	2,310円	3,110円	4,600円
101, 102, 203、べにばな、蔵王	4,030円	5,400円	8,060円
201, 202、特別会議室	4,830円	6,450円	9,670円
ホール	9,670円	12,900円	19,350円

減免基準
規定なし

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	再生 (・建替)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		再生
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位: 千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	2,640	-	-	-	-	64,543	-	-
電気	489	2,090	10,285	-	-	-	-	57,759	-	-
機械	-	-	-	-	46,287	-	-	-	-	-
計	489	2,090	12,925	-	46,287	-	-	122,302	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

(3) 「② 再生に向けた長寿命化計画の精緻化について」参照

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

(3) 「③ 無償貸付けしている物件に係る維持補修費用の負担関係の見直しについて」参照

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与する」ことをどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。なお、当施設の場合、地方職員共済組合として地方職員共済組合山形県支部運営審議会において、毎年度、当館の利用者数等の計画値や実績値について資料を示したうえで審議を行っており、県としても同審議会でもモニタリングされている「利用者数」を施設 KPI として設定することを検討されたい。【意見】

#### ② 再生に向けた長寿命化計画の精緻化について

当施設の利活用の方向性について、県の施設アセスメント二次評価で「再生」と決定されている。当施設は「地方職員共済組合定款に基づく、福祉事業を行うための施設」として設置されたものであるが、下表のとおり、宿泊、貸会議室、飲食（会食）など、様々なサービスを提供しており、新型コロナウイルスにより令和2年度の利用者数は減少したものの、一定の顧客ニーズがある施設である。現地調査時のヒアリング結果によれば、宿泊に関しては山形市内に大型車両が駐車できる駐車場を保有する民間宿泊事業者がなく、高速道路のインターチェンジが近いこともあり、建設業者などの企業からの宿泊者が多いとのことである。

(単位：人)

区分	令和元年度			令和2年度		
	宿泊人数	会議室 利用者数	飲食 利用人数	宿泊人数	会議室 利用者数	飲食 利用人数
組合員	865	271	202	668	201	0
他組合員	144	36	24	95	25	0
その他	4,282	621	299	1,577	429	22
計	5,291	928	525	2,340	655	22

施設アセスメントの結果を踏まえ、利活用等の方向性が「再生」と決定された施設については、「建物性能や施設利用状況等を基に長寿命化を目的とした改修・修繕を行う」ものであるため、「山形県県有建物長寿命化指針」に基づき計画的な保全を進めていくこととしている。当施設についても、建物長寿命化計画に関する資料において、今後10年間の長寿命化対策費用の概算を整理し、令和6年度に46百万円の機械設備工事、令和9年度に122百万円の建築工事及び電気設備工事を実施することとしている。

しかし、当該対策費用は保全マネジメントシステムで標準として設定されている機器部材の更新年数と更新単価に基づき機械的に算出されたものであり、実際には所管課で毎年予算要求の際に次年度の修繕工事を検討するにとどまっている。

当施設は当初建築から45年程度を経過しており、耐震化工事を施しているとはいえ、本体の躯体は相当の老朽化具合であることを踏まえると、将来の更新を見据え、中長期的な視点で長寿命化を目的として計画的な保全を進めている状況とは言い難いと考ええる。

以上より、県は、建物長寿命化計画において機械的に算出された対策費用を前提としたうえで、実際の老朽化具合を踏まえた修繕工事の実施時期の検討及び直近の工事単価に基づく対策費用の積算などにより長寿命化計画を精緻化することを検討されたい。【意見】

### ③ 無償貸付けしている物件に係る維持補修費用の負担関係の見直しについて

県は、当施設の敷地及び建物を地方職員共済組合山形県支部（以下、「共済組合」という。）に無償で貸し付けている。これは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第2項の規定を踏まえて実施しているものである。

「地方公務員等共済組合法」より抜粋

（地方公共団体の便宜の供与）

第18条（中略）

2 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

当該無償貸付けに関する事務手続きについては、県の「普通財産貸付事務取扱要領」で次のとおり定められている。

「普通財産貸付事務取扱要領」より抜粋

（普通財産の無償又は減額貸付）

第4 財産条例第7条の規定により無償又は減額貸付ができる場合は、次のとおりとする。	《減額率》
(中略)	
(4) その他知事が特に公益上必要と認めるとき	
(中略)	
② 県職員に係る共済組合又は互助会が行う事業に供するとき	無償

当該取扱要領に従い、共済組合からの普通財産借受申請及び貸付料免除申請を受け、同組合と県が「土地（建物）使用貸借契約」を締結している。

当該契約書の中で、修繕義務等については次のとおり定められており、地方職員共済組合法の趣旨に基づき、土地・建物の無償貸付けという形で県の責務を果たした上で、原則として、施設運営上必要な修繕については借主である共済組合が負担することとし、建物及び設備等の補修等に要する費用について原則として貸主である県が負担することとしている。

「土地（建物）使用貸借契約書」より抜粋  
（修繕義務等）

第6条 貸付物件の施設運営上必要な通常的経費は原則として借主が負担する。ただし、建物及び設備等の補修等に要する費用について原則として貸主が負担するものとする。

こうした負担関係の合意の中、借主である共済組合は、軽微な修繕（見積金額10万円以上）や緊急を要する修繕、その他施設運営上必要な小規模改修に要する費用（例として浴室改修やエアコン修繕、客室の壁修繕など直近5年間で年平均約360万円）を負担している。

これに対して、貸主である県は、施設別行政コスト計算書に記載のとおり、直近5年間で年平均2百万円の維持補修費を負担している。この内容は、屋上防水補修、消防設備改修など建物及び設備等の補修等に要する費用や低濃度PCB廃棄物収集運搬及び無害化処理業務委託費用であり、契約書における原則的な取扱いに従っている。

賃貸借契約である場合には貸主が通常必要な維持管理費を負担することになると考えるが、使用貸借である以上、通常必要な維持管理費については、借主が負担することが合理的である。また、宿泊利用客の約7割から8割が共済組合員以外である現状を踏まえると、地方職員共済組合法の趣旨である県の責務として、当該費用まで県が負担しなければならないとまでは言えないと考える。

県は、今後、施設の老朽化がさらに進展し、大規模な改修や修繕が必要となる前に、将来における当施設の在り方について慎重に議論することを含め、当施設の敷地及び

建物の無償貸付けに加えて維持補修費まで負担している現状の負担関係について見直す必要があると考える。【意見】



10 産業技術短期大学校庄内校

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県立産業技術短期大学校庄内校			
所在地	山形県酒田市京田 3-57-4			
所管部課	産業労働部雇用・コロナ失業対策課			
根拠法令等	山形県産業技術短期大学校条例			
設置の目的	職業能力開発促進法に基づく、労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練で長期間及び短期間の訓練課程を行うための施設			
敷地面積	37,394.39 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	管理実習棟	鉄筋コンクリート造	4,746.0 m <sup>2</sup>	平成8年度
	実験実習棟	鉄骨造	1,245.0 m <sup>2</sup>	平成8年度
	体育館	鉄骨造	778.0 m <sup>2</sup>	平成8年度
沿革	<p>平成 5年 4月 山形県立産業技術短期大学校開校 山形校</p> <p>平成 9年 4月 山形県立産業技術短期大学校庄内校 開校</p> <p>平成 11年 3月 第1期生卒業（制御機械科 13名、電子情報科 22名、国際経営科 18名）</p> <p>平成 29年 10月 創立 20周年記念式典開催</p> <p>令和 2年 4月 学科名変更（生産エンジニアリング科、情報通信システム科、IT 会計ビジネス科）</p>			
事業概要	<p>山形県産業界の発展に寄与し貢献する優れた産業人材を育成するために平成9年度に開校された、2年課程の職業能力開発校。</p> <p><b>【教育目標】</b> 産業構造の変化や技術革新に対応できる“高度の専門技術を有し、創造力に富み、実践力のある産業人”の育成</p> <p><b>【学科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産エンジニアリング科</li> <li>・情報通信システム科</li> <li>・IT 会計ビジネス科（3科、定員はそれぞれ 20名）</li> </ul> <p>少人数教育が特徴。開校以来、900名を超える卒業生が地域企業で実践的技術者、経済人として活躍している。</p>			

運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）
	直営	一般職員 24 人 会計年度任用職員等 6 人
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	平成6年度	827,577	-	762,084	65,492
当初建設工事	平成9年度	1,658,464	294,014	899,944	464,505
合計		2,486,041	294,014	1,662,029	529,998

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	296,935	295,947	285,258	294,694	285,749
業務費用	296,935	295,947	285,258	294,694	285,749
人件費	172,793	172,473	164,907	170,387	171,581
職員給与費	142,779	142,129	141,115	140,493	141,687
賞与引当金繰入額	14,056	14,579	15,188	15,182	15,182
退職手当引当金繰入額	15,957	15,764	8,603	14,711	14,711
その他	-	-	-	-	-
物件費等	101,423	103,044	102,208	108,451	100,601
物件費	58,266	61,838	59,912	62,400	57,416
内、光熱水費	9,218	10,649	11,115	10,688	10,818
内、維持管理費	18,793	19,388	19,251	19,264	19,301
内、指定管理料	-	-	-	-	-

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	維持補修費	2,558	608	1,697	5,453	2,586
	減価償却費	40,598	40,598	40,598	40,598	40,598
	その他	-	-	-	-	-
	その他の業務費用	22,717	20,430	18,142	15,854	13,567
	移転費用	-	-	-	-	-
経常収益		27,362	29,035	24,548	27,501	27,494
	使用料及び手数料	27,362	29,035	24,548	27,501	27,494
	その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト		269,572	266,912	260,709	267,193	258,255

### ③ 利用の状況等

#### イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生徒数 (A)	34	37	27	26	34
定員数 (B)	60	60	60	60	60
定員充足率 (A ÷ B)	56.7	61.7	45.0	43.3	56.7

#### ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系				
(山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例より抜粋)				
(授業料等の額)				
第 2 条 授業料、受講料、入校料及び入校考査料の額は、別表のとおりとする。				
別表				
区分	授業料	受講料	入校料	入校考査料
長期課程職業訓練	年額 390,000 円		140,000 円	18,000 円
短期職業 訓練	訓練期間が 1 年のもの	年額 390,000 円	70,000 円	18,000 円
	上記以外のもの		知事が別に 定める額	

減免基準	
(山形県産業技術短期大学授業料及び入校料免除等運用基準より抜粋)	
第 4 授業料の免除事由の判定基準及び免除の額	
1 規則第 12 条第 1 号に規定する免除事由の判定基準及び免除の額は、次の各号のとおりとし、免除の額は前期又は後期ごとに徴収すべき授業料の全額または半額と	

- する。
- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者とは、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 訓練生の学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている場合 全額免除
  - イ 訓練生の属する世帯の1年間の総所得金額が全額免除にあつては「授業料免除選考基準の運用について」（平成13年3月28日付け12文科高第295号文部科学省高等教育局長通知。以下「通知」という。）別表第1、半額免除にあつては通知別表第2の収入基準額以下である者であること。この場合の総所得金額の算定にあつては、訓練生が受けている奨学金を総所得金額に加算するとともに、訓練生の授業料相当額を特別控除の対象としないものとする。
- (2) 職業訓練の成果等が顕著であると認められる者とは、次のいずれかに該当する場合とする。
- ア 専門課程の1年次に在籍する者にあつては入学試験の成績順位が、本人の属する学科において上位2分の1以内、2年次に在籍する者にあつては1年次の成績順位が本人の属する学科において上位2分の1以内であること。
  - イ 産業技術専攻科に在籍する者にあつては、入学試験の成績順位が上位2分の1以内であること。
- (3) 第1号イに該当する場合による授業料の免除の額総額は、前期又は後期ごとの授業料収入予定額（前期又は後期ごとの収入調定額）の1割程度とし、優先順位の判定は全額免除に該当する者を半額免除に該当する者に優先するものとし、訓練生の属する世帯の1年間の総所得金額を通知別表第1又は別表第2の該当する収入基準額で除して得た数値の低い者を優先する。
- ただし、経済情勢等に鑑み、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低		転用・集約化等又は廃止（売却）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
	★	集約化等
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画（公共施設）

ロ) 今後の対策費用見込

当面、緊急的な修繕のみを行い、施設のあり方に係る検討の結果が出るまでは、長寿命化を目的とした改修は行わない。

⑤ 隣接する庄内職業能力開発センターとの統合に関する検討状況

県では、県有財産総合管理推進本部からの二次評価での提示を受けて、所管部局では次のとおり施設利活用の方向性について検討を行っている。

県有財産総合管理推進本部の提示内容	所管部局における施設利活用の方向性の判断
利用状況が低いため、同様に利用状況が低い庄内職業能力開発センター（隣接所在）との集約化が適当である。	平成 30 年度から令和元年度にかけ、あり方について検討したところ、当面現状のまま使用し、利用状況の改善対策（入校者の確保対策）を講じるとともに、中長期的な在り方について検討をすることとなった。 中長期的な在り方の検討を始めたところであることから、当面は現状のまま、使用することが適当である。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

(3) 「② 役務提供の実態に応じた費用負担について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「③ 除籍図書に係る売却及び古紙回収の検討について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施

した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	294,694	285,749
内、国庫支出金財源 (B)	40,788	56,765
差引 (C = A - B)	253,906	228,984
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	6,769	6,769
施設全体の延床面積 (E)	6,850	6,850
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	250,903	226,277
使用料及び手数料等 (G)	27,501	27,494
減免額 (H)	2,340	3,120
受益者負担割合 {(G + H) / F}	11.9	13.5

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI とは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「山形県産業界の発展に貢献する優れた産業人材の育成」をどのように達成できているかを評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「第 10 次山形県職業能力開発計画（計画期間 H28～R2 年度）」の「数値目標」に定める「公共職業訓練（学卒者）の正社員就職率」や「公共職業訓練（学卒者）の県内就職率」などの指標が当施設の施設 KPI としても考えられる。【意見】

なお、この二つの指標の直近 5 年間の達成状況は次のとおりである。

施設 KPI		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
公共職業訓練（学卒者）の正社員就職率	計画値	100%	100%	100%	100%	100%
	実績値	100%	96%	100%	91%	100%
公共職業訓練（学卒者）の県内就職率	計画値	90%	90%	90%	90%	90%
	実績値	81%	85%	85%	76%	73%

※「計画値」…第 10 次山形県職業能力開発計画より（県立職業能力開発 4 施設共通の数値）

「実績値」…産業技術短期大学校庄内校の数値

② 役務提供の実態に応じた費用負担について

当施設と庄内職業能力開発センターでは、施設維持管理業務や水道光熱費などを当施設で一括して業者と契約締結し、業者への支払いの予算計上や実績の集計などを全て当施設で行っている。

この結果、庄内職業能力開発センターでも施設維持管理や水道光熱費など役務提供を受けているにも関わらず、それらに係る支出は当施設で執行されていることから、各施設の支出が役務の費消を適切に反映していないこととなる。

県の施設アセスメントにおいても、各所管部局から県有財産総合管理推進本部に提出される「維持管理コスト調査票」では次の表のとおり当施設でのみ認識されており、アセスメントのための維持管理効率・光熱水費効率算定の際に、県有財産総合管理推進本部事務局が生徒数により按分して評価している。

《直近3年間の維持管理コスト調査票回答（抜粋）》

（単位：千円）

区分	コスト名称	産業技術短期大学校庄内校			庄内職業能力開発センター		
		H29	H30	R1	H29	H30	R1
保守費	水質検査	842	842	850	-	-	-
	保守点検費用	8,412	8,412	8,592	-	-	-
清掃費	施設(庁舎内)清掃	5,184	5,184	5,115	-	-	-
環境対応費	構内樹木管理	4,233	4,233	4,265	-	-	-
光熱水費	電気料金	6,733	7,305	7,200	-	-	-
	水道料金	794	743	699	-	-	-
保守費	警備費	3,271	3,271	3,565	-	-	-

所管部局が各施設に係る支出を区分して把握していない場合、集約化等を含む施設利活用等の検討において各施設の採算性や仮に廃止した場合に軽減される支出額を把握することが困難である。実際に、監査人が作成した施設別行政コスト計算書についても所管部局からの維持管理コスト調査票に基づいており、上記コストのうち庄内職業能力開発センターが負担するべき分が過大となっている。

県は、各施設の行政コストの実態に基づいた施設の中長期的な在り方を検討するためにも、役務の費消に応じて施設ごとに予算計上、実績集計することが望まれる。【意見】



③ 除籍図書に係る売却及び古紙回収等の検討について

当施設では今回図書室の蔵書及びレイアウトの見直しを行った結果、大量の蔵書を処分することとなった。

(除籍図書)



図書室の除籍本の利活用の観点で考えた場合、他県公立大学への調査結果によれば、古本業者への売却や古紙回収業者に売却し、一部資金回収している事例も存在する。また、図書室の除籍本を買い取り、加工した上で売却する業者も存在する。

除籍本について、これらの業者への売却による収支が焼却処分等に要する経費よりプラスとなり、かつ売却後の適正な取扱いが確保されるような場合は、売却及び古紙回収等の選択肢をより積極的に検討することが望ましい。【意見】

11 庄内総合支庁（分庁舎を含む）

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	庄内総合支庁			
所在地	山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 1 9 - 1			
所管部課	庄内総合支庁総務課			
根拠法令等	山形県行政機関の設置等に関する条例、山形県行政組織規則			
設置の目的	総合的な出先機関として、地域における課題に対して総合的かつ迅速に対処する役割を担うとともに、その所掌する事務については当該事務を所掌する本庁の機関と連携し、当該事務に係る県行政の一体性を確保する。 庄内総合支庁は鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡を所管する。			
敷地面積	25,760.31 m <sup>2</sup>			
主な建物の面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度
	支庁舎（本庁舎）	鉄筋コンクリート造	6,471.50 m <sup>2</sup>	昭和43年度
	支庁舎（東庁舎）	鉄筋コンクリート造	3,066.53 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	支庁分庁舎	鉄筋コンクリート造	1,060.90 m <sup>2</sup>	昭和43年度
	支庁分庁舎（宿泊棟）	鉄筋コンクリート造	546.20 m <sup>2</sup>	昭和46年度
沿革	<p>昭和44年4月 庄内支庁として業務開始。</p> <p>昭和55年3月 東庁舎増築工事完成。</p> <p>平成11年4月 旧消防学校の建物を改装し、庄内支庁の分庁舎開設。 庄内保健所検査課、会議室などが入所。</p> <p>平成13年4月 庄内総合支庁に改組。保健所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、荒沢ダム管理事務所を統合し業務開始。</p> <p>平成20年度～ 庄内総合支庁の各庁舎（本庁舎、分庁舎、水産課、港湾事務所、鶴岡分所、酒田分所）の耐震改修を実施。 （平成22年度まで）</p>			
事業概要	<p>事業概要は「設置の目的」参照。</p> <p>総務企画部、保健福祉環境部、産業経済部、建設部が設置され、22課（7課内室）2分所の体制となっている。</p>			
運営形態等 （令和2年度）	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）		
	直営	<p>一般職員 411 人</p> <p>会計年度任用職員等 84 人</p>		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 43 年度 ～平成 10 年度	466, 453	-	-	466, 453
本庁舎建設工事	昭和 44 年度	1, 587, 573	-	-	1, 587, 573
東庁舎建設工事	昭和 55 年度	363, 752	-	-	363, 752
分庁舎建設工事 (当初は消防学校)	昭和 43 年度 昭和 46 年度	263, 448	-	-	263, 448
東庁舎アスベスト対策 工事	平成 18 年度	9, 102	-	-	9, 102
耐震改修工事	平成 21 年度	278, 692	-	-	278, 692
木質バイオマスボイラ ー設備等設置工事	平成 27 年度	47, 875	-	-	47, 875
その他		20, 021	-	-	20, 021
合計		3, 036, 916	-	-	3, 036, 916

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	19,209,115	19,595,165	19,845,016	20,275,672	22,366,126
業務費用	19,209,115	19,595,165	19,845,016	20,275,672	22,366,126
人件費	3,179,245	3,200,401	2,911,100	3,147,898	3,148,188
職員給与費	2,513,188	2,520,565	2,385,410	2,480,035	2,390,708
賞与引当金繰入額	250,667	261,820	260,109	271,384	259,997
退職手当引当金繰入額	284,575	283,103	147,332	262,974	245,541
その他	130,813	134,912	118,247	133,504	251,940
物件費等	16,029,869	16,394,763	16,933,916	17,127,773	19,217,938
物件費	15,960,827	16,325,424	16,863,643	17,090,935	19,182,718
内、光熱水費	25,840	26,505	26,172	25,197	25,958
内、維持管理費	22,886	23,514	22,109	21,258	22,294
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	3,989	4,285	5,220	6,997	5,501
減価償却費	65,053	65,053	65,053	29,840	29,719
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	4,174	4,294	4,089	3,887	3,962
使用料及び手数料	4,174	4,294	4,089	3,887	3,962
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	19,204,940	19,590,870	19,840,927	20,271,785	22,362,164

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：㎡、人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事務室等の面積 (A)	5,623.86	5,591.16	5,591.16	5,591.16	5,591.16
職員等の人数 (B)	546	526	531	532	531
一人当たり事務室等面積 (A ÷ B)	10.3	10.6	10.5	10.5	10.5

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★		再生（・建替）
			二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
			再生
			個別施設計画の名称
		低← 建物性能 →高	山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）

ロ) 今後の対策費用見込

（単位：千円）

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	46,654	-	19,586	-	-	-	-	87,142
電気	-	-	-	-	7,000	-	-	-	-	265,266
機械	-	-	-	-	-	-	40,750	-	-	519,648
計	-	-	46,654	-	26,586	-	40,750	-	-	872,056

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

（結果）

- (3) 「② 劣化度診断調査を受けた調査と修繕の早期実施について」参照

- (3) 「③ ペーパーレス化等による業務の効率化の推進について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承

認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI とは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の「総合的な出先機関として、地域における課題に対して総合的かつ迅速に対処する役割を担う」という設置目的をどのように達成できているかを評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、多くの部署が配置されていることから、それぞれの部署の機能に応じた「相談対応件数」「申請受付件数」「書類発行件数」などの指標が考えられる。【意見】

なお、施設 KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などが参考になると考える。

#### ② 劣化度診断調査を受けた調査と修繕の早期実施について

令和 3 年 3 月 31 日に策定された建物長寿命化計画の当施設に関する資料の「個別施設の状態等」の項目では本庁舎の外壁と内部仕上が D 判定となっている。D 判定と

は、外壁は早急な対応の必要があり、内部仕上は著しい劣化現象があることを意味する。

しかし、同資料の「実施時期と対策費用」の項目にこの外壁及び内部仕上への対応費用は計上されていない。

この点を質問したところ、業者に見積りを依頼したが、修繕範囲及び修繕方法を決定するには調査が必要となり、現在調査が出来ていないことから修繕経費を計上できていないとの回答を得ている。

特に外壁については崩れ落ちることで利用者に危害を加える危険性もあるため、早期に調査を実施し、必要な修繕を実施する必要がある。【意見】

③ ペーパーレス化等による業務効率化の推進と空きスペース活用の検討について  
庄内総合支庁における公文書ファイル保管状況は以下のとおりである

(単位：冊)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
新規登録	299	307	365	372	344
廃棄	104	279	489	272	654
年度末保管冊数	4,024	4,052	3,928	4,028	3,718

公文書ファイル冊数の過去 5 年間の推移を見ると、廃棄により年度末保管冊数は減少傾向にあるものの、新規登録冊数は平成 29 年度以前と比較して平成 30 年度以降は増加している。

現地視察を実施した令和 3 年 10 月時点においても、当施設では公文書ファイルや申請書等の書類が大量に保管されており、その保管場所は庁舎内の複数の場所に点在し、多くのスペースを割いている。

平成 31 年 3 月に企画振興部情報政策課が公表した「山形県 ICT 推進方針の概要について」では、ICT の展開の方向性として次のように記載されている。

<p>「山形県 ICT 推進方針の概要について」より抜粋</p> <p>V 展開の方向性</p> <p>(3) 働き方改革の推進</p> <p>②ICT を活用した労働者の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT を活用した企業内の営業・企画等に関する情報共有による効果的・効率的な業務の推進</li> </ul> <p>(5) 行政サービス・業務効率の向上</p> <p>②業務・情報システムの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力作業等の定型業務の自動化やペーパーレス化等による業務の効率化の推進</li> </ul>
--

上記推進方針に基づき、事業者からの申請等の電子化や書類のペーパーレス化により公文書ファイルの新規登録冊数を削減しつつ、業務効率化を推進するとともに、今後もルールに則った廃棄により文書保管スペースの縮小に努めながら、施設全体の有効利用について検討されたい。【意見】




## 12 栽培漁業センター

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県栽培漁業センター			
所在地	山形県鶴岡市三瀬字宮の前3 2-1			
所管部課	庄内総合支庁総務課			
根拠法令等	沿岸漁場整備開発法に基づく山形県栽培漁業基本計画における種苗生産施設			
設置の目的	本県の栽培漁業の振興を図り、「つくり育てとる漁業」を推進するため、漁業資源として重要な魚類・貝類・甲殻類などの種苗を生産し、供給するために設置された。			
敷地面積	38,595.56 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	事務所	鉄筋コンクリート造	304.67 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	飼育培養棟(あわびA棟)	鉄骨造	765.00 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	飼育培養棟(あわびB棟)	鉄骨造	855.00 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	飼育培養棟(魚類棟)	鉄骨造	2,921.40 m <sup>2</sup>	昭和55年度
	ワムシ培養棟	鉄骨造	644.10 m <sup>2</sup>	平成4年度
	新魚種生産棟	鉄骨造	712.50 m <sup>2</sup>	平成10年度
沿革	<p>昭和57年3月 栽培漁業センターの運営を行っている公益財団法人山形県水産振興協会(以下、協会)の前身となる(財)山形県栽培漁業協会設立。</p> <p>昭和57年4月 栽培漁業センター開設。</p> <p>平成11年4月 遊佐の内水面水産センターを運営する(社)山形県内水面養殖振興会と統合し、(財)山形県水産振興協会設立。</p> <p>平成25年4月 公益財団法人に移行。</p>			
事業概要	<p>協会は山形県から栽培漁業センターの施設管理及び業務委託を受けている。</p> <p>栽培漁業センターの主な業務内容は以下のとおり。</p> <p>① 水産生物の種苗生産、供給 ヒラメ、クロダイ、アユ、アワビ、モクズガニ、トラフグなどの種苗生産、供給を行っている。</p> <p>② 水産生物の種苗生産及び増養殖に関する技術の開発</p>			

	<p>生産の効率化と良質な種苗を生産するために親魚の養成、種苗の生産、疾病防除対策などの技術開発を行っている。また、孵化した種苗に与える生物餌料の量産技術の開発など各種技術開発を行っている。</p> <p>③ 栽培漁業に関する調査及び放流効果等の調査、指導及び啓発普及          県及び団体等の委託を受け、ヒラメ、サクラマス等の放流効果を明らかにするために、魚卸売市場の調査を実施。また、栽培漁業について理解を深めてもらうために、各施設を公開し情報提供を行っている。</p>	
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名（令和2年度）
	指定管理者制度	公益財団法人山形県水産振興協会
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和54年度 昭和55年度	100,302	-	-	100,302
当初建設工事	昭和55年度 ～昭和57年度	1,118,796	-	-	1,118,796
ワムシ培養棟増築工事	平成5年度	38,527	-	-	38,527
送水ポンプ棟増築工事	平成10年度	5,900	-	-	5,900
新魚種生産棟増築工事	平成11年度	43,231	-	-	43,231
魚類棟 60t 水槽内面防水 修繕工事	平成24年度	4,903	-	-	4,903
栽培漁業センター改修工 事	平成27年度	58,101	-	-	58,101
合計		1,369,760	-	-	1,369,760

## ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	138,226	134,737	133,696	146,267	133,005
業務費用	138,226	134,737	133,696	146,267	133,005
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	138,226	134,737	133,696	146,267	133,005
物件費	124,361	120,872	119,851	125,146	123,584
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	124,361	120,872	119,851	125,146	123,584
維持補修費	-	-	-	6,969	2,323
減価償却費	13,865	13,865	13,844	14,151	7,098
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	980	951	922	886	864
使用料及び手数料	980	951	922	886	864
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	137,245	133,786	132,773	145,381	132,141

## ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
収入	指定管理料	124,361	120,872	119,851	125,146	123,584
	生産物売払収益	19,422	20,543	27,143	23,998	22,566
	その他収入	1,134	1,484	1,340	1,461	1,279
	収入計	144,917	142,899	148,334	150,605	147,429
支出	人件費	62,281	62,685	58,247	63,364	54,551
	餌料費及び親魚等購入費	17,573	21,553	22,753	23,756	20,443
	修繕費	10,026	6,299	8,837	7,745	7,487
	燃料費及び光熱水費	24,466	27,513	31,460	26,808	24,097
	その他支出	29,092	26,869	27,294	30,925	35,583

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
支出計	143,438	144,919	148,591	152,598	142,161
収支差額	1,478	△2,020	△256	△1,993	5,267

### ③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況 (単位：㎡、人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事務室等の面積 (A)	127.5	127.5	127.5	127.5	127.5
職員等の人数 (B)	18	19	17	17	14
一人当たり事務室等面積 (A÷B)	7.08	6.71	7.50	7.50	9.11

### ④ 県の個別施設計画における施設アセスメントの結果及び今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 効率 状況 ↓ 低	★	再生 (・建替)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		再生 (一部維持)
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画 (その他庁舎等)

ロ) 今後の対策費用見込 (単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	28,250	256,975	-	-	-	-	-	13,533
電気	-	-	-	36,715	-	3,055	8,139	-	-	25,320
機械	-	-	-	1,570	-	5,100	2,452	-	-	5,179
計	-	-	28,250	295,260	-	8,155	10,591	-	-	44,032

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「② 取水管と自家発電装置の更新投資に係る計画的更新について」参照

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「③ 蓄養の早期事業化について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI とは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である栽培漁業の振興をどのように達成できているかを評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、複数の機能を有していることから、第7次山形県栽培漁業基本計画で明示している次の指標を参考にそれぞれの機能に応じた複数の指標が考えられる。【意見】

「第7次山形県栽培漁業基本計画」より抜粋

(水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標)

魚類	ひらめ	150 千尾
	くろだい	20 千尾
	とらふぐ	20 千尾
貝類	えぞあわび	250 千個

(放流効果実証事業に関する事項)

対象	魚類	ひらめ
放流尾数	150 千尾	

(種苗生産の技術水準の目標)

山形県栽培漁業センターの水槽容量 1 立法メートル当たり又は水槽床面積 1 平方メートル当たりの種苗生産水準の目標

ひらめ	1,000 尾/m <sup>2</sup>	種苗生産回数	1 回/年
くろだい	500 尾/m <sup>3</sup>	種苗生産回数	1 回/年
とらふぐ	350 尾/m <sup>3</sup>	種苗生産回数	1 回/年
えぞあわび	2,100 個/m <sup>2</sup>	種苗生産回数	2 回/年

## ② 取水管と自家発電装置の更新投資に係る計画的更新について

栽培漁業においては水の確保が事業継続上不可欠であり、そのために施設の計画的更新が必要である。

まず 700m 沖合からきれいな海水を採るための取水管は、平成元年に取り替えてから 30 年以上経過しており、経年劣化による取水量の減少が懸念されている。また開所時に設置された自家発電装置は 40 年超が経過し、交換部品がなくなっている。東日本大震災時にはこの自家発電装置が稼働したことで、停電を乗り越えることができた。

いずれの設備も更新するためには数億円単位の投資が必要である。この点、(1)③ロ) 今後の対策費用見込によれば、令和 5 年度において総額 3 億円弱の対策費用が計画されているが、この対策費用は建築物の長寿命化対策工事に係るもので、取水管と自家発電装置の取替は含まれていない。

建築物だけでなくこれらの設備も当施設の根幹を支えるもので、正常稼働しなかった場合には多額の損失を生じる可能性がある。県有施設として保有し続けることが必要と判断される場合、施設の設置目的達成に必要な不可欠な設備についても、計画的な更新について検討されたい。【意見】

## ③ 蓄養の早期事業化について

屋外の餌料培養槽にて、令和 2 年度からヒラメ、アオリイカ、タイ及びフグの蓄養を試験的に行っている。

ヒラメは 4 月頃に水揚げしたものを 8 月まで、アオリイカは 9 月に水揚げしたものを 11 月まで蓄養することで、サイズが大きくなるとともに、流通量が少ない時期に市場に出すことで価格が上昇し、漁業関係者の収入増加につながる。

現在は試験的な運用であり、培養槽の利用料は徴収していないとのことであるが、センターの目的に適う事業であることから、早期に事業化し、適切な利用料を徴収することが望まれる。【意見】

### 13 工業技術センター

#### (1) 施設等の概要

##### ① 概要

施設等の名称	山形県工業技術センター			
所在地	山形市松栄2丁目2番1号			
所管部課	産業労働部工業戦略技術振興課			
根拠法令等	山形県工業技術センター手数料条例 山形県工業技術センター手数料条による手数料の額			
設置の目的	工業の生産技術の向上とその普及を図るための施設			
敷地面積	61,412.45 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	本館	鉄筋コンクリート造	4,465.87 m <sup>2</sup>	昭和53年度
	エネルギー棟	鉄骨造	658.51 m <sup>2</sup>	昭和53年度
	渡廊下	鉄骨造	270.40 m <sup>2</sup>	昭和53年度
	醸造食品化学棟	鉄筋コンクリート造	898.60 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	木工繊維棟	鉄筋コンクリート造	828.75 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	木工棟	鉄筋コンクリート造	425.62 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	金属棟	鉄筋コンクリート造	678.26 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	機械棟	鉄筋コンクリート造	356.60 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	渡廊下	鉄筋コンクリート造	239.09 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	鑄造棟	—	493.83 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	窯業棟	鉄筋コンクリート造	831.58 m <sup>2</sup>	昭和54年度
	庁舎	鉄骨造	228.00 m <sup>2</sup>	平成7年度
沿革	<p>昭和52年 現庁舎着工</p> <p>昭和55年 現庁舎へ移転</p> <p>平成8年 国際情報サポートセンターを増設</p> <p>平成16年 超精密加工テクノロジーセンターを開設 超精密加工テクノロジーセンターを山形県高度技術研究開発センターへ移管</p> <p>令和2年 IoTイノベーションセンターを開設</p>			
事業概要	<p>県内産業発展のために活動する技術支援機関で、新製品の開発等に関する技術相談・出張相談、工業材料や製品などの試験・分析・測定を行う受託試験・設備使用、企業と県が連携して課題解決にあた</p>			



	る共同研究をはじめとする研究開発、製造業技術者研修を実施する技術者養成を行っている。	
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）
	直営	一般職員 67 人 会計年度任用職員等 6 人
外観		

## ② 行政コスト等の状況

### イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 50 年度	341,749	-	-	341,749
当初建設工事	昭和 53 年度 ～昭和 54 年度	1,739,950	-	-	1,739,950
庁舎建設工事	平成 7 年度	44,023	-	-	44,023
IoT イノベーションセンター増築工事	平成 30 年度 ～令和 2 年度	361,616	180,808	162,400	18,408
高圧受電盤更新工事等	平成 30 年度	89,337	-	83,000	6,337
その他		145,939	9,455	91,100	45,384
合計		2,722,615	190,263	336,500	2,195,851

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	466,421	472,314	455,309	462,631	518,977
業務費用	466,421	472,314	455,309	462,631	518,977
人件費	355,145	362,345	335,533	348,442	389,530
職員給与費	281,649	286,729	274,688	274,106	307,115
賞与引当金繰入額	30,455	32,196	32,276	32,263	36,058
退職手当引当金繰入額	34,575	34,813	18,282	31,263	34,941
その他	8,467	8,606	10,286	10,810	11,417
物件費等	111,276	109,969	119,776	114,033	127,670
物件費	62,435	70,393	77,668	73,352	69,679
内、光熱水費	27,226	38,569	38,737	39,894	36,106
内、維持管理費	20,009	19,986	17,676	16,054	18,431
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	9,005	3,237	8,676	6,527	6,862
減価償却費	39,836	36,339	33,431	34,154	51,129
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	156	175
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	58,282	58,695	54,193	52,754	66,221
使用料及び手数料	58,282	58,695	54,193	52,754	66,221
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	408,139	413,620	401,116	409,877	452,756

※ 高度技術研究開発センターと兼務している職員に係る人件費について、コスト計算においては両方で折半して費用を配賦している。

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
専業業務室等の面積 (A)	5,225.79	5,225.79	5,225.79	5,225.79	5,532.74
職員等の人数 (B)	78	78	79	80	78
一人当たり専業業務室等 面積 (A÷B)	67.0	67.0	66.2	65.3	67.0

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系					
(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額より抜粋)					
1. 試験					
項目	試験項目	単位	金額		
強度試験	工業材料	一般材料試験 (強度、伸び、曲げ等)	1 試験 1 項目	650 円。ただし、特殊な環境又は試料採取を要するものにあつては、3,220 円	
		微小材料強度試験	1 試験 1 項目	1,490 円	
		硬さ試験	1 試験 1 試料	540 円	
		硬さ分布試験	1 試験 1 試料	3,900 円。ただし、測定点が 10 を超える場合は、3,900 円にその 10 を超える測定点 1 点につき 310 円を加算した額	
		衝撃試験	1 試験 1 試料	350 円。ただし、常温以外の処理を要するものにあつては、1,710 円	
	土木建設材料	圧縮試験 (コンクリート類)	1 試験 1 試料	1,320 円	
		曲げ試験 (コンクリート類)	1 試験 1 試料	2,410 円	
		建設用鋼材試験 (強度、伸び、曲げ等)	1 試験 1 項目	2,140 円	
	工業製品	側方荷重試験	1 試験 1 試料	3,270 円	
		鉛直荷重試験	1 試験 1 試料	3,270 円	
		繰り返し試験	1 試験 1 試料	7,900 円	
	土木建設製品	圧縮試験 (コア供試体)	1 試験 1 試料	3,240 円	
		大型製品試験 (コンクリート二次製品等)	1 試験 1 試料	5,720 円	
	種別物性試験	繊維	一般物性試験 (A) (静電気、摩耗、滑脱、より数、ピリング、寸法変化率、織度等)	1 試験 1 試料	1,170 円
			一般物性試験 (B) (水分、重さ、引裂、撥水等)	1 試験 1 試料	970 円

使用料及び手数料等の料金体系				
		染色堅ろう度試験(A) (汗耐光、塩素処理水、 マーセライジング等)	1 試験 1 試料	2,300 円
		染色堅ろう度試験(B) (汗、窒素酸化物、ドラ イクリーニング等)	1 試験 1 試料	1,230 円
		染色堅ろう度試験(C) (洗濯、水、熱湯、摩 擦、ホットプレス等)	1 試験 1 試料	780 円
		遊離ホルムアルデヒド 試験	1 試験 1 試料	2,330 円
		整染試験	1 試験 1 試料	2,190 円
		繊維定量試験(油脂 分、糊付着量等)	1 試験 1 試料	1,530 円
		織物組織分解試験	1 試験 1 試料	3,190 円
	食品	物理試験	1 試験 1 試料	2,690 円
		物性試験	1 試験 1 試料	5,070 円
		微生物試験	1 試験 1 試料	5,440 円
	その他	ホルムアルデヒド放散量 試験(デシケータ法)	1 試験 1 試料	10,000 円
		木材含水率試験	1 試験 1 試料	920 円
		塗料性能試験	1 試験 1 試料	1,550 円
	共通物性試験	温湿度環境試験	1 試験 24 時間	16,200 円
測色試験		1 試験 1 試料	630 円	
塩水噴霧試験		1 試験 24 時間	5,300 円	
複合サイクル試験		1 試験 8 時間	4,940 円	
密度測定(見掛密度、 かさ密度等)		1 試験 1 試料	3,430 円	
粒度分布測定試験		1 試験 1 試料	3,240 円	
紫外線カーボンアーク 灯光試験		1 試験 1 試料	2,000 円	
キセノンアーク灯光試験		1 試験 1 試料	3,000 円	
テーバー式摩耗試験		1 試験 1 試料	13,300 円	
ピーエッチ測定試験		1 試験 1 試料	2,180 円	
熱膨張測定試験		1 試験 1 試料	5,010 円	
熱定数測定試験(常温)		1 試験 1 項目	6,560 円	
熱定数測定試験(高温)		1 試験 1 項目	15,300 円。ただし、測定点 が5を超える場合は、 15,300 円にその5を超える	

使用料及び手数料等の料金体系			
			測定点1点につき2,280円を 加算した額
	メルトフローレート測定試験	1試験 1試料	3,620円
	荷重たわみ温度測定試験	1試験 1試料	4,110円
	落下衝撃試験	1試験 1試料	3,080円
精密測定試験	精密測定試験（並級）	1試験 1試料	1,650円
	精密測定試験（中級）	1試験 1試料	3,640円
	精密測定試験（精級）	1試験 1試料	4,630円
非破壊試験	エックス線検査（フィルム）	1試験 1試料	2,190円
	エックス線検査（デジタル）	1試験 1試料	1,470円
	エックス線テレビ検査	1試験 1試料	3,220円
	マイクロフォーカスエックス線検査	1試験 1試料	3,640円
	サブミクロンフォーカスエックス線検査	1試験 1試料	4,390円
	エックス線CT検査（低解像）	1試験 1試料	4,810円
	エックス線CT検査（標準）	1試験 1試料	9,400円
	エックス線CT検査（高解像）	1試験 1試料	14,000円
	三次元エックス線CT検査	1試験 1試料	9,680円。ただし、測定時間が1時間を超える場合は、9,680円にその1時間を超える測定時間30分につき3,810円を加算した額
	エックス線透過像判定	1試験 1試料	310円
動作解析	1時間	6,600円	
顕微鏡試験	顕微鏡写真、マクロ写真	1試験 1試料	2,810円
	電子顕微鏡写真	1試験 1試料	5,200円
	電界放出形走査電子顕微鏡写真	1試験 1試料	7,190円
	原子間力顕微鏡像	1試験 1試料	5,670円
	画像解析	1試験 1項目	1,600円
ロボット模擬動作試験	ロボット模擬動作試験（産業用ロボット）	1時間	3,510円

使用料及び手数料等の料金体系

	ロボット模擬動作試験 (単腕型協働ロボット)	1 時間	4,040 円
	ロボット模擬動作試験 (双腕型協働ロボット)	1 時間	4,330 円
	工程分析試験	1 時間	4,590 円

2. 分析

項目	分析項目	単位	金額
化学分析	定量分析 (重量法、容量法等)	1 試料 1 成分	6,070 円
	繊維分析	1 試料 1 成分	1,540 円
機器分析	E P M A 定性分析	1 試験 1 項目	17,000 円
	E P M A デジタルマッピング	1 分析	18,700 円。ただし、同一の試料について2分析以上を行う場合の1分析を超える分については、分析を行う1元素につき3,250円
	E D S 定性分析 (固体、粉末)	1 試験 1 試料	6,450 円
	E D S 定性分析 (固体、粉末) (電界放出形走査電子顕微鏡を用いたもの)	1 試験 1 試料	7,760 円
	光電子分光分析 (オー ジェ電子分光分析を含 む。)	1 試験 1 試料	14,700 円。ただし、測定時間が1時間を超える場合は、14,700 円にその1時間を超える測定時間30分につき5,030円を加算した額
	グロー放電発光分光分析	1 試験 1 項目	13,000 円
	蛍光エックス線定性分析 (固体)	1 分析	9,230 円
	蛍光エックス線定性分析 (液体、粉末)	1 分析	8,270 円
	蛍光エックス線定量分析	1 試料 1 成分	3,290 円
	I C P 発光分光定性分析	1 試料 1 分析	5,430 円
	I C P 発光分光定量分析	1 試料 1 成分	5,100 円
	炭素・硫黄同時分析	1 試料 1 成分	3,350 円
	ガス、液体クロマトグ ラフ分析	1 試料	11,800 円

使用料及び手数料等の料金体系			
	有機酸分析	1 試料	10,500 円
	分光光度計分析	1 試料	8,980 円
	微生物分類分析	1 試験 1 試料	9,870 円
	グルコース分析	1 試験 1 試料	910 円
	酒精計分析	1 試験 1 試料	5,760 円
	赤外分光分析	1 分析	5,240 円
	赤外イメージング	1 分析	9,870 円
	示差熱重量分析 (アルミナ容器によるものを除く。)	1 分析	5,600 円
	示差熱重量分析 (アルミナ容器によるものに限る。)	1 分析	8,730 円
	示差走査熱量分析	1 分析	6,410 円
	エックス線回折分析	1 分析	5,400 円
食品、飲料分析	ビタミンC分析	1 試料 1 成分	13,400 円
	一般成分分析	1 試料 1 成分	4,120 円
	特殊成分分析 (高度な前処理、試薬等を要するもの)	1 試料 1 成分	8,570 円
	重金属分析	1 試料 1 成分	9,570 円
	添加物分析	1 試料 1 成分	11,500 円
	醸造用水分析	1 試料 1 項目	3,180 円

### 3. 加工

項目	加工項目	単位	金額
木材乾燥	木材乾燥	1 時間	720 円
機械加工	木工機械加工	30 分	1,680 円
金属溶解	金属溶解	1 時間	5,070 円
金属熱処理	熱処理加工	30 分	2,620 円
試料加工	試料加工(顕微鏡試料等)	30 分	2,280 円
	試料加工(イオンミリング)	1 時間	3,420 円
	試料前処理 (酸価、過酸化物価)	1 時間	3,560 円
キャッピング加工	キャッピング加工	1 試料 1 面	880 円
試料成形	試料成形 (射出成形)	1 時間	5,780 円
試料作製	ガラスビード作製	1 試料	10,600 円
供試体養生	標準水中養生	1 供試体 24 時間	30 円

使用料及び手数料等の料金体系			
マイクロマシニング加工	マイクロマシニング加工 (A) (ワイヤボンディング、スピコート等)	30分	2,030円
	マイクロマシニング加工 (B) (スパッタリング (金、白金族金属を除く。)、フォトリソグラフィ等)	1時間	5,280円
	マイクロマシニング加工 (C) (深掘りドライエッチング(シリコン、ガラス)、スパッタリング (金、白金族金属)等)	1時間	10,200円

#### 4. デザイン、モデル製作

##### (1) デザイン

項目	金額(1件につき)				
	A	B	C	D	E
工業機器、生活機器	193,000円	105,000円	52,800円	26,900円	14,000円
グラフィック、家具、クラフト	99,200円	56,700円	27,800円	14,600円	7,560円

##### (2) モデル製作

項目		単位	金額
モデル製作	モデル造形(A) (白色かつ硬質の樹脂)	1件	4,910円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、4,910円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,000円を加算した額。
	モデル造形(B) (白色かつ硬質の樹脂以外の樹脂)	1件	7,150円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、7,150円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,160円を加算した額。
	洗浄処理	1時間	3,030円

減免基準
(山形県工業技術センター手数料条例より抜粋) (手数料の減免) 第3条 知事は、特に公益上必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。



④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低		廃止（解体等）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
	★	再生（一部維持）
		個別施設計画の名称
	低← 建物性能 →高	山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）

ロ) 今後の対策費用見込

（単位：千円）

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	53,213	-	-	-	-	-	-	-	227,229	43,689
電気	26,345	26,233	-	2,947	-	-	-	3,725	122,435	16,366
機械	-	6,200	34,457	-	-	-	103,031	16,260	-	-
計	79,558	32,433	34,457	2,947	-	-	103,031	19,985	349,664	60,055

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

なお、県が設定している施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための客観的な指標（以下、「施設 KPI」という。）の直近5年間の状況は次のとおりである。

KPI		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
企業の製品化支援 件数	計画値	35 件	40 件	45 件	50 件	-
	実績値	36 件	40 件	45 件	50 件	-
企業への技術移転 件数	計画値	-	-	-	-	60 件
	実績値	-	-	-	-	94 件

（結果）

- (3) 「① 施設 KPI の設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されている

か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「② 廃棄予定物品・長期未利用物品の廃棄処分による施設スペースの有効活用について」参照

③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	462,631	518,977
内、国庫支出金財源 (B)	-	1,205
差引 (C = A - B)	462,631	517,773
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	5,927.00	6,233.95
施設全体の延床面積 (E)	10,985.00	11,390.24
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	249,614	283,380
使用料及び手数料等 (G)	52,754	66,221
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	21.13	23.37

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

- (3) 「③ 減免基準の明確化について」参照
- (3) 「④ 業務委託の共同発注について」参照
- (3) 「⑤ 行政財産目的外使用許可の更新手続漏れについて」参照

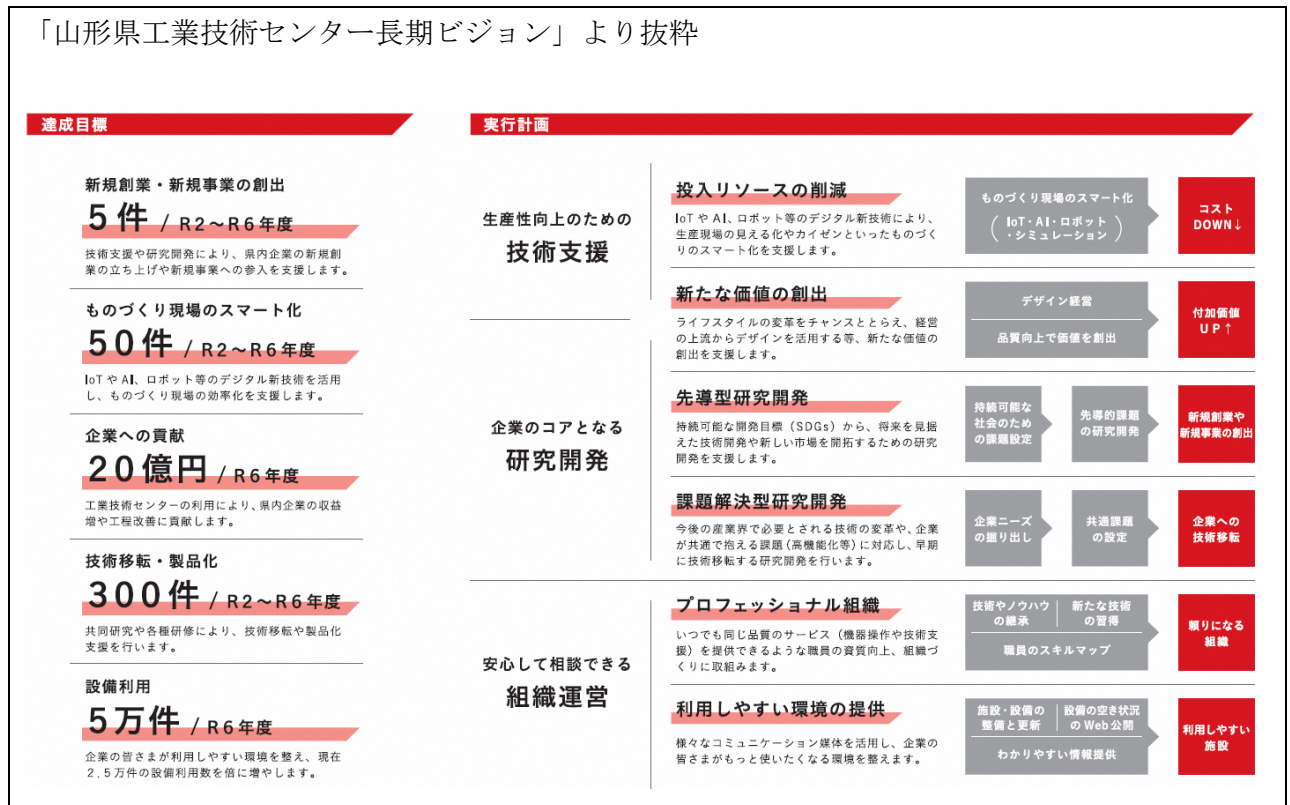
(3) 指摘事項及び意見

① 施設 KPI の設定について

当施設では、令和2年3月に策定した「第4次山形県総合発展計画実施計画（令和2年度～6年度）」における施策「競争力のあるものづくり産業群の形成」において、「工業技術センターによる技術移転件数【産業】」が KPI として設定されており、施設 KPI としても有用であると考えます。

また、令和2年4月に創立100周年を迎えて初めて策定する計画として「山形県工業技術センター長期ビジョン（令和2年度～令和6年度）」を定めた。『「つくる力」のイノベーション』をコンセプトに、顧客や社会のニーズを的確にとらえた高付加価値な製品や技術を創出するために、技術支援・研究開発・組織運営を通じて、県内企業を支援していくことが説明されている。当計画において、次のとおり、達成目標と実行計画が掲げられている。

## 「山形県工業技術センター長期ビジョン」より抜粋



上記計画を各年度の進捗をモニタリングするために作成されている「令和3年度推進プログラム」において、下表のように「第4次山形県総合発展計画実施計画（令和2年度～6年度）」における「工業技術センターによる技術移転件数【産業】」と重複する達成目標を除く、施設独自で設定した4つの達成目標のうち、下記の項目に関して、令和3年度中に達成目標・進捗指標項目の定義づけや測定方法が検討されている状況にあった。

達成目標・進捗指標項目	検討内容
新規創業・新規事業の創出	定義検討・提示
工業技術センターの利用により、県内企業の収益増や工程改善に貢献します	令和3年度は企業への貢献（金額）を測る仕組みを構築する。

以上のとおり、県では、「第4次山形県総合発展計画実施計画（令和2年度～6年度）」における KPI「工業技術センターによる技術移転件数【産業】」のみを施設 KPI として設定しているが、「山形県工業技術センター長期ビジョン（令和2年度～令和6年度）」において達成目標として設定した「技術移転・製品化件数」を除く、4つの達成目標についても当施設の存在意義を占める重要な指標であると考えられるため、内部の目標ではなく施設 KPI として設定すべきと考える。

また、達成目標・進捗指標項目とはいえ、計画2年目にあたる令和3年度において達成目標の定義検討や測定方法を検討する状況にあり、本来であれば、目標もしくは指標検討時にあらかじめ設定しておくべき事項である。後付けで定義や測定方法を決めたのでは達成可能な内容で決めることもでき、達成目標・進捗指標項目だけでなく、施設 KPI を設定する趣旨から考えれば本末転倒である。速やかに定義及び測定方法を定めることは当然であるが、当施設に限らず、今後、県として施設 KPI を設定する際は同様のことがないように徹底すべきである。【意見】

② 廃棄予定物品・長期未利用物品の廃棄処分による施設スペースの有効活用について

当施設に設置されている物品のうち、下表に抽出した物品は、「故障」もしくは担当部署からの「廃棄希望」があるが、廃棄処分されていないものである。この中には、過去5年間に一度も使用されていない物品も8点含まれている。

物品番号	品名	取得状況		用途	年間使用日数	保守管理委託等の状況	物品の管理状況			摘要
		取得年度	取得価格(円)				種別	使用課	貸付先	
197700637	家具強度試験機	昭和52年	3,400,000		0		供用	工業技術セ		廃棄希望
1980001543	ヒルデブランド木材乾燥機	昭和55年	2,350,000		0		供用	工業技術セ		廃棄希望
1984001168	結晶方位測定装置	昭和59年	3,800,000		0		供用	工業技術セ		故障
1987002348	ラバープレス装置	昭和62年	6,800,000		0		供用	工業技術セ		故障
1990002762	超微小硬度計	平成02年	7,364,500		0		供用	工業技術セ		故障
1992004214	加圧脱脂装置	平成04年	7,034,000		0		供用	工業技術セ		故障
1993008372	ガラスカブセリング装置	平成05年	8,652,000		0		供用	工業技術セ		故障
1994003545	混練押出機	平成06年	10,485,400		0		供用	工業技術セ		故障
1995003357	超精密成形平面研削盤	平成07年	22,999,900		0		供用	工業技術セ		故障
1997003368	3次元表面構造解析装置	平成09年	27,982,500		0		供用	工業技術セ		故障
1998003423	冷凍チャック	平成10年	5,250,000		0		供用	工業技術セ		故障
1998003425	高圧クーラントシステム装置	平成10年	5,407,500		0		供用	工業技術セ		故障
1998003430	NC創成放電加工機	平成10年	29,400,000		0		供用	工業技術セ		故障
1998003432	NC金型磨き装置	平成10年	20,737,500		0		供用	工業技術セ		故障
1999002595	X線回折データ解析装置	平成11年	4,830,000		0		供用	工業技術セ		故障

(出典：当施設に係る「指定物品の使用状況等調書」)

当施設では廃棄処分が必要な物品は毎年度、定期的に廃棄処分が実施されており、同資料内に「破棄予定」もしくは「廃棄手続き中」などのコメントを付されている。

しかし、上表のとおり、廃棄処分に至っていない物品が散見されており、当施設で保有する物品の特徴として、測定用や加工用の機械・設備が大半を占め、その多くが大型の物品であるため、部屋の中を占領しており、廃棄処分が進まないとなつて新しい機械・設備を搬入する妨げになりかねない。

公共施設マネジメントの観点からは、廃棄処分により空いたスペースについて設置目的の用途では不要であれば、施設の有効活用や総量縮小の検討も実施しうる。

以上より、財源的な制約も考慮しながら、上表に記載した廃棄予定物品や長期未使用物品について計画的に廃棄処分し、これにより空いた施設スペースを有効活用すべきである。【意見】

なお、上表のうち、「冷凍チャック」及び「高圧クーラントシステム装置」は監査手続後の令和3年12月に廃棄処分されている。

### ③ 減免基準の明確化について

当施設では、山形県工業技術センター手数料条例及び山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額を定め、試験、分析等の依頼内容に応じて利用者から手数料を徴収している。また、同条例において、手数料の減免に関する定めを設けている。

「山形県工業技術センター手数料条例」より抜粋

(手数料の減免)

第3条 知事は、特に公益上必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

ただし、当施設では上記定め以外に具体的な減免基準を設けておらず、減免申請がある都度、「公益上必要があると認め」られるかを検討した上で減免の認可をすることになる。当施設の担当者へのヒアリングの結果、過去5年間で減免となった事案は1件であった。

以上より、事案ごとに減免の認可可否を検討するのでは事務の非効率につながりかねないため、あらかじめ想定される減免事案があるのであれば、減免基準を設定することを検討されたい。【意見】

### ④ 業務委託の共同発注について

当施設において、隣接する山形県高度技術研究開発センターとの共同調達を検討されていない委託業務が確認された。

当施設は、隣接する山形県高度技術研究開発センターと渡り廊下でつながり、行き来ができる状態にあるため、山形県高度技術研究開発センターに入居している企業が当施設を利用する際にも使用されている。また、当施設の機械棟・超精密加工テクノロジーセンターは山形県高度技術研究開発センター保有の設備が置かれた部屋が設置され、両施設で併用する形で運営されている。逆に、当施設保有の設備が山形県高度技術研究開発センターに設置されている。両施設は設置目的、果たしている機能に

違いがあっても、施設管理の面においてはほぼ一体として運営されている状況にある。このような中で、両施設で別々に清掃業務の業務委託が行われている。

以上より、両施設は渡り廊下でつながっており、実質的に一体での運営が行われていることから、一括発注をする場合のコスト削減の余地を模索すべきである。【意見】

⑤ 行政財産目的外使用許可の更新手続漏れについて

当施設の敷地内の一部に関して、行政財産目的外使用許可に関する更新手続が漏れている事案が確認された。

当施設の敷地内に設置されている一部の工作物について、新たに設置を開始した平成31年1月28日から平成31年3月31日までの申請書は県に提出され、認可されていたが、それ以降の期間から現在に至るまでの期間に関する使用許可申請は行われておらず、県においても提出の要請を行っていなかった。

県は現地調査時点において、使用許可申請書の提出漏れがあったことを把握し、申請書の提出に向けた手続を行っているとのことであるが、同様の使用許可申請漏れがないように、行政財産目的外使用許可申請に係る手続の徹底を図るべきである。

【指摘事項】

14 内水面水産研究所

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県内水面水産研究所			
所在地	山形県米沢市泉町 1-4-12			
所管部課	農林水産部水産振興課			
根拠法令等	行政組織規則			
設置の目的	内水面漁業に関する試験研究及び指導を行い、内水面漁業の振興に寄与するための施設			
敷地面積	18,379.59 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	実験室	鉄骨造	543.40 m <sup>2</sup>	昭和 53 年度
	事務所	鉄筋コンクリート造	748.84 m <sup>2</sup>	昭和 54 年度
	飼育培養棟	鉄骨造	300.00 m <sup>2</sup>	昭和 54 年度
	稚魚棟	鉄骨造	348.39 m <sup>2</sup>	平成 9 年度
沿革	<p>昭和 12 年 国の水産増殖奨励制度に基づき、淡水養魚場として設置された。</p> <p>昭和 26 年 山形県淡水魚指導所と改称。</p> <p>昭和 36 年 東根にあった鱒種苗育成所を統合。</p> <p>昭和 54 年 山形県内水面水産試験場に改称。</p> <p>平成 2 年 湧水の濁水により新たな飼育用の導水施設を整備した。</p> <p>令和 2 年 山形県内水面水産研究所に改称。</p>			
事業概要	<p>(生産開発部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コイ、マス、アユの生産技術に関すること</li> <li>・ 魚類防疫対策に関すること</li> <li>・ 養殖技術の指導に関すること</li> </ul> <p>(資源調査部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アユ、サクラマスの増殖技術に関すること</li> <li>・ 増殖技術の指導に関すること</li> <li>・ 内水面外来魚管理等対策に関すること</li> <li>・ 希少淡水魚の保護技術に関すること</li> </ul>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数 (令和 2 年度)		
	直営	一般職員 8 人 会計年度任用職員 6 人		





② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 39 年度	142,918	-	-	142,918
事務所、貯油倉庫、飼育培養棟等建設工事	昭和 53 年度 ～昭和 55 年度	175,005	-	-	175,005
飼育培養棟建設工事	昭和 60 年度	30,047	-	-	30,047
稚魚棟、ろ過殺菌棟建設工事	平成 2 年度	308,196	-	-	308,196
実験棟屋根等修繕工事	平成 21 年度	694	-	-	694
本館屋上防水改修工事	令和 2 年度	4,840	-	-	4,840
合計		661,700	-	-	661,700

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	95,400	95,343	95,190	94,937	95,942
業務費用	95,400	95,343	95,190	94,937	95,942
人件費	62,271	61,510	59,067	60,793	61,352
職員給与費	52,267	51,396	51,136	50,829	51,387
賞与引当金繰入額	4,685	4,859	5,062	5,060	5,060
退職手当引当金繰入額	5,319	5,254	2,867	4,903	4,903
その他	-	-	-	-	-
物件費等	33,128	33,832	36,122	34,143	34,590
物件費	16,521	16,616	21,498	22,759	21,488
内、光熱水費	3,478	3,720	3,921	4,028	3,890
内、維持管理費	1,646	1,329	1,141	985	1,152

				平成 28 年度	平成 29 年度	成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
			内、指定管理料	-	-	-	-	-
			維持補修費	1,397	2,007	3,276	66	1,783
			減価償却費	15,209	15,209	11,348	11,318	11,318
			その他	-	-	-	-	-
			その他の業務費用	-	-	-	-	-
		移転費用	-	-	-	-	-	
経常収益				2,335	2,613	2,648	3,652	2,164
		使用料及び手数料	2,335	2,613	2,648	3,652	2,164	
		その他	-	-	-	-	-	
純経常行政コスト				93,064	92,730	92,541	91,285	93,778

### ③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：m<sup>2</sup>、人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
専用業務室等の面積 (A)	1,467.79	1,467.79	1,467.79	1,467.79	1,467.79
職員等の人数 (B)	12	12	12	12	14
一人当たり専用業務室等 面積 (A÷B)	122.32	122.32	122.32	122.32	104.84

### ④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	低← 建物性能 →高	廃止 (解体等)
			二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
			再生 (一部維持)
			個別施設計画の名称
			山形県県有建物長寿命化計画 (その他庁舎等)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	4,840	-	6,646	-	-	-	-	-	19,514	37,356
電気	-	-	76	4,489	-	-	-	5,658	6,962	13,433
機械	-	-	-	-	-	4,359	8,352	24,019	-	-
計	4,840	-	6,722	4,489	-	4,359	8,352	29,677	26,476	50,789

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「② 維持すべき機能の見定め及び機能に応じた移転先の選定について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「② 維持すべき機能の見定め及び機能に応じた移転先の選定について」参照

- ④ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI とは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の内水面漁業の振興という設置目的をどのように達成できているかを評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、複数の機能を有していることから、「大型マスの産卵数」や「調査件数」などそれぞれの機能に応じた複数の指標が考えられる。

【意見】

#### ② 維持すべき機能の見定め及び機能に応じた移転先の選定について

現在の米沢に内水面水産研究所が移転した昭和 30 年代は湧水が豊富で、水を確保するために経費はかかっていた。その後周辺の開発が進み、現在は湧水がほぼ枯渇している状況であり、井戸水を確保するために年間約 300 万円の電気代、ダム用水を確保するために年間 225 万円の使用料を支払っている状況である。

施設も実験室、事務所、飼育培養棟などの主要建物は築年数が 40 年を超過しており、老朽化が進んでいる。

県の施設アセスメントにおける利活用等の方向性について、二次評価で「再生（一部維持）」を選択しているものの、養魚用水の確保と施設の老朽化を考えると「再生」ではなく、「集約化」としてより効果的・効率的な内水面漁業の振興のための方向性を検討することが望ましい。

そのためには、まず県の内水面漁業にとって必要な機能を取捨選択する必要がある。内水面水産研究所の研究・開発の方向性に合わせて、遊佐町にある内水面水産センターを所有する公益財団法人山形県水産振興協会と連携し、有効性・効率性の観点から施設の集約化などを進めることが必要と考える。【意見】

15 高度技術研究開発センター

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県高度技術研究開発センター			
所在地	山形市松栄2丁目2番1号			
所管部課	産業労働部工業戦略技術振興課			
根拠法令等	山形県高度技術研究開発センター条例 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則			
設置の目的	産学官連携による共同研究開発を実施する中核拠点施設として設置し、工業技術センターと連携して、共同研究開発の積極的な支援を行うとともに、施設及び研究設備を県内企業に開放し、地域企業の技術高度化、新産業の創出に資する。			
敷地面積	61,412.45 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	本棟	鉄筋コンクリート造	8,266.09 m <sup>2</sup>	平成5年度
	機械棟	鉄筋コンクリート造	388.40 m <sup>2</sup>	平成15年度
沿革	平成3年12月 着工 平成5年12月 竣工 平成6年3月 開設 平成16年4月 超精密加工テクノロジーセンターを整備			
事業概要	産学官による高度な研究開発の中核支援拠点として設置され、研究施設、研究交流施設、各種計測分析装置や加工設備等を備え、企業等の工業技術の高度化を支援している。			
運営形態等	直営又は指定管理者制度		職員数（令和2年度）	
	直営		一般職員20人（兼務） 会計年度任用職員等1人	



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
当初建設工事	平成 5 年度	2,700,162	-	2,025,100	675,062
機械棟増築工事	平成 15 年度	58,118	29,058	-	29,060
蒸気ボイラー改修工事	平成 28 年度	14,340	-	-	14,340
その他		8,336	8,336	-	-
合計		2,780,956	37,394	2,025,100	718,462

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	312,763	286,417	280,996	287,147	243,384
業務費用	312,763	286,417	280,996	287,147	243,384
人件費	107,845	101,282	96,638	106,831	69,431
職員給与費	87,836	82,317	81,768	86,902	55,154
賞与引当金繰入額	9,371	9,112	9,493	10,122	6,326
退職手当引当金繰入額	10,638	9,853	5,377	9,808	6,130
その他	-	-	-	-	1,820
物件費等	178,183	161,740	164,306	163,605	160,585
物件費	129,590	116,011	121,742	119,220	116,758
内、光熱水費	35,026	32,156	36,026	36,668	34,950
内、維持管理費	34,714	33,908	34,499	33,437	33,948
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	7,581	4,719	1,553	3,374	3,215

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	減価償却費	41,011	41,011	41,011	41,011	41,011
	その他	-	-	-	-	-
	その他の業務費用	26,736	23,394	20,052	16,710	13,368
	移転費用	-	-	-	-	-
経常収益		21,720	19,676	22,471	23,228	20,867
	使用料及び手数料	21,720	19,676	22,471	23,228	20,867
	その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト		291,043	266,741	258,525	263,919	222,517

※ 工業技術センターと兼務している職員に係る人件費について、コスト計算においては両方で折半して費用を配賦している。

### ③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況 (単位：室、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
入居企業数	9	9	9	9	9
施設利用実績日数 (A)	365	365	365	365	365
施設利用可能日数 (B)	365	365	365	365	365
稼働率 (A ÷ B)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系		
(山形県高度技術研究開発センター条例より抜粋)		
1. 施設		
名称	単位	使用料の額
研究室	1 室 1 月につき	217,700 円の範囲内で知事が定める額
特別研究室		1,029,300 円
第 1 研修室	1 時間当たり	910 円
第 2 研修室		910 円
特別会議室		910 円
多目的ホール		3,870 円
第 1 事業化支援室	1 日につき	1,070 円
第 2 事業化支援室		650 円
第 3 事業化支援室		790 円

2. 設備		
種別	単位	金額
計測分析設備	1 時間当たり	7,020 円
加工設備		16,010 円
視聴覚設備		610 円

減免基準
(山形県高度技術研究開発センター条例より抜粋) (使用料の徴収等) 第5条 県は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 効率 ↓ 低			転用・集約化等又は廃止（売却）
			二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
		★	維持（一部再生）
	個別施設計画の名称		山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）

低← 建物性能 →高

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	-	-	-	23,495	-	-	-	-
電気	-	-	-	-	-	130,066	-	-	-	4,998
機械	-	43,505	-	-	-	475,659	-	-	-	-
計	-	43,505	-	-	-	629,220	-	-	-	4,998



(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「② 未利用スペースの活用について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	287, 147	243, 384
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	287, 147	243, 384
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	2, 756. 00	2, 756. 00
施設全体の延床面積 (E)	8, 654. 00	8, 654. 00

	令和元年度	令和2年度
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	91,446	77,509
使用料及び手数料等 (G)	23,228	20,867
減免額 (H)	1,159	1,538
受益者負担割合 {(G + H) / F}	26.67	28.91

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「産学官連携による共同研究開発を実施する中核拠点施設として設置し、工業技術センターと連携して、共同研究開発の積極的な支援を行うとともに、施設及び研究設備を県内企業に開放し、地域企業の技術高度化、新産業の創出に資する」ことをどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、県民のニーズを把握するため「利用者数」「利用者区分別（一般、企業などの別）の利用者数」などが考えられる。【意見】

なお、施設 KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などが参考になると考える。

② 未利用スペースの活用について

当施設内に、現地調査時点で未利用となっているスペースが確認された。

未利用スペースとなっているのは、従前、一般企業も利用できる分析・研究機器類を設置していた共通機器室（640 m<sup>2</sup>）である。同室は、令和2年6月に開設した山形県工業技術センター「IoT イノベーションセンター」の導入機器に必要な機能を移したことで、同室内に設置されていた機器はIoT イノベーションセンターの開設までにおおむね撤去されることとなった。現在は従前から設置している山形県工業技術センター所有の機器が若干残っているほか、企業向けの技術研修会の会場などスポット的な利用にとどまっている。

施設所管部局でも今後の活用策を検討している段階であるが、広大なスペースが未利用となっていることから、入居スペースの拡張や全面研修室への転換など早期に活用策を検討されたい。【意見】

## 16 教育センター

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県教育センター			
所在地	山形県天童市大字山元字犬倉津 2515			
所管部課	教育庁 高校教育課			
根拠法令等	教育機関の組織及び運営に関する規則（山形県教育委員会規則第2号）			
設置の目的	教育に関する専門的、技術的事項の研修及び研究並びに高等学校の生徒の情報処理教育の実習のための施設			
敷地面積	33,783.7 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	本館	鉄筋コンクリート造	7,745.47 m <sup>2</sup>	昭和50年度
	寄宿舎	鉄筋コンクリート造	1,705.99 m <sup>2</sup>	昭和52年度
沿革	昭和50年 教育センターが発足し、現庁舎が竣工 昭和52年 研修生の寄宿舎が竣工 平成11年 本館屋上防水工事竣工 平成25年 本館棟・別館棟耐震改修工事竣工 平成30年 冷暖房設備更新工事竣工			
事業概要	○研究事業 ○研修事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本研修</li> <li>・専門研修</li> <li>・長期研修</li> <li>・カリキュラムサポート事業</li> </ul> ○相談・支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や家庭での教育に関する相談</li> <li>・障害やその心配のある幼児児童生徒の相談</li> </ul> ○教育課題に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用・情報教育</li> <li>・環境教育</li> <li>・国際理解教育</li> <li>・教育情報誌の発行</li> <li>・視聴覚センター</li> </ul>			

運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）
	直営	一般職員 42 人 会計年度任用職員等 7 人
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 48 年度	445,944	-	-	445,944
当初建設工事	昭和 50 年度	1,800,695	-	-	1,800,695
宿泊棟新設工事	昭和 52 年度	568,447	-	-	568,447
耐震改修等工事	平成 23 年度	216,848	-	189,796	27,051
本館冷暖房設備 更新工事	平成 29 年度	169,402	-	169,402	-
太陽光発電設備 設置工事	平成 27 年度	24,599	-	-	24,599
その他		38,597	-	-	38,597
合計		3,264,535	-	359,199	2,905,336

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	426,454	419,537	408,270	417,804	413,621
業務費用	426,454	419,537	408,270	417,804	413,621
人件費	313,460	313,226	300,842	308,739	305,869
職員給与費	259,167	258,320	257,384	254,558	251,734
賞与引当金繰入額	24,598	25,514	26,581	26,569	26,569
退職手当引当金繰入額	27,926	27,588	15,056	25,746	25,746
その他	1,769	1,805	1,822	1,866	1,820

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	物件費等	111,648	105,015	105,845	107,532	106,268
	物件費	42,910	38,739	39,265	41,484	39,966
	内、光熱水費	13,549	14,903	14,813	13,807	14,508
	内、維持管理費	11,026	10,206	8,815	9,493	9,505
	内、指定管理料	-	-	-	-	-
	維持補修費	7,106	4,644	4,948	4,414	4,668
	減価償却費	61,632	61,632	61,632	61,634	61,634
	その他	-	-	-	-	-
	その他の業務費用	1,346	1,296	1,583	1,533	1,483
	移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	-	-	-	-	-	
使用料及び手数料	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	
純経常行政コスト	426,454	419,537	408,270	417,804	413,621	

### ③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位:人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
年間利用者数	10,364	11,285	12,139	11,887	8,253
施設利用実績日数 (A)	162	165	158	156	114
施設利用可能日数 (B)	244	244	244	240	243
稼働率 (A ÷ B)	66.39	67.62	64.75	65.00	46.91

### ④ 県の施設アセスメントの結果及び今後の個別施設計画における対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 効率 状況 ↓ 低		廃止 (解体等)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
	★	再生
		個別施設計画の名称
低 ← 建物性能 → 高		山形県県有建物長寿命化計画 (その他庁舎等)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	-	-	-	-	107,802	40,492	-	-
電気	-	-	-	-	-	-	111,132	38,031	-	-
機械	18,501	14,456	92	80,384	12,540	-	-	-	-	-
計	18,501	14,456	92	80,384	12,540	-	218,934	78,523	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「② グラウンドの利用状況について」参照  
 (3) 「③ プラネタリウムの利用状況について」参照  
 (3) 「④ 宿泊棟の利用状況について」参照  
 (3) 「⑤ コロナ禍を踏まえた今後の施設の在り方について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「教育に関する専門的、技術的事項の研修及び研究並びに高等学校の生徒の情報処理教育の実習」に活用されていることをどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「研修受講者数」「教員からのアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。【意見】

なお、KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などが参考になると考える。

#### ② グラウンドの利用状況について

当施設は、県内の教職員が利用できるような設備が科目ごとに設置されているほか、屋外での学習活動指導や教育活動におけるレクリエーション指導、また研修中の余暇活動のためにグラウンドも設置されている。しかし、グラウンドの現状は、雑草が生えており手入れがされておらず、とてもレクリエーション指導や余暇活動には利用できない状態であった。このため、現時点では臨時的駐車場として活用しているとのことである。

確かに、利用されているという点においては遊休財産とまでは言えないが、本来であれば当施設は「教育に関する専門的、技術的事項の研修及び研究」のために取得された財産であり、グラウンドもその目的に沿って利用されるよう、しっかりと整備を行い、本来の目的に供用される方向性を検討されたい。【意見】



(グラウンド)



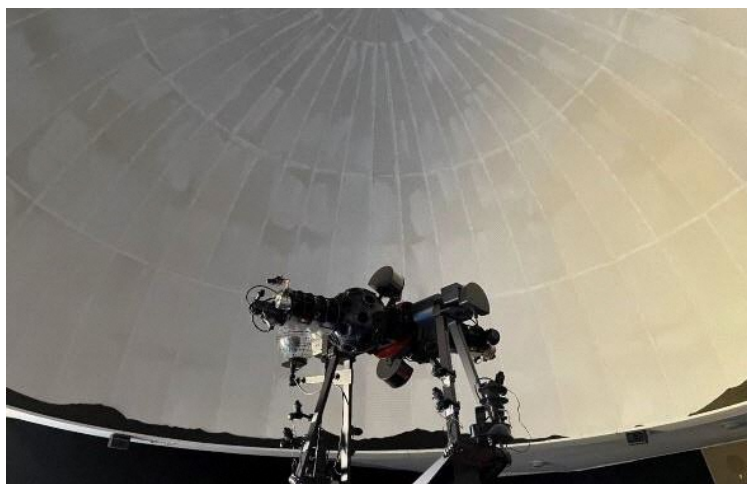
### ③ プラネタリウムの利用状況について

当施設には、理科の授業に活用するため、プラネタリウム室が設置されている。現制度のカリキュラムでは、中学生の理科の中に天体の単元があるため、本来であればこのような授業の研究や、場合によっては児童・生徒の天体に対する学びのために利用されるべきものである。

ところが、このプラネタリウム室は平成 29 年に近隣の保育園の幼児教育のために利用されたことを最後に、利用されていない。

このプラネタリウム室の維持には年間 12 万円程度のコストがかかっており、令和 2 年度からはコスト削減のためにこの経費の支出を取りやめたとのことであるが、撤去費用と維持費用との比較衡量をした上で早急に撤去などの対応を取るか、もしくは手直しを行い、本来の目的に供用することを検討すべきである。その上で、例えば当施設においてプラネタリウムが利用できない状況になっても、プラネタリウムを実際に利用した研修や授業を行いたい場合には、民間も含めたプラネタリウム施設利用に対する補助を行う等、ソフト面での対応も検討されたい。【意見】

(プラネタリウム室)



④ 宿泊棟の利用状況について

当施設には、本館の他に、県内の中でも遠方から研修を受けに来る教職員用に、宿泊棟が設けられている。昭和 52 年に竣工された施設であり、居室が 20 部屋、その他には食堂、浴室、学習室等が設けられているが、竣工以来大きな改築や増築は無く、施設は老朽化が進んでいる。この宿泊棟の利用実績は下記のとおりである。

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
宿泊延べ人数	753	802	498	597	86
施設全体利用者延べ人数	10,364	11,285	12,139	11,887	8,253
全体利用に対する 宿泊者の割合	7.3	7.1	4.1	5.0	1.0

令和 2 年度はコロナ禍という特異な状況下で激減しているが、平成 30 年度及び令和元年度においても平成 29 年度以前と比較すると宿泊者の減少傾向が顕著となっている。

周辺は天童温泉などの民間の宿泊施設も充実しているため、当施設の設置目的である「教育に関する専門的、技術的事項の研修及び研究並びに高等学校の生徒の情報処理教育の実習」のための宿泊については民間施設へ誘導した上で、金銭的な補助をするなどのソフト面でのサポートを行い、宿泊棟については今後の維持管理費も考慮に入れ解体の可否を検討されたい。【意見】

(宿泊棟)



⑤ コロナ禍を踏まえた今後の施設の在り方について

当施設の設置目的は、県内の教職員の教育に関する専門的、技術的事項の研修に資することである。そのため、年間のカリキュラムが設けられ、県内の教育関係者に対する研修が実施されている。


前述の通り、当施設には科目ごとの教室や研修室が設けられているため、当初の狙いはそこで研究や研修を行い、県内教職員の資質を向上するということであったはずだが、現況のコロナ禍において、Webでの研修が増加する傾向にあり、施設の来所利用者が減少している。また、本施設の事業の中には相談事業もあるが、これについてもオンラインや電話などでの相談は可能である。

今後、コロナ禍に関わらず Web によるオンラインによって当施設の多くの機能が維持され、一方で施設の来所利用者が減っていくのであれば、県有施設として保有を継続する必要性は低下するものと思料する。維持管理コストも相当程度かかっているため、他施設との集約化なども検討されたい。【意見】

17 山形第 16 号職員アパート

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形第 16 号アパート			
所在地	山形県山形市小白川町二丁目 10 番 8 号			
所管部課	総務部管財課、村山総合支庁総務課			
根拠法令等	山形県公舎管理規則（昭和 43 年 4 月 1 日山形県規則第 18 号） 山形県職員公舎等管理要綱			
設置の目的	<p>県職員の勤務地は、県内一円をはじめ県外の一部まで広範囲に及んでいることから、多くの職員が人事異動により遠隔地へ赴任しており、自宅等から通勤できない職員は単身又は家族と共に転居のうえ赴任している。</p> <p>新しい勤務地で健康を損なうことなく円滑に公務に従事するためには、生活の基盤である住居の確保が重要であることから、福利厚生の一環として、県の事務事業の円滑な運営に資する目的で設置している。</p>			
敷地面積	951.15 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	共同住宅(12戸)	鉄筋コンクリート造	822.06 m <sup>2</sup>	昭和 59 年度
沿革	昭和 59 年度 建築 以降改修工事は実施していない。			
事業概要	戸数：12 戸、用途：世帯用、間取り：3DK 料金：公舎料 17,200 円/月、駐車料 1,600 円/月			
運営形態等	直営又は指定管理者制度		職員数（令和 2 年度）	
	直営		—	
外観				

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	職員共済組合から借入	一般財源
用地取得	昭和 59 年度	-	山形市より譲与又は交換		
	昭和 60 年度	6,262	-	-	6,262
当初建設工事	昭和 59 年度	136,053	-	136,053	-
合計		142,315	-	136,053	6,262

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	4,413	3,597	3,584	3,646	3,609
業務費用	4,413	3,597	3,584	3,646	3,609
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	4,413	3,597	3,584	3,646	3,609
物件費	507	513	491	477	494
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	56	41	42	45	43
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	1,012	190	198	274	221
減価償却費	2,894	2,894	2,894	2,894	2,894
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	1,805	1,560	1,334	1,128	1,354
使用料及び手数料	1,805	1,560	1,334	1,128	1,354
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	2,608	2,037	2,250	2,518	2,255

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況 (単位: 戸、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
入居戸数 (A)	7	6	4	6	4
総戸数 (B)	12	12	12	12	12
入居率 (A ÷ B)	58.3	50.0	33.3	50.0	33.3

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系			
(山形県公舎管理規則より抜粋)			
<b>別表第 1</b>			
<p>1 公舎料の額は、次の表の公舎の構造、建設年次（当該公舎が大規模の模様替その他の改修を行った公舎で当該改修に要した費用の額が当該改修を行う直前の当該公舎に係る公有財産台帳（山形県公有財産規則（昭和 49 年 4 月県規則第 25 号）第 23 条に規定する台帳をいう。）の評価額の 2 分の 1 に相当する額以上であるものの場合にあっては、当該改修が終了した年次）及び面積（当該公舎が共用部分を有する公舎（以下「共同公舎」という。）の場合にあっては、専用部分の面積）の区分に応じ、それぞれ同表に定める 1 平方メートル当たりの単価の額に当該公舎の公舎料の額の算定の基礎となる面積を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げて算定した額）とする。</p>			
構造	建設年次別区分	公舎面積区分	
		70 平方メートル未満	70 平方メートル以上
木造	平成 15 年以降	292	359
	平成 10 年から平成 14 年まで	286	350
	平成 5 年から平成 9 年まで	279	342
	昭和 63 年から平成 4 年まで	272	334
	昭和 60 年から昭和 62 年まで	265	325
	昭和 58 年及び昭和 59 年	229	281
	昭和 53 年から昭和 57 年まで	215	265
	昭和 48 年から昭和 52 年まで	163	210
組積造	平成 15 年以降	292	359
	平成 10 年から平成 14 年まで	286	350
	平成 5 年から平成 9 年まで	279	342
	昭和 63 年から平成 4 年まで	272	334
	昭和 60 年から昭和 62 年まで	265	325
	昭和 58 年及び昭和 59 年	229	281
	昭和 53 年から昭和 57 年まで	222	273
	昭和 48 年から昭和 52 年まで	137	173
昭和 42 年以前	112	145	

	昭和 48 年から昭和 52 年まで	201	249
	昭和 47 年以前	176	220
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	平成 15 年以降	292	359
	平成 10 年から平成 14 年まで	286	350
	平成 5 年から平成 9 年まで	279	342
	昭和 63 年から平成 4 年まで	272	334
	昭和 58 年から昭和 62 年まで	263	322
	昭和 53 年から昭和 57 年まで	247	303
	昭和 50 年から昭和 52 年まで	221	272
	昭和 48 年及び昭和 49 年	207	255
	昭和 47 年以前	189	235

2 前項の公舎料の額の算定の基礎となる面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積（その面積に 0.01 平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて算定した面積）とする。ただし、その面積が 100 平方メートルを超える場合は、100 平方メートルとする。

- (1) 共同公舎 当該公舎の専用部分の面積に共用部分の面積を案分して得た面積の 2 分の 1 に相当する面積を加えて得た面積
- (2) 共同公舎以外の公舎 当該公舎の面積

3 次の各号に掲げる公舎の公舎料の額は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する面積を乗じて得た額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げて算定した額）とする。

- (1) 警察職員宿舎 5 分の 4
- (2) 独身者用アパート 5 分の 3

4 第 1 項及び前項の規定により算定した公舎料の額が 28,000 円を超えることとなる共同公舎の公舎料の額は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、28,000 円とする。

減免基準	
該当なし	

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込み  
イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	廃止（解体等）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
		再生
		個別施設計画の名称
		山形県県有建物長寿命化計画（職員公舎）

低← 建物性能 →高

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	-	-	-	-	62,670	-	-	-
電気	-	-	-	-	-	-	15,747	-	-	-
機械	-	-	-	-	-	-	11,144	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	89,561	-	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設アセスメント二次評価での方向性変更時の説明追加の検討について」参照
- (3) 「② 改修工事の効果測定と原因分析に基づく改修と建替えの比較検討について」参照



- ④ 財産に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	3,646	3,609
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	3,646	3,609
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	781.08	781.08
施設全体の延床面積 (E)	822.06	822.06
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	3,464	3,429
使用料及び手数料等 (G)	1,128	1,354
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	32.6	39.5

(結果)

- (3) 「③ 山形県公舎管理規則の公舎料単価に係る別表の区分見直しについて」参照

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 施設アセスメント二次評価での方向性変更時の説明追加の検討について

当施設は、県のファシリティマネジメントによる施設アセスメントの一次評価において、建物性能が低く、利用状況及び管理効率が低いため、利活用等の方向性は“廃止（解体等）が望ましい”とされたが、二次評価により“再生”となった。

二次評価は、施設所管部局へ一次評価の結果等に関する意見照会を行い、施設の将来性、県有施設としての妥当性等の観点を加味し、総合的に評価のうえ、施設の利活用等の方向性について検討されるものであり、事務局による検討結果は、同推進本部幹事会・本部会議で更に検討され、承認される。

当施設の二次評価は、次のとおり実施されている。

設置目的、現地調査等による確認事項 (築年数は劣化度診断調査(R1)時点)	事務局所見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県がその事務又は事業の円滑な運営に資する目的をもって、職員の居住の用に供するための施設</li> <li>・ H28～30 入居率平均は 47.2%</li> <li>・ 築 35 年が経過している。</li> <li>・ 屋根・屋上、外壁、外部建具、内部仕上げについて、広範囲な劣化が見られる。</li> <li>・ 設備については、更新周期を経過したものが存在する。</li> </ul>	<p>【ソフト面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置目的への合致性：合致している。</li> <li>・ 県有施設としての妥当性：公舎管理規則により公舎に指定されており、妥当である。</li> <li>・ 施設の代替性：同市内において設置目的に沿う代替施設は複数存在する。</li> </ul> <p>【ハード面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産価値：立地環境に問題はない。</li> <li>・ 施設の将来性：大規模な劣化が進んでおり、対策が必要である。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長寿命化を目的とした改修・修繕を行うことが適当である。</li> </ul>

(出典：県作成資料)

なお、上の表に記載されている同市内の代替施設の状況として、山形市内の県職員公舎に関する平成 30 年度時点の入居の状況は次のとおりである。

県職員公舎	建築年度	改修年度	平成 30 年度利用状況			利活用等の方向性
			総戸数	入居戸数	空き戸数	
山形第 6 号	昭和 46 年度	平成 26 年度	24	13	11	再生
山形第 7 号	昭和 48 年度	平成 22 年度	24	15	9	再生
山形第 8 号	昭和 48 年度	平成 21 年度	24	21	3	再生
山形第 10 号	昭和 49 年度	-	18	4	14	廃止
山形第 11 号	昭和 55 年度	-	16	4	12	廃止
山形第 12 号	昭和 55 年度	-	12	8	4	維持
山形第 13 号	昭和 56 年度	-	12	7	5	維持
山形第 15 号	昭和 58 年度	-	20	11	9	再生
山形第 16 号	昭和 59 年度	-	12	4	8	再生
山形第 18 号	平成 1 年度	-	16	9	7	再生
山形第 19 号	平成 1 年度	-	24	13	11	再生
山形第 21 号	平成 2 年度	-	16	5	11	再生
山形第 22 号	平成 3 年度	-	16	7	9	再生
山形第 23 号	平成 6 年度	-	24	15	9	維持
山形第 24 号	平成 7 年度	-	6	6	0	維持
山形第 25 号	平成 7 年度	-	6	3	3	維持
山形第 26 号	平成 8 年度	-	18	12	6	維持
<b>山形市計</b>			<b>288</b>	<b>157</b>	<b>131</b>	

二次評価における老朽化の度合い、入居率の状況、代替施設の有無等に関する事務局所見からは、“廃止が望ましい”という評価が“再生”に変わる合理的な理由は見受けられない。

県は、一次評価で“廃止が望ましい”と評価された施設の利活用等の方向性について、二次評価で“再生”と変更する場合には、事務局所見として施設再生の必要性に関する合理的な説明を記載すべきである。また、当該合理的な説明が可能であるということは、所見に記載されていない二次評価で考慮すべき定性評価要素があることを意味しており、当該要素を制度的に二次評価の考慮要因に組み込むことも検討されたい。【意見】

## ② 改修工事の効果測定と原因分析に基づく改修と建替えの比較検討について

県では、平成 17 年度以降、職員公舎の新規建替えを見合わせ、施設の長寿命化対策を行う方針を採用し、平成 21 年度以降、大規模改修工事を実施している。

各公舎の改修に要した費用と改修前後の入居率の状況は次のとおりである。

県職員公舎	建築年度	改修年度	戸数	改修費用(千円)	入居率(各年4月1日現在)												
					H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
山形第8号	S48	H21	24	74,330	37.5%	58.3%	91.7%	100%	100%	91.7%	91.7%	100%	100%	100%	100%	100%	87.5%
山形第7号	S48	H22	24	73,220	41.7%	0.0%	70.8%	100%	100%	83.3%	91.7%	100%	100%	95.8%	95.8%	91.7%	
三川第1号	S44	H23	18	59,400	61.1%	22.2%	11.1%	50.0%	88.9%	72.2%	94.4%	100%	88.9%	66.7%	94.4%	94.4%	
三川第2号	S44	H24	18	59,400	83.3%	61.1%	55.6%	38.9%	72.2%	88.9%	88.9%	94.4%	72.2%	38.9%	66.7%	72.2%	
山形第6号	S46	H26	24	116,593			37.5%	45.8%	50.0%	37.5%	20.8%	70.8%	70.8%	75.0%	70.8%	75.0%	
酒田第5号	S50	H27	24	131,391				62.5%	58.3%	58.3%	41.7%	25.0%	41.7%	41.7%	50.0%	37.5%	
鶴岡第5号	S53	H31	20	99,974								75.0%	95.0%	75.0%	40.0%	30.0%	70.0%
米沢第3号	S54	R2	12	94,073									50.0%	50.0%	58.3%	50.0%	41.7%

(※)太枠が改修実施年度である。

改修工事の内容や立地条件、周辺環境など様々な理由が考えられるが、多くの公舎では改修により入居者が増加し、入居率が7割から8割で推移しており、改修の効果はあったと考えられる。しかし、一方で、酒田第5号のように最も改修費用が多額であるにもかかわらず、改修後に入居率が低下した公舎もある。

定期的な人事異動制度や有事即応体制のために必要と判断して改修工事を実施する以上、その効果として、施設が有効利用されなければならない。また、経済的にも、改修を実施した公舎は公舎料単価が上昇するため、高い入居率を確保することにより公舎料収入等により県の歳入が増加し、投下資金の回収に貢献するとともに、次の改修工事等の財源にもなりうる。

よって、高い効果が見込める公舎を優先して改修工事を行うため、過去の改修工事について継続的に効果測定と入居率低下の原因分析を行っていく必要がある。その上で、改修による工事費に「今後の利用可能期間にわたる維持管理費用と公舎料収入見込額」を加えた純行政コストと、例えば、総量縮小に向けた取組みの中で2公舎分の改修費用で1公舎のみ新規建替えを行うこと等による利用可能期間にわたる純行政コストについて、共済組合からの借入やPFI等民間資金の活用など財源(返済・支出

時期)を含めて比較検討し、経済的に有利な事業を選択することが必要と考える。【意見】

③ 山形県公舎管理規則の公舎料単価に係る別表の区分見直しについて

県では、山形県公舎管理規則の別表第一において、構造・建設年次別区分に応じた1平方メートル当たりの公舎料の単価の額を定め、建設年次が新しい公舎が最も単価が高く、古い公舎ほど単価が低くなる設定としている。

当該単価は、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）を参考に設定されたものであり、県は、5年毎に、消費者物価指数（家賃）、職員給与、県営住宅家賃の改定状況を勘案し、見直しを行うこととしている。

国家公務員宿舎に係る使用料の具体的な単価については、国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）の別表第一で定められており、構造・所在地区分・経過年数に応じて1平方メートル当たりの基準使用料の額が定められている。

県と国家公務員宿舎の公舎料に係る別表を比較したところ、国は「経過年数」に応じて単価を設定しているのに対し、県は「建設年次別区分」ごとに単価を設定している点で異なっている。このため、令和2年度を基準とした場合、次のとおり、県の公舎料については、経過年数17年未満の場合、全て同じ単価で算定することとなる。

山形県公舎管理規則		国家公務員宿舎法 施行規則
建設年次別区分	➔	経過年数
		経過年数区分
		5年未満
		5年
		10年
平成15年以降		17年未満
平成10年から平成14年まで		17年以上22年未満
平成5年から平成9年まで		22年以上27年未満
昭和63年から平成4年まで		27年以上32年未満
昭和58年から昭和62年まで		32年以上37年未満
昭和53年から昭和57年まで		37年以上42年未満
昭和50年から昭和52年まで		42年以上45年未満
昭和48年及び昭和49年		45年及び46年
昭和47年以前	47年以上	
		50年

また、仮に同じ公舎に住み続けた場合、県の公舎は、建設年次によって築年数に関わらず改築等を行うまでの公舎料が一定であるのに対し、国の場合、建設後の経過年数に応じて年々公舎料が逡減していくこととなる。

一般的に、築年数が経過し、老朽化が進むほど、入居者が享受するサービス水準が低下するため、入居率も低下していく傾向にある。入居率が低いと施設修繕等の優先

順位が上がらず修繕等が行われなかったため、結果的に築年数が経過した公舎は、毎年の行政コストが公舎料収入相応の水準となっているものとする。


そのため、老朽化度合いに応じた行政コストの適正な受益者負担の観点から考えた場合、国の単価設定区分の方が合理的であり、入居者からの理解も得られやすいものとする。よって、県は、山形県公舎管理規則の公舎料単価の額に係る別表区分について、経過年数に応じた単価区分とする等の方法により見直すことを検討されたい。

**【意見】**

18 山形警第9号職員アパート

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形警第9号職員アパート			
所在地	山形県山形市久保田二丁目4番20号			
所管部課	警察本部施設装備課、山形警察署			
根拠法令等	山形県公舎管理規則（昭和43年4月1日山形県規則第18号）			
設置の目的	<p>警察職員は、有事即応体制を確保するため、一定の距離的居住制限が課せられている。</p> <p>警察職員公舎は、職員の生活の場を確保するためだけでなく、集団的かつ迅速な警察力を発揮させるため、短時間で現場に出動できる警察署近くに集団的に居住させる目的で設置している。</p>			
敷地面積	1,590.10 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	共同住宅(24戸)	鉄筋コンクリート造	1,195.49 m <sup>2</sup>	昭和46年度
沿革	<p>昭和46年度 建築</p> <p>平成8年度 外壁改修工事</p>			
事業概要	<p>(公舎の概要)</p> <p>戸数：24戸、用途：世帯用、間取り：3DK</p> <p>料金：(公舎料)8,900円/月、(駐車料)1,700円/月</p>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）		
	直営	—		
外観				

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 46 年度	15,597	-	-	15,597
当初建設工事	昭和 46 年度	57,270	-	-	57,270
給排水設備改修	平成 6 年度	5,222	-	-	5,222
外壁改修工事	平成 8 年度	27,792	-	-	27,792
合計		105,822	-	-	105,822

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	2,210	2,156	2,341	1,166	1,075
業務費用	2,210	2,156	2,341	1,166	1,075
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	2,210	2,156	2,341	1,166	1,075
物件費	256	259	230	211	233
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	34	37	32	36	35
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	143	86	300	364	250
減価償却費	1,809	1,809	1,809	591	591
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	2,084	1,474	595	766	1,546
使用料及び手数料	2,084	1,474	595	766	1,546
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	125	681	1,746	400	△470

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況 (単位: 戸、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
入居戸数 (A)	16	11	4	13	15
総戸数 (B)	24	24	24	24	24
入居率 (A ÷ B)	66.7	45.8	16.7	54.2	62.5

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系			
(山形県公舎管理規則より抜粋)			
<b>別表第 1</b>			
<p>1 公舎料の額は、次の表の公舎の構造、建設年次（当該公舎が大規模の模様替その他の改修を行った公舎で当該改修に要した費用の額が当該改修を行う直前の当該公舎に係る公有財産台帳（山形県公有財産規則（昭和 49 年 4 月県規則第 25 号）第 23 条に規定する台帳をいう。）の評価額の 2 分の 1 に相当する額以上であるものの場合にあっては、当該改修が終了した年次）及び面積（当該公舎が共用部分を有する公舎（以下「共同公舎」という。）の場合にあっては、専用部分の面積）の区分に応じ、それぞれ同表に定める 1 平方メートル当たりの単価の額に当該公舎の公舎料の額の算定の基礎となる面積を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げて算定した額）とする。</p>			
構造	建設年次別区分	公舎面積区分	
		70 平方メートル未満	70 平方メートル以上
木造	平成 15 年以降	292	359
	平成 10 年から平成 14 年まで	286	350
	平成 5 年から平成 9 年まで	279	342
	昭和 63 年から平成 4 年まで	272	334
	昭和 60 年から昭和 62 年まで	265	325
	昭和 58 年及び昭和 59 年	229	281
	昭和 53 年から昭和 57 年まで	215	265
	昭和 48 年から昭和 52 年まで	163	210
組積造	平成 15 年以降	292	359
	平成 10 年から平成 14 年まで	286	350
	平成 5 年から平成 9 年まで	279	342
	昭和 63 年から平成 4 年まで	272	334
	昭和 60 年から昭和 62 年まで	265	325
	昭和 58 年及び昭和 59 年	229	281
	昭和 53 年から昭和 57 年まで	222	273
	昭和 48 年から昭和 52 年まで	137	173
昭和 42 年以前	112	145	



	昭和 48 年から昭和 52 年まで	201	249
	昭和 47 年以前	176	220
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	平成 15 年以降	292	359
	平成 10 年から平成 14 年まで	286	350
	平成 5 年から平成 9 年まで	279	342
	昭和 63 年から平成 4 年まで	272	334
	昭和 58 年から昭和 62 年まで	263	322
	昭和 53 年から昭和 57 年まで	247	303
	昭和 50 年から昭和 52 年まで	221	272
	昭和 48 年及び昭和 49 年 昭和 47 年以前	207 189	255 235

2 前項の公舎料の額の算定の基礎となる面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積（その面積に 0.01 平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて算定した面積）とする。ただし、その面積が 100 平方メートルを超える場合は、100 平方メートルとする。

- (1) 共同公舎 当該公舎の専用部分の面積に共用部分の面積を案分して得た面積の 2 分の 1 に相当する面積を加えて得た面積
- (2) 共同公舎以外の公舎 当該公舎の面積

3 次の各号に掲げる公舎の公舎料の額は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する面積を乗じて得た額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げて算定した額）とする。

- (1) 警察職員宿舎 5 分の 4
- (2) 独身者用アパート 5 分の 3

4 第 1 項及び前項の規定により算定した公舎料の額が 28,000 円を超えることとなる共同公舎の公舎料の額は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、28,000 円とする。

減免基準
該当なし

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込み  
イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	廃止（解体等）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
		廃止
		個別施設計画の名称
		—

低← 建物性能 →高

ロ) (二次評価が「廃止」の場合) 今後の対応予定策

山形市内の2棟建替後に廃止(1棟は令和元年度建替済)を予定しており、建替時の一時居住先として利用する予定である。

(2) 実施した手続及び結果

① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

② 施設の老朽化及び財産(公有財産、物品)の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「① 県職員公舎と警察職員公舎の共同利用の推進について」参照

③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

④ 財産(公有財産、物品)に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	1,166	1,075
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	1,166	1,075
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	1,188.28	1,188.28
施設全体の延床面積 (E)	1,195.49	1,195.49
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	1,159	1,069
使用料及び手数料等 (G)	766	1,546
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	66.1	144.7

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 県職員公舎と警察職員公舎の共同利用の推進について

当施設は、県職員公舎「山形第6号職員アパート」(昭和46年建築、平成26年改修)と隣接しており、敷地は県有地として一体で取得されたものである。直近5年間の山形第6号宿舎の入居状況と当施設の入居戸数を比較すると、次のとおりである。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
山形第6号 公舎	入居戸数(A)	17	17	18	17	18
	総戸数(B)	24	24	24	24	24
	B - A	7	7	6	7	6
当施設入居戸数(再掲)		16	11	4	13	15

平成30年度は当施設の入居戸数を山形第6号公舎の空き戸数が上回っており、他の年度についても当施設の入居戸数の半数程度は受入れ可能と考えられる。

仮に、山形市内の他の公舎で、残りの戸数分について受入可能である場合、県の計画では、山形市内の他の警察職員公舎の建替え後に廃止することとなっているが、建替えを待たずに公舎指定解除を行うことで当施設に係る維持管理コストの軽減になり、そもそも建替えの必要性について検討できると考える。また、他の利活用が見込まれない場合には、当該土地の売却により歳入確保に資することも考えられる。

さらに、当施設に限らず、県内の県職員公舎と警察職員公舎全体についても、同様の検討が可能と考える。次の表は、県の施設アセスメント評価資料に基づき、県内市町ごとに公舎の空き戸数を比較したものである。

所在地：山形市

県職員公舎	建築年度	改修年度	H30利用状況			利活用の方向性	備考	警察職員公舎	建築年度	H30利用状況			利活用の方向性	備考
			総戸数	入居戸数	空き戸数					総戸数	入居戸数	空き戸数		
山形第6号	S46	H26	24	13	11	再生		山形警第5号	S41	24	19	5	建替	
山形第7号	S48	H22	24	15	9	再生		山形警第9号	S47	24	4	20	廃止	
山形第8号	S48	H21	24	21	3	再生		山形警第12号	S55	12	9	3	廃止	
山形第10号	S49		18	4	14	廃止		山形警第13号	S56	12	11	1	廃止	
山形第11号	S55		16	4	12	廃止		山形警第14号	S62	16	12	4	再生	
山形第12号	S55		12	8	4	維持		山形警第17号	S60	8	6	2	再生	
山形第13号	S56		12	7	5	維持		山形警第20号	H1	24	23	1	再生	
山形第15号	S58		20	11	9	再生		山形警第21号	H4	24	16	8	維持	
山形第16号	S59		12	4	8	再生		山形警第22号	H4	24	15	9	維持	
山形第18号	H1		16	9	7	再生		山形警第23号	H5	24	16	8	維持	
山形第19号	H1		24	13	11	再生		山形警第24号	H5	24	17	7	維持	
山形第21号	H2		16	5	11	再生		山形警第25号	H5	8	7	1	再生	
山形第22号	H3		16	7	9	再生		山形警第26号	H6	16	16	0	維持	
山形第23号	H6		24	15	9	維持		山形警第27号	H8	16	15	1	維持	
山形第24号	H7		6	6	0	維持								
山形第25号	H7		6	3	3	維持								
山形第26号	H8		18	12	6	維持								
<b>山形市計</b>			<b>288</b>	<b>157</b>	<b>131</b>			<b>山形市計</b>		<b>256</b>	<b>186</b>	<b>70</b>		

所在地：天童市

県職員公舎	建築年度	改修年度	H30利用状況			利活用の方向性	備考	警察職員公舎	建築年度	H30利用状況			利活用の方向性	備考
			総戸数	入居戸数	空き戸数					総戸数	入居戸数	空き戸数		
								天童警第2号	S56	12	12	0	再生	
								天童警第3号	H5	18	15	3	維持	
<b>天童市計</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>			<b>天童市計</b>		<b>30</b>	<b>27</b>	<b>3</b>		

所在地：上山市

県職員公舎	建築年度	改修年度	H30利用状況			利活用の方向性	備考	警察職員公舎	建築年度	H30利用状況			利活用の方向性	備考
			総戸数	入居戸数	空き戸数					総戸数	入居戸数	空き戸数		
上山第2号	S52		1	1	0	再生	警察職員との共同利用	上山警第2号	S52	7	7	0	再生	県職員との共同利用
								上山警第3号	S55	16	12	4	再生	
<b>上山市計</b>			<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>			<b>上山市計</b>		<b>23</b>	<b>19</b>	<b>4</b>		

所在地：寒河江市

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
寒河江第3号	S61		12	4	8	廃止	
寒河江第4号	H9		18	15	3	維持	
<b>寒河江市計</b>			<b>30</b>	<b>19</b>	<b>11</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
寒河江警第4号	S58	16	16	0	維持	
寒河江警第5号	H5	12	11	1	維持	
<b>寒河江市計</b>		<b>28</b>	<b>27</b>	<b>1</b>		

所在地：村山市

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
村山第4号	S57		6	0	6	廃止	村山警へ6戸管理替
村山第5号	H7		30	23	7	維持	
<b>村山市計</b>			<b>36</b>	<b>23</b>	<b>13</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
村山警第4号	S60	16	12	4	再生	
村山警第5号	H7	18	16	2	維持	
村山警第6号	S57	6	0	6	廃止	村山第4から管理替
<b>村山市計</b>		<b>40</b>	<b>28</b>	<b>12</b>		

所在地：尾花沢市

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
<b>尾花沢市計</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
尾花沢警第3号	S57	4	4	0	再生	
尾花沢警第4号	H15	8	8	0	維持	
<b>尾花沢市計</b>		<b>12</b>	<b>12</b>	<b>0</b>		

所在地：新庄市

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
新庄第3号	S54		16	6	10	再生	7室使用不可
新庄第5号	S62		16	0	16	廃止	
新庄第6号	H5		32	32	0	再生	
新庄第7号	H8		18	16	2	維持	
新庄第8号	H16		20	20	0	維持	
<b>新庄市計</b>			<b>102</b>	<b>74</b>	<b>28</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
新庄警第5号	S53	18	12	6	再生	
新庄警第6号	S60	16	16	0	再生	
新庄警第7号	H14	24	23	1	維持	
新庄警第8号	H19	12	12	0	維持	
<b>新庄市計</b>		<b>70</b>	<b>63</b>	<b>7</b>		

所在地：米沢市

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
米沢第3号	S54	R2	12	7	5	再生	H30.1以降、米沢警入居(3戸)
米沢第5号	S63		21	17	4	再生	H30.1以降、米沢警入居(2戸)
米沢第6号	H4		24	20	4	維持	
米沢第7号	H4		23	23	0	維持	
米沢第8号	H6		16	16	0	維持	
米沢第9号	H14		24	22	2	維持	
<b>米沢市計</b>			<b>120</b>	<b>105</b>	<b>15</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
米沢警第1号	S54	12	12	0	再生	
米沢警第7号	S59	16	14	2	再生	
米沢警第8号	H4	24	24	0	維持	
米沢警第9号	H8	12	12	0	維持	
米沢警第10号	H10	8	8	0	維持	
米沢警第11号	H14	4	4	0	維持	
米沢警第12号	H16	8	8	0	維持	
<b>米沢市計</b>		<b>84</b>	<b>82</b>	<b>2</b>		

所在地：南陽市

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
<b>南陽市計</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
南陽警第2号	S57	12	10	2	再生	
南陽警第3号	H1	16	15	1	再生	
南陽警第4号	H6	12	11	1	維持	
<b>南陽市計</b>		<b>40</b>	<b>36</b>	<b>4</b>		

所在地：長井市

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
長井第4号	S57		16	6	10	廃止	
長井第5号	H8		32	26	6	維持	
<b>長井市計</b>			<b>48</b>	<b>32</b>	<b>16</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
長井警第3号	S58	16	11	5	再生	
長井警第4号	H7	24	24	0	維持	
<b>長井市計</b>		<b>40</b>	<b>35</b>	<b>5</b>		

所在地：小国町

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
小国第3号	H8		12	7	5	維持	

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
小国警第2号	H7	22	22	0	維持	

所在地：鶴岡市

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
鶴岡第5号	S54	H31	20	12	8	再生	
鶴岡第6号	H2		24	13	11	維持	
鶴岡第7号	H6		24	20	4	維持	
鶴岡第8号	H10		18	14	4	維持	
鶴岡第9号	H15		24	24	0	維持	
<b>鶴岡市計</b>			<b>110</b>	<b>83</b>	<b>27</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
鶴岡警第10号	S59	18	18	0	再生	
鶴岡警第11号	S63	24	24	0	再生	
鶴岡警第12号	H9	18	18	0	維持	
鶴岡警第13号	H11	20	20	0	維持	
鶴岡警第14号	H19	8	8	0	維持	
<b>鶴岡市計</b>		<b>88</b>	<b>88</b>	<b>0</b>		

所在地：遊佐町

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
酒田警第10号	H8	4	2	2	維持	

所在地：酒田市

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
酒田第5号	S50	H27	24	8	16	再生	
酒田第7号	H3		16	12	4	維持	
酒田第8号	H5		12	10	2	維持	
酒田第9号	H7		32	31	1	維持	
<b>酒田市計</b>			<b>84</b>	<b>61</b>	<b>23</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
酒田警第5号	S50	8	8	0	再生	
酒田警第6号	S56	4	4	0	再生	
酒田警第7号	S57	12	10	2	再生	
酒田警第8号	S61	16	16	0	再生	
酒田警第9号	H3	18	17	1	再生	
酒田警第11号	H8	8	8	0	維持	
酒田警第12号	H8	16	16	0	維持	
酒田警第13号	H9	16	14	2	維持	
<b>酒田市計</b>		<b>98</b>	<b>93</b>	<b>5</b>		

所在地：庄内町

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
<b>庄内町計</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
庄内警第3号	H6	24	24	0	維持	
庄内警第4号	H6	16	16	0	維持	
<b>庄内町計</b>		<b>40</b>	<b>40</b>	<b>0</b>		

所在地：三川町

県職員 公舎	建築 年度	改修 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
			総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
三川第1号	S44	H23	18	10	8	再生	
三川第2号	S44	H23	18	8	10	再生	
<b>三川町計</b>			<b>36</b>	<b>18</b>	<b>18</b>		

警察職員 公舎	建築 年度	H30利用状況			利活用 の 方向性	備考
		総 戸数	入居 戸数	空き 戸数		
<b>三川町計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		

施設アセスメントの結果、利活用の方向性「廃止」と評価されている公舎も含まれているため、単純に空き戸数がそのまま利用可能ではないかもしれないが、小国町や鶴岡市のように警察職員公舎の空き戸数がゼロで県職員公舎は空きがある市町については、警察職員公舎に不足が生じている場合、共同利用が有効と考える。また、空き戸数がある公舎が多い山形市等では、集約化・廃止の検討や建替えの際の一時入居等についても共同利用を検討することが有用と考える。

実際に、上山市、村山市及び米沢市の一部の公舎では、警察職員が県職員公舎に入居する形で共同利用が実施されており、県では、共有部分の管理面の課題や、共同利用を拡大した場合に県職員公舎不足が生じる可能性等を制約事項と捉えているが、両部局及び山形県県有財産総合管理推進本部で協議することで解決可能と考える。

県は、県有財産の有効活用、公舎の集約化・廃止による維持管理コストの軽減のため、県職員公舎と警察職員公舎の共同利用をさらに推進することを検討されたい。【意見】

19 山形東高等学校

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形東高等学校			
所在地	山形市緑町一丁目5番87号			
所管部課	教育庁教育政策課			
根拠法令等	山形県県立学校設置条例 山形県立学校施設使用料条例			
設置の目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。(学校教育法第41条)			
敷地面積	43,052 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	普通教室棟	鉄筋コンクリート造	2,696 m <sup>2</sup>	昭和57年度
	昇降口棟	鉄筋コンクリート造	2,731 m <sup>2</sup>	昭和57年度
	管理棟	鉄筋コンクリート造	1,734 m <sup>2</sup>	昭和57年度
	特別教室棟	鉄筋コンクリート造	905 m <sup>2</sup>	昭和57年度
	向学棟(現理科棟)	鉄筋コンクリート造	1,010 m <sup>2</sup>	昭和58年度
	山東講堂	鉄筋コンクリート造	1,241 m <sup>2</sup>	昭和59年度
	体育館	鉄骨造	2,442 m <sup>2</sup>	昭和62年度
	山東会館	鉄筋コンクリート造	630 m <sup>2</sup>	平成16年度
	クラブ活動室	鉄筋コンクリート造	744 m <sup>2</sup>	昭和41年度
武道館	鉄筋コンクリート造	1,492 m <sup>2</sup>	昭和49年度	
沿革	<p>明治15年 山形県師範学校内に中学師範学予備科(本校の前身)を置く。</p> <p>明治17年 開校式を挙る。</p> <p>昭和40年 理科教室落成。</p> <p>昭和41年 生徒会部室並びに合宿所竣工。</p> <p>昭和50年 武道館新築落成、竣工式。</p> <p>昭和57年 校舎改築一期工事(教育棟)竣工。</p> <p>昭和58年 二期工事(管理棟、特別教室棟、昇降口棟)竣工。</p> <p>昭和59年 通信棟完成。山東講堂落成、竣工式。</p> <p>昭和62年 新体育館竣工。</p>			



事業概要	知・徳・体の調和のとれた人間を育成するとともに、国家・社会の有為な形成者として必要な資質を養う。	
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年4月1日時点）
	直営	一般職員 63 人 会計年度任用職員等 3 人
外観		

## ② 行政コスト等の状況

### イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金 (寄附金)	地方債	一般財源
用地取得	昭和 53 年度、昭和 60 年度、平成 16 年度	1,981,610	-	-	1,981,610
当初建設工事	昭和 40 年度、昭和 41 年度、昭和 50 年度	488,157	-	-	488,157
校舎改築工事	昭和 57 年度 ～昭和 58 年度	1,324,590	265,886	-	1,058,704
山東講堂工事	昭和 59 年度	220,086	(220,086)	-	
新体育館工事	昭和 62 年度	390,295	57,999	-	332,296
山東会館工事	平成 16 年度	106,950	(106,950)	-	
その他		336,413	24,543	-	311,870
工作物		347,633	-	-	347,633
合計		5,195,736	675,464	-	4,520,270

※地方債の額が不明なため、国等補助金及び寄附金以外の財源は全て一般財源に含めている。

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位: 千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	614,265	545,917	511,086	552,174	599,679
業務費用	614,265	545,917	511,086	552,174	599,679
人件費	415,080	417,287	393,742	429,973	479,145
職員給与費	337,553	337,185	330,534	347,173	386,508
賞与引当金繰入額	31,626	32,803	33,542	35,425	39,853
退職手当引当金繰入額	35,904	35,470	18,999	34,327	38,618
その他	9,995	11,829	10,666	13,046	14,164
物件費等	199,185	128,426	117,344	122,201	120,533
物件費	128,999	48,624	46,521	50,069	49,500
内、光熱水費	16,583	18,227	18,552	17,907	18,229
内、維持管理費	4,944	4,103	4,626	3,391	4,040
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	1,801	11,493	2,781	7,922	7,399
減価償却費	68,384	68,511	68,041	64,209	63,633
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	0	0	0	0
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	41,268	39,382	38,744	39,952	40,397
使用料及び手数料	41,268	39,382	38,744	39,952	40,397
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	572,996	506,534	472,342	512,221	559,282

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位: 人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生徒数 (A)	724	727	727	727	728
定員数 (B)	720	720	720	720	720
定員充足率 (A ÷ B)	100.6	101.0	101.0	101.0	101.1

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系
(山形県立学校の授業料等徴収条例より抜粋)
(授業料等の額等)

第2条 授業料、受講料、入学料及び入学者選 hands 手数料の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 授業料 全日制の課程（専攻科を含む。） 年額 118,800 円  
 定時制の課程（学年による教育課程の区分を設けないものを除き、専攻科を含む。） 年額 32,400 円  
 定時制の課程（学年による教育課程の区分を設けないものに限る。） 1 単位につき 1,620 円
- (2) 受講料 通信制の課程 1 単位につき 300 円
- (3) 入学料 全日制の課程（専攻科を含む。） 5,650 円  
 定時制の課程（専攻科を含む。） 2,100 円  
 通信制の課程 500 円
- (4) 入学者選 hands 手数料  
 イ 県立中学校 2,200 円  
 ロ 県立高等学校 全日制の課程（専攻科を含む。） 2,200 円  
 定時制の課程（専攻科を含む。） 950 円  
 通信制の課程 300 円

(山形県立学校施設使用料条例より抜粋)

区分		使用料の額
体育館	330 m <sup>2</sup> 未満	950 円
柔剣道場	330 m <sup>2</sup> 以上 660 m <sup>2</sup> 未満	1,920 円
講堂	660 m <sup>2</sup> 以上 990 m <sup>2</sup> 未満	3,860 円
会議室	990 m <sup>2</sup> 以上	5,800 円
教室	1 室	340 円
弓道場、相撲場		950 円
屋外運動場	グラウンド	1,920 円
	テニスコート	1 面 590 円
プール		1,920 円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1 室	340 円
	宿泊を伴う場合	700 円

- 備考 1 使用料の額は、宿泊施設以外の施設の使用及び宿泊を伴わない宿泊施設の使用については日額とし、宿泊を伴う宿泊施設の使用については1人1泊についての額とする。
- 2 電気、ガス、水道又は冷暖房を使用する場合は、所定の使用料のほかに、光熱水費の実費に相当する額を徴収する。
- 3 使用の期間が1日に満たない場合にあっては1日として計算する。

減免基準	
<p>(山形県立学校の授業料等徴収条例より抜粋) (授業料等の減免)</p> <p>第8条 知事は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他休学等やむを得ない事情があると認めるときは、授業料及び受講料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	
<p>(議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例より抜粋)</p> <p>(普通財産の無償貸付け、減額貸付け等)</p> <p>第7条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価より低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 公共団体等において、公用又は公共用に供するとき。</p> <p>(2) 普通財産の貸付けを受けた者が地震、火災、風水害等の災害により当該財産を借受けの目的に供しがたいと認めるとき。</p> <p>(3) 県に財産を寄附した者に当該財産を貸し付けるとき。</p> <p>(4) その他知事が特に公益上必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合について準用する。</p> <p>(行政財産の無償貸付け、減額貸付け等)</p> <p>第7条の2 前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。</p>	

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	再生 (・建替)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		再生 (・建替) (一部維持)
		個別施設計画の名称
低 ← 建物性能 → 高		山形県立学校施設長寿命化計画

ロ) 今後の対策費用見込

令和3年度はなし。令和4年度以降は未定。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「① 施設アセスメントにおける劣化度診断調査の精度向上について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

(3) 「② 未使用学校施設の立ち入り管理の強化について」参照

(3) 指摘事項及び意見



① 施設アセスメントにおける劣化度診断調査の精度向上について

県は、平成 29 年度に、施設アセスメントのうち「建物性能」の評価のため、「県有施設の劣化度診断調査」を実施している。

当施設については平成 29 年 12 月に実施され、県は、「武道館」の建築について、次のとおり評価している。

	建築			
	種別	建設年度	経過年数	評価
1. 建築				
(1)屋根・屋上	③シート防水			A
(2)外壁	①塗り仕上げ			B
(2)外部建具				B
(3)内部仕上げ(床)		1974 年	43 年	C
(3)内部仕上げ(壁)		1974 年	43 年	C
(3)内部仕上げ(天井)		1974 年	43 年	C

評価の基準は次のとおりであり、建築(2)外壁・外部建具について「B」評価、つまり部分的に劣化は認められるが、安全上機能上は問題なしと県は判定していた。

1. 建築											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築における対象項目は、(1) 屋根・屋上、(2)外壁・外部建具、(3)内部仕上げ。</li> <li>・ (1) (2)の調査は目視状況により A, B, C, D の 4 段階評価。</li> </ul>											
 <p>良好</p>          <p>劣化</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>概ね良好</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>部分的に劣化 (安全上、機能上、問題なし)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>広範囲に劣化 (安全上、機能上、不具合発生の兆し)</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に師匠を与えている) 等</td> </tr> </tbody> </table>	評価	基準	A	概ね良好	B	部分的に劣化 (安全上、機能上、問題なし)	C	広範囲に劣化 (安全上、機能上、不具合発生の兆し)	D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に師匠を与えている) 等
	評価	基準									
	A	概ね良好									
	B	部分的に劣化 (安全上、機能上、問題なし)									
C	広範囲に劣化 (安全上、機能上、不具合発生の兆し)										
D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に師匠を与えている) 等										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (3)は床・壁・天井を対象とし、建築時からの経過年数を評価する。</li> </ul>											
 <p>良好</p>          <p>劣化</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>10 年未満</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>10 年以上～30 年未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>30 年以上</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>経過年数に関わらず著しい劣化現象がある場合</td> </tr> </tbody> </table>	評価	基準	A	10 年未満	B	10 年以上～30 年未満	C	30 年以上	D	経過年数に関わらず著しい劣化現象がある場合
	評価	基準									
	A	10 年未満									
	B	10 年以上～30 年未満									
C	30 年以上										
D	経過年数に関わらず著しい劣化現象がある場合										

しかし、当該調査の翌年、平成 30 年度に武道館のバルコニー部分からコンクリート塊の崩落事故が発生していた。その際に車両の損傷があり、現地視察時には、武道館の周りには次の写真のように安全柵が設けられ、そのため 4 台分の駐車場が利用できない状況となっていた。

(武道館周辺の駐車場)



建築後 43 年経過した施設について、劣化度診断調査の評価が B 判定であったが、調査翌年度に急に劣化したものとは考えにくい。

県は、例えば、「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」（令和 3 年 3 月山形県総務部管財課）や「劣化状況調査表」（文部科学省）を参考に劣化度診断に係る評価基準をより細分化又は具体化することで、より精度の高い劣化度診断調査を実施すべきである。【意見】

## ② 未使用学校施設の立ち入り管理の強化について

県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、当施設では次の建物が含まれている。

建物名	構造・階数	延床面積	備考	令和 2 年度維持費
理科棟	RC 造・3 階建	867 m <sup>2</sup>	使用中止	水道代 97 千円

この旧理科棟は、平成 29 年 3 月末をもって耐震性を理由に使用中止となったものであり、現地視察時の状況は次のとおりである。

### <外観>

外観からは、築 56 年より老朽化認められるものの、現時点では倒壊や落下物等の危険性は認められなかった。

(旧理科棟 外観)



<内部>

内部は、使用しなくなった廃材や廃棄物等が置かれており、基本的には利用されていない状況であることが確認された。しかし、次の写真のとおりスキーの調整台が設けられており、出入りしていた形跡が残されていた。

(旧理科棟 内部)



耐震性に問題があり安全性が確保できないと判断した施設については、生徒や教師が許可なく立入りできないよう管理を強化する必要がある。【意見】



## 20 遊佐高等学校

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	遊佐高等学校			
所在地	飽海郡遊佐町遊佐字堅田 21 番地の 1			
所管部課	教育庁教育政策課			
根拠法令等	山形県県立学校設置条例 山形県立学校施設使用料条例			
設置の目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。(学校教育法第 41 条)			
敷地面積	29,177 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	南校舎(普通教室棟)	鉄筋コンクリート造	2,125.08 m <sup>2</sup>	昭和 53 年度
	北校舎(特別教室棟)	鉄筋コンクリート造	2,965.24 m <sup>2</sup>	昭和 57 年度
	屋内運動場	鉄骨造	1,725.42 m <sup>2</sup>	昭和 61 年度
	旧農業実習室	鉄骨造	237.24 m <sup>2</sup>	昭和 46 年度
沿革	昭和 23 年 遊佐高等学校設立、開校。 昭和 53 年 現在地に移転開始。 昭和 57 年 北校舎竣工。 昭和 61 年 体育館竣工。 平成 27 年 総合学科に改編。			
事業概要	憲法と教育基本法に精神に沿って全人的な教育を行い、平和で住みよい社会の形成と文化の発展貢献できる人間を育成する。			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数(令和 2 年 4 月 1 日時点)		
	直営	一般職員 20 人		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 43 年度 昭和 53 年度	259,675	-	-	259,675
当初建設工事	昭和 53 年度以前	279,468	-	-	279,468
北校舎等工事	昭和 57 年度	392,277	86,846	-	305,431
体育館工事	昭和 61 年度	248,515	50,428	-	198,087
その他		9,711	-	-	9,711
工作物		33,290	-	-	33,290
合計		1,222,938	137,274	-	1,085,662

※地方債の額が不明なため、国等補助金以外の財源は全て一般財源に含めている。

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	176,352	178,593	202,528	177,353	179,861
業務費用	176,352	178,593	202,528	177,353	179,861
人件費	134,499	136,751	130,733	134,793	134,339
職員給与費	103,707	103,572	103,343	102,755	101,944
賞与引当金繰入額	9,956	10,327	10,758	10,754	10,754
退職手当引当金繰入額	11,303	11,166	6,094	10,420	10,420
その他	9,531	11,685	10,537	10,863	11,220
物件費等	41,853	41,841	71,794	42,560	45,521
物件費	14,665	16,654	45,893	16,965	26,243

				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	内、	光熱水費		3,287	3,470	3,080	2,789	3,113
		維持管理費		1,574	1,586	1,356	1,043	1,328
		指定管理料		-	-	-	-	-
		維持補修費		3,373	2,437	2,449	954	1,947
		減価償却費		23,814	22,749	23,452	24,640	17,330
		その他		-	-	-	-	-
		その他の業務費用		-	-	-	-	-
	移転費用		-	-	-	-	-	
経常収益				1,541	683	882	599	878
	使用料及び手数料			1,541	683	882	599	878
	その他			-	-	-	-	-
純経常行政コスト				174,811	177,910	201,645	176,754	178,982

### ③ 利用の状況等

#### イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位:人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生徒数 (A)	95	93	107	82	84
定員数 (B)	120	120	120	120	120
定員充足率 (A ÷ B)	79.2	77.5	89.2	68.3	70.0

#### ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系	
(山形県立学校の授業料等徴収条例より抜粋)	
(授業料等の額等)	
第 2 条 授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料の額は、次の各号に定めるところによる。	
(1) 授業料 全日制の課程 (専攻科を含む。)	年額 118,800 円
定時制の課程 (学年による教育課程の区分を設けないものを除き、専攻科を含む。)	年額 32,400 円
定時制の課程 (学年による教育課程の区分を設けないものに限る。)	1 単位につき 1,620 円
(2) 受講料 通信制の課程	1 単位につき 300 円
(3) 入学料 全日制の課程 (専攻科を含む。)	5,650 円
定時制の課程 (専攻科を含む。)	2,100 円

通信制の課程	500 円
(4) 入学者選抜手数料	
イ 県立中学校	2,200 円
ロ 県立高等学校 全日制の課程 (専攻科を含む。)	2,200 円
定時制の課程 (専攻科を含む。)	950 円
通信制の課程	300 円

(山形県立学校施設使用料条例より抜粋)

区分	使用料の額
体育館	330 m <sup>2</sup> 未満 950 円
柔剣道場	330 m <sup>2</sup> 以上 660 m <sup>2</sup> 未満 1,920 円
講堂	660 m <sup>2</sup> 以上 990 m <sup>2</sup> 未満 3,860 円
会議室	990 m <sup>2</sup> 以上 5,800 円
教室	1 室 340 円
弓道場、相撲場	950 円
屋外運動場	グラウンド 1,920 円
	テニスコート 1 面 590 円
プール	1,920 円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1 室 340 円
	宿泊を伴う場合 700 円

- 備考 1 使用料の額は、宿泊施設以外の施設の使用及び宿泊を伴わない宿泊施設の使用については日額とし、宿泊を伴う宿泊施設の使用については1人1泊についての額とする。
- 2 電気、ガス、水道又は冷暖房を使用する場合は、所定の使用料のほかに、光熱水費の実費に相当する額を徴収する。
- 3 使用の期間が1日に満たない場合にあっては1日として計算する。

#### 減免基準

(山形県立学校の授業料等徴収条例より抜粋)

(授業料等の減免)

第8条 知事は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他休学等やむを得ない事情があると認めるときは、授業料及び受講料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例より抜粋)

(普通財産の無償貸付け、減額貸付け等)

第7条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価より低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 公共団体等において、公用又は公共用に供するとき。
- (2) 普通財産の貸付けを受けた者が地震、火災、風水害等の災害により当該財産を借受けの目的に供しがたいと認めるとき。
- (3) 県に財産を寄附した者に当該財産を貸し付けるとき。
- (4) その他知事が特に公益上必要と認めるとき。

2 前項の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合について準用する。

(行政財産の無償貸付け、減額貸付け等)

第7条の2 前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低		廃止（解体等）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
	★	維持
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県立学校施設長寿命化計画

ロ) 今後の対策費用見込

令和3年度はなし。令和4年度以降は未定。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

(3) 「① 県立学校等の配置の妥当性に関する定量的な検討の実施について」参照

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

（結果）

(3) 「② 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について」参照

(3) 「③ 最新の備品一覧表に基づく照合確認の確実な実施について」参照

(3) 「④ 地方公会計の固定資産台帳上の除却登録漏れの修正について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 県立学校等の配置の妥当性に関する定量的な検討の実施について

当施設は、施設アセスメントの一次評価において、建物性能が低く、利用状況及び管理効率が低いため、利活用等の方向性は“廃止（解体等）が望ましい”とされたが、二次評価により“維持”となった。

二次評価は、施設所管部局へ一次評価の結果等に関する意見照会を行い、施設の将来性、県有施設としての妥当性等の観点を加味し、総合的に評価のうえ、施設の利活用等の方向性について検討されるものであり、事務局による検討結果は、同推進本部幹事会・本部会議で更に検討され、承認される。

当施設の二次評価は、次のとおり実施されている。

設置目的、現地調査等による確認事項	事務局所見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区：飽海</li> <li>・ [全日制] 総合学科 学級数：各学年 1</li> <li>・ 築 32 年から 46 年が経過している。</li> <li>・ 全ての棟で広範囲な劣化が見られ、外壁の錆による腐食、軒の落下等が生じている。</li> <li>・ 設備についても、全ての棟で更新周期を経過したものが存在する。</li> </ul>	<p><b>【ソフト面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置目的への合致性：設置当時の目的に合致している。</li> <li>・ 県有施設としての妥当性：学校教育法において、地方公共団体は高等学校を設置することができるとされており妥当である。</li> <li>・ 施設の代替性：県公私立高等学校協議会において、入学者数の公私比率が概ね 7 : 3 とするとの申し合わせがなされており、それを踏まえ定員管理がなされており妥当である。</li> <li>・ 定員に対する充足率が、他校に比べ低い状況にある。</li> </ul> <p><b>【ハード面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産価値：立地環境に問題はない。</li> <li>・ 施設の将来性：各棟とも劣化が進んでおり、対策が必要。</li> </ul> <p><b>【全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況が低いものの、基本計画では、各地区に総合学科を少なくとも 1 校配置できるよう検討するとしており、飽海地区唯一の設置校であることから、当面は維持が適当である。</li> </ul>

(出典：県作成資料)

事務局所見のうち【全体】の「基本計画では、各地区に総合学科を少なくとも 1 校配置できるよう検討するとしており、飽海地区唯一の設置校であること」が、一次評価から利活用等の方向性を変更した理由と見受けられる。

「総合学科」について、「県立高校再編整備基本計画」(平成 26 年 11 月 山形県教育委員会)で、次のとおり説明されている。

<p>《総合学科》</p> <p>特色ある系列や幅広い選択科目が開設され、生徒が興味・関心に応じて、教科・科目を選択できるなど、個性を生かした主体的な学習に対応できることや、原則履修科目である「産業社会と人間」の学習を通して、自己の進路についての自覚が深まるなどの成果が見られます。今後は、関係団体等と連携を図りながら、福祉や建設関係等の資格取得に取</p>
---

組ませるなど、自己の将来の生き方や職業選択を視野に入れたキャリア教育を一層推進します。

<基本方針>

8地区ごとに、少なくとも1校配置できるよう検討します。なお、更なる設置については、生徒・保護者や地域社会のニーズを踏まえて検討します。

総合学科を地区ごとに少なくとも1校配置するという基本方針は、教育の立場から判断されたもので優先すべきと考える。

当施設においては新たな整備は行わず総合学科が設置されたが、一般的に施設の整備・更新には多額のコストを要する上に、いったん整備すると数十年間、施設の維持管理コストが発生することになる。このため、少子化が進む社会環境下では、将来にわたって有効活用することができない可能性があり、生徒・保護者や地域社会のニーズに加えて、県全体の将来を踏まえた公共施設マネジメントの視点からの検討も行うべきである。

学校施設の配置の検討に関しては、例えば、地区内にある既存施設や現在使用していない学校施設を活用し、通学に係る交通費補助や通学バスの委託などソフト面でサポートを行うことにより、効率的に同様の効果を得ることも考えられる。

また、学校は施設利用と教育の複合的な行政サービスであり、行政コストのうち光熱水費や維持管理費等の「物件費」だけでなく「人件費」や「授業料収入等」を加減算した純経常行政コストを生徒数で除した「生徒一人当たり純経常行政コスト」を定量的な指標として活用することが考えられる。

県は、施設アセスメントの二次評価において、施設の利活用等の方向性を変更する場合、地域のニーズのほか、このような定量的指標も考慮して、妥当性を説明することが必要であると考え。【意見】

なお、当施設に係る「生徒一人当たり純経常行政コスト」は、次のとおりである。

(単位：千円、人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
純経常行政コスト (A)	174,811	177,910	201,645	176,754	178,982
生徒数 (B)	95	93	107	82	84
生徒一人当たり 純経常行政コスト (A÷B)	1,840	1,913	1,884	2,155	2,130



② 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について  
 県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、当施設では次の建物が含まれている。

建物名	構造・階数	延床面積	備考	令和2年度維持費
格技場	S造・1階建	372 m <sup>2</sup>	使用中止	消防設備点検代1千円
農業実習室	S造・1階建	237 m <sup>2</sup>	使用中止	消防設備点検代0.6千円

当該建物の現地視察時の状況は、格技場は不要となった物品等の物置として利用され、農業実習室は、体育祭などイベントで使用するテント部材の倉庫として利用されていた。

(格技場)



(農業実習室)



この他に、倉庫があるがこちらは200 m<sup>2</sup>に満たないため、「劣化度診断調査」および「学校施設の非構造部材の耐震点検」の対象外となっている。こちらは電気陶芸がま等の備品が備え付けてあり、授業等で生徒や教師が出入りする建物であることが確認された。

(倉庫 (陶芸室・車庫))



生徒や教師が出入りすることが想定される施設については、安全性の調査を定期的に行う必要がある。【意見】

③ 最新の備品一覧表に基づく照合確認の確実な実施について

県では、毎年7月、備品現物と備品台帳との照合確認を実施している。

当施設で令和3年7月に実施された備品照合確認において、担当者は前任者が作成した前年度の備品台帳（前年度照合確認のExcelを加工しプリントしたもの）を使用して現物との照合を行っており、内容を精査したところ、照合時点までに廃棄したのも台帳に含まれていた。

《除却済だが照合時台帳に含まれていた物品》

物品番号	品名	規格	取得価格	除却処理日
1012001266	座高計	ヤガミ ST-110ND	56,650	不明
1013001422	石油ストーブ	トヨタミ KF-8	50,825	2020年6月3日
1013001423	石油ストーブ	コロナ GH-F850	52,530	2020年6月3日
1013001425	石油ストーブ	コロナ GH-F850	52,530	2020年6月3日
1012001078	軽トラック	ダイハツゼット	653,000	2021年3月5日

なお、座高計（物品番号1012001266）については、調査以前に除却処理されていなかったならば、本備品照合確認において備品現物と備品台帳の不整合が判明したこととなる。その場合には、不整合調査報告書において報告しなければならなかったが、同調査報告書では「該当なし」とされていた。

備品の照合確認の方法については、平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」《照合確認の注意点等》で次のとおり規定されている。

「物品の管理事務について（通知）」より抜粋  
《照合確認の注意点等》

1 平成 23 年度包括外部監査報告書に「過年度の包括外部監査においても複数の部局において備品管理台帳と現品に相違があることがたびたび指摘されてきたが、今年度も相違あることが認められた。管理台帳に記載されている品目が実際になれば、業務に支障が生ずる可能性があるばかりか、盗難や横領の可能性も示唆されるものである。今回監査対象となった部局のみならずすべての部局において、第 166 条に基づき現品の照合手続き等を確実に実施し、管理台帳と現品の所在とを確認しておく必要がある。」と記載されています。

備品の数量が多い場合でも、計画的に照合確認を行ってください。

(中略)

5 照合確認に使用する備品台帳は、財務会計システムで作成（出力）します。作成の方法は次の通りです。

(1) 財務会計システムで様式化された「備品一覧表」を作成する場合

メインメニューの「物品管理」→「帳票作成」→「備品一覧表作成」を選択します。

(2) Excel 形式で出力し、自分で編集する場合

メインメニューの「物品管理」→「検索・照会」→「物品台帳照会」

(中略)

7 備品管理等担当者は、照合確認を行なった時に、不整合調査報告書（様式第 2 号）及び遊休備品報告書（様式第 3 号）がある場合は、結果報告書と併せて物品管理者に提出します。

(後略)

ここで、照合確認に使用する備品台帳を財務会計システムからその都度作成するよう求めているのは、財務会計システム内の備品残高と現物とが「同時点で」一致するか否かを調査する目的があるからである。過去の台帳を加工して用いても、現在の会計上の備品と一致しているかは不明であり、その台帳によって現物確認の意味は希薄と言わざるを得ない。また、当該調査によって求められている不整合調査報告書が正しく作成されていないケースもあるため、統制の強化が求められる。

県は、備品照合の手続きについて、「物品の管理事務について（通知）」に従って最新の備品一覧表に基づき確実に実施する必要がある。【指摘事項】

④ 地方公会計の固定資産台帳上の除却登録漏れの修正について

当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報に、データの重複と除却登録漏れが確認された。次の表の自転車置き場は重複して登録されているものであり、かつ、平成 28 年度に解体して別に新設しているが、固定資産台帳上はその全てが登録されている状況である。

財産番号	資産名称	科目	主管課	取得年度	取得価額	期末簿価
2007015196	自転車置き場	建物	山形県立遊佐高等学校	S54 年度	2,564,756	1
2007015197	山形県立遊佐高等学校自転車置き場	建物	教育庁総務課	S54 年度	2,564,756	1

(参考：新設した自転車置き場)

財産番号	資産名称	科目	主管課	取得年度	取得価額	期末簿価
2017000567	自転車置き場	建物	山形県立遊佐高等学校	H29 年度	1,827,620	1,706,998

ファシリティマネジメントにおいては、次のとおり、地方公会計制度の活用の重要度が高まっている。

「基本方針」Ⅳ推進体制等より抜粋

6 新たな地方公会計制度の活用

新たな地方公会計制度の導入により、資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」の把握が可能となることから、他団体と比較する等、地方公会計データを活用する手法を検討する。

総務省自治財政局財務調査課長通知「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日）より抜粋

第一 総合管理計画の見直しについて

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

2 記載が望ましい事項

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

県においても、上記の総務省通知を踏まえ、基本方針に有形固定資産の減価償却率の推移のデータを盛り込むこととしており、施設老朽化の進行状況の参考とすること

を予定している。

「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」を適切に把握するためには、固定資産台帳の「取得価額」「期末簿価」が正確である必要がある。県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係る除却登録漏れについて修正する必要がある。【指摘事項】

## 21 新庄神室産業高等学校

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	新庄神室産業高等学校			
所在地	新庄市大字松本 370			
所管部課	教育庁教育政策課			
根拠法令等	山形県県立学校設置条例 山形県立学校施設使用料条例			
設置の目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。(学校教育法第 41 条)			
敷地面積	110,411 m <sup>2</sup> (校地) その他山林等校舎敷地外施設地 181,203 m <sup>2</sup> あり			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	南棟	鉄筋コンクリート造	4,349 m <sup>2</sup>	平成 14 年度
	中央棟	鉄筋コンクリート造	5,459 m <sup>2</sup>	平成 14 年度
	普通教室棟	鉄筋コンクリート造	2,021 m <sup>2</sup>	平成 14 年度
	北棟	鉄筋コンクリート造	2,903 m <sup>2</sup>	平成 14 年度
	堆肥舎棟	木造	227 m <sup>2</sup>	平成 14 年度
	畜舎棟	木造	312 m <sup>2</sup>	平成 14 年度
	温室棟	鉄骨造	695 m <sup>2</sup>	平成 14 年度
	管理棟、ライスセンター	鉄骨造	548 m <sup>2</sup>	平成 14 年度
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	2,774 m <sup>2</sup>	平成 15 年度
沿革	平成 15 年 新庄農業高等学校と新庄工業高等学校とを閉校し、農業科と工業科とからなる新庄神室産業高等学校を開校。 平成 27 年 真室川高等学校が新庄神室産業高等学校真室川校となり、キャンパス制導入。			
事業概要	(1) 幅広い知識と技術を身に付け、地域社会と産業の発展に寄与する人間の育成 (2) 柔軟な思考とたゆまぬ実践により、真理を探究する人間の育成 (3) 個性を尊重し、豊かな感性と創造性に富む人間の育成 (4) 心身ともに健全で、正義感あふれるたくましい人間の育成			

運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年4月1日時点）
	直営	一般職員 69 人 会計年度任用職員等 8 人
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 41 年度、平成 10 年度、平成 12 年度、平成 13 年度、平成 20 年度	5,106,377	-	-	5,106,377
当初建設工事	平成 15 年度	3,009,549	529,555	-	2,479,994
開学以前施設移管	昭和 60 年度以前	243,561	-	-	243,561
太陽光発電設備工事	平成 27 年度	32,616	32,616	-	-
その他		89,498	-	-	89,498
工作物		3,848,546	-	-	3,848,546
合計		12,330,149	562,171	-	11,767,978

※地方債の額が不明なため、国等補助金以外の財源は全て一般財源に含めている。

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	785,137	796,758	674,432	691,716	692,966
業務費用	785,137	796,758	674,432	691,716	692,966
人件費	458,863	467,940	435,024	454,089	456,565
職員給与費	373,750	379,605	366,526	370,468	372,794
賞与引当金繰入額	35,140	37,055	37,339	37,955	38,588
退職手当引当金繰入額	39,893	40,068	21,149	36,779	37,392
その他	10,079	11,211	10,009	8,885	7,789

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
物件費等	326,273	328,817	239,407	237,626	236,400
物件費	53,273	54,778	56,316	49,557	50,928
内、光熱水費	17,479	18,702	20,679	19,468	19,617
内、維持管理費	8,451	9,577	9,431	5,949	8,319
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	5,178	5,816	3,069	8,046	5,643
減価償却費	267,822	268,223	180,022	180,022	179,827
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	2,817	2,921	3,004	3,320	3,590
使用料及び手数料	2,817	2,921	3,004	3,320	3,590
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	782,320	793,836	671,428	688,395	689,375

### ③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況 (単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生徒数 (A)	362	367	380	367	360
定員数 (B)	480	480	480	480	480
定員充足率 (A ÷ B)	75.4	76.5	79.2	76.5	75.0

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系	
(山形県立学校の授業料等徴収条例より抜粋)	
(授業料等の額等)	
第 2 条 授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料の額は、次の各号に定めるところによる。	
(1) 授業料 全日制の課程 (専攻科を含む。)	年額 118,800 円
定時制の課程 (学年による教育課程の区分を設けないものを除き、専攻科を含む。)	年額 32,400 円
定時制の課程 (学年による教育課程の区分を設けないものに限る。)	1 単位につき 1,620 円
(2) 受講料 通信制の課程	1 単位につき 300 円



(3)	入学料 全日制の課程（専攻科を含む。）	5,650 円
	定時制の課程（専攻科を含む。）	2,100 円
	通信制の課程	500 円
(4)	入学者選抜手数料	
イ	県立中学校	2,200 円
ロ	県立高等学校 全日制の課程（専攻科を含む。）	2,200 円
	定時制の課程（専攻科を含む。）	950 円
	通信制の課程	300 円
(山形県立学校施設使用料条例より抜粋)		
区分		使用料の額
体育館	330 m <sup>2</sup> 未満	950 円
柔剣道場	330 m <sup>2</sup> 以上 660 m <sup>2</sup> 未満	1,920 円
講堂	660 m <sup>2</sup> 以上 990 m <sup>2</sup> 未満	3,860 円
会議室	990 m <sup>2</sup> 以上	5,800 円
教室	1 室	340 円
弓道場、相撲場		950 円
屋外運動場	グラウンド	1,920 円
	テニスコート	1 面 590 円
プール		1,920 円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1 室	340 円
	宿泊を伴う場合	700 円
備考	<p>1 使用料の額は、宿泊施設以外の施設の使用及び宿泊を伴わない宿泊施設の使用については日額とし、宿泊を伴う宿泊施設の使用については1人1泊についての額とする。</p> <p>2 電気、ガス、水道又は冷暖房を使用する場合は、所定の使用料のほかに、光熱水費の実費に相当する額を徴収する。</p> <p>3 使用の期間が1日に満たない場合にあっては1日として計算する。</p>	

減免基準
(山形県立学校の授業料等徴収条例より抜粋)
(授業料等の減免)
第8条 知事は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他休学等やむを得ない事情があると認めるときは、授業料及び受講料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
(議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例より抜

粹)

(普通財産の無償貸付け、減額貸付け等)

第7条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価より低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 公共団体等において、公用又は公共用に供するとき。
- (2) 普通財産の貸付けを受けた者が地震、火災、風水害等の災害により当該財産を借受けの目的に供しがたいと認めるとき。
- (3) 県に財産を寄附した者に当該財産を貸し付けるとき。
- (4) その他知事が特に公益上必要と認めるとき。

2 前項の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合について準用する。

(行政財産の無償貸付け、減額貸付け等)

第7条の2 前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低		転用・集約化等又は廃止 (売却)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		維持
	★	個別施設計画の名称
	低← 建物性能 →高	山形県立学校施設長寿命化計画

ロ) 今後の対策費用見込

令和3年度はなし。令和4年度以降は未定。

⑤ 当施設に関連する最上地区の県立高校再編整備計画 (第2次計画) の概要

本校は、令和6年度に商業科1学級を新設 (新庄南高校の商業科を募集停止) する予定となっており、最上地区全体として令和9年度までに少なくとも1校2学級削減する計画となっている。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「② 貸与物件の譲与等の検討による未使用学校施設の解体推進とコスト縮減について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

(3) 「① 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について  
県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、当施設では次の建物が含まれている。

建物名	構造・階数	延床面積	備考	令和2年度維持費
寄宿舎	RC造・4階建	2,244 m <sup>2</sup>	使用中止	除草代0.5千円

寄宿舎は、平成15年開校時に旧新庄農業高等学校から移管されたもので、当時から休舎としていた。平成25年度より新庄市へ一部貸与し、新庄市はこれを市立学童保育所として使用している。なお、教育施設への貸与であることから施設使用料は全額免除している。

新庄市が使用していることもあり、今回の現地調査では外観のみの視察で、内部は調査していない。

(寄宿舎外観)



外観の状況は、貸与している部分は一市によって塗装や修繕が行なわれており良好であるが、一方で貸与していない部分は老朽化が認められるものであった。

当施設のような未使用学校施設は、平成 29 年度に実施した施設アセスメントに係る「劣化度診断調査」及びそれ以降毎年度実施している文部科学省要請による「学校施設の非構造部材の耐震点検」の実施対象外となっており、安全性についての調査は行なわれていない。

当該寄宿舎は、県と新庄市との教育財産使用許可書において施設賠償責任等に関する定めは明記されておらず、市による使用中の施設賠償責任は貸手である県が負うことになると考えられる。県は、市町村等に貸与して不特定多数が出入りする施設については、安全性の調査を定期的に行う必要がある。【意見】

## ② 貸与物件の譲与等の検討による未使用学校施設の解体推進とコスト縮減について

県は、「山形県立学校施設長寿命化計画」の実施計画において、倒壊や部材の落下などにより周囲に危険を及ぼす恐れのある未使用学校施設を解体していくこととしている。

令和 2 年度末における未使用学校施設は、第 5 章第 2 「5 山形県立学校施設長寿命化計画」(1)⑤のとおりである。

未使用学校施設のほとんどは平成 29 年度以前に未使用状態となったもので、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間で解体完了又は解体実施が決まっているものは、解体予定の建物延床面積合計 58,586 m<sup>2</sup>のうち 8,683 m<sup>2</sup> (14.8%) であり、現在のペースで解体を進めたと仮定した場合、面積の割合による単純計算で今後 27 年ほどかかることとなる。一方で、県は令和 2 年度当初に未使用学校施設に含まれていた「旧楯岡高等学校」校舎及び体育館 11,027 m<sup>2</sup>を令和 2 年度村山市へ売却しており、未使用学校施設の建物延床面積合計は 69,613 m<sup>2</sup>から 58,586 m<sup>2</sup>へと 15%以上大きく削減されている。

当施設の寄宿舎は、新庄市による修繕がこれまで複数回行なわれており、実質的な施設管理は新庄市が行っていると考えられる。こうした施設については、今後の解体費の縮減のため、県は無償貸与ではなく、譲渡・移管についても検討し交渉を進めるべきと考える。

県は、未使用学校施設について、他の利用方法あるいは他市町村への貸与や譲渡を検討し総量を縮小した上で、計画的に早期に解体を進める必要がある。【意見】

## 22 米沢養護学校

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	米沢養護学校			
所在地	米沢市太田町4丁目1番102号			
所管部課	教育庁教育政策課			
根拠法令等	山形県県立学校設置条例 山形県立学校施設使用料条例			
設置の目的	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする（学校教育法第72条）			
敷地面積	26,870 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	南校舎（管理棟）	鉄筋コンクリート造	1,242 m <sup>2</sup>	昭和49年度
	中校舎（普通教室棟）	鉄筋コンクリート造	1,326 m <sup>2</sup>	昭和49年度
	食堂	鉄筋コンクリート造	681 m <sup>2</sup>	昭和49年度
	寄宿舎棟（男子棟）	鉄筋コンクリート造	548 m <sup>2</sup>	昭和49年度
	寄宿舎棟（女子棟）	鉄筋コンクリート造	548 m <sup>2</sup>	昭和49年度
	体育館	鉄骨造	722 m <sup>2</sup>	昭和50年度
	北校舎	鉄筋コンクリート造	583 m <sup>2</sup>	昭和56年度
	西校舎（高等部棟）	鉄筋コンクリート造	1,734 m <sup>2</sup>	平成6年度
沿革	昭和50年 学校開設 昭和51年 体育館竣工 平成3年 寄宿舎大規模改修 平成7年 高等部棟完成 平成31年 寄宿舎休舎			
事業概要	自分から自分でする人間を育てる			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年4月1日時点）		
	直営	一般職員87人 会計年度任用職員等14人		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 47 年度 昭和 56 年度	193,865	-	-	193,865
当初建設工事	昭和 50 年度	377,802	223,172	-	154,630
北校舎工事	昭和 56 年度	128,500	-	-	128,500
西校舎他工事	平成 6 年度	492,460	-	-	492,460
プール管理棟	平成 8 年度	116,766	4,058	-	112,708
その他		73,120	-	-	73,120
工作物		212,594	-	-	212,594
合計		1,595,109	227,230	-	1,367,877

※地方債の額が不明なため、国等補助金以外の財源は全て一般財源に含めている。

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	975,643	966,158	869,213	810,489	765,110
業務費用	975,643	966,158	869,213	810,489	765,110
人件費	884,631	863,253	768,424	679,352	650,580
職員給与費	724,059	698,104	653,285	555,323	530,846
賞与引当金繰入額	67,937	68,036	66,451	56,933	55,036
退職手当引当金繰入額	77,128	73,567	37,639	55,169	53,330
その他	15,506	23,544	11,046	11,926	11,366
物件費等	90,934	102,833	100,725	131,079	114,480
物件費	48,422	66,818	63,859	89,163	73,213
内、光熱水費	11,912	12,585	12,933	10,512	12,010

				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		内、維持管理費		5,891	5,528	5,059	4,736	5,108
			内、指定管理料		-	-	-	-
		維持補修費		8,580	1,771	2,632	3,174	2,526
		減価償却費		33,931	34,243	34,233	38,741	38,741
		その他		-	-	-	-	-
	その他の業務費用		77	70	63	56	49	
	移転費用		-	-	-	-	-	-
経常収益				-	-	-	-	-
	使用料及び手数料			-	-	-	-	-
	その他			-	-	-	-	-
純経常行政コスト				975,643	966,158	869,213	810,489	765,110

(※)平成 28 年度の人件費及び維持管理コスト調査票に基づく物件費以外の行政コスト（報酬、報償費、旅費、需用費、委託料）については、県がデータを保有しておらず把握できないため、平成 29 年度から令和元年度の 3 年平均を使用して算出している。

### ③ 利用の状況等

#### イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位: 人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生徒数 (A)	90	90	76	64	54
定員数 (B)	42	42	42	42	42
定員充足率 (A ÷ B)	214.3	214.3	181.0	152.4	128.6

#### ロ) 使用料及び手数料の体系及び減免基準

特別支援学校において授業料は徴収していないため、該当なし。

### ④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

#### イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 効率 ↓ 低	★		再生 (・建替)
			二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
			再生 (・建替)
			個別施設計画の名称
		低← 建物性能 →高	山形県立学校施設長寿命化計画



ロ) 今後の対策費用見込

令和3年度はなし。令和4年度以降は未定。

⑤ その他

令和2年8月策定の「特別支援学校の校舎等整備計画」において、本校は令和5年度に高等部就労コースを新設することが計画されている。この際、平成31年度から休舎となっている寄宿舍2棟のうち1棟を改修して教室及び実習室として利用することが予定されていたが、令和3年度の調査により校舎等を新築する意思決定がされる見込みである。

なお、寄宿舍棟は、現在、倉庫やコロナ対策の休養所等として利用されている。

(寄宿舍棟)



(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

(3) 「① 構造体及び附属設備に係る定期点検の追加実施について」参照

### (3) 指摘事項及び意見

#### ① 構造体及び附属設備に係る定期点検の追加実施について

県は、平成 29 年度に実施した施設アセスメントに係る「劣化度診断調査」以降、毎年、県立学校の定期点検として文部科学省からの要請により「学校施設の非構造部材の耐震点検」を実施している。

この点検の内容及び当施設の寄宿舍棟の点検結果（点検日：令和 3 年 3 月 17 日）は次のとおりである。

《点検チェックリスト（学校用）》

	点検項目		種類	劣化状況					寄宿舎棟 点検結果 (※)
				脱落	変形	剥離	ひび 破損	変質	
<b>I 天井</b>									
①	天井	天井にずれ、ひび割れ、シミ等の異常は見当たらないか	劣化						A
<b>II 照明器具</b>									
①	照明	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか	劣化						A
<b>III 窓・ガラス</b>									
①	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか	劣化						A
②	窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常はないか	劣化						A
③	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか	使い方						A
④	窓ガラス周辺	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか	使い方						A
⑤	扉など	教室の窓など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか	劣化						A
<b>IV 外壁（外装材）</b>									
①	外壁	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか	劣化				○ ひび		B
<b>V 内壁（内装材）</b>									
①	内壁	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか	劣化						A
<b>VI 設備機器</b>									
①	放送機器・体育器具	本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか	劣化						A
②	空調室外機	空調室外機は傾いていないか	劣化						A
<b>VII テレビなど</b>									
①	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか	耐震性						A
②	据置テレビ、パソコン	テレビ、パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか	耐震性						A
③	キャスター付テレビ台など	テレビ台や電子黒板、キャスター付きの台などの移動・転倒防止対策を講じているか	耐震性						A

	点検項目	種類	劣化状況					寄宿舎棟 点検結果 (※)
			脱落	変形	剥離	ひび 破損	変質	
VIII 収納棚など								
①	棚ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか	耐震性					A
②	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか	使い方					A
③	薬品棚の収納	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか	使い方					A
IX ピアノなど								
①	ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか	使い方					A
X エキスパンション・ジョイント (EJ)								
①	EJ のカバー材	EJ のカバー材が変形又は外れていないか	劣化					A
②	EJ 及びその周辺	EJ 及びその周辺にものを置いていないか	使い方					A

※：点検結果

A：異常は認められない、または対策済み

B：異常かどうか判断がつかない、わからない

C：異常が認められる

外壁の一部にひび割れがあり「B：異常かどうか判断がつかない、わからない」との評価以外はすべての項目で「A：異常はみとめられない、または対策済み」との評価であり、大きな異常はないという結果であった。

しかし、当施設に高等部就労コースを設置するにあたり、令和3年度に寄宿舎の状況を調査したところ、利用するためには大規模改修が必要と判断され、その改修費用が多額になること等を総合的に勘案し、県教育庁では当初改修による設置計画であったところから新築へと計画を変更している。

毎年の点検で大きな異常はないと判断していたにもかかわらず大規模な改修が必要となったのは、上記点検が、柱、梁、床などの構造体や建物と一体となっている給排水等の附属設備ではなく、天井材や外壁（外装材）など構造体と区分された部材である「非構造部材」を点検対象として、地震等により崩落し、生徒が負傷するなどの人身被害が生じないように耐震対策を推進することを目的としているためであると考えられる。

つまり、学校施設が今後有効かつ効率的に使用できるか否かを目的とした構造体や附属設備の劣化度に関する点検が実施されていないため、既存施設の有効活用を検討する前提が想定と異なる結果となったものと考えられる。

県では、令和3年3月に「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」を

各施設所管部局に送付しており、この点検項目には「建物」「昇降機」「機械設備」「電気設備」「外構」などが含まれている。利用方法については、手引きに次のとおり記載されている。


「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」より抜粋  
はじめに  
(中略)  
日常点検の実施について、関係省庁等から推奨されているマニュアル等がある施設についてはそれらを優先し、他によるべきものがない施設についてはこの手引きを活用のうえ、施設の安全点検を習慣化し、県有施設の安全性の向上と効率的な運用に努めてください。

よって、県は、現行の定期点検である「学校施設の非構造部材の耐震点検」でカバーできない構造体に関する点検については、「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」を活用して追加実施し、学校施設が安全かつ効率的に活用できているかチェックする必要があると考える。【意見】

## 23 山形県総合交通安全センター

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県総合交通安全センター			
所在地	山形県天童市大字高掬 1300 番地			
所管部課	山形県警察本部 施設装備課			
根拠法令等	山形県警察の組織に関する規則（平成 14 年 3 月 8 日山形県公安委員会規則第 1 号）			
設置の目的	山形県警察の組織に関する規則に基づき、運転免許課の事務を行うための施設			
敷地面積	107,021.48 m <sup>2</sup>			
主な建物等の面積・建築年等	建物等名称	構造	延床面積	建築年度
	本館棟	鉄骨造	9,461.05 m <sup>2</sup>	平成 16 年度
	技能試験コース	—	約 32,000 m <sup>2</sup>	平成 16 年度
沿革	平成 17 年 開設 以降、大規模改修工事等は実施していない。			
事業概要	<p>山形県内唯一の運転免許試験場であり、次の業務を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許試験</li> <li>・ 運転免許の更新・免許証の再交付・記載事項変更 (山形・上山・天童・寒河江・村山の各警察署管内の運転者は免許更新手続きを交通安全センターで行うこととなっている。)</li> <li>・ 国外免許手続き</li> <li>・ 運転免許の行政処分に関する手続き</li> </ul>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和 2 年度）		
	直営	一般職員 55 人 会計年度任用職員 13 人		
外観				

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	平成13年度 平成14年度	123,276	-	-	123,276
当初建設工事	平成16年度	5,197,027	-	5,197,027	-
再生可能エネルギー導入工事	平成26年度	29,883	29,883	-	-
屋根一部改修工事	令和元年度	2,257	-	-	2,257
合計		5,352,444	29,883	5,197,027	125,534

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	1,209,818	1,166,133	1,143,265	1,222,282	1,252,071
業務費用	1,209,818	1,166,133	1,143,265	1,222,282	1,252,071
人件費	412,598	412,333	391,448	403,058	427,187
職員給与費	331,938	328,979	321,581	319,394	335,394
賞与引当金繰入額	31,626	32,803	33,542	33,527	34,792
退職手当引当金繰入額	35,904	35,470	18,999	32,488	33,714
その他	13,129	15,080	17,325	17,647	23,286
物件費等	751,264	710,263	710,698	780,523	788,602
物件費	589,931	552,879	549,777	618,098	624,598
内、光熱水費	24,766	29,778	26,699	26,444	27,641
内、維持管理費	21,438	21,101	20,696	21,506	21,101
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	5,351	477	3,357	5,029	2,955
減価償却費	155,981	156,906	157,563	157,395	161,048
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	45,955	43,537	41,118	38,699	36,280
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	939,262	894,223	893,139	987,492	966,448
使用料及び手数料	939,262	894,223	893,139	987,492	966,448
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	270,556	271,910	250,126	234,790	285,623

③ 利用の状況等

イ) 利用の状況

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	159,239	149,831	145,783	162,510	153,444
うち試験コース利用者数	2,887	2,738	2,321	2,243	2,377

《施設アセスメント上の利用状況》

(単位：㎡、人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事務室等の面積 (A)	591.3	591.3	591.3	591.3	591.3
職員数 (B)	80	81	80	80	85
一人当たり事務室面積 (A ÷ B)	7.39	7.30	7.39	7.39	6.96

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系

(山形県警察本部ホームページより主な手数料を抜粋又は要約)

根拠法令：山形県手数料条例（平成 12 年 3 月 21 日山形県条例第 8 号）（以下、当体系説明において「条例」という。）

- 運転免許試験手数料（条例第 2 条第 2 項第 1 号）、免許証交付手数料（条例第 2 条第 2 項第 3 号）（単位：円）

		試験手数料			一般試験 の試験車 貸車料	一般試験で合格した場合 の各種講習手数料 (括弧はうち応急救護 処置講習手数料)	免許証 交付 手数料
		自動車教習所 を卒業した人	うっかり失効 の人	一般試験を 受験する人			
第二種免許	大型	1,700	1,900	4,800	2,850	27,000 (8,400)	2,050
	中型						
	普通						
第一種免許	大型	1,550	1,900	4,100	2,500	22,000 (4,200)	
	中型						
	普通						

- 免許証更新手数料（条例第 2 条第 2 項第 5 号）（単位：円）

	試験手数料			貸車料	免許証交付手数料
	指定自動車教 習所卒業等	失効(6ヶ月超1 年以内)	一般受験		
仮免許	1,700	1,550	2,900	1,450	1,150

- 講習手数料（条例第 2 条第 2 項第 12 号）（単位：円）



		更新手数料	講習手数料
更新期間満了日の年齢が70才未満	優良運転者	2,500	500
	一般運転者		800
	初回更新者		1,350
	違反運転者		1,350
70才以上75才未満	高齢者講習受講料		5,100
75才以上	認知機能検査料		750

減免基準
(山形県手数料条例より抜粋) (手数料の減免) 第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第2条第1項各号に定める手数料（前条の適用を受けるもの及び別表に掲げるものを除く。）及び同条第2項第4号に定める手数料を減免することができる。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込  
イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低		転用・集約化等又は廃止（売却）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
	★	維持
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県警察施設長寿命化計画

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	-	-	27,744	-	-	-	-	-
電気	-	-	-	87,120	-	83,416	-	-	-	121,254
機械	-	-	-	-	-	142,617	-	-	-	-
計	-	-	-	87,120	27,744	226,033	-	-	-	121,254

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、

という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について」参照

(3) 「② 使用頻度が低い物品の再調達時の他団体からの借用や共同利用等の検討について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「③ 食堂の光熱水費等実費相当額の減免継続の検討について」参照

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について

当施設では、平成 24 年度に国庫補助金を造成財源とした基金を利用した再生可能エネルギー導入工事により太陽光発電設備を設置している。

当該設備は、非常用自家発電装置が故障した場合に備えた予備電源として位置づけられ、当施設の一角にコンセントが設置されているが、非常時に備えて当該コンセントからの電気は使用されていない状況である。

一方で、県内の警察署及び当センターは、自家用電気工作物の保安管理業務や非常用自家発電装置及び無停電電源装置の保守点検業務を一括発注により委託して維持管理を行っているが、当該委託の対象に太陽光発電設備は含まれていない。

県は、災害時など非常用自家発電装置の予備電源として太陽光発電設備が必要な時に故障していて利用できないということがないように、当該設備の点検・維持管理を行うことを検討されたい。【意見】

② 使用頻度が低い物品の再調達時の他機関等からの借用や共同利用等の検討について

当施設における取得価格 10 百万円以上の物品（他の所管部局からの管理換受入によるものを除く。）の使用頻度は、施設担当者が平成 27 年度から令和元年度までのデータに基づき調査した結果、次のとおりである。

物品番号	物品の内容	取得年度	取得価格(円)	年間使用状況
1004002499	技能試験用車（大型バス）	平成 16 年	17,514,000	7 日に 1 回程度
1006002379	技能試験用車（大型トラック）	平成 18 年	12,600,000	4 日に 1 回程度
1019003496	技能試験用車（牽引車）	平成 31 年	14,300,000	2 日に 1 回程度
1999003613	技能試験用車（中型バス）	平成 11 年	12,946,500	年間 1～2 人

特に、中型第二種免許の技能試験用車（中型バス）については、上位免許である大型二種免許を取得すれば運転可能であることから、段階的に中型免許から取得しようとする者が少ないのか技能試験受験者数は非常に少なく、県の財産が有効に活用されていない状況である。

しかし、使用頻度に関わらず、大型第二種・中型免許に係る技能試験における車両貸車料は 1 回 2,850 円と県の手数料条例で定められている。これは、免許等に関する手数料は全国的に統一した取扱いが必要であるため、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）において政令で定める額を標準として県の条例で定めることとされており、県が、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）で定められた次の標準の額を採用しているためである。

手数料の種類	区分	物件費に対応する額	人件費に対応する額
運転免許試験手数料のうち車両貸車料	大型二種、中型二種、普通二種免許に係る試験	2,650 円	200 円

「道路交通法」より抜粋

(免許等に関する手数料)

第 112 条 都道府県は、第 6 章（第 104 条の 4 第 6 項（第 105 条第 2 項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第 6 章の 2 の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 第 89 条第 1 項の規定による運転免許試験を受けようとする者  
運転免許試験手数料

「道路交通法施行令」より抜粋

(法第 112 条第 1 項の政令で定める区分及び額)

第 43 条 法第 112 条第 1 項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
運転免許試験手数料	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第 97 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない場合	650 円（法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合においては、3,300 円）	4,150 円（法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合においては、4,350 円）

このうち「物件費に対応する額」には車両の減価償却費が含まれ、前提として車両1台当たりの年間受験者数を1日当たり8人に年間245日に乗じた1,960人/年と想定して1回当たりの手数料の標準が算定されており、県の使用状況と大幅に乖離している状況である。

しかし、道路交通法で手数料の額の標準を定めて全国的に統一した取扱いとする趣旨を鑑みれば、使用回数が少ないことを理由として、受益者である受験者に負担させるために手数料を増額することは困難である。

よって、県は、経済性の観点から、中型第二種免許の技能試験用車のように使用頻度が極めて低い車両の再調達に際しては、予約制や毎月の試験実施日等を固定する工夫を行った上で、他の機関等からの一時的な借用や共同利用等を検討されたい。【意見】

### ③ 食堂の光熱水費等実費相当額の減免継続の検討について

当施設においては、運転免許受験及び処分者講習で来庁する県民が利用するため、また職員の福利厚生施設として食堂及び売店を設置し、民間の事業者に対して行政財産の目的外使用を許可している。

行政財産の使用料の額については、「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」（昭和39年3月28日山形県条例第6号）で定められているが、その減免の具体的な基準等については、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」で次のとおり定められている。

「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」より抜粋

第4 使用料

2 使用料の減免

(1) 財産条例第10号ただし書の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産使用料減額（免除）申請書（財産規則様式第17号）を知事又はその委任を受けた者に提出しなければならない。（財産規則第37条第1項）

(2) 部局長等は、財産規則第37条第2項の規定により、前号の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは次に定めるところにより減免の手続きをとらなければならない。

ア 土地・建物使用料の減免については、土地・建物使用料減免基準（別表2）に定めるところによる。

（省略）

イ 光熱水費等については、原則として減免できない。

ただし、職員その他県の施設を利用する者のために福利厚生施設として使用する場合など、これにより難しい場合は、管財課長を経て総務部長に協議するも

のとする。

「別表2 土地・建物使用料減免基準」より一部抜粋

減免区分 使用区分	免除することができるもの	50%減額することができるもの	摘要
(5) 職員その他県の施設を利用する者のための食堂、売店その他の福利厚生施設を設置するとき	営利を目的としない団体（共済組合等を含む）が経営し、県が価格、料金等について規制又は承認しているとき	営利を目的とする法人又は個人が経営し、県が価格、料金等について規制又は承認しているとき	

県では、食堂及び売店の建物使用料については当取扱要領別表2(5)に基づき50%減額し、食堂の光熱水費実費相当額については、当取扱要領第4.2(2)イの「より難しい場合」として50%減額している。

これは、当施設開設時の想定と異なり、少子化による受験者の減少や安全運転思想の浸透による処分者講習受講者の減少等の影響を受けて、食堂の経営が厳しい状況が続き、平成23年頃には事業者から撤退の申し出があったが、県は、当施設の近隣に食堂やコンビニ等がなく、運転できない来庁者（受験者や処分者）にとって食堂は必要不可欠と判断したためである。

食堂の光熱水費実費相当額は令和2年度において約10万円である。一方で、平成29年度及び平成30年度の食堂及び売店の収支計算書によれば、経常利益を約60万円から70万円安定的に計上している状況であり、上記の「より難しい場合」には該当しないものとする。

県は、毎年度入手している事業者の収支計算書や過去の経緯等を踏まえて経営状況を確認し、原則として認められない光熱水費等実費相当額の減免という例外的な取扱いの継続の適否を毎年検討する必要があると考える。【意見】

## 24 天童警察署

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	山形県天童警察署			
所在地	山形県天童市糠塚二丁目4番1号			
所管部課	山形県警察本部天童警察署			
根拠法令等	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年6月30日山形県条例第36号）			
設置の目的	警察法（昭和29年法律第162号）に基づき、管轄区域内における警察の事務を処理するための施設			
敷地面積	6,376.42 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	庁舎	鉄筋コンクリート造	2,569.24 m <sup>2</sup>	昭和55年度
沿革	昭和29年 新警察法の施行により天童警察署発足 昭和33年 天童市東本町に警察庁舎を設立 昭和56年 現庁舎に新築移転			
事業概要	天童市一市全域を管轄とし、警察法第2条における警察の責務（個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること）を行っている。			
運営形態等	直営又は指定管理者制度		職員数（令和2年度）	
	直営		一般職員 82人 会計年度任用職員 5人	
外観				

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 54 年度	-	天童市との交換により取得		
当初建設工事	昭和 55 年度	594,999	-	-	594,999
外壁改修工事	平成 8 年度	21,115	-	-	21,115
暖房装置更新工事	平成 13 年度	9,866	-	-	9,866
再生可能エネルギー導入工事	平成 26 年度	20,569	20,569	-	-
その他		6,818	-	-	6,818
合計		653,368	20,569	-	632,799

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	705,849	701,093	685,045	688,121	685,237
業務費用	705,849	701,093	685,045	688,121	685,237
人件費	656,420	655,904	637,997	640,935	640,702
職員給与費	544,525	548,168	545,447	535,705	528,656
賞与引当金繰入額	48,610	51,635	53,794	53,138	51,873
退職手当引当金繰入額	55,186	55,832	30,470	51,491	50,265
その他	8,097	268	8,285	600	9,908
物件費等	49,429	45,188	47,047	47,185	44,535
物件費	31,463	28,036	30,012	26,556	25,990
内、光熱水費	7,354	7,771	7,454	7,131	7,452
内、維持管理費	5,871	4,430	4,820	4,826	4,692
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	3,221	3,065	2,651	6,245	3,987
減価償却費	14,744	14,087	14,383	14,383	14,556
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	15,524	16,209	16,622	16,032	14,733
使用料及び手数料	15,524	16,209	16,622	16,032	14,733
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	690,325	684,884	668,423	672,089	670,504



③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況 (単位：㎡、人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事務室等の面積 (A)	537.70	537.70	537.70	537.70	537.70
職員数 (B)	86	89	89	84	87
一人当たり事務室面積 (A÷B)	6.25	6.04	6.04	6.40	6.18

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 効率 状況 ↓ 低		廃止 (解体等)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
	★	再生
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県警察施設長寿命化計画

ロ) 今後の対策費用見込 (単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気	-	-	-	-	-	27,500	-	-	-	-
機械	-	-	-	5,200	-	-	37,646	-	-	-
計	-	-	-	5,200	-	27,500	37,646	-	-	-

⑤ その他

イ) 国庫支弁経費

警察法 (昭和 29 年法律第 162 号) 第 37 条第 1 項により、警察通信施設の維持管理や警察用車両並びに警備装備品の整備等に要する経費については、国庫が支弁することとなっている。

具体的な国庫支弁対象については、警察法施行令第 2 条に規定されているが、警察庁が集中調達を行っているものや警察庁が直接予算執行する経費もあるため、当施設に係る国庫支弁額は把握することができない。

そのため、上記②ロ) の当施設に係る行政コスト計算書には当該国庫支弁経費は含まれていない。

ロ) 国庫補助経費

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 37 条第 3 項により、都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、国がその一部を補助することとなっている。

当施設においては、車両燃料等の車両維持費、普通旅費の一部、電話料、少年補導員報償費及び薬物検査キットに要する経費が補助対象であり、直近 5 年間の国庫補助の額は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当施設に係る国庫補助額	12,488	11,244	11,660	10,272	9,661

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

- (3) 「② 備品標示票のない備品の標示について」参照

(3) 指摘事項及び意見

- ① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について  
当施設では、平成 24 年度に国庫補助金を造成財源とした基金を利用した再生可能エネルギー導入工事により太陽光発電設備を設置している。

当該設備は、非常用自家発電装置が故障した場合に備えた予備電源として位置づけられ、当施設の一室にコンセントが設置されているが、非常時に備えて当該コンセントからの電気は使用されていない状況である。

一方で、県内の警察署は、自家用電気工作物の保安管理業務や非常用自家発電装置の保守点検業務を一括発注により委託して維持管理を行っているが、当該委託の対象に太陽光発電設備は含まれていない。

県は、災害時など非常用自家発電装置の予備電源として太陽光発電設備が必要な時に故障していて利用できないということがないように、当該設備の点検・維持管理を行うことを検討されたい。【意見】

② 備品標示票のない備品の標示について


当施設の次の備品について、現物実査を行った結果、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月 23 日山形県規則第 9 号）様式第 114 号で定める備品標示票が貼付されておらず、防弾衣についてはペンで「(県)」と手書き記入されている状況であった。

物品番号	品名	取得日	取得価格
1-009-003755	車両走行速度測定装置	平成 22 年 3 月 15 日	2,730,000 円
1-980-001558	防弾衣	昭和 55 年 8 月 25 日	83,430 円

山形県財務規則（昭和 39 年 3 月 23 日山形県規則第 9 号）第 155 条及び県の「会計事務の手引」によれば、備品について常に管理台帳等と照合確認ができるように、物品番号や品名を記載した備品標示票を貼付しなければならないが、貼付が困難な場合には省略又は適宜の標示をすることとなっている。

「山形県財務規則」より抜粋  
(備品の標示)

第 155 条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

 備 品 標 示 票	
物品番号	枝番
品名	

備考 用紙の寸法は、おおむね縦 3.5 センチメートル、横 6.5 センチメートルとすること。

「会計事務の手引（令和 3 年 4 月）」より抜粋

## 第 7 章 物品

### 2（3）備品の標示（財 115）

会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、次の備品標示票（No. 114）をもって標示し、常に照合確認に便利にようにすること。

ただし、標示することが困難な自動車、動物等については、その標示を省略し、又は自転車、写真機等については、「山東高 No. 1」のように適宜の標示をすることでこれに替えることができる。

県は、山形県財務規則及び会計事務の手引に従い、前者について備品標示票を貼付し、後者について物品番号を手書き記入する等により常に管理台帳等との照合確認ができるように対応する必要がある。【指摘事項】

なお、県は、令和 3 年 11 月に当該備品に対して備品標示票の貼付又は物品番号の手書き記入等の対応を実施済みである。

25 県営五十鈴アパート

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	県営五十鈴アパート			
所在地	山形県山形市大野目二丁目2番52号			
所管部課	県土整備部建築住宅課 村山総合支庁建設部建設総務課、同建築課			
根拠法令等	公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号） 山形県県営住宅条例（昭和37年3月30日山形県条例第23号） 山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月30日山形県規則第43号）			
設置の目的	公営住宅法第1条に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置している。			
敷地面積	7,974.11 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	1号アパート	鉄筋コンクリート造	2,370.80 m <sup>2</sup>	昭和50年度
	2号アパート	鉄筋コンクリート造	1,778.10 m <sup>2</sup>	昭和50年度
	3号アパート	鉄筋コンクリート造	2,370.80 m <sup>2</sup>	昭和50年度
沿革	昭和50年度 建築 平成9年度 2号棟外断熱改修工事 平成10年度 3号棟外断熱改修工事 平成25年度 屋根改修工事 平成29年度 1号棟外壁等改修工事 令和元年度 2・3号棟外壁改修工事			
事業概要	戸数：110戸、間取り：3K 共同施設：児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場 料金：家賃13,500～25,500円/月、駐車料1,700円/月			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名（令和2年度）		
	指定管理者制度	株式会社西王不動産		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 49 年度	82,207	41,103	41,100	4
当初建設工事	昭和 50 年度	471,992	235,996	235,900	96
外断熱改修工事	平成 9 年度 平成 10 年度	66,050	33,025	32,900	125
屋根改修工事	平成 25 年度	59,518	25,507	34,000	11
外壁等改修工事	平成 29 年度 令和 元年度	160,357	72,161	88,100	96
その他	平成 9 年度他	7,381	-	-	7,381
合計		847,507	407,792	432,000	7,715

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	22,826	29,162	38,376	24,240	23,165
業務費用	22,826	29,162	38,376	24,240	23,165
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	22,278	28,640	37,837	23,735	22,629
物件費	9,564	15,926	24,129	10,026	6,503
内、光熱水費	-	-	-	-	-

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	内、維持管理費	-	-	-	-	-
	内、指定管理料	7,467	13,791	22,130	8,149	4,748
	維持補修費	-	-	-	-	-
	減価償却費	12,714	12,714	13,708	13,708	16,125
	その他	-	-	-	-	-
	その他の業務費用	547	521	539	505	536
移転費用		-	-	-	-	-
経常収益		24,214	22,825	22,662	23,130	23,157
	使用料及び手数料	24,214	22,825	22,662	23,130	23,157
	その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト		△1,388	6,336	15,714	1,110	8

(※) 指定管理者制度導入施設であり、指定管理料のうち維持管理業務に係る部分に県全体に対する当施設の管理戸数の割合を乗じて算定した。

### ③ 利用の状況等

#### イ) 住宅の利用状況

(単位: 戸、%、倍)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
管理戸数 (A)		110	110	110	110	110
入居戸数 (B)		105	101	102	103	98
	うち高齢者世帯(※)	16	19	23	26	23
	うち障害者世帯(※)	9	9	10	9	8
	うち母子・父子世帯(※)	32	28	24	24	22
入居率 (B ÷ A)		95.5	91.8	92.7	93.6	89.1
募集戸数		13	35	41	27	47
応募倍率		1.08	0.31	0.24	0.26	0.13

(※) 高齢者世帯…入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の者又は 18 歳未満の者

障害者世帯…入居者又は同居予定者の中に障害者基本法第 2 条第 1 号に該当する者（身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者）がいる世帯

母子・父子世帯…配偶者のいない未成年の児童を扶養している者の世帯

ロ) 共同施設の利用状況

(単位：台、日)

項目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
駐車場	整備台数	110	110	110	110	110
	契約台数	98	95	96	98	101
集会所	年間利用日数(※)	不明	不明	不明	不明	19

(※)平成 28 年度から令和元年度については、「集会所使用申込書控え」が廃棄されているため、不明である。なお、令和 3 年度の利用日数は現地視察をした 12 月 2 日現在で 12 日であった。用途は、自治会や子供会の会計・事務引継ぎ等であった。

ハ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系
<p>(公営住宅法より抜粋)</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第 16 条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 34 条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。</p>
<p>(公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)より抜粋)</p> <p>(家賃の算定方法)</p> <p>第 2 条 公営住宅法(以下「法」という。)第 16 条第 1 項本文及び第 4 項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。</p> <p>1 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)第 8 条に規定する公示価格その他の土地の価格を勘案して 0.7 以上 1.6 以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの</p> <p>2 当該公営住宅(その公営住宅が共同住宅である場合にあつては、当該公営住宅の共用部分以外の部分に限る。)の床面積の合計を 65 平方メートルで除した数値</p> <p>3 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて 1 以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの</p> <p>4 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上ロに掲げる数値以下で定める数値</p> <p>イ 0.5</p> <p>ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値</p>



(1) 1.3

(2) 1.6 を第 1 号に掲げる数値で除した数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

入居者の収入	額
104,000 円以下の場合	34,400 円
104,000 円を超え 123,000 円以下の場合	39,700 円
123,000 円を超え 139,000 円以下の場合	45,400 円
139,000 円を超え 158,000 円以下の場合	51,200 円
158,000 円を超え 186,000 円以下の場合	58,500 円
186,000 円を超え 214,000 円以下の場合	67,500 円
214,000 円を超え 259,000 円以下の場合	79,000 円
259,000 円を超える場合	91,100 円

(山形県県営住宅条例より抜粋)

(家賃額の決定)

第 11 条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、政令第 2 条に規定するところにより、知事が定める。ただし、第 15 条第 1 項の申告がない場合において、法第 34 条の規定による請求を行ったにもかかわらず、県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃（第 3 項の規定により定められたものをいう。）とする。

2 政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値は、知事が別に定める。

3 第 1 項ただし書の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第 3 条に規定するところにより、知事が別に定める。

4 知事は、入居者（公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 8 条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が第 15 条第 1 項の規定による収入の申告をすること及び法第 34 条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、毎年度、省令第 9 条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、政令第 2 条に規定するところにより、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を定めることができる。

(収入超過者の家賃)

第 16 条 前条第 3 項の規定により収入超過者と認定された入居者が当該県営住宅に引き続き入居している場合における当該県営住宅の毎月の家賃は、第 11 条第 1 項又は第 4 項の規定にかかわらず、毎年度、政令第 8 条第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するところにより、知事が定める。

(高額所得者の家賃)

第 16 条の 2 第 15 条第 4 項の規定により高額所得者と認定された入居者（以下「高額所得者」という。）が当該県営住宅に引き続き入居している場合における当該県営住宅の毎月の家賃は、第 11 条第 1 項又は第 4 項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃（第 11 条第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）とする。

(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃(令和3年2月12日山形県告示第101号)より抜粋)

山形県県営住宅条例(昭和37年3月県条例第23号)第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値(以下「利便性係数」という。)及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、令和3年4月1日から施行し、令和2年1月県告示第59号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)は、令和3年3月31日限り廃止する。

住宅名	1戸当たり住戸専用面積(m <sup>2</sup> )	利便性係数	近傍同種の住宅の家賃(円)	摘要
県営五十鈴アパート1号	51.2	0.94	25,500	
県営五十鈴アパート2号	51.2	0.94	25,500	
県営五十鈴アパート3号	51.2	0.94	25,500	
		0.88	25,500	風呂無し

#### 減免基準

(山形県県営住宅条例より抜粋)

(家賃の減免及び徴収猶予)

第13条 知事は、入居者につき、収入が著しく低額である場合又は入居者若しくは同居者が病気、災害その他やむを得ない理由により著しく収入が減少し、若しくは支出が増加した場合において、特に必要があると認めるときは、家賃を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

#### ④ 県の個別施設計画における住棟別事業手法の判定結果及び今後の対策費用見込

##### イ) 住棟別事業手法の判定結果

個別施設計画の名称	山形県県営住宅長寿命化計画
-----------	---------------

1次判定							
社会的特性による判定				物理的特性による改善要否判定			事業の仮判定
需要	効率性	立地	仮方針	安全性	居住性	仮方針	
×	○	×	判断留保	改善不要	改善必要	改善必要	改善、建替又は用途廃止(Bグループ)
2次判定				3次判定			
将来のストック量を踏まえた仮設定		事業の仮判定		集約・再編、地域ニーズの視点		事業費・時期の視点	事業手法の決定
改善(他の団地の状況より)		改善		余剰となる可能性が高い		将来的に用途廃止・移管を検討	当面維持管理

##### ロ) 今後の対策費用見込

当計画期間中の改善事業の計画なし。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 施設の老朽化及び財産の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 住棟別事業手法の判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された事業手法に基づいて具体的な対策の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 財産に係る使用料は関係法令に基づき算定されているか、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問及び関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし

## 26 県営飯塚住宅

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	県営飯塚住宅			
所在地	山形県山形市飯塚町字石関 1353 番地 1			
所管部課	県土整備部建築住宅課 村山総合支庁建設部建設総務課、同建築課			
根拠法令等	公営住宅法（昭和 26 年 6 月 4 日法律第 193 号） 山形県県営住宅条例（昭和 37 年 3 月 30 日山形県条例第 23 号） 山形県県営住宅条例施行規則（昭和 37 年 4 月 30 日山形県規則第 43 号）			
設置の目的	公営住宅法第 1 条に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置している。			
敷地面積	4,077.99 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	1 号棟	木造	573.90 m <sup>2</sup>	平成 24 年度
	2 号棟	木造	573.90 m <sup>2</sup>	平成 24 年度
	3 号棟	木造	573.90 m <sup>2</sup>	平成 25 年度
	4 号棟	木造	573.90 m <sup>2</sup>	平成 25 年度
沿革	平成 24 年度 1 号棟、2 号棟建築 平成 25 年度 3 号棟、4 号棟建築			
事業概要	戸数：32 戸 間取り：2DK×16 戸、3DK×16 戸 共同施設：通路、駐車場 料金：家賃 21,300～51,100 円/月、駐車料 1,400 円/月			
運営形態等	直営又は指定管理者制度		指定管理者名（令和 2 年度）	
	指定管理者制度		株式会社西王不動産	



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
当初建設工事(第1期)	平成24年度	209,193	94,195	114,690	307
当初建設工事(第2期)	平成25年度	232,355	97,996	134,300	59
太陽光パネル設置工事	平成25年度	1,966	884	1,000	82
設計・測量業務委託	平成23年度	21,939	-	-	21,939
合計		465,455	193,076	249,990	22,389

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	28,168	27,399	27,204	27,138	29,826
業務費用	28,168	27,399	27,204	27,138	29,826
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	26,471	25,733	25,601	25,597	28,348
物件費	2,992	2,254	2,122	2,118	4,869
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	2,151	1,325	1,216	1,245	4,029
維持補修費	-	-	-	-	-

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	減価償却費	23,478	23,478	23,478	23,478	23,478
	その他	-	-	-	-	-
	その他の業務費用	1,696	1,666	1,603	1,540	1,478
	移転費用	-	-	-	-	-
経常収益		9,861	10,055	10,354	10,557	10,132
	使用料及び手数料	9,861	10,055	10,354	10,557	10,132
	その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト		18,306	17,344	16,850	16,580	19,694

(※) 指定管理者制度導入施設であり、指定管理料のうち維持管理業務に係る部分に県全体に対する当施設の管理戸数の割合を乗じて算定した。

### ③ 利用の状況等

#### イ) 住宅の利用状況

(単位: 戸、%)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
管理戸数 (A)		32	32	32	32	32
入居戸数 (B)		31	32	31	31	32
	うち高齢者世帯	11	12	15	15	17
	うち障害者世帯	5	4	4	5	5
	うち母子・父子世帯	6	5	5	6	6
入居率 (B ÷ A)		96.9	100.0	96.9	96.9	100.0
募集戸数		4	1	2	1	2
応募倍率		9.50	14.00	5.50	7.00	7.50

#### ロ) 共同施設の利用状況

(単位: 台)

項目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
駐車場	整備台数	32	32	32	32	32
	契約台数	28	32	30	31	29

#### ハ) 使用料及び手数料の体系及び減免基準

使用料及び手数料の料金体系	
(公営住宅法より抜粋) (家賃の決定) 省略 (「25 五十鈴アパート」参照)	
(公営住宅法施行令 (昭和 26 年政令第 240 号) より抜粋) (家賃の算定方法) 省略 (「25 五十鈴アパート」参照)	

(山形県県営住宅条例より抜粋)  
 (家賃額の決定)、(収入超過者の家賃)、(高額所得者の家賃)  
 省略(「25 五十鈴アパート」参照)

(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃(令和3年2月12日山形県告示第101号)より抜粋)

山形県県営住宅条例(昭和37年3月県条例第23号)第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値(以下「利便性係数」という。)及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、令和3年4月1日から施行し、令和2年1月県告示第59号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)は、令和3年3月31日限り廃止する。

住宅名	1戸当たり住戸専用面積(m <sup>2</sup> )	利便性係数	近傍同種の住宅の家賃(円)	摘要
県営飯塚住宅	55.4	0.93	84,400	平成24年度竣工
	67.0	0.93	99,300	同
	55.4	0.93	86,900	平成25年度竣工
	67.0	0.93	102,200	同

#### 減免基準

(山形県県営住宅条例より抜粋)

(家賃の減免及び徴収猶予)

第13条 知事は、入居者につき、収入が著しく低額である場合又は入居者若しくは同居者が病気、災害その他やむを得ない理由により著しく収入が減少し、若しくは支出が増加した場合において、特に必要があると認めるときは、家賃を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

#### ④ 県の個別施設計画における住棟別事業手法の判定結果及び今後の対策費用見込

##### イ) 住棟別事業手法の判定結果

個別施設計画の名称	山形県県営住宅長寿命化計画
-----------	---------------

#### 1次判定

社会的特性による判定				物理的特性による改善要否判定			事業の仮判定
需要	効率性	立地	仮方針	安全性	居住性	仮方針	
○	○	○	維持管理	改善不要	改善不要	改善不要	維持管理(確定)
2次判定				3次判定			
将来のストック量を踏まえた仮設定		事業の仮判定		集約・再編、地域ニーズの視点		事業費・時期の視点	事業手法の決定

—	維持管理 (確定)	—	—	維持管理
---	--------------	---	---	------

ロ) 今後の対策費用見込

当計画期間中の改善事業の計画なし。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 施設の老朽化及び財産の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 住棟別事業手法の判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された事業手法に基づいて具体的な対策の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 財産に係る使用料は関係法令に基づき算定されているか、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問及び関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 地方公会計の固定資産台帳上の耐用年数適用誤りの修正について」参照



(3) 指摘事項及び意見

① 地方公会計の固定資産台帳上の耐用年数適用誤りの修正について

当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、次のとおり、登録されている。

(単位：円)

財産番号	資産名称	科目	耐用年数	取得年度	取得価額	期末簿価
2014000040	飯塚団地建替第2期 (機械設備) 工事	建物	47	平成26年度	33,998,797	30,286,132
2014000040	飯塚団地建替第2期 (建築) 工事	建物	47	平成25年度	64,000,000	58,368,000
2014000040	飯塚団地建替第2期 (電気設備) 工事	建物	47	平成26年度	1,966,000	1,792,992
2014000041	飯塚団地建替第2期 (建築) 工事	建物	47	平成26年度	110,681,997	98,595,528
2014000041	飯塚団地建替第2期 (電気設備) 工事	建物	47	平成25年度	9,100,000	8,299,200
2014000041	飯塚団地建替第2期 (電気設備) 工事	建物	47	平成26年度	14,575,000	13,292,400
3014244241 0000402	飯塚団地建替第1期 (電気設備) 工事	建物	25	平成24年度	24,662,400	17,756,928
3014244241 0000403	飯塚団地建替第1期 (機械設備) 工事	建物	25	平成24年度	25,881,450	18,634,644
3014244241 0000404	飯塚団地建替第1期 (建築) 工事	建物	25	平成24年度	158,649,750	114,227,820

地方公会計で減価償却を行う際の耐用年数については、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の中で、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に規定されている耐用年数に従うこととされている。

総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル (令和元年8月改訂)」より抜粋  
(資産評価及び固定資産台帳整備の手引き)

45. 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」といいます。)に規定されている耐用年数に従うこととし、具体的には、「別紙3」及び「別紙4」のとおりとします。なお、端数が生じた場合においては、1円未満を切り捨てます。

この取扱いを当施設に当てはめた場合、設定すべき耐用年数及び毎年の減価償却費は次のとおりである。

資産の内容	現行		あるべき	
	耐用年数	減価償却費	耐用年数	減価償却費
第1期建築工事（木造）	25年	6,987千円	22年	7,940千円
第1期機械設備工事	25年	1,359千円	15年	2,266千円
第1期電気設備工事	25年	1,025千円	15年	1,709千円
第2期建築工事（木造）	47年	3,375千円	22年	7,211千円
第2期機械設備工事	47年	550千円	15年	1,725千円
第2期電気設備工事	47年	524千円	15年	1,644千円

ファシリティマネジメントにおいては、次のとおり、地方公会計制度の活用の重要度が高まっている。

「基本方針」IV推進体制等より抜粋

6 新たな地方公会計制度の活用

新たな地方公会計制度の導入により、資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」の把握が可能となることから、他団体と比較する等、地方公会計データを活用する手法を検討する。

総務省自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）より抜粋

第一 総合管理計画の見直しについて

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

2 記載が望ましい事項

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

県においても、上記の総務省通知を踏まえ、基本方針に有形固定資産の減価償却率の推移のデータを盛り込むこととしており、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。

「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」を適切に把握するためには、固定資産台帳の「取得価額」「期末簿価」が正確である必要がある。県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係るデータの耐用年数について修正する必要がある。【指摘事項】

27 元蔵王西部牧場

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	元山形県立蔵王西部牧場（牧場管理道路）			
所在地	山形県上山市小倉字大森 1964			
所管部課	農林水産部 畜産振興課			
敷地面積	38,501.51 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度
	該当なし	—	—	—
用途廃止の日	平成 20 年 4 月 1 日			
用途廃止前の 設置目的	<p>県では採算性の低い酪農経営の育成部門の合理化と優良牛の増殖を図ることにより経営規模の大規模化を推進し、本県畜産の振興と農家経営の安定を図るため、当牧場を設置し、育成牛の預託事業を主な事業としてその管理を財団法人山形県畜産振興公社に委託してきた。</p>			
沿革	<p>昭和 50 年 牧場設置</p> <p>平成 18 年 牧場廃止検討会を設置 (地権者との調整、用地返還に関する条件整備、施設の解体撤去費用積算、跡地の利活用検討を実施)</p> <p>平成 20 年 用途廃止</p> <p>平成 28 年 譲渡希望がない畜舎等の施設の解体完了 借地していた牧場用地の返還完了</p> <p>平成 29 年 譲渡希望があった畜舎等の施設の売払い完了</p>			
用途廃止の 経緯	<p>牧場開設当時の県の酪農家の経営規模は平均約 4 頭/戸だったが、用途廃止当時には平均約 32 頭/戸まで大規模化が進み、設置当時の目的が一定程度果たせたこと、農家戸数の減少により預託ニーズが減少したこと、開設から 30 年が経過し施設の老朽化や草地の荒廃が激しいことから、平成 17 年 7 月にあり方検討会を設置した。</p> <p>検討会において、預託条件や廃止による農家の預託需要への影響、畜舎等の更新費用等を勘案し、廃止すべきとの意見に集約され、平成 18 年 1 月に報告書がまとめられた。</p>			



② 行政コスト等の状況

イ) 用途廃止前の建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得 (道路部分)	昭和 47 年度 昭和 48 年度	2,369	-	-	2,369
当初建設工事	昭和 50 年度	1,404,777	637,224	-	767,553
合計		1,407,146	637,224	-	769,922

ロ) 用途廃止後の行政コスト等の状況

施設等の解体に要した金額	77,730 千円
用途廃止後に支出している 維持管理費の内容等	牧場管理道路の草刈り・側溝土砂上げ 約 190 万円/年 道路移管へ向けた事務費 約 10 万円/年
用途廃止後に発生している 所管課職員の業務内容等	年 2 回の道路維持業務委託の発注業務、上山市への道路移管に向けた地図混乱地の解消に係る事務

③ (用途廃止前の) 施設利用の成果

≪ 1 戸当たり飼養頭数 (乳用牛) ≫

(単位：頭)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	(R2)
山形県	4.0	6.4	10.6	13.3	21.2	26.3	31.8	53.3
東北	4.9	8.9	12.6	16.7	25.0	29.8	32.9	47.7

(出典) 農林水産省「畜産統計調査-乳用牛飼養戸数・頭数累年統計」

④ 財産の利活用・売却等に関する取組みの状況

これまでの取組み の状況	牧場廃止決定後、主要な畜産業者や農業者及び施設の底地の所有者等に施設を含めた牧場跡地の利用について打診し、利用の意
-----------------	---

	<p>思確認や利用計画について聞取りを行った。最終的には、牧場全体の利用意思を有し、各々の土地の所有者との売買（又は賃借）の交渉で同意を得た農業法人に施設を売却した。</p> <p>農業法人の利用計画において不要な一部の施設については、解体又は底地の所有者に売却した。</p>
今後の予定	<p>県有財産として残っている管理道路については、民地部分と一括した上山市への譲渡に向けて、地図混乱地の調査及び混乱解消に向けた法務局との協議を進める。</p>

(2) 実施した手続及び結果

- ① 施設の老朽化や行政コストの発生状況を踏まえて財産の管理状況は適切か、今後の利活用の取組みや処分について検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 財産の管理に係る事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複及び除却登録漏れの修正について」参照

(3) 指摘事項及び意見

- ① 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複及び除却登録漏れの修正について  
当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報に、次のとおり、データの重複及び既に解体して実在しない施設の除却登録漏れが確認された。

《データの重複》

財産番号	資産名称	科目	執行機関	取得年度	取得価額	期末簿価
2007004343	蔵王西部牧場	土地	環境農業推進課	S47年度	1,504,524	1,504,524
2007004344	蔵王西部牧場	土地	環境農業推進課	S48年度	10,150,185	10,150,185
2009000011	元蔵王西部牧場	土地	管財課	S47年度	1,504,524	1,504,524
2009000013	元蔵王西部牧場	土地	管財課	S48年度	10,150,185	10,150,185

《除却登録漏れ》

財産番号	資産名称	科目	執行機関	取得年度	取得価額	期末簿価
2007004378	蔵王西部牧場油庫	建物	環境農業推進課	S49年度	1,176,038	1
2007004381	蔵王西部牧場農具舎	建物	環境農業推進課	S57年度	39,937,200	1
2007004383	蔵王西部牧場避難舎	建物	環境農業推進課	S59年度	40,039,150	1
2007004384	蔵王西部牧場育成牛舎	建物	環境農業推進課	H8年度	19,665,220	1
2007004385	蔵王西部牧場堆肥舎	建物	環境農業推進課	H9年度	7,306,356	1
2007004343	蔵王西部牧場	土地	環境農業推進課	S47年度	1,504,524	1,504,524
2007004344	蔵王西部牧場	土地	環境農業推進課	S48年度	10,150,185	10,150,185
2009000011	元蔵王西部牧場	土地	管財課	S47年度	1,504,524	1,504,524
2009000013	元蔵王西部牧場	土地	管財課	S48年度	10,150,185	10,150,185

ファシリティマネジメントにおいては、次のとおり、地方公会計制度の活用の重要度が高まっている。

「基本方針」Ⅳ推進体制等より抜粋

6 新たな地方公会計制度の活用

新たな地方公会計制度の導入により、資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」の把握が可能となることから、他団体と比較する等、地方公会計データを活用する手法を検討する。

総務省自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）より抜粋

第一 総合管理計画の見直しについて

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

2 記載が望ましい事項

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

県においても、上記の総務省通知を踏まえ、基本方針に有形固定資産の減価償却率の推移のデータを盛り込むこととしており、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。


「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」を適切に把握するためには、固定

資産台帳の「取得価額」「期末簿価」が正確である必要がある。県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係るデータの重複や除却登録漏れについて修正する必要がある。【指摘事項】

28 元三川第3号職員アパート

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	元三川第3号職員アパート			
所在地	山形県東田川郡三川町大字横山字袖東17番8号			
所管部課	庄内総合支庁総務企画部総務課			
敷地面積	1,463.46 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	元共同住宅(独身寮)	鉄筋コンクリート造	847.89 m <sup>2</sup>	昭和56年度
公舎指定解除日	平成25年4月1日			
公舎指定解除前 の設置目的	職員の福利厚生及び県の事務・事業の円滑な運営を目的として設置した。			
沿革	<p>昭和56年 建築（以降改修工事は実施していない。）                  （公舎の概要）                  戸数：21戸、用途：独身男性用                  間取り：和室6畳 バス・トイレ共同 食堂あり                  料金：公舎料4,000円/月、駐車料1,100円/月</p> <p>平成25年 公舎指定解除</p>			
公舎指定解除の 経緯	入居者の減少及び施設の老朽化のため、公舎指定解除となった。			
外観				



② 行政コスト等の状況

イ) 公舎指定解除前の建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	職員共済組合から借入	一般財源
当初建設工事	昭和 56 年度	242,651	-	242,651	-
合計		242,651	-	242,651	-

ロ) 公舎指定解除後の行政コスト等の状況

施設等の解体に要した金額	解体していない。
用途廃止後に支出している維持管理費の内容等	敷地内の機械除草経費 約 4～5 万円/年
用途廃止後に発生しているその他の行政コスト	<p>(人件費)</p> <p>予算の執行状況により敷地内の機械除草経費を委託できない場合は、職員が年 1 回程度草刈り作業を実施している。</p> <p>(減価償却費)</p> <p>昭和 56 年度建築で公舎指定解除まで 30 年使用した。鉄筋コンクリート造、耐用年数 47 年で算定した場合、減価償却費が毎年 5 百万円発生している。</p> <p>(参考) 令和 2 年度末帳簿価額 40 百万円</p>

③ (用途廃止前の) 利用の状況等

(単位:戸、%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入居戸数 (A)	21	21	21	21	21
総戸数 (B)	7	6	4	4	4
入居率 (A÷B)	33.3	28.6	19.0	19.0	19.0

④ 財産の利活用・売却等に関する取組みの状況

これまでの取組みの状況	毎年庁内各課及び庄内地域の 2 市 3 町に対し情報提供及び利用計画について照会している。
今後の予定	売却処分を検討している。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 施設の老朽化や行政コストの発生状況を踏まえて財産の管理状況は適切か、今後の利活用の取組みや処分について検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「① 未利用財産の県ホームページ等での公表による利活用・売却の促進について」参照

- ② 財産の管理に係る事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

- ① 未利用財産の県ホームページ等での公表による利活用・売却の促進について

県は、利活用の見込みのない県有地を「未利用財産」と定義づけ、その利活用・売却については、次のプロセスにより検討するものとしている。

「基本方針」IV推進体制より抜粋

2 財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス

未利用財産の利活用・売却等については、以下のプロセスにより、様々な観点から全庁的に利活用の方法を十分に検討するものとする。なお、地元市町村等における公益的活用や地域振興等を目的とした活用に配慮して優先的に処分することにより、公共サービスの向上を図るものとする。

- ① 財産の管理を所管する部局内での利活用の検討
- ② 全庁的な利活用の検討
- ③ 市町村等への情報提供、公共的団体等による利活用の確認
- ④ 利活用がない場合、民間等への売却や貸付け

当施設についても、このプロセスにより、敷地となっている土地も掲載されている「普通財産（土地）一覧表」が、毎年庁内各課及び庄内地域の2市3町に対して情報提供され、利用計画について照会されている。

これまで利用・処分に関する問い合わせは、平成25年に老人福祉施設として、平成26年に民間アパート用地としての2件の照会があったが、利活用につながって

ない状況である。

県では、未利用財産として土地のみを対象とし、市町村等へ情報提供を行っているが、建物を含めた未利用財産の売却に向けた取組みが、総務省ホームページの「地方公会計に関する取組事例集」に固定資産台帳を活用した事例として掲載されている。

## 固定資産台帳を活用した未利用資産の売却（大分県竹田市）

### 事例概要

○ 保有している財産を有効に活用するため、固定資産台帳システムにおいて売却可能資産一覧を管理し、売却・貸付が可能な資産について、市の広報誌やホームページで公募。

### 取組内容

○ 固定資産台帳システムにおいて、売却可能資産について管理(売却可能フラグを設定)するとともに、一覧を抽出の上、同システムに登録された各施設の状態などを参考にしながら、売却・貸付資産を決定。

○ 対象資産の売却・貸付に当たっては、市の広報誌やホームページにおいて公募を実施。

○ 加えて、売却可能資産及び老朽化の進んだ資産の有効活用をさらに推進するため、令和2年度に、対象施設をツアー形式で巡るサウンディング調査(民間事業者から広くアイデアや意見を聴取)を実施。ツアーには約20名が参加。当該意見も踏まえ、引き続き、活用方策を検討していく予定。

施設名称	所在地	建物用途区分	建物構造	延床面積㎡	建築取得金額円	建築年月日	取組年月日	売却可能フラグ	総用年数
下本分庁舎	竹田大字会々字下本2316-1	庁舎	鉄筋2階以上	620.61	102,000,000	昭和38年8月10日	平成2年3月5日	売却可能資産	59
竹田力源講堂4分団取組施設納庫	竹田大字会々字藤丸13816-5	倉庫・物置	鉄骨造	72.33	4,520,000	昭和65年4月1日		売却可能資産	31
赤坂地区集会所	竹田大字会々字下本2894-1	集会所・会議室	木造	97.82	8,950,700	平成2年3月23日		売却可能資産	22
5町地区集会所	竹田大字竹田字山取116-4	集会所・会議室	木造	54.94	8,520,000	昭和65年4月14日		売却可能資産	22
東中自治会集会所	竹田大字玉来字鶴内1347	庁舎	木造	104.34	9,000,000	昭和65年3月23日		売却可能資産	24
竹田中学校校長共済会講堂	竹田大字竹田字鬼ヶ崎1065-2	その他	鉄骨造	576.00	16,300,000	昭和49年3月25日		売却可能資産	37
自治会講堂	竹田大字竹田大字高島4-6-4	体育館	鉄骨造	420.00	75,000,000	昭和53年12月1日		売却可能資産	34
久在牧養会	竹田大字竹田大字長坂5802-2	教会・福祉	木造	492.69	85,000,000	昭和64年10月1日		売却可能資産	22
長寿館	竹田大字大野大字長壽講堂7963	遊園・風呂場	鉄骨造	316.46	22,152,200	昭和61年12月2日		売却可能資産	34
後藤地区集会所	竹田大字大野大字下田北4471-2	集会所・会議室	木造	85.00	6,286,000	昭和62年12月16日		売却可能資産	22

#### 公募イメージ

市が保有している建物を一般競争入札で売却します

入札日時 3月4日(水)午前9時～入札場所 市役所本庁舎2階会議室  
 参加方法 事前に、財政課市有財産管理課管理室にお申し込みください。  
 受付期間 2月12日(火)～3月3日まで  
 ※現場説明会は設定していませんが、物件確認は事前確認により受け付けます。  
 ※土地については貸し付けとなります。  
 ※売却等を検討している方等は入札に参加できません。  
 ※財政課市有財産管理課 電話03-1111(内線233)

#### ホームページ掲載例

検索結果一覧

物件ID	物件名	所在地	種類	延床面積	取得年月	売却可能フラグ
1	竹田力源講堂4分団取組施設納庫	竹田大字会々字藤丸13816-5	倉庫・物置	72.33	昭和65年4月1日	売却可能
2	赤坂地区集会所	竹田大字会々字下本2894-1	集会所・会議室	97.82	平成2年3月23日	売却可能

### 効果等

○ 固定資産台帳の情報を活用することで、市の保有する未利用財産の状況が一覧的に把握できることから、効率的に売却対象となる物件を選定可能。

○ これまで、公募により、個人や民間事業者等に売却・貸付を実施(令和元年度:5件売却)。

(出典：総務省ホームページ「地方公会計に関する取組事例集」)

これは、固定資産台帳を活用した事例であるが、前述の「普通財産(土地)一覧表」に県有財産総合管理推進本部が毎年取りまとめている普通財産である建物や使用中止している建物(行政財産)等を含めた売却・貸付可能一覧を作成し、これによることは可能と考える。


県は、普通財産である土地の利活用・処分に関する市町村への照会に加えて、未利用建物を含めた売却・貸付可能一覧を作成し、県ホームページ等での公募やサウンディング調査(民間事業者から広く利活用のアイデアや意見を聴取)の実施等、民間への情報発信をし、財産の利活用・売却を促進することを検討されたい。【意見】

419

## 29 警察職員福祉施設パラシオもがみ

### (1) 施設等の概要

#### ① 概要

施設等の名称	元警察職員福祉施設パラシオもがみ			
所在地	山形県天童市鎌田二丁目1番62号			
所管部課	山形県警察本部 施設装備課			
敷地面積	6,271.80 m <sup>2</sup>			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	元保養所	R C造5階建	2,819.68 m <sup>2</sup>	平成4年度
用途廃止の日	令和3年4月1日			
用途廃止前の 設置目的	警察職員の福祉の増進に資するための宿泊保養施設			
沿革	<p>平成4年 警察共済組合の不動産投資事業として、前身の保養所「もがみ荘」の建替えにより整備 (土地は県有、建物は警察共済組合への借入償還が完了するまでは共済組合の所有。運営は共済組合が実施。)</p> <p>平成26年 借入償還が完了し、建物が共済組合から県に譲与された。 (土地・建物を共済組合に無償貸付けし、引き続き、共済組合が施設を運営。)</p> <p>令和2年 9月営業終了</p>			
用途廃止の 経緯	利用者ニーズが多様化し、年々利用者数が減少するなどし、営業を終了することとなった。			
外観				

② 行政コスト等の状況

イ) 用途廃止前の建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	警察共済組合から借入	一般財源
用地取得	昭和 57 年度 平成 2 年度	112,874	-	112,874	-
当初建設工事	平成 4 年度	1,153,363	-	1,153,363	-
調査・設計等	平成 2 年度	60,762	-	60,762	-
合計		1,327,000	-	1,327,000	-

ロ) 用途廃止後の行政コスト等の状況

施設等の解体に要した金額	解体していない。
用途廃止後に支出している維持管理費の内容等	巡回警備業務委託 627 千円/年 法定外公共物使用料 0.7 千円/年
用途廃止後に発生しているその他の行政コスト	(人件費) 所管課職員による上記維持管理業務に係る契約事務等が発生している。 (減価償却費) 平成 4 年度開業で 30 年経過している。鉄筋コンクリート造、耐用年数 47 年で算定した場合、減価償却費が毎年 24 百万円発生している。 (参考) 令和 2 年度末帳簿価額 417 百万円

③ (用途廃止前の) 利用の状況等

《イ) 利用者数合計、ロ) うち警察共済組合利用者》

(単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イ)	10,208	10,924	10,534	10,554	8,916	9,099	8,576	7,390	6,593	1,319
ロ)	7,996	7,867	7,491	7,513	6,154	6,822	6,537	5,925	5,567	1,281

④ 財産の利活用・売却等に関する取組みの状況

これまでの取組みの状況	県警察本部内及び全庁的な利活用の検討、天童市への情報提供等により利活用の確認を行った結果、利活用の計画がないため、民間への売却を予定している。
今後の予定	一般競争入札による民間への売却。令和 3 年度公告、令和 4 年度入札予定。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 施設の老朽化や行政コストの発生状況を踏まえて財産の管理状況は適切か、今後の利活用の取組みや処分について検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ② 財産の管理に係る事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし

30 酒田北港地区

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	酒田北港地区																																							
所在地	(酒田臨海工業団地) 山形県酒田市宮海、古湊、高砂、林内 (鳥海南工業団地) 山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂り松																																							
所管部課	産業労働部工業戦略技術振興課 産業立地室																																							
根拠法令等	山形県土地取得事業特別会計条例 (昭和 45 年 3 月 5 日山形県条例第 6 号)																																							
設置の目的	酒田臨海工業団地、鳥海南工業団地に企業を誘致し、分譲するために用地を取得し、造成している。																																							
敷地面積	(酒田臨海工業団地) 382, 151. 42 m <sup>2</sup> うち企業用分譲用地 127, 612 m <sup>2</sup> (鳥海南工業団地) 375, 307. 03 m <sup>2</sup> うち企業用分譲用地 277, 963 m <sup>2</sup>																																							
沿革	<p>(酒田臨海工業団地)</p> <p>酒田港湾整備の一環として計画され、昭和 49 年に分譲を開始した。その後の分譲の状況は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位 : ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>S49 年度</th> <th>～H11 年度</th> <th>～H23 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分譲</td> <td>開始</td> <td>234. 0</td> <td>10. 2</td> <td>3. 8</td> <td>1. 2</td> </tr> <tr> <td>未分譲</td> <td>262. 0</td> <td>28. 0</td> <td>17. 8</td> <td>14. 0</td> <td>12. 8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(鳥海南工業団地)</p> <p>酒田北港背後地における臨海工業用地への地理的近接性を考慮し、波及効果の優れた工場を配置するために計画され、昭和 49 年に分譲を開始した。その後の分譲の状況は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位 : ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>S49 年度</th> <th>～H11 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分譲</td> <td>開始</td> <td>48. 9</td> <td>2. 6</td> <td>0. 3</td> <td>0. 6</td> <td>2. 0</td> </tr> <tr> <td>未分譲</td> <td>82. 2</td> <td>33. 3</td> <td>30. 7</td> <td>30. 4</td> <td>29. 8</td> <td>27. 8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 令和 3 年度に 1 件 5. 0ha の分譲を実施している。</p>		S49 年度	～H11 年度	～H23 年度	H28 年度	H29 年度	分譲	開始	234. 0	10. 2	3. 8	1. 2	未分譲	262. 0	28. 0	17. 8	14. 0	12. 8		S49 年度	～H11 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H29 年度	分譲	開始	48. 9	2. 6	0. 3	0. 6	2. 0	未分譲	82. 2	33. 3	30. 7	30. 4	29. 8	27. 8
	S49 年度	～H11 年度	～H23 年度	H28 年度	H29 年度																																			
分譲	開始	234. 0	10. 2	3. 8	1. 2																																			
未分譲	262. 0	28. 0	17. 8	14. 0	12. 8																																			
	S49 年度	～H11 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H29 年度																																		
分譲	開始	48. 9	2. 6	0. 3	0. 6	2. 0																																		
未分譲	82. 2	33. 3	30. 7	30. 4	29. 8	27. 8																																		
事業概要	<p>《分譲価格》</p> <p>酒田臨海工業団地…14, 900 円/m<sup>2</sup></p> <p>鳥海南工業団地…7, 600 円/m<sup>2</sup></p>																																							

《分譲価格の設定方針》

事業費を土地の分譲収入で回収するため総括原価回収方式（分譲単価＝総事業費/分譲面積）により設定している。

総事業費とは、土地の取得原価に造成費、管理費及び支払利息を加えたものをいう。

《総括原価回収方式に含まれる造成費、管理費の内容》

- ・造成費…工業団地の分譲に必要な樹木の伐採・伐根・処分経費や整地・造成経費、取付道路や側溝の整備経費等
- ・管理費…未分譲地の維持管理費（除草、代替山林の維持管理経費、分筆・測量経費）等

《分譲用地以外の土地の概要と今後の方針》

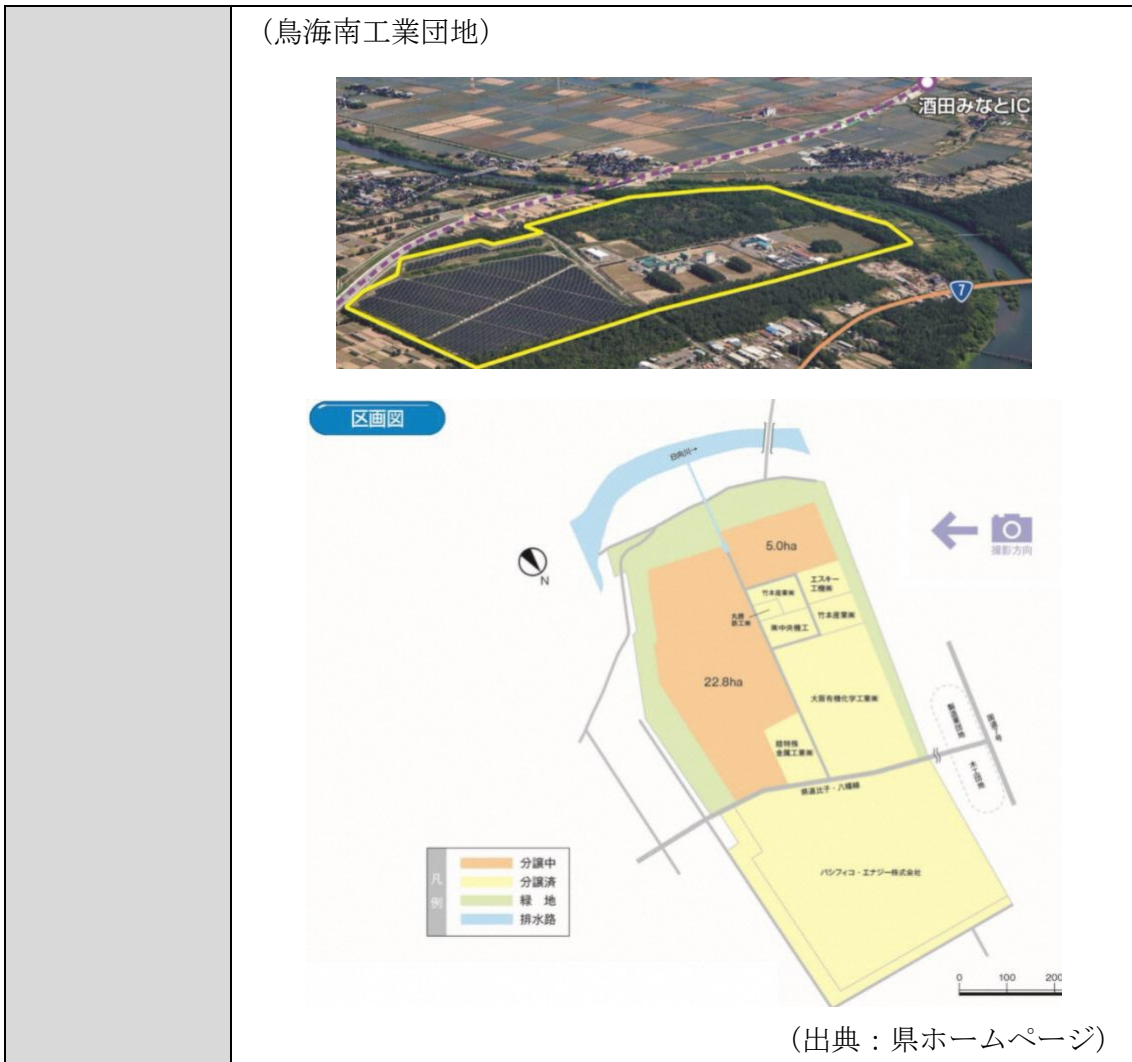
分譲用地以外の土地には、緑地等が含まれている。これらの土地については、分譲用地の売却が終了した段階で港湾管理者や地元市町への譲渡を予定している。

外観等

(酒田臨海工業団地)







② 行政コスト等の状況

《令和2年度までの土地取得事業特別会計における決算額の累計》 (単位：千円)

区分	項目	決算額
収入	国庫補助金 (利子補給金)	1,727,396
	財産収入	30,595,953
	財産売払収入	30,367,148
	財産貸付収入	228,805
	一般会計繰入金	3,497,216
	一般会計借入金	5,565,950
	他団地会計から充当収入	59,800
	諸収入	176,823
	県債	27,951,050
	計	69,574,188
支出	用地取得費	6,425,625
	造成工事費	16,601,910

区分	項目	決算額
	人件費	3,061,240
	その他の事業費（事務費等）	1,940,408
	一般会計繰出金	1,259,950
	一般会計借入金償還	1,259,950
	余剰金	0
	他団地会計に充当支出	0
	公債費	40,200,338
	元金償還	27,543,763
	支払利息	12,645,849
	公債諸費	10,726
	計	69,489,471
	差引（収入計－支出計）	84,717

### ③ 財産の利活用・売却等に関する取組みの状況

<p>これまでの取組みの状況</p>	<p>（平成 12 年度～平成 19 年度）</p> <p>平成 13 年度から今後の成長産業として期待される環境・エネルギー分野の立地促進にも取り組むほか、平成 15 年度から両地区にリース期間終了後の買取りを条件とする土地リース制度を設けている。</p> <p>（平成 20 年度～令和 2 年度）</p> <p>分譲促進に関する取組みとして、3 大都市圏を中心とした企業の立地ニーズや投資情報を把握するためのアンケート調査や東京や名古屋における立地セミナーの開催等を行ってきた。</p> <p>また、当県立地のインセンティブとなる企業立地促進補助金については、県内への企業立地の中でもバイオ関連・自動車・有機 EL・航空機関連分野の事業を行う企業への加算措置を行うことや本社機能移転や研究開発施設の設置に対する補助要件を緩和すること、雪対策の実施に係る補助メニューを整備するなど、県の産業振興施策と連動した企業誘致を目指している。</p> <p>さらに、同補助金の中では、特に酒田臨海工業団地でリサイクル関連産業を行う企業への加算措置や鳥海南工業団地への立地に対して、拠点団地への進出に係る補助メニューを整備するとともに、平成 23 年度より取得面積に応じた補助率の加算措置を導入するなど、酒田北港地区へ進出する企業への優遇を行い、分譲の促進を図っている。</p>
--------------------	---

<p>全ての分譲が完了しない原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年利便性が向上している内陸地方の東北中央自動車道沿いの工業団地に比較すると、交通アクセスの面で弱い部分がある。</li> <li>● 雇用の面で比較的人口が集中しているエリアから離れた場所に位置している。</li> <li>● 酒田臨海工業団地においては、条例により、設置できる構築物を規制していることや未分譲区画が強風や高波の影響を受ける可能性がある場所となっている。</li> </ul>
<p>今後の予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遊佐沖をはじめ庄内沿岸部での洋上風力発電を含む再生可能エネルギー関連事業の増加が見込まれるため、動向を注視しつつ、企業誘致においても活動に生かしていく。</li> <li>● 日本海沿岸東北自動車道（新潟－青森）や庄内地域と最上地域を繋ぐ新庄酒田道路（地域高規格道路）の開通等により、移動や物流の活発化が期待されるため、交通アクセスの向上を機会とした誘致活動を行っていく。</li> </ul>

(2) 実施した手続及び結果

- ① 施設の老朽化や行政コストの発生状況を踏まえて財産の管理状況は適切か、今後の利活用の取組みや処分について検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「① 総括原価回収方式の原価の範囲の見直しと分譲用地以外の土地に係る譲渡時期前倒しの検討について」参照

- ② 財産の管理に係る事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「② 地方公会計の固定資産台帳上の移管登録漏れの修正について」参照

- ③ 平成12年度山形県包括外部監査（テーマ「普通財産の管理について」）の中で当該土地取得事業特別会計の所有物件である酒田北港地区に関する監査結果が報告されているため、県の措置状況及び令和2年度における状況を確認するという観点で、所管課に対する質問及び関連資料の閲覧を行った。

(結果)

(3) 「③ ふ頭用地等の港湾管理者等に対する早期譲渡の検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 総括原価回収方式の原価の範囲の見直しと分譲用地以外の土地に係る譲渡時期前倒しの検討について

当財産のうち、分譲用地以外の土地の面積は次のとおりであり、酒田臨海工業団地においては企業用分譲用地以上の面積を有している。

工業団地	全面積	企業用分譲用地	分譲用地以外の土地
酒田臨海工業団地	382,151 m <sup>2</sup>	127,612 m <sup>2</sup>	254,539 m <sup>2</sup>
鳥海南工業団地	375,307 m <sup>2</sup>	277,963 m <sup>2</sup>	97,344 m <sup>2</sup>

これらの分譲用地以外の土地について、県では、分譲用地の売却が終了した段階で港湾管理者や地元市町へ譲渡する予定であるが、昭和49年から分譲開始され、47年経過した現在でも終了していないことを考慮すると、今後の譲渡時期を見通すことは困難である。

一方で、この期間に、これらの土地の一部では浸食対策の護岸工事が、緑地は維持管理委託費が発生し、土地取得事業特別会計から支出している。

当特別会計から支出するという事は、総括原価回収方式に基づき分譲先からの土地売払収入により負担することを意味する。当初の計画期間で分譲が完了するのであれば、分譲収入の範囲に収まり問題は生じないが、分譲期間が長期化している現状においては、今後、計画した分譲収入の範囲に収まらなくなることも考えられる。その場合には、総括原価回収方式に基づき、分譲価格の値上げが必要となり、かえって分譲完了時期が遠のくこととなりうると考える。

県の定める総括原価回収方式における「原価」は、工業団地の分譲に必要な樹木の伐採・伐根・処分経費や整地・造成経費、取付道路や側溝の整備経費等（“造成費”）と未分譲地の維持管理費（除草、代替山林の維持管理経費、分筆・測量経費）等（“管理費”）であるが、宮海公共ふ頭の対岸部分及び同ふ頭に隣接する緑地の浸食対策工事や長期にわたる緑地の維持管理費については、分譲開始時の想定を超えるものであると考える。これらの支出については、用地の譲渡先となることが想定される港湾管理者等に負担を求めることを検討する必要があると考える。

県は、分譲期間が長期化している現状を踏まえて、維持管理費の軽減及び受益者負担の適正化の観点から、総括原価回収方式に基づき分譲収入により負担する原価の範囲の見直しと、分譲用地以外の土地の譲渡時期の前倒しについて、検討されたい。【意見】

② 地方公会計の固定資産台帳上の移管登録漏れの修正について

当財産について、県の地方公会計データのうち土地取得事業特別会計に係る固定資産台帳の情報に、企業局への施設の移管登録漏れが確認された。

具体的には、次の財産については、企業局との確認書に基づき、平成 23 年度に企業局へ移管済みであるが、地方公会計データ上は土地取得事業特別会計において固定資産として登録されている。

財産番号	資産名称	科目	会計	取得年度	取得価額	期末簿価
3014224227 0615052	平成 22 年度鳥海南工業 団地地形測量業務委託	工作物	土地取得事業	H22 年度	3,914,400	3,033,660
3014224227 0626552	平成 22 年度鳥海南工業 用水道（ポンプ場）詳細 設計業務委託	工作物	土地取得事業	H22 年度	4,860,000	3,766,500
3014234237 0626501	平成 23 年度鳥海南林内 ポンプ場電気・機械設備 工事	工作物	土地取得事業	H23 年度	70,362,600	56,290,080
3014234237 0626502	平成 23 年度鳥海南林内 ポンプ場計装設備工事	工作物	土地取得事業	H23 年度	19,972,050	15,977,642
3074234227 0626551	平成 22 年度鳥海南工業 用水道（配水管布設）測 量及び詳細設計業務委託	工作物	土地取得事業	H23 年度	14,727,300	11,781,844
3074234227 0626552	平成 22 年度鳥海南工業 用水道（ポンプ場）詳細 設計業務委託	工作物	土地取得事業	H23 年度	18,908,850	15,127,082
3514234227 0626501	平成 22 年度鳥海南林内 ポンプ場建築工事	工作物	土地取得事業	H23 年度	39,816,000	31,852,800
3514234227 0626503	平成 22 年度鳥海配水管 布設工事	工作物	土地取得事業	H23 年度	120,498,000	96,398,404

ファシリティマネジメントにおいては、次のとおり、地方公会計制度の活用の重要度が高まっている。

「基本方針」Ⅳ推進体制等より抜粋

6 新たな地方公会計制度の活用

新たな地方公会計制度の導入により、資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」の把握が可能となることから、他団体と比較する等、地方公会計データを活用する手法を検討する。

総務省自治財政局財務調査課長通知「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日）より抜粋  
第一 総合管理計画の見直しについて

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

2 記載が望ましい事項

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

県においても、上記の総務省通知を踏まえ、基本方針に有形固定資産の減価償却率の推移のデータを盛り込むこととしており、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。

「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」を適切に把握するためには、固定資産台帳の「取得価額」「期末簿価」が正確である必要がある。県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係るデータの移管登録漏れについて修正する必要がある。【指摘事項】

③ ふ頭用地等の港湾管理者等に対する早期譲渡の検討について

平成 12 年度山形県包括外部監査における当財産に関する監査報告の概要及び県の措置状況は次のとおりである。

報告書の概要及び監査結果【指摘】	「平成 12 年度山形県包括外部監査結果報告書」p. 28 より抜粋	
	③土地取得事業会計の財政状態について	
	土地取得事業会計は官庁会計で貸借対照表を作成していないが、今後の収支見通しは以下のとおりである。	
	単位：百万円	
	科 目	金 額
	収入	
	分譲収入	9,534
	貸付収入等	220
	収入合計	9,754
	支出	
	造成費	2,861
	事務費	341
	県債償還（元金）	952
	県債償還（利子）	103
	一般会計借入金	5,495
	支出合計	9,754
	(注) 平成 12 年度から平成 20 年度までの収支見通しである。	

	また、同特別会計の平成 11 年度末借入金残高は 単位：百万円					
	<table border="1"> <tr> <td>県債</td> <td>952</td> </tr> <tr> <td>一般会計借入金</td> <td>5,495</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,448</td> </tr> </table>	県債	952	一般会計借入金	5,495	合計
県債	952					
一般会計借入金	5,495					
合計	6,448					
	となっており、一般会計からの借入金は無利息となっている。					
	<p>以上のように前述した分譲価格で計画どおり土地の売却が進めば、土地取得事業特別会計に損失は発生しないことになる。しかし、同会計には平成 12 年 3 月 31 日現在 6,448 百万円の借入金があり、そのうち 5,495 百万円が一般会計からの無利子借入金である。この無利子借入金により分譲価格の維持が図られてきたが、無利子借入金といえども、早期の償還をはかるべきものと思料される。</p>					
県の措置 の内容	<p>(措置の公表日：平成 19 年 9 月 18 日)</p> <p>一般会計に対して、平成 12 年度には 3 億 6,300 万円、平成 15 年度には 8 億 2,695 万円を償還しており、平成 17 年度末現在の無利子借入金残高は約 43 億円となっております。</p> <p>今後も分譲促進を図りながら早期の償還を図ってまいります。</p>					

これに対して、令和 2 年度末時点の借入金残高及び今後の収支見込みは、次のとおりである。

《令和 2 年度末借入金残高》		
県債		407 百万円
一般会計借入金		4,306 百万円
《今後の収支見込み》 (単位：百万円)		
収入	分譲収入	5,603
	一般会計繰入金	400
	前年度繰越金	84
	計	6,087
支出	造成工事費	900
	人件費	400
	事務費等	70
	県債償還 (元金)	407
	県債償還 (利子)	4
	一般会計借入金償還	4,306
	余剰金	0
	計	6,087

《分譲収入見込額の内訳》

(単位：百万円)

団地	内容		面積	単価	収入見込額
酒田臨海工業団地	企業用分譲用地		127,524 m <sup>2</sup>	14,900 円/m <sup>2</sup>	1,900
			88 m <sup>2</sup>	9,800 円/m <sup>2</sup>	0
	公共 用地	ふ頭用地等	107,103 m <sup>2</sup>	9,800 円/m <sup>2</sup>	1,050
			35,023 m <sup>2</sup>	14,900 円/m <sup>2</sup>	522
		国道拡幅用地	1,263 m <sup>2</sup>	14,900 円/m <sup>2</sup>	19
鳥海南工業団地	企業用分譲用地		277,963 m <sup>2</sup>	7,600 円/m <sup>2</sup>	2,112
計					5,603

(出典：県作成資料)

令和2年度末借入金残高については、まず、県債は平成12年度山形県包括外部監査時点であった952百万円が全額償還され、平成27年度及び平成28年度に分譲のための浸食対策工事及び護岸整備工事を行うために新たに起債したものである。一般会計からの無利子借入金については、平成19年度の措置公表時以降返済はなく、同額で推移している。

今後の収支見込みについては、今後発生する造成工事費が9億円以下で、かつ、計画された分譲価格で分譲予定地が全て売却される場合には、当会計に損失は発生せず、県債及び一般会計借入金を全額返済可能という見込みとなっている。

ただし、分譲収入見込額の内訳のうち「ふ頭用地等」には、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保している土地や専用泊地、堀込用地等がある。当該ふ頭用地等について、民間への売却可能性が低い場合には早期に港湾管理者等に譲渡し、県債や一般会計借入金の償還原資とすることを検討されたい。【意見】